

平成25年第2回志布志市議会定例会会議録

目 次

第1号（6月14日）	頁
1. 議事日程	11
2. 出席議員氏名	12
3. 欠席議員氏名	12
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	12
5. 議会事務局職員出席者	12
6. 開 会・開 議	13
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	13
8. 日程第2 会期の決定	13
9. 日程第3 報告	13
10. 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について	14
11. 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度志布志市一般会計補正予算（第8号））	17
12. 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）	18
13. 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）	19
14. 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	20
15. 日程第9 議案第35号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について	21
16. 日程第10 議案第36号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	28
17. 日程第11 議案第37号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	29
18. 日程第12 議案第38号 工事請負契約の締結について	30
19. 日程第13 議案第39号 土地改良事業の施行について	35
20. 日程第14 議案第40号 土地改良事業の施行について	36
21. 日程第15 議案第41号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第1号）	38
22. 日程第16 議案第42号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	50
23. 日程第17 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて	51
24. 散 会	52

第2号（6月17日）

1. 議事日程	53
2. 出席議員氏名	54
3. 欠席議員氏名	54
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	54
5. 議会事務局職員出席者	54
6. 開 議	55
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	55
8. 日程第2 一般質問	55
小野 広嗣	55
西江園 明	84
平野 栄作	98
東 宏二	115
9. 散 会	134

第3号（6月18日）

1. 議事日程	135
2. 出席議員氏名	136
3. 欠席議員氏名	136
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	136
5. 議会事務局職員出席者	137
6. 開 議	137
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	137
8. 日程第2 一般質問	137
小園 義行	137
鶴迫 京子	160
下平 晴行	179
9. 日程第3 議案第43号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	193
10. 散 会	201

第4号（6月28日）

1. 議事日程	202
2. 出席議員氏名	203
3. 欠席議員氏名	203

4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	203
5.	議会事務局職員出席者	203
6.	開 議	204
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	204
8.	日程第2 議案第36号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	204
9.	日程第3 議案第39号 土地改良事業の施行について	205
10.	日程第4 議案第40号 土地改良事業の施行について	206
11.	日程第5 議案第41号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第1号）	207
12.	日程第6 議案第42号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	214
13.	日程第7 同意第3号 副市長の選任につき同意を求めることについて	216
14.	日程第8 陳情第2号 政府の地方財政対策に関する意見書の提出について	219
15.	日程第9 発議第4号 政府の平成25年度地方財政対策に関する意見書の提出について	220
16.	日程第10 議員派遣の決定	221
17.	日程第11 閉会中の継続審査申し出について（総務常任委員長・議会運営委員長）	221
18.	日程第12 閉会中の継続調査申し出について（総務常任委員長・文教厚生常任委員長 ・産業建設常任委員長・議会運営委員長）	222
19.	閉 会	222

平成25年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
6月14日	金	本会議	開会 会期の決定 議案上程
15日	土	休 会	
16日	日	休 会	
17日	月	本会議	一般質問
18日	火	本会議	一般質問・追加議案上程
19日	水	休 会	
20日	木	委員会	常任委員会
21日	金	休 会	
22日	土	休 会	
23日	日	休 会	
24日	月	休 会	
25日	火	休 会	
26日	水	休 会	
27日	木	休 会	
28日	金	本会議	委員長報告・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第1号	繰越明許費繰越計算書について
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度志布志市一般会計補正予算(第8号))
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
議案第35号	志布志市やちくふるさと村の指定管理者の指定について
議案第36号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第37号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第38号	工事請負契約の締結について
議案第39号	土地改良事業の施行について
議案第40号	土地改良事業の施行について
議案第41号	平成25年度志布志市一般会計補正予算(第1号)
議案第42号	平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第43号	志布志市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
同意第2号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
同意第3号	副市長の選任につき同意を求めることについて
陳情第2号	政府の地方財政対策に関する意見書の提出について
発議第4号	政府の平成25年度地方財政対策に関する意見書の提出について
議員派遣の決定	
閉会中の継続審査申し出について	(総務常任委員長・議会運営委員長)
閉会中の継続調査申し出について	(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 小野広嗣	1 政治姿勢について	(1) 本田市が誕生して、すでに2期目の最終年度を迎えている。これまでの市政運営の総括（公約等の達成状況）と次期市長選挙（3期目）に対する出馬の意向を問う。	市 長
	2 買い物弱者対策について	(1) 平成22年12月定例会において、買い物弱者対策について質問した際、「今後、情報収集して現状を把握し、公共交通対策も含め、複数の関係機関による協議を進めたい」との答弁であった。買い物弱者対策については、創意と工夫で問題解決に取り組んでいる自治体も多くある中、本市ではその後どのような検討、取り組みがされたのか。	市 長
	3 男性介護者支援について	(1) 介護実態についての国民生活基礎調査によると、男性介護者が3割を超えている。今後、高齢化の進行とともに、ますます増えるものと思われるが、本市の男性介護者の現状と支援体制についてはどうなっているのか。	市 長
	4 環境行政について	(1) 昨年、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が成立し、本市でも4月から、資源ごみ「小型家電」の分別収集がスタートしているが、さらなる循環型社会の構築に向けての取り組みとして、この新制度を本市ではどのように活用していくか。	市 長
	5 子育て支援について	(1) 昨年、子ども・子育て関連3法が成立した。この法律は、保育所、幼稚園、認定こども園の拡充など、子育て環境の充実を図ることを目的としている。運用に当たっては、自治体、特に市町村が重要な役割を担うことになっている。本市の今後の取り組みについて示せ。	市 長 教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
2 西江園 明	1 地域情報通信基盤整備推進事業について	(1) 裁判の進捗状況を問う。 (2) 裁判に要した費用はいくらか。 (昨年度の実績と今年度の見込み)	市 長 市 長
	2 市の公園の現状について	(1) 市内にある遊具施設のある公園の現状を問う。 (2) アピア付近にある公園（大浜緑地公園、鉄道記念公園）をもっと利用し易くする考えはないか。 (3) 志布志地区の台地には公園がほとんどない。災害時の避難場所のためにも、公園として広場を確保する考えはないか。	市 長 市 長 市 長
	3 任意団体のあり方について	(1) 志布志市地域女性連絡協議会の役員選出について問う。	市 長 教育委員長
3 平野栄作	1 福祉行政について	(1) 市が策定する地域福祉計画並びに社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画について ① 進捗状況を示せ。 ② 従来実施している事業の費用対効果等について、分析や改善も検討された上で、次期計画に反映させていくと認識して良いのか。	市 長
	2 学校施設の環境整備について	(1) 学校施設における環境整備（愛校作業）は、情操教育の一環として有意義なものであるが、少子化傾向の現状を踏まえると教職員及び保護者の負担増につながっているように感じる。 現状の認識と、改善策について問う。	市 長 教育委員長
	3 移住定住促進事業について	(1) 本年度、新規事業である移住定住促進事業において、現在までの問い合わせの状況を示せ。 (2) 事業の周知及び広報のあり方は適切か。 (3) 補助対象地区での空き家並びに土地に関する情報提供を併せて実施する考えはないか。	市 長 市 長 市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
4 東 宏二	1 港湾整備について	(1) 平成23年5月に国際バルク港湾に指定された。その後の状況と、今後の振興策について、また、T P P交渉参加が港に与える影響について問う。 (2) 港湾振興には道路網の整備が必要であると考えるが、都城志布志高規格道路及び東九州自動車道の今後の見通しを示せ。	市 長 市 長
	2 枇榔島の活用について	(1) 枇榔島は、観光や教育行政に活用されていると思うが、栈橋の復旧も含め、今後の見通しは。	市 長 教育委員長
	3 環境行政について	(1) ポイ捨て防止条例制定後の現状と、今後の取り組みについて問う。 (2) 高齢化が進展する中、ごみ出し方法について考え方を問う。	市 長 市 長
5 小園 義行	1 政治姿勢について	(1) 5月31日付けの南日本新聞社の憲法アンケートの回答について問う。 (2) 退職金の廃止について、次の任期中に結論を出すとのことであったが、どのように検討したのか。	市 長 市 長
	2 住民サービスについて	(1) 本庁舎の移転について、現状の認識を問う。 (2) 業務量調査の結果をどのように分析したのか。 (3) 住民と関係の業務量は把握できているのか。	市 長 市 長 市 長
	3 財政について	(1) 合併に伴う交付税特例措置が終わりをむかえる。影響をどう試算しているか。	市 長
	4 福祉行政について	(1) 生活保護基準引き下げに伴う影響をどう受け止めているか。 (2) 年少扶養控除廃止に伴う市の増収分について問う。 (3) 現在、中学校卒業までの医療費無料の助成を高校卒業まで拡大する考えはないか。	市 長 教育委員長 市 長 市 長 教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
6 鶴迫京子	1 消防行政について	<p>(1) 平成20年9月議会において、女性消防団への入団について、「市の消防団幹部会等の意見を聞き、また、先進地の事例も参考にしながら検討していきたい」との答弁であったが、その後の進捗状況は。</p> <p>(2) 本市でも松山市などの先進地にならば、早急に女性消防団の設置に取り組むべきであると考えているかどうか。</p>	市 長
	2 旧3町の連携について	<p>(1) 平成24年12月議会において、買い物などの交通弱者対策について、「早い段階で、安心できるような体制を構築していきたい」との答弁であったが、旧3町間の乗り入れ可能な、デマンド方式の乗り合いタクシーの運行形態を検討されたのか。その後の進捗状況は。</p> <p>(2) 本庁と志布志支所・松山支所の、三庁舎間を結ぶ循環バスの運行は考えられないか。</p> <p>(3) 高齢者の免許返納者への特典についての取組状況を問う。</p> <p>(4) 荒野を美田に変えた郷土の恩人である開田の父と呼ばれる野井倉甚兵衛氏や馬場藤吉氏の歴史を学び、功績をたたえるために、水の広場「有明町開田の里公園」内に農業歴史資料館や開拓精神の碑があり、他に体験館・伝習館もあるが、特に、志布志・松山の市民への周知と啓発が足りないと思うが、どう考えるか。</p> <p>また、このことは、環境・道徳などの教育面、芸術やまつり・イベントなどの観光面など多種多様に、今以上に市内外に向けて、幅広い利活用を促進するべきであると考えているが、見解を。</p>	市 長 市 長 市 長 市 長 教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
7下平晴行	1 自主財源確保及び次世代エネルギーパーク等の取り組みについて	(1) 公用地の遊休地にメガソーラーを設置して自主財源の確保を図る考えはないか。 (2) 蓬の郷公園の広場にメガソーラーを整備して、志布志市の豊かな水と太陽の恵みを体験できるエネパークゾーンを設け、再生エネを通じて志布志の自然・環境を広く知ってもらう機会を広げる考えはないか。	市長 市長
	2 企業誘致推進支援について	(1) 薩摩川内市が経済の浮揚及び雇用の増大を図るため、「地域成長戦略促進補助金」を創設して企業誘致を積極的に進めているが、本市は企業誘致推進支援策をどのように考えているか。	市長
	3 堆肥場設置の助成について	(1) 有機農業の取り組みを拡大させるため、畜産農家の糞尿処理と併せて完熟堆肥化を図る堆肥場設置の支援はできないか。	市長
	4 地域情報通信基盤整備推進事業の利活用について	(1) 地域情報通信基盤整備推進事業を福祉、農業、教育等に利活用はできないか。また、本事業を推進する利活用プロジェクトの取り組みについて問う。 (2) 議会中継を支所の庁舎内放送はできないか。また、委員会中継についての考え方はどうか。	市長 教育委員長 市長

平成25年第2回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成25年6月14日（金曜日）午前10時05分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度志布志市一般会計補正予算（第8号）)
- 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第9 議案第35号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第36号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第37号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第39号 土地改良事業の施行について
- 日程第14 議案第40号 土地改良事業の施行について
- 日程第15 議案第41号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第42号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員氏名 (23名)

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	教 育 長 坪 田 勝 秀
総 務 課 長 溝 口 猛	情報管理課長 又 木 勝 義
企画政策課長 武 石 裕 二	財 務 課 長 野 村 不 二 生
港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎	市民環境課長 外 山 文 弘
税 務 課 長 上 原 登	福 祉 課 長 福 岡 勇 市
保 健 課 長 若 松 光 正	農 政 課 長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄	畜 産 課 長 山 田 勝 大
建 設 課 長 中 迫 哲 郎	松 山 支 所 長 溝 口 敏 久
志布志支所長 川 野 賢 二	水 道 課 長 木 佐 貫 一 也
会 計 管 理 者 中 崎 秀 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 保 孝
教育総務課長 津 曲 兼 隆	学 校 教 育 課 長 金 久 三 男
生涯学習課長 樺 山 弘 昭	松 山 支 所 産 業 建 設 課 長 補 佐 大 垣 卓 昌

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時05分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成25年第2回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小園義行君と平野栄作君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月28日までの15日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月28日までの15日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。
平成25年陳情第1号は、議会運営委員会に、陳情第2号は、総務常任委員会に付託いたします。
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から平成24年度事業報告及び決算書、平成25年度事業計画及び予算書が、並びに監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思っております。
また、議会運営委員長から報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思っております。

次に、第89回全国市議会議長会定期総会において、次の8名の方が表彰を受けられましたので、報告いたします。

一般表彰、議員10年以上、立平利男君、本田孝志君、立山静幸君、長岡耕二君、金子光博君、林 勇作君。議員15年以上、鬼塚弘文君、上村 環。

以上であります。

ここで、伝達のためしばらく休憩いたします。

—————○—————

午前10時07分 休憩

午前10時14分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 会議を再開します。



日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（上村 環君） 日程第4、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告の内容の説明を申し上げます。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成24年度志布志市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、補足して説明申し上げます。

一般会計の平成24年度から平成25年度への繰越明許費の繰越額が確定いたしましたので、御報告申し上げます。なお、進捗状況及び完成の見通し等につきましては、お配りしております付議案件説明資料の1ページから2ページを御覧ください。

6款、農林水産業費の農業基盤整備促進事業1,000万円につきましては、国の補正予算関連法案が、平成25年2月に成立したことを受けて3月議会で補正予算を計上したのですが、経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものでございます。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業1億8,760万円は、用地取得交渉等に時間を要したこと及び国の補正予算関連事業について繰り越したものでございます。市単独道路改良事業1億7,034万8,000円につきましては、道路交通規制の施工計画変更等に時間を要したこと及び国の補正関連事業について繰り越したものでございます。6項、住宅費の公営住宅ストック活用事業1億9,629万2,000円は、国の補正予算関連事業について繰り越したものでございます。

10款、教育費の小学校耐震補強事業1億8,580万円につきましては、国の東日本大震災特別会計予備費及び補正予算関連事業について繰り越したものでございます。

以上、5件で7億5,004万円の繰越額でございますが、繰越額の財源内訳は、既収入特定財源が全額市債で6万4,000円でございます。

未収入特定財源が7億3,020万9,000円、このうち国庫支出金が3億4,621万4,000円、基金繰入金金が4,879万5,000円、市債が3億3,520万円でございます。

また、一般財源が1,976万7,000円でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありますか。

○2番（下平晴行君） 国の関連法案については、これはもうやむを得ないというふうに思うわ

けであります、ほとんど繰り越しのほとんどが用地交渉、あるいは工法等によって繰り越しされると、これはもうちょっと、この事業があるというのは、その年度で分かるわけでありまして、繰り越しの理由として、これは本当おかしいんじゃないかなといつも思うんですよ、市長、この辺はどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

事業につきましては、年度当初あるいは補正で事業の計画を立てて、そして年度内に執行するという形で事業の進捗を進めるところでございますが、用地の交渉につきましては、相手方があるという関係で、誠心誠意このことには事業が年度内完了するよう努めているところでございますが、その状況に条件が満たらないということがあるということにつきましては、誠に申し訳なく思うところでございます。

しかしながら、今申しましたように、相手方の事情あるいは状況等の変化ということがございますので、そのような中で、このような形になっているということを御理解いただければというふうに思います。私どもとしましても誠心誠意このことについては、年度内に完了するということについては取り組んでいるということを御理解いただければというふうに思います。

○2番（下平晴行君） そのことにつきましては、十分理解しているわけでありまして、この用地交渉というのは、人と人のいわゆる職員と相手方、こういう信頼と申しますか、そういうのが大きく左右されるわけですね。ですから、用地交渉をするに当たっては、やはり十分相手の対応の仕方を含めて事前にどういう、人というとおかしいですけども、そこ辺まで調べた上で対応していくという取り組みをしていかないと、ましてその担当者、課長を含めて、その事業に当たる担当者がそういう考え方をしっかり持ってですよ、相手の気持ちになって対応するというやり方をしないと。よく用地交渉がうまくいかなかった例としては、事前にいろんな行政との問題の絡みがあったと、そういうのもいろいろあるわけでありまして、ただ先ほども言いましたように、やはり人と人の関係が大きく左右されると、用地交渉についてはそういうのを大きく左右されるという観点からいきますと、十分そこ辺は相手方の気持ちをしっかりと把握、あるいは理解した上での対応をしていくという考え方をもっていかないと、いつもこの用地交渉の問題が出てくるんじゃないかなというふうに思うわけですね。市長がおっしゃいましたように、それは十分職員の皆さんも一生懸命頑張っていらっしゃる。それはよく理解できるわけです。ただ用地交渉という名前が出ること自体がですね、私はもうちょっとしっかり行政側が取り組みを、それぞれの職員も含めてやっていくべきではないのかというふうに思うわけでありまして。そこら辺はどうですか。

○市長（本田修一君） お答え申し上げます。

正直申し上げまして、私様々な事業の展開の中で、その進捗が図られないケースが人と人の関係、特に財産についての処分については非常に難局な面に立ち上がったということが多々聞くわけでございます。その時に、私自身は職員はよくそのことについて誠心誠意対応してるなというふうにいつも感謝しているところでございます。決してこのようなことをいたずらに招いているん

じゃないということを御理解いただければと思います。そしてまた、ただいまの質疑を通じまして、職員は、更にこういった件につきましては戒めを深くしまして、対応については誠心誠意対応し、そして事前に十分な調査しながら年度内完成ができる状況というものをいかにしてつくるかということについては、さらに認識を深めてきたというふうには思いますので、今後ともそのことについては、私自身も指導を重ねますので、皆様方の御理解をいただければというふうに思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（岩根賢二君） 先ほど担当課長の方で説明をされたわけですが、志布志市議会の方は、今ケーブルテレビだとか、インターネットで中継をされております。

そのことを鑑みて、繰り越した理由だけじゃなくて、現在の進捗状況だとか、完成の見通し等についても説明を加えるべきではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○財務課長（野村不二生君） 失礼いたしました。

それでは、再度繰り返しになりますが、6款、農林水産業費の農業基盤整備促進事業につきましては、先ほど提案理由については申し上げましたので割愛させていただきますが、進捗状況、完成の見通しにつきましては、7月契約予定の10月事業完了予定でございます。

8款、土木費の道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業の分につきましては、用地交渉等の分につきましては、城山大橋補修工事については4月事業完了、弓場ヶ尾佐野原線につきましては、3月契約済みで進捗率はおおむね50%、9月に事業完了予定となっております。

それから、吉村山之口1号線につきましては、平成24年12月契約済みで、進捗状況はおおむね50%、8月事業完了予定となっております。

それから、国の補正予算関連に伴います橋りょう長寿命化修繕事業及び若浜13号線につきましては5月契約済み、12月事業完了予定となっております。

道路ストック総点検事業につきましては、6月契約予定の12月事業完了予定でございます。

8款、土木費の道路橋りょう費、市単独道路改良事業につきましては、交通規制等に伴います繰り越し分につきましては、昨年11月に契約済みの進捗率おおむね95%、6月事業完了予定でございます。国の補正予算関連につきましては、5月契約済みの進捗率おおむね10%、12月事業完了予定でございます。

土木費の住宅費公営住宅ストック活用事業につきましては、6月契約予定の平成26年2月事業完了予定でございます。

教育費、小学校費、小学校耐震補強事業、東日本大震災復興特別会計予算予備費活用分につきましては、6月契約予定の9月事業完了予定でございます。

国の補正予算関連につきましては、7月契約予定の10月事業完了予定でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。



○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第5、承認第1号から日程第9、議案第35号まで、以上5件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から議案第35号までの5件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度志布志市一般会計補正予算（第8号））

○議長（上村 環君） 日程第5、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は地方交付税の額、地方債の同意額の確定等に伴い、緊急に平成24年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成25年3月29日に平成24年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、承認第1号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に4,171万7,000円を追加し、予算の総額を191億8,464万円と定めたものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございますが、起債同意額の確定により、シラス対策事業など、10件の地方債を総額1,960万円減額変更するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

10款、地方交付税は国の補正予算により、交付税総額が増加することを受けた調整額の復活により、普通交付税が追加されたことと及び特別交付税の確定に伴い、7,789万円増額し、交付総額は76億3,107万8,000円となっております。

9ページをお開きください。

21款、市債は事業費の確定に伴い、農林水産業債を140万円増額、土木債を560万円、消防債を180万円、教育債を40万円、災害復旧債を1,320万円、それぞれ減額しております。

次に、歳出予算について主なものを御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、持続可能な財政基盤確立のため、基金の利活用や残高を考慮し、財政調整基金積立金を4,056万7,000円計上しております。

11ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、8目、後期高齢者医療費は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の平成24年度療養給付費負担金の額が確定したことに伴い、106万円増額しております。

そのほか歳出予算につきましては、地方債の財源振り替えをいたしております。

以上が、承認第1号の概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

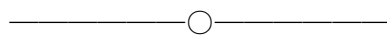
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第1号は、承認することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。



日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第6、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成25年3月30日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴って指定された仮換地等に係る固定資産税等の納税義務者の特例措置を廃止する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を削るものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく平成25年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

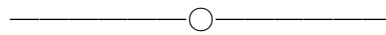
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。



日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成25年3月30日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い都市計画税の課税標準の特例措置等の見直しの措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成25年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

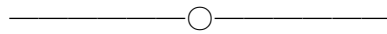
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第3号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。



日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第8、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成25年3月30日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1を軽減する措置に加え、移行後6年目から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1を軽減する等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成25年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） ちょっとお願いします。

こういったことになりますよということが、今回提案ですね。住民の方がそれぞれ国保に加入されてる方々で、確定申告いろいろあるでしょう。そうした時に、この措置が講じられるというのは行政の方できちんとやっていただけるということがそうなんですかというのが1点と。

この条例でいくとですよ、移行したものがなくなった場合の特定継続世帯としてですね、その場合は、これが適用になるのかと。5年間のはそういうふうにしますよということで、移行した次の年にいわゆる後期高齢の方に移られた方が亡くなった場合も、この他の世帯はそれが継続して2分の1ということになるのかというのが二つ目です。

三つ目に、今回この特定継続世帯の1万6,125円というのがありますね、この金額がね、平等割額ですよ、これはその2分の1、ここから2分の1、6年から8年までは4分の1になるんですかということをごちゃと教えてください。

○**税務課長（上原 登君）** ただいまのお問い合わせでございますが、移行後6年目から4分の1軽減する措置につきましては、税の方できちんと手当てがされるということでございます。

それから2番目の5年以降に亡くなられた場合も軽減措置がとられるのかということでございますが、この場合は移行後6年目の方が、お一人、国保世帯にお一人、二人世帯を一人世帯とみなして軽減を継続すると、4分の1軽減を3年間広げるんですよという措置でございますので、亡くなった場合には、その軽減措置はとられないということになります。

それから1万6,125円から軽減するのですかというお問い合わせでございますが、世帯平等割が現在2万1,500円でございます。この2分の1を5年間継続する措置が現在までとられておりましたが、5年間の軽減措置が今回なくなるということで、今後3年間更に3年間4分の1軽減しますよという措置を今回新たに設けたということで、平等割が1万6,125円、特定継続世帯には課されるということでございます。

○**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

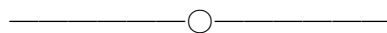
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第4号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。



日程第9 議案第35号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第35号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市やっちくふるさと村の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者となる団体を有限会社フォックスカンパニーとし、指定の期間を平成26年7月1日から平成28年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては担当の課長補佐に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松山支所産業建設課長補佐（大垣卓昌君） それでは、補足して議案第35号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について補足して御説明申し上げます。

付議案件資料の説明資料の11ページをお開きください。

まず1の指定管理者に管理を行わせる施設の概要でございますが、志布志市やっちくふるさと村でございます。施設内容につきましては、やっちくふるさと館、食堂、売店、農産加工施設等の部分と宿泊施設、ふれあい広場、散策路、駐車場となっております。

次に、2の指定管理者に行わせる業務の範囲ですが、志布志市やっちくふるさと村の利用の許可に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、運営に関する業務でございます。

続きまして、3の指定の期間につきましては、平成25年7月1日から平成28年3月31日まででございます。

続きまして、4の指定管理候補者の概要でございますが、所在地が福岡県福岡市博多区西月隈三丁目17番19号でございます。

名称につきましては、有限会社フォックスカンパニーでございます。代表者名は、代表取締役、藤島博仁氏。設立年月日は、平成11年10月1日で、事業概要としましては、飲食店の経営、日用品雑貨の販売、衣料品の販売となっております。

5の募集の概要でございますが、募集要項等の配布を本年3月14日から始めまして、募集説明会を3月26日に行いまして、1団体が参加しております。

申請書受付期間は、3月14日から4月12日までで、応募団体は2団体でございました。6の選定結果の概要でございますが、選定委員7人で4月25日に書類審査、5月10日に面接審査、採点等を実施したところでございます。

採点は、募集の要項で示された選定の基準に基づき、各委員が事業計画書、収支計画書等の内容を点数化し、採点した結果、候補者有限会社フォックスカンパニーが1,400点満点のうち御覧のとおり1,072点を獲得されたところでございます。

以上の経過をもちまして、有限会社フォックスカンパニーが2団体中最高点を獲得し、評点も総点の70%に達したことから、当該施設の指定管理者として適正であると判断されたところでございます。

選定委員からは、有限会社フォックスカンパニーは事業計画、収支計画に対し、安定した運営を行うための財政基盤を有し、指定管理者に適していると思われる。公共的施設での販売実績や情報発信力を評価し、本市の特産品を生かした商品開発に期待したいという意見が付されたところでございます。

7の指定管理候補者の事業計画でございますが、団体の経営方針としまして、新しい取り組みへの挑戦、地域食材を使用した特産品の開発、販売、発進、集客できる環境づくりを経営理念として事業展開をされております。

今回指定を受けようとする理由としまして、私どもは、食品の製造、販売、店舗開業支援を行っております。商品開発、店舗運営指導には自信があります。また、別会社で建築建設業を営んでおりますので、営繕面の知識も豊富です。この度このお話を拝見させていただき、私どもが力を発揮できる場であると確信し応募しました。とされております。

組織及び人員配置につきましては、職員4名で業務の兼任もあり、パート職員数名を募集し、状況に応じて対応するということが計画されております。年間の事業計画としましては、特産品のブランド化を図っていくということで、特産品展示販売として、山椒（さんしょ）ちりめん開発販売、地元産オリジナルソフトクリームの開発販売、地域との連携による商品開発販売。地域食材の提供として黒豚、かば焼きセイロ蒸しの開発販売、その他地域との連携による商品開発販売が計画されております。

サービス向上の方策としまして、「お客様の声」に真摯に耳を傾け、サービスの改善や開発に生かす。お客様に喜ばれるサービスを提供し、安心と信頼を提供する。常にお客様本位の視点で業務に取り組み、自律的な向上活動を実践する。などが計画されているところでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（小野広嗣君） やっと指定管理者の選考が行われたと、なかなか定まらない状況がこれまで続いていたわけですね。そういった中で、ようやくここに提案という形になりました。基本的なことを市長にちょっとお伺いしておきたいんですが、やはりこのやっちくふるさと村、この基本的なですね、市としての位置付けですよ。どういうふうに捉えていらっしゃるのか。簡単で結構ですのでお答えをいただきたい。

そして、今回こういう形で2社が応募して、ここのフォックスカンパニーに決まると、もう1社は地元であるというふうに向ったところでございますけれども、そういった中で、いわゆるこのあそこに関しては、高規格道路が通って、そばを通過しております、この高規格が今後、都城と志布志、つながっていくとした場合、交通量の減少というのは当然出てくるわけでありまし

て、そういった流れを見込んでそういった情報も向こう側にお示しをし、当然受け手の側もリサーチをされての応募であろうとは思いますが、そういったところはどのようなやり取りがあったのかお示しをいただきたい。

そして、今課長の方からありましたけれども、組織、あるいは人員配置ということでいいますと職員4名、そして、あとはパート。パートの方は当然地元採用ということになるんですが、当初スタート時点は理解をいたしますが、この職員も含めた地元採用というのは今後見込まれるのか、そこも含めてお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

やっちくふるさと村につきましては、旧松山町で設立された施設でございまして、平成8年の農村資源活用農業構造改善事業によりまして、産地形成促進施設として設置されました。

設置の目的としましては、地域の資源及び特産品の有効活用、ふるさと情報の発信並びに市内外への住民との交流及び連携による活力ある地域づくりに寄与するとありました。ということで、このような形で、平成8年に設立されたところでございますが、本市に引き継ぎました時点で組織の見直しをやりまして、そしてまた、後に指定管理者制度導入に伴いまして、指定管理者の選定をし、業者の導入を図ってきたところでございます。

私自身としましては、このやっちくふるさと村の施設につきましては、旧松山町の方々が地域づくりの拠点というようなことで思いを込めてつくられた施設ということでございますので、このことについては、しっかり目的に沿うような形の運営が今後も図られるべきということを基本的に考えながら取り組みをしてきているところでございます。

しかしながら、お話がありましたように、高規格道路の整備がありまして、集客力が減少していく中で、非常に経営的に厳しい状況が続いておりましたので、その経営が少しでも維持できるような環境というものをつくりながら取り組みをしてきたところでございます。

今お話がありました高規格道路の交通量減少について、このフォックスカンパニーの会社さんは、こういった認識をされているかということについてのお尋ねでございますが、指定管理者の委員会の中で、そのことについても十分認識をされておられまして、そのことを受けて、さらにこの施設が発展するような在り方と、経営というものをとっていくんだということの認識をされて応募されておりますので、私どもとしましては、そのことについては十分な説明はできているというふうに考えるところでございます。

○松山支所産業建設課長補佐（大垣卓昌君） 議員の質問にお答えいたします。

職員雇用の見込みということで御質問いただきましたけれども、オープン当初につきましては、現有スタッフでの対応になるものと思われまます。将来的にフルタイム、パートタイム合わせて15名から20名の雇用を予定されているところでございます。職員につきましては、一応当初4名ということで現地から、まず元の方から調達ということ聞いております。その後、状況に応じて地元の職員の採用というふうに検討をしなければいけないのかなというふうには考えております。以上です。

○13番（小野広嗣君） 職員体制に関してはそういうことでしょうか、そういうふう当局の側からですね、お願いをしていただくということも大事なかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

高規格道路の交通量の減少、集客力が減っていくと、そういった流れの中で先ほど課長からも答弁がありましたけれども、しっかりとした事業計画のもとに自信を持って手を挙げられたんだらうというふう思うんですが、様々な媒体を使って、募集をかけたわけですが、それにもかかわらず2社であったということでございます。そういったことについて、今ここでとやかく言うつもりはございません。今回この応募された指定管理者は、どういう形でこの情報を知って応募されたのかということも含めてお示しをいただければと思います。

○松山支所産業建設課長補佐（大垣卓昌君） 先ほど御説明申しました募集の期間にですね、インターネットを見て募集を知ったということでございます。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。

市長、事業計画、先ほど説明を受けましたけれども、特産品のブランド化ということで様々な事業の展開を目標とされて掲げられて、それも含めて選考委員会で、選考されたんだらうというふう思うわけですね。そういう意味では、地元の特産品も有効利用しながらブランド化を目指していくということですので、いわゆる当局の側も、営業との絡みもありますのでね、微妙なところがありますけれども、やはり後方支援みたいなものはやっていかないと、なかなか維持しがたいんじゃないかというふう思いますよね。これまでだってみんな意欲を持って一生懸命されてきたんだけれども、結局退いていかれるとか、そういうこともあるわけですので、やはり当局の側の後方支援というのもしっかり支える、僕は支えていかなければいけないというふう思いますけれども、そこに向けての答弁を求めておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

これまでの指定管理を受けられた方々につきましては、地元の方々ということで、地元を中心に営業を展開されるということが基本的にされておりましたが、今回の業者の方におかれましては、九州管内でフランチャイズをされているということもございますので、そちらの方にこの志布志のイメージをつくりながら、志布志のブランドを提供していくんだというような意気込みで取り組みをされると聞いていますので、私どもとしましても、このことは願ったりかなったりということでございます。

ということで、そのような営業方針につきましては、十分にお話を伺いしながら対応を積極的に行ってまいりたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（坂元修一郎君） 即決でありますので、二、三お聞きしておきたいと思います。

今13番議員が申し上げたとおりですね、やはりこれまで数件の手を挙げられた方が衰退していった第一の要因というのは、やはり交通量であらうというふう思うわけでありませう。

実際、あの近辺を走りましても、末吉の見帰交差点、あそこから道の駅の方向へ直進せずです、ほとんどの車が右折をしてしまうといった状態が続いているわけです。

また、新しい道の駅が運営される場合にはですね、どうしても看板等を付けてですね、直進させる努力が必要だろうということは感じているところであります。

この福岡のフォックスカンパニー、手を挙げていただきまして本当に有り難いというふうに思っておりますが、この説明書を見ましてもですね、店舗があちこち載っておりますが、非常に駅の構内であったり、あちこちの小さい店舗を入れられてスイーツを売っているというような状況が見えるわけですが、実際やっちくふるさと村、非常に敷地が広いわけですね、そういった中で、その持て余すんではないかというような気がいたしているわけですが、その辺についてですね、この事業内容を見ますと菓子の製造販売業、建設建築業までされているというようなことですが、道の駅をフルに使う、そういった状況にあるのかですね、そういった協議がされているのかお伺いしたいと思います。

○松山支所産業建設課長補佐（大垣卓昌君） 御質問の件ですけれども、事前に我々も管理者さんとお話をしております。その中で、まず最初に7月の早い段階でお店を開けて、今フォックスカンパニーさんが持っていらっしゃるアイスクリーム、そういった物を中心とした、まずお店を開けたいと、その中で客離れを止めたいという考えでございます。

その後、飲食等を開設しまして、あと宿泊と、そういった今のところ流れになっております。今回の指定管理の募集の要件を緩和してという中でも、年度内にその全部の施設、ですから宿泊等までですね、そういったものも開設できるようにというお話はしております。今の本館の部分の展開でございますが、バイキングの食事の提供とスイーツの提供、それからゆくゆくは宴会と、そういった流れで考えていらっしゃるようです。

以上です。

○6番（坂元修一郎君） いろんな経営の計画があるということで、非常に期待したいと思いません。

先ほど市長ですね、地域づくりの拠点で始まったというふうに申し上げられましたけれども、全くそのとおりでありまして、地域おこし団体があそこを使ってですね、いろんな打ち合わせをしたり、あそこから祭りの時に武者行列を出発したりとかですね、いろいろ使ってきたわけですが、これまでの経営者のうまくいかなかった理由として、やはり地域に根づいていなかったんじゃないかなというふうに思うわけですね。

今回、福岡の方から来られるわけですがけれども、やはり都会と違って、この地域で経営される場合に、やはり地域との接点ということをややはり大きく問題として考えていただきたいというような気がいたしております。地域との連携によってですね、宣伝、そして販売にもつながっていくということでもありますし、地域との接点、特に地域おこし団体、農家ですね、この計画にもありましたとおり、地域の産物を使ってということがありますので、地域との農家とのそういった連携というのも今後にとってほしいということにつながるわけですが、その辺の今後の計画です

ね、その辺をお聞かせください。

○市長（本田修一君） ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

このフォックスカンパニーさんにおかれましては、先ほど申しましたように九州内で展開されているということでございますので、そちらの方にも地域の商品を持っていかれるわけですが、前提として地域独自の商品開発をしたいと。そしてまた、同時に地元のイメージキャラクターいわゆる「ゆるキャラ」もつくっていきたい。それから、地元の子供たちを取り込んだ志布志のイメージづくりなどの地域活性化にも踏み込んだ企画も考えているということを言明されておられますので、基本的にはこういった流れの中で営業をされるというふうにと考えるとございませう。

○6番（坂元修一郎君） またいろんなアイデアで新しい産物ができて、地域の農産物が使われるように希望したいと思います。

これまでの経営の中で、数件の経営者が変わったわけですが、今度本当にうまくいかないとですね、もう本当に後がなくなるというような気がいたしております。

新しい形でまた新しいスタートとなるわけですが、そういった新しい商品開発を受けてですね、やはり地元も協力したい、そして行政においてもですね、サポートしながら販売、そして、ふるさと便とかですね、そういったものを使いながら情報の発信の拠点となるようにですね、希望したいと思います。

以上です。

○市長（本田修一君） 先ほど申しましたように、この施設というのは、旧松山町の皆様方の思いがこもった施設ということをも十分深く認識して、今回入られる業者の方と連携して、この施設が本当に目的に沿ったような形で展開されるようしてまいりたいというふうに思うところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第35号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、可決することに決定しました。



日程第10 議案第36号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第36号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の延長及び拡充並びに延滞金の見直しの措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、居住年の適用年期限を平成29年12月まで4年間延長するとともに、控除限度額を拡充し、また延滞金の利率を納税者等の負担を軽減する観点から行われる国税の見直しに合わせて引き下げるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成26年1月1日から施行し、一部の規定は平成27年1月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） この市税の延滞金の関係ですけど、来年の1月1日以降は現在の14.6%を7.3と、それにするというふうに理解していいんですよね、これはですね、うちの要綱、規則、そういったものについても今回のこの条例の改正、こういったもので市税の独自にやっているそういったものというのは、こういうことに準じていくというふうに理解していいんですかね。

○税務課長（上原 登君） ただいまお問い合わせの延滞金につきましてですけれども、現在14.6%の延滞利息をお願いしているところがございますけれども、これが今回改正になるところでございます。

この延滞利息につきましては、7.3%プラス基準金利ということで、現在の基準金利でいきますと9.3%という延滞金になりますけれども、市の延滞金もそれと同じく14.6%を引き下げられるということになります。

○19番（小園義行君） 例えば、来年の1月1日以降ということになりますよということですね、それは、その来年の1月1日以降に生じた滞納分に対してこういうことなのか。過去ですよ、滞納されてる方というのは何年もあるわけですね、遡ってですよ。そういったものについても、そこに7.3、プラス基準の9点なんぼですか、そこに全部いくというふうに理解していいのか。それとも、25年12月31日以前の滞納については、従前のままというふうになるのかですね、そののくくりをちょっと教えて。

○税務課長（上原 登君） 来年の1月1日からは、新しい延滞金利息になりますけれども、それまでは、現在の延滞金利息が継続されるということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号は、総務常任委員会に付託いたします。

○

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第11、議案第37号及び日程第12、議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号及び議案第38号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第11 議案第37号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第37号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正による同法の条項の繰り下げが行われたこと、及び東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を拡充する措置が講じられたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、附則第17項中、「第44条の2第3項」を「第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成26年1月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第37号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第38号 工事請負契約の締結について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第38号、工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本案は、志布志市防災行政無線同報系デジタル化整備工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、デジタル化整備工事のため、指名競争入札により7億3,380万5,000円で鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番1号の株式会社九電工鹿児島支店と工事請負契約を締結するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（下平晴行君） この入札執行結果表を見ますと、辞退が4社あります。

これは指名競争入札であるわけですね。これは法的に辞退しても問題ないかと思うんですが、これはなぜ一般競争入札にされなかったのかですね、そこをお願いいたします。

○総務課長（溝口 猛君） お答えします。

今回の指名業者についてでございますが、まず要件としまして、志布志市に指名願の提出されている業者、それから電気通信事業について建設事業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。それから、経営審査事項につきまして、1,200点以上の業者であること。それから県内に本社・支店・営業所を有する業者であること。あと直近5年以内にデジタル化の工事实績を有する業者ということで、今回指名に選定したところでございます。

なぜ一般競争入札にしなかったのかということにつきましては、条件としまして先ほどもありましたとおり、本市にまず指名願の提出のある業者ということが大前提でございました。

あと本市が一般競争入札にしている分につきましては条件付きということで、これにつきましては土木関係であれば市内の業者ということでしているところでございます。

したがって、今回は先ほど言いましたとおりの条件を付して指名競争入札というような形になったところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

○3番（西江園 明君） この契約のうんぬんじゃなくて、契約者のことでちょっと内容についてお聞きしますが、付議案件説明資料の39ページの中にですよ、第53条契約書継続費のことが、額が毎年の額が計上されております。先ほどの全協の中の説明会の中で、非常に工期的に厳しいと、特に今年度は初年度ということで先ほどの資料にもありますように、注文生産ですので、メーカーがですね、ということで、そして許可申請というふうに非常に厳しいと思われるし、またその様な説明もあったわけですが、こういうふうに継続で25、26、これはまあ地区ごとの事業なのかなと推察をすることでありますが、こうやって年度ごとにまず決めなければならなかったようになってるんですかね、そういうのをまずお聞きします。

○総務課長（溝口 猛君） 今回の事業でございますが、契約者の継続期限に係る特例ということで、53条にも載ってるところでございます。

それぞれ、平成25年度が有明地区、それから26年度が松山地区、それから最終年度の27年度が志布志地区の工事をする計画でございます。

この状況につきましては、入札の要項書を定める中で、それぞれ単年度の事業完成を条件としております。

したがって、本年度は有明局で有明地区でございますが、有明局の場合が送信局、あるいは本庁における操作卓等の工事の計画と、それから屋外拡声機の工事の計画でございます。

したがって、単年度それぞれ年度内に完成することを条件として、要項書の中で条件としておりますので、先ほど全協で申しました中で、非常に工事の着手が遅れると、年度内の単年度分の完成が非常に厳しいということで、お願いしたところでございます。

○3番（西江園 明君） そういう地区ごとにこういう額を定めたということで、例えば今さっきおっしゃったようにですよ、25年度が2億5,800万なにかしとありますけど、ではこの5,000万円をそういうふうな遅れる、26年の方に、例えば地区がですよ、遅れた場合に、不慮のどういうことかなった場合に、こういう契約書に定めていると結局全体の額で上限額という限度額を定めてますよね、この額はですよ。ですから、もし先ほど説明がありましたようなことで遅れた場合は、こういう契約の定め方をした場合に、例えば余裕をもって25年度は少なく2億円ぐらいにして、後の残った分を26年度にするということはできないわけですか。地区が定まっているからこうせざるを得なかったということですかね。

○総務課長（溝口 猛君） 仕様書等に基づきまして、単年度でそれぞれ完成することを前提としております。

市におきましても、その計画で条件として付しているわけですが、万が一、それぞれ年度内の完成が見込めなかった場合、これにつきましてはですね、この特例の下に56条で特例ということで、一応その単年度、単年度で出来高の精算をして終わらなかった部分は、また翌年度に支払うというような形で考えているところでございます。

○3番（西江園 明君） それとですよ、もう1点、ちょっと先ほど聞けばいけなかった、もう3回目なりますけど、前金払第34条にですよ、4割の前金払いですよ、契約が7億円台ですか

ら、単純に計算すると3億円近くの前金払いが出てきますけれども、25年度の部分は2億5,000、この分に対しての契約額に対する4割というんですけど、この辺の考え方というのは、どういふふうには理解したらいいんですかね。

○総務課長（溝口 猛君） 前金払いの件でございますが、これは工事等のまず要項書の中で、支払い条件を示したところでございます。前金払いにつきましては、25年度の規則契約上は請求できるというような、10分4以内を支払うことができるということで、4割払わなければならないということではございません。

したがいまして、支払い条件につきましては、今回は三、四年間の継続ということで25年度の支払い限度額は総体事業費の35.2%と、それから26年度が総体契約額の23.3%、そして最終年度に41.5%というような今回支払い条件を付して契約しているところでございます。

○3番（西江園 明君） この継続費の25年のやつは地区ごとの金額で定めてあるけど、この前金払いの4割は私が見たときに、考えてなくてこの額を定めたんじゃないかなということで私はお聞きしているんです。単純に計算しても2億8,000万円ですよ。ですから、初年度が2億5,800万円ということは、確かにできるというふうに言うのは、役所が強い方の立場の契約で表現になってます、それは。ですから、それ以内だったらもちろんできるんですけども、そういうこの2億5,800万円、この額を年度ごとのやつを継続費を定める段階では、この前金払いのということは、全然考えなくてこういうふうには額を定めたんですかね。もう前金払いは、この上限、今言った35%で収めるんだという前提の契約者の作成だったんですかね。

○総務課長（溝口 猛君） 今回3年間の継続事業ということで、その前金払いについて、どうしようかということで協議はしたところでございますが、3年間それぞれ払うという中では、原則4割というようなこともございますが、その単年度単年度の事業費で払っていくというような最終的には結論になったところでございます。

[西江園明君「答弁になってない、前金払いがあるかないか」と呼ぶ]

○総務課長（溝口 猛君） 25年度におきましても前金払いは当然あります。したがいまして、ただし、ここに書いてあるとおり限度額が2億5,831万3,440円以内で前金払いを支払うというような形になります。

○議長（上村 環君） ほかに質疑ありませんか。

○19番（小園義行君） この事業の中身ですがね、具体的には今防災行政無線同報系デジタル化整備工事と、この具体的なですね、住民の方にも分かるようにですよ、こういうことをしますよということで、ちょっとお示しをいただきたい。

それと併せてですね、この第24条に請負代金額の変更方法というのがあるんですね。今回この7億いくらというのが出されていますが、今アベノミクスということで、物価を2%どんどん押し上げてきますよというのが国の政策でやられていますね、どういふふうには動くか分かりませんが、これが変更ができるというふうにもろもろうたってあります。実際に今の段階で、これ7億いくらということで、積算がされて提案ということで、これが例えば3年後にですよ、物価がぼんと

上がっていった時に、恐らくこれでは足りないんじゃないかという心配もしたりするわけですね。工事をする際にですよ、そういったものが積算されてのものか。

併せて三つ目に、この財源をちょっとここ補正予算の項ですが、それは後でいいです。それを教えて。

○総務課長（溝口 猛君） 今回の本契約の概要でございますが、今の基本的な防災無線がアナログでございますので、基本的にはデジタル化するという形になっております。

親局が有明の本庁、それと中継局が2局、これは岳野山と宮田山に設置します。

それから、再送信の子局を4局、それから屋外拡声支局ですね、外に立っている部分でございますが、これが182局でございます。ということで、事業としてはそういう形になっているところでございます。

なお、デジタル化によるメリットでございますが、今回デジタル化に伴いまして、伝送の容量がアナログより大きくなるということで双方向の通信が可能となります。

したがいまして、全屋外拡声支局ではございませんが30か所、特に避難所の近くにですね、電話に似たような施設をつくりまして、そこから非常時は本庁の方と連絡が取るような形のシステムになっているところでございます。

物価の変動に基づく部分でございますが、これにつきましては、今回消費税法が改正されて、まだ政府の方は実質来年度26年4月から8%、それから27年10月からまた10%に引き上げるというような形になっているところでございます。

今回の入札に係る消費税につきましては、5%という形でしているところでございますが、消費税の引き上げに伴う特例措置がございまして、本年の9月末までに契約した工事等の請負で、その納品と申しますか、契約引き渡しが来年の26年4月、あるいは27年10月以降になってもその場合は5%が適用されるというような形になっているところでございます。

したがいまして、先ほど議員御指摘に物価の上昇があるのではなかろうかというような形の場合はどうするのかということでございましたが、これは請求することができるということで、場合によっては物価があまりにも急に上がったというようなことにつきましては、また25条に定めたとおり協議して、またそこは万が一増額の可能性がある分につきましては、また別途協議というような形になると思います。

○議長（上村 環君） よろしいですか。

[何事か呼ぶ者あり]

○総務課長（溝口 猛君） 25条につきましては、先ほど申しましたとおり、協定金が不適當となった場合ということがありますので、その不適當と認めた時という形で、万が一物価が急上昇等の変動があった場合は、その不適當となったと認めた時ということで協議するという形になると思います。

○19番（小園義行君） 今、消費税を上げるかどうかということについての、それは国が政策として秋に決めるわけですね。

そのことに関しては、そういう特例があるから今の5%で3年間いいですよという答弁でしたね。実際に、いわゆる物価が上がった分のそういったものについては、きちんとしてないと、議会で議決をしてですよ、簡単に変更できるといったら今日議決する意味がないじゃないですか。この支払い代、工事請負金のそこについてのね、考え方をきちんと持って臨んでないと、これまですよという思いがあるものですから、そこについては、消費税のことは理解しましたよ。

でも物価が上がっていくということも踏まえた上でのこれでないと、向こうの、言葉は悪いけど落札されたところの、いや少し上がりましたからいくらくださいということにこれはなって、今不足というか、そういう答弁でしたけれども、きちんとここはしておかないといけない問題だというふうに思うものですから質疑をしているんですよ。

○総務課長（溝口 猛君） 先ほど物価指数、物価が上がった場合はどうするのかということでございました。

これにつきましては、先ほど申しましたとおり、不適當となった場合のケースにもよりますが、原則としては市としては今回3年間の条件で落札しているところでございますので、通常の場合は契約の変更ということに関してはもうあり得ないというような大前提でいるところでございます。

〔小園義行君「そういうことね、はい分かりました」と呼ぶ〕

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） ここに今課長が答弁がありましたその答弁はちょっとおかしいんじゃないですかね、いわゆる変動があった場合は、請負金額の変更を請求することができるようになってるんですね。

そして、次の2項に工事代金額との差額が変動を残工事代金の1000分の15を超える分については変更に応じなければならないとなっているわけですよ。ですから、この変更不適當というのがどの時点で認められるのかですね、認めるのかですね、そこをちょっとお示してください。

○議長（上村 環君） 下平議員、先ほど質疑をされておられますので、先ほど1回は質疑を終了しておりますので、そのつもりで。

〔下平晴行君「できないんですかね」と呼ぶ〕

○議長（上村 環君） 特に今回は認めますけれども。

〔下平晴行君「項目が違うから、ああそうか」と呼ぶ〕

○総務課長（溝口 猛君） 先ほどの部分につきましては、あくまでも大前提は、不適當となったと認めた時に請求ができるということでございます。

したがって、これにつきましては、前提条件があるところでございます。

また、先ほど物価の変動がということでございましたが、これにつきましては物価指数に基づき発注者と受注者で協議して、これも定めるということでございますので、それとあと第6号でございしますが、予期することのできない特別の事情により、急激なインフレあるいはデフレを生じ、請負代金が著しく不適當となった時、これにつきましては、前項の規定にかかわらず請負代金

の額の変更を請求することができるというふうになっております。

したがって、急激なインフレあるいはデフレ等につきましては、どの程度に該当するのかにつきましては、政府の物価指数がどの程度に上昇したかということ等を参考にしながら決めなければならないというふうに思っております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

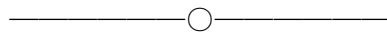
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第38号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、可決することに決定しました。



日程第13 議案第39号 土地改良事業の施行について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第39号、土地改良事業の施行についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、土地改良事業の施行について説明を申し上げます。

本案は、志布志市営土地改良事業を施行するにあたり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○耕地林務水産課長（井出佐喜雄君） 議案第39号、土地改良事業の施行について補足して説明申し上げます。

市町村が県営土地改良事業を申請する場合、土地改良法第96条の2第2項の規定により、あらかじめ議会の議決が必要となります。

その後、事業計画概要等の公告を行い、事業参加者から本同意を得て、事業実施に至ることになります。

当事業は、事業名が農業・農村活性化推進施設等整備事業となっており、今後の流れとしましては、平成25年度に事業申請を行い、平成26年度に事業採択を受け、工事着工を予定しているところでございます。

事業の内容としましては、区画整理1.1ha、耕作道路、用排水施設（パイプラインを含む）を併せて取付道路90mを系統的に配置、計画し、用水利用の効率化と維持管理の軽減を図ってまいります。

事業実施年度は、平成26年度から平成28年度を予定しております。

なお、事業団地につきましては、付議案件説明資料44ページに図面を添付してございますので御参照ください。

以上で、補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第14 議案第40号 土地改良事業の施行について

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第40号、土地改良事業の施行についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、土地改良事業の施行について説明を申し上げます。

本案は、志布志市営土地改良事業を施行するにあたり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○耕地林務水産課長（井出佐喜雄君） 議案第40号、土地改良事業の施行について補足して説明申し上げます。

市町村が県営土地改良事業を申請する場合、土地改良法第96条の2第2項の規定により、あらかじめ議会の議決が必要となります。

その後、事業計画概要等の公告を行い、事業参加者から本同意を得て、事業実施に至ることになります。

当事業は、事業名が団体営中山間地域総合整備事業となっており、今後の流れとしましては、平成25年度に事業申請を行い、平成26年度に事業採択を受け、工事着工を予定しているところでございます。

事業の内容としましては、区画整理4団地11ha、耕作道路、一部パイプラインを含む用排水施設を系統的に配置する計画でございます。

また、農業用排水路につきましては、1団地、全体延長2,460mのうち、1,785mの維持管理

に現在苦慮している箇所の施設整備をすることにより、用水利用の効率化と維持管理の軽減を図ってまいります。

事業実施年度は、平成26年度から平成31年度を予定しております。

なお、事業団地につきましては、付議案件説明資料45ページから46ページに図面を添付してございますので御参照ください。

以上で、補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） それぞれこの団地ごとに地権者がどれぐらいおられるのかですね、ちょっとお示しいただけますか。

○耕地林務水産課長（井出佐喜雄君） お答えいたします。

まず倉ヶ崎地区でございます。受益面積が2.6ha関係者が15名でございます。

長迫地区、関係面積0.8ha、関係者が18名でございます。

それから、山重柳谷地区、受益面積2.1ha、権利者が21名でございます。

鍋・久木迫地区、関係面積5.5haに対しまして、関係者が63名でございます。

以上でございます。

○19番（小園義行君） あとでこの和田地区もちょっと教えてくださいね。

これそれぞれですよ、受益者負担というのがどれぐらい予測されるんですかね。

○耕地林務水産課長（井出佐喜雄君） ほ場整備の地元負担につきましては、反当当たり5万円というふうに決まっております。いろんな事業が県営、団体営、今回の農業・農村活性化等いろいろ事業の中でも個人負担につきましては、反当5万円という額については固定されておりますので、パーセンテージで言えば約2.5%ぐらいというふうになっているところでございます。

それから、和田地区でございます。関係面積が1.1ha、関係者がですね、24名でございます。

以上でございます。

○19番（小園義行君） それぞれですね、農村、高齢社会になっているわけですけど、それぞれのところで当然同意が得られてこういうことなのでしょうけど、これ後継者の方がそれぞれきちんとおられて、後の耕作そういったもの、それは法人があつたりいろいろあるでしょう。そういったものがきちんと把握されてのことということと理解をしているわけですけど、いわゆるあと後継者の方がどれぐらいきちんと張り付いているものかという調査されてれば教えてください。

○耕地林務水産課長（井出佐喜雄君） お答えいたします。

非常に高齢化問題については、市内、どの地域でも問題になっておりますが、今回のほ場整備地区につきましては、非常に中山間地域の手狭な団地でございます。その中で、地域によってはちょっと大規模農家もしくは生産法人の方にですね、委託契約、いえば担い手的な観点で集約していくという形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第41号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第41号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、保育所緊急整備事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、議案第41号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に3億846万9,000円を追加し、予算の総額を190億7,846万9,000円とするものでございます。

それでは、予算書の6ページお開きください。

第2表の債務負担行為補正でございますが、今回新たに農家緊急対策特別資金利子補給に係る債務負担行為を追加するもので、期間を平成26年度から平成32年度まで限度額を1,732万円と定めるものでございます。

第3表の地方債補正でございますが、追加は過疎対策事業のうち林道舗装事業八野線実施に伴い、林道整備事業を900万円、JR志布志駅乗務員宿泊施設等移転補償事業実施に伴い、総合観光案内事業を1,910万円計上し、総額で2,810万円追加しております。

変更は、一般単独事業で温水プール改修工事の財源振替等に伴い、合併特例事業を8,070万円、尾野見分団拠点施設建設事業に伴い過疎対策事業の消防防災施設等整備事業を1,800万円それぞれ増額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。10ページをお開きください。

まず、歳入の14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、国の緊急経済対策実施に伴う、地域の元気臨時交付金の追加内示分を1,772万4,000円計上しております。11ページをお開きください。

15款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金は志布志保育所建て替えに伴う、安心こども基金総合対策事業を9,814万5,000円、保育士等処遇改善臨時特例事業を3,347万1,000円

計上しております。4目、農林水産業費県補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業を2,534万3,000円増額しております。

14ページをお開きください。

20款、諸収入は温水プール改修工事の財源として見込んでおりましたスポーツ振興くじ助成金が不採択となったことに伴い、6,666万6,000円減額しております。

15ページをお開きください。

21款、市債は1億2,680万円増額し、総額で21億8,190万円としております。

次に、歳出予算の主なもの御説明申し上げます。まず人件費につきましては、4月の定期人事異動に伴う、費目間調整及び当初予算編成時点で見込んでおりませんでした退職者及び転入転出職員分の人件費を調整するため、一般職分を総額で4,358万8,000円減額しております。人件費以外の主な予算でございますが、23ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、4目、保育所費は、志布志保育所建て替えに伴う保育所緊急整備事業を1億3,345万9,000円計上しております。27ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、8目、農地整備費は、内ノ野地区等の排水路を整備するための農業・農村活性化推進施設等整備事業を1,713万円、国の緊急経済対策に基づく地域の元気臨時交付金を活用し、伊崎田中野地区ほか3か所の農道を整備する市単独土地改良事業を2,260万円計上しております。

29ページをお開きください。

2項、林業費、3目、林道整備費は、林道八野線の舗装事業を2,500万円計上しております。

30ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、3目、観光費は、JR志布志駅乗務員宿泊施設等移転補償事業を2,129万5,000円計上しております。

33ページをお開きください。

8款、土木費、3項、河川費、2目、砂防費は、県単急傾斜地崩壊対策事業を1,760万円計上しております。

34ページをお開きください。

9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費は、尾野見分団拠点施設建設事業を2,034万9,000円計上しております。

37ページをお開きください。

10款、教育費、5項、社会教育費、6目、文化財費は、新たに国の天然記念物に指定されました夏井海岸の火砕流堆積物の文化財案内版等を整備するための経費として、275万9,000円計上しております。

以上が、補正予算第1号の主な内容でございますが、詳細につきましては補正予算説明資料を御参照ください。よろしく願い申し上げます。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（立平利男君） 政策的なことを市長に少しお伺いいたしますが、今回債務負担行為もありますが、農家緊急対策特別資金の議案が出ておりますが、今市内全域を見ますと、子牛価格以外非常に厳しい農業生産状況ではなかろうかと思っておりますが、これについて新聞報道等にもありますが、県内1番茶が対前年度16%減というような状況の中で、対応がなされるんじゃないかなと思っております。

資料もいただいておりますが、市内全域で今1,200町歩を超えるお茶産地ということで、10月の下旬に全国茶サミットも市内で行われるということで、83市町村が見えていろいろ議論されるわけですが、そういうのを含めると、私ども1,200町歩の中で、前年度も47億の生産額を誇っております。畜産に続いて、2番目に高い品目じゃないかな、そういうふうに思っております。

昨年度と比べましても、一番茶が29億8,000万円の売り上げをいたしております。今年度の集計が出ておりますが、22億円弱ということで7億5,000万円ほどの減収になろうかと思っております。非常に大きな減収だなと思って、市民税もどう動くのかなと非常に心配をいたしておるところでございます。

今回緊急に経済利子補給ということで、32年度までの債務負担行為の中で行われるわけですが、一時的に資金繰りがよくなるだけの政策ではなかろうかなと思っております。アベノミクスじゃないけれども、第一の矢はこれで十分とは申しませんが、今後根本的に支援できるのか、政策的に農業振興に役立ててるものが市長としてどのようなことをお考えなのか。お茶が中心にお話をしましたけれども、いろんな部門で市の基幹産業でございますので、何とかできないのかなと思っておりますが、今考えておられる問題、そして今後も中長期的に検討していく考えを少しお聞かせいただければ有り難いなと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お話がありましたとおり、今年の新茶においては、遅霜と、また強風による被害が発生いたしまして、多大な被害がでたということでありまして、3割の減収になるんじゃないかなと当初予測されたところでした。当初相場も低迷いたしまして、そのようなことになったところでございますが、若干後ほど相場も持ち直してきているようでございまして、3割まではいかないというようなことのお話も聞いているところであります。

そしてまた、お話がありましたように、農畜産物においては、現在のところ子牛価格のみいい高値で推移しているという状況でございまして、ほかの作物全般において厳しい状況になってい

るということであるようでございます。

そのような意味合いから、今回補正予算として御提案を申し上げまして、少しでも経営改善につながればと、経営維持につながればというようなことで提案するものであります。

今回のこのような極めて被害の大きい状況において、別途私どもとしましても何らかの形で関係者から要望があるのではないかなというようなことを考えていたところですが、現段階ではまだまだその総体的な今後の経営に与える影響というものについての総括がされてない状況の中で緊急的にするというところでございますので、今後改めて総合的に取り組むべきもの、支援するべきものというものが、また改めて関係機関から出てくるのではないかなというふうには思っているところでございます。

今後の展望についてでございますが、いわゆるＴＰＰの問題が非常に私どもにとりましては、大きな前途が開ける状況の中での暗雲となっているところでございまして、そのＴＰＰの今後の行方について、定まった時点でまた新たな農業の展開があるんじゃないかなと。

そしてまた、それにつきましては、現在安倍政権においても農業所得を増やすと、倍増させるというようなことであります。実質的にそのことがどのような形での政策として提示されるのか、まだまだはっきりしないところがございまして、そのようなものが示された時に私どもの地域で取り入れられる事業というものを積極的に取り入れていきたいというふうに思っているところでございます。

基本的には、今申しましたようにＴＰＰの行方を見定めて長期的な農業展開というものを考えてまいりたいというふうに思います。

○10番（立平利男君） 大体分かりましたけれども、市長もよく市内を回り農家も回っておられますが、私の所にも非常にいろんな提言がありました。

そういう中で、いつも私も思うんですが、市長として市民に夢を持たせる政策が欲しいなというつもっております。国の政策を見るんじゃなくして、先ほども申しましたように、お茶サミットも83の自治体がまいりますので、こういう組織から国に発信して働きかけていただきたいなと思っております。そういう中でも近い早い段階で志布志独自の政策なり、職員の皆さん方とつくっていただいて、市民に再生産できるような状況をつくっていく政策を期待をいたしておりますが、何か一つでもせっかくの機会ですので、今厳しい状況の中、安値と、そしてＴＰＰ問題に不安を持った中でございまして、一つ何か希望が持てるような政策なんかを検討するなりつくっていく気持ちがあるか、そこをお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

夢を持つ政策、そしてまた、夢を持つ農業政策ということのお話でございますが、私自身は、ブランド推進というものをその柱の中心に据えてきて、そのことの実現を果たそうというふうにして考えて政策推進をやってきたところであります。

今ブランド推進においては、いろんな分野がいろんな作物が、そのことを達成しようと、日本一ないしは鹿児島一というものを達成しようというような動きの中で取り組みが始まっているも

のがございますので、そういったものが将来的には志布志の夢を持つ農業形態の中心のものになるのではないかなというふうに思っているところでございます。

その中でも、とりわけお茶につきましては、主幹作物でございます。しかしながら、その主幹作物のお茶についても非常に将来的には厳しい状況になっているということのお話がいつもいつもあるところでございます。

それは、リーフ茶の消費量の低迷というものが全国的にあるということでもございまして、そのことを打開するためにどのような取り組みが必要かということについて、今お話がありました全国茶サミット、あるいは茶の全国の品評会においても、そういったことがお話が出るところでございます。前回もお話ししたと思いますが今回のお茶サミットは、10月30日、31日に開催する予定としております。

そしてまた、その直後11月3日に鹿児島県茶業振興大会が曾於市の方でも開催されるところでございます。それらの大会を通じて、今回は特にお茶を多飲することによって、健康増進に間違いなく貢献するんだということをテーマとしたお茶大会にしたいということに関係者と話をしているところでございます。そのことをこの鹿児島より風土として根付かせて、そしてそのことがきちんと疫学的に証明するようなレベルまで持っていけるということになれば、日本全体に、またこれは静岡とも提携してやるということになろうかと思いますが、日本全体に広がっていくということになろうかと思っております。そして、それがひいてはお茶の消費の拡大につながっていくんだと、そしてまた同時に日本国民全体の健康増進に寄与する内容になっていくんだということを今回のお茶サミットと、そして県の茶業振興大会の大きなテーマの一つとして取り組んでいただくよう今働きかけをしているところでございます。

そのことは、私自身は市内の茶業の関係者の方々に今お話して準備をしてもらっているところでございます。

○市長（本田修一君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（立山静幸君） 先ほどの関連ですが、2ページの債務負担行為、あるいは27ページの3目の農業振興費に関連して質疑をいたします。

4月の強風などの影響により、生育や収穫に多大な被害が発生したとありますが、作物名、それから面積、それから減収の割合、そして融資の金額が2億円ということですが、何戸分なのか、以上についてお尋ねいたします。

○農政課長（今井善文君） お答えいたします。

まず、説明資料におきます説明の中で、強風などの影響により農産物の生育及び収穫に多大な被害という表現をいたしておりますが、今私どもが把握しているのは、作物名につきましては、お茶というふうに考えております。

それから、被害の面積等でございますが、この強風等により被害が生じたというのは、被覆資材を被せたり、あるいは資材を被せてなくても葉っぱ同士がこすれて、葉傷みを起こしたという状況でございますので、総体面積については把握いたしておりませんが、本年の一番茶の実績見

込みでございますが、昨年が先ほど話がありましたように29億8,000万円程度、今年度につきましては、22億3,700万円程度と一応見込んでいます。

昨年と比較いたしまして、数量では85%程度、一番茶の単価でございますが、88%程度ということで総体金額でいきますと、75%程度というふうに見込んでおるところでございます。

それから2億円と、何件かということでございますが、現在まだ貸し付けが実行されているわけではございません。これから金融機関の方が貸し付けを行うということございますので、一応こちらの方で聞いている話では、金額ベースですが1億5,000万円程度の要望までは聞いております。ただし、今後またその部分については増えてくる可能性もありますので、確定した段階で当然今年度の予算の補正、それから債務負担の補正というのは、今後またお願いしていかなければならないかというふうに考えております。

以上です。

○12番（立山静幸君） ということは、2億円というのは予想金額ですかね。

○農政課長（今井善文君） 先ほど申しましたように、今こちらの方が、農家さんの希望等ということでございますが、聞いておるのが1億5,000万円程度というふう聞いておりますので、若干それよりもまた増えてくる可能性があるということで、一応2億円を想定して補正予算をお願いしたというところでございます。

○12番（立山静幸君） 先ほど強風の状況というのは少し説明があったんですけど、どのぐらいの強風の被害があったのかですね、お伺いいたします。

○農政課長（今井善文君） 本年の4月の天候でございますが、総体的に4月につきましては風が強い月でございました。

特に4月7日でございますが、最大の瞬間風速が20mと、特にこの日で被害が生じたのが多かったかと考えております。

なお、このデータは、県の農業開発総合センター茶業部大隅分場のデータということで、すぐそこにありますが、そのデータでございます。瞬間最大風速が10mを超した日が4月につきましては14日というような状況でございます。

なお、前年におきましては、平成24年4月におきましては10mを超した日は1日もないというような状況で、今年のそういう気象的な影響というのは、非常にお茶の生産については被害をもたらしたというふうに考えております。

○12番（立山静幸君） よく分かったような分からないような状況ですけれども、とにかく被害が発生しておりますので、利子補給等にも十分対応していただきたいと思っております。

次に、29ページの3目の林道整備費でございますが、八野線の約4kmを舗装すると、6年間かけてするということでございますが、この受益面積、あるいは関係戸数等が分かれば関係戸数、そして針葉樹が多いのか広葉樹が多いのかですね。

それと13節の委託料ですが、1,000万円という測量試験費が計上されているわけですが、これを分割して測量委託はできないのかですね、お伺いいたします。

○議長（上村 環君） 立山議員、4回目でございますので、ほかにもございましたら、質疑がほかにもございますか、ほかの点も、もう一緒に出してください。

[立山静幸君「はい」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） よろしいですか。

[立山静幸君「はい」と呼ぶ]

○耕地林務水産課長（井出佐喜雄君） お答えいたします。

まず、受益というよりも利用区域面積でございます。これは民有林と国有林がございまして、まず民有林が131haでございます。うち人口林115ha、それから天然林でございます、これが16haでございます。それと国有林が105haでございます。国有林につきましては、全て人工林でございます。合計236haの利用区域面積を持っておりまして、針葉樹か広葉樹かとの質問に対しましては天然林の中で、これはあくまでも民有の中の分ですが、16haの中でほとんどクヌギとその他の広葉樹が主でございます。

人工林の中では、クヌギが6haございまして、あとは全てヒノキと杉でございます。国有林についても、ほとんど杉とヒノキでございます。

関係者でございます。まず林野庁、国有林の部分が1、それから市の市有林が関係者としては1です。民の個人が137名いらっしゃいます。そのような状況でございます。

それから、13節、委託料の1,000万円でございます。これにつきましては、約4kmを6年かけて実施するわけです。そのために、1,000万円一挙に測量設計をするわけでございます。今議員から御質問ありました分割ということにつきましては、現地の状況、それと今後の国への予算要求の絡み等もございまして、市長の指示を仰ぎながら検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（岩根賢二君） 1点だけ、所管ではありますが、説明資料の4ページにあります志布志駅の乗務員宿舎の件で、市長にお尋ねをいたします。

説明資料にもありますように、おもてなしの玄関口として整備をしたいということのようですが、以前私が、もう1年以上前になると思いましても、「茶一杯（いっぺ）のおもてなし」ということで、そういうことに取り組んだらどうかと質問をした経緯がございまして、まず志布志の玄関口であるさんふらわあのターミナルだとか、志布志駅のところで、そういうことをしたらどうですかということの提案を申し上げました。その時に、市長はぜひ取り組みたいということで、回答をもらっておりますけれども、今現在志布志駅で、そういうおもてなしのお茶一杯（いっぺ）のおもてなしが実行されているのか、それともどうなのか、その点を確認をしたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の段階では、必ずしも全員の方々にそのような形でできているということではないようでございます。ただ基本的にはお茶を差し上げる接待をするということを心がけております。

そしてまた、この駅舎の整備につきましては、今回改めて、この駅舎整備についての委員会を設置しまして、今後どのような形で整備すればいいかということの検討が始まったところでございます。

私どもとしましては、先ほども申しましたように、このお茶というものは本市の大きな基幹産業の一つであると、そしてまた、環境について健康について一生懸命に取り組んでいるまちのシンボルの作物であるということもございますので、そのようなことがきちんと理解できるような駅舎にしていきたいと思いますというふうには考えているところでございます。

アピア内の港湾通りの方では、必ず振る舞いをしているということでもあります。

○議長（上村 環君） 港湾商工課長よろしいですか。

○17番（岩根賢二君） 今市長は、やってますよと、だけでも全ての人ということではないということでおっしゃいましたね。

私も志布志駅には何回も行く、列車に乗るわけではないですけども、行く機会がありまして、そのたんびにあそこの案内所にも立ち寄るわけですけども、いまだかつて1回もお茶のおもてなしを受けたことはありません。

そして、いいですか、市長。いや実はねと、お茶一杯（いっぺ）でおもてなしをしましょうということで、市では取り組むことになっているんですよねと、どうですかと、「いや私なんかは、そういう指示を受けたこともないし、今までお茶の道具もありませんよ」とおっしゃるわけだから、そのことについて、だからこれは所管ではありますけれどもね、委員会で聞くあれじゃなくて、市長に僕は聞きたいんですよ。いくら立派な駅舎の改造を行ったとしても、おもてなしのそういう心がなければ、この目的は達成されないんじゃないかなと、そこをお聞きしているわけです。いかがですか。

○市長（本田修一君） この駅舎、観光案内所につきましても、そしてアピアの港湾通りにしましても、現在観光特産品協会の方で事業として取り組んでいるところでございます。

基本的には、観光特産品協会でのおもてなしというものは、全てそういったものが図られるべきかなというふうには思っています。現段階で、そのような状況だったとすれば誠に申し訳なく思うところでございます。

今後徹底させまして、ただ、先ほど言いましたのは、駅を通る方は、それこそ急がれる方もおられるので、たぶんそういった全面的なふるまいはできてないんじゃないかなというふうに思ったところでございまして、今後は全ての立ち寄られた方には、そういったおもてなしができるような形で対応するよう指示をしたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（鶴迫京子君） 所管外ですので、関連して質疑させていただきます。

4ページのJR志布志駅の宿泊施設等移転補償事業ですが、まず移転後の活用が気になる場所ですので、その移転後の活用はどうされるのか。志布志駅舎整備計画図案を作成業務ということで委託されていますので、計画案があろうかと思っておりますので、そこいらをもう少し具体的に説

明をお示し願いたいと思います。

そして、2点目は私もJR志布志駅ということで、終着駅ですが、始発駅だと思っていますし、いろんな情報発信、観光のおもてなしの玄関口としての始発、始まる場所だと思います。志あふれるまちの志が始発する駅だと思っていますので、ここのおもてなしの玄関口という機能というのは市長はどう思われるのか、そういうことが目的でうたっていますので、そこに目的に合わせて市長の思いはどういうことかという2点目。

3点目は、私も関連質疑でいろいろ質問で、今までこのJRのことを言ってまいりまして、当局の職員の方の努力も一生懸命ありまして、トイレができたこと、男女別のトイレができたということ。そういうことを考えますと、すごく今の時点ですばらしく計画的にされてきたなという思いがあって、すごくそれは感謝しています。

しかし、これからどうなるのかなということで、この一番ネックだった乗務員の宿泊施設がなくなるということで、念願のことが実際実施になるわけですので、ここをもう少しちょっと計画をお示してください。

もう一つ言い忘れました議長。

その時に提案して、駅にモニュメントなり、志布志にゆかりのある何かそういうものをつくって、モニュメントなり、そういうのをしたらどうかなというのを提案したことがあります質問で、そのこともどのように市長はお考えかお願いします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 今回志布志駅の乗務員の宿舎等の補償費等をお願いしているところでございます。これまでJRにつきましては、今御質問ありましたように段階的にですね、取得をしまして、現在の案内所と、それから今御質問がありましたトイレ、そういった整備をまいりました。今回やっとJRと協議が整いまして、今回宿舎部分のところをですね、譲渡していただく。これは譲渡にあたりましては、始発駅、終着駅でございますので、JRとしては必ず必要な施設でございますので、私どもはJRとしましては、その代替施設をつくるということでございますので、その代替施設に係る私どもは補償を今回するというところで、お願いをしているところでございます。

今年度中に来年の3月までにですね、JRにつきましては、代替施設をつくって私どもに譲渡をしていただくと。私どもにつきましては、今年度中に今御質問のありましたじゃあ将来どういう形のJRになるのというようなですね、御質問がございましたけれども、来年以降に整備する具体的な構想図をですね、今年度志の歓交推進協議会、そういったところ等を通じてですね、検討する予定としております。

今のところ大まかな構想としましては、現在ある案内所、これがやはり拠点になります。ここに現在観光特産協会等の事務局等も兼ねるような施設にしたいというふうに考えております。

それから、その時に同時にあわせて観光客のおもてなしの玄関口ということ考えておりますので、例えば今お茶の質問が出ましたけれども、お茶等のふるまいができる駅カフェであったりとか、もっと総合的に案内のできる案内所であったりとか、そういったいろんな機能をですね、兼

ね備えた駅にしたいというふうを考えているところでございます。

なお、これは今申し上げましたのは、事務局の方で大まか考えていることではございまして、細かいこと等につきましてはですね、今後いろんな方の推進協議会なり、いろんな皆さん方の御意見をいただきながら、今年度中に構想を立てていきたいと。そして、来年度の当初予算でですね、皆様方の方にお示しをし、また御意見等をいただきたいというふうを考えているところでございます。

それから、最後の方にモニュメント等というような御質問がございましたけれども、今回整備に合わせまして、ハードを整備するわけなんですけれども、併せまして、今まで御質問ございましたそういうソフト的なですね、どういった形の志布志駅を印象づけられるか、そういったこと等もですね、いろんな御意見を伺いながら、あるいはまた市長に相談しながらですね、検討をし、改修と同時にですね、そういうことがお披露目できたらいいなというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○市長（本田修一君） ただいま課長の方から説明がございましたように、年時をかけてこのような流れになってきているということでございまして、いよいよ駅舎全体が、私どもの管理の中になってくるということで、改めて駅舎を改築しようという計画になるところでございます。

私自身は、ここは当然志布志のまちの中心でございまして、そのまちの中心にふさわしい施設に整備したいなというふうには思っているところでございます。

ということで、協議会の方々、委員会の方々には十分検討をしていただきまして、それらの案を練っていただく。そしてまた、様々な有識者の御意見も賜りながら、そのような施設にふさわしいものに仕上げていくということを考えているところでございます。

そのような中で、モニュメントにつきましても、多分駅舎のみならず、あの駅前の広場が今の段階でもロータリーにしたらというような案も出ているようでございますので、そういった駅前広場、そしてまた、周辺にはJRが所有している土地も空き地もございまして、そういったところにもどういった形で活用していくかということもありますので、総合的な形で進めていく中で、モニュメントについても考えていくということになるのではないかなというふうには思っているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） ようやく志布志駅舎の形が見えようとしてきました。よく理解しました。

要請なんです、やはり志布志を訪れる観光客を迎える施設ということで、いろんな志の協議会とか、そういう関係者とか、そういう方々の知恵を絞って総合的に決めていくということですが、それは志布志市当局の関係者の方から見た志布志駅舎でありますので、やはり観光客から見た視点というのを大事にしないと、どこにニーズがあるのかというのが一番大事なことでないかなと思います。

こちら側から見た視点であると、どこかがずれてきてたりしますので、ぜひそういう意味では、今ある駅舎の前に世論箱というか、そういうことを置きながら、いろんなニーズを捉えるという

ことが、すごく大事ではなからうかなと思いますので、外からいっぱい意見をいただくという方向も付け加えて計画を練っていただきたいなと思いますが。

○市長（本田修一君） ただいま御意見があったとおりでというふうに思っています。

私どもがするとなれば、どうも一人よがりですね、中身になってしまいがちですので、多くの方々の、特に観光の専門の方々の御意見等を賜りながら、このことについては協議を進めていただくような環境というのをつくっていききたいなというふうに思っています。

それから、先ほどお話がありましたように、現在この志布志駅においては、終着駅というようなことで位置付けがされておられる団体もおられるようでございます。

それは、その当時、映画等を上映するというような流れから、そういったふうになっていたようでございますが、今後はまた御提案がありました志が発信する駅というような、この駅のネーミングについても、そのような提案もまた出てくるのではないかなというふうには、思っているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 最後ですが、やはり温故知新という言葉もありますが、高齢化社会、志布志駅と申しますと、私なども幼少の頃から昔の志布志駅の面影が脳裏に焼き付いていまして、大変活気立った頃の駅を想像します。ですので、やはり新しくなるわけですが、新しい中に必ず懐古主義ではありませんが、そういうその時代の志布志駅の当時を思わせるような何かそういうことも併せて何か展示なり、いろいろ何かそういうことも含めて考えていただきたいなということの一つ要請しておきます。

○市長（本田修一君） 様々な方々の様々な思いというもの、それから大きな夢というもの、いろんな御意見、御要望等が寄せられるのではないかなというふうに思っています。

十分それらの意見をお伺いしながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） この23ページですね、保育士等処遇改善臨時特例事業ですが、これの執行の在り方と、これ単年度なんですかね、ちょっとそこを教えてください。

○福祉課長（福岡勇市君） 事業名ですけれども、保育士等処遇改善臨時特例交付金ということで、目的ですけれども、保育士の人材確保対策を推進する機関として補助金としてもらう事業であります。

今議員のおっしゃったこの事業については、現段階では、25年度についてだけ実施ということで通知がきておるところであります。

以上です。

○議長（上村 環君） 執行の仕方。

○福祉課長（福岡勇市君） 具体的には、民間の保育士さんに対して、給与改善ということで賃金を改善する方策であります。

試算したところによりますと、民間の保育士さんに対して、今試算しているんですけれども、約8,500円ほどずつの月額給与が上がることになるようであります。

以上です。

○19番（小園義行君） 過去にもですね、国の政策で介護福祉士、こうした方々のいわゆる待遇改善ということで、国が実際やったんですね、ただそのことが介護福祉士の方々は、そのことで非常に喜ばれたわけですけど、執行の在り方として、法人の方に流して、それがどういうふうに具体的になったということまで当局としてはきちんとした、つかんでないとですね、今課長の方から答弁がありましたように、具体的な金額とか出ていますけれども、ここの提案を見ると、保育士の処遇改善に取り組む私立保育所に対してという、この揚げ足取るわけじゃないですよ、たくさんありますね、民間移管している保育所ありますね、そういったところで実際にその現場で働いておられる保育士の方々へのこういったものが国の政策として反映するというのなら、とても有り難いことだというふうに思うわけですよ。

そこに対しては、きちんとしたそういうものを追跡をしていくということまでやった上でしないと、その法人をお願いして、そこでどうやるかはその法人の考え方だということではないというふうに思うものですから、その執行の在り方どうですかということをお聞きしたんです。

そして併せてですね、今回こういうふうに私立保育所、いわゆる民間移管を受けておられる保育所、また民間の私立保育所ありますね、あわせて公立、志布志市がやっている保育所、幼稚園、そういったところで嘱託職員、パート職員、臨時という形での、この三つの形態があらうと思いますが、そこに対しては、今回この提案があることに対して国は民間のいわゆる私立保育所、そこだけをこれでは言ってますけど、市長として、そういう公立の保育所で働いている嘱託職員、パート職員、そういった人に対しての賃金の上昇というか、そこについてはどういうふうに議論がされて、今回のこの事業執行ということになっていくんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この事業に関連して本市の公立の保育士に対しての給与に対する改善の協議については、現在のところやっておりませんでした。

○19番（小園義行君） これ全ての私立の保育所に対して、全ての法人にこういう対応がされるというふうに理解をしていいのかというのが一つとですね。

今市長の方からありましたように、これ国が目指しているのは、保育士の確保という点で考えた時ですよ、正規職員と非正規職員の間には非常に賃金の格差というのがありますね、公立の今みどり保育所しかないわけですが、志布志市は。そこで担当の園長さん含めてですね、福祉サイドの人たちは、保育士の確保という点が非常にこれ、そこに何らかの手が打たれないままいったら大変なことになっていくんじゃないですかね。みんな私立の方が賃金が高いよということになったらですよ、大変公立の保育所で嘱託職員の人たちの賃金の格差がどういうふうになるのかですよ、そこらについてはきちんとしたものが議論されないとまずいじゃないですかね。8,500円ということで、今回それぞれの法人でこれ設定されてるんでしょう。その賃金についてはですよ、だからそこらについて、公立保育所、幼稚園も含めて嘱託で働いておられる人たちに対しての当局としての考え方がないとおかしいじゃないですか。

○福祉課長（福岡勇市君） まず最初に、処遇改善の対象職員の範囲ですけれども、本事業の対象となる職員の範囲といたしましては、私立保育所に勤務する職員、保育士以外の職員も対象になります。非常勤職員も対象となるところであります。

この本事業の趣旨を踏まえて、実際にどの職員に賃金改善を行うかについては、各保育所の実情に応じて各保育所において決定されることとなります。

公立の保育所が今1か所あるんですけれども、その今現在は主任職員、資格のある職員、そして資格のない職員として嘱託職員の給与として支給されているんですけれども、これについては現在のところ考えていないような状況であります。

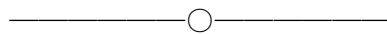
○市長（本田修一君） 現在の段階では、ただいま課長が答弁したとおりでございます。

この件につきましては、市内の内容につきまして担当課の方でもう少し詳しく調査をさせまして、公立保育所に対する処遇についての方向性を定めたいというふうに考えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第42号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第42号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、二次予防事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳出予算の款項の区分間の金額の調整をするものであります。

予算の総額に増減はございません。

それでは、歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

歳出の地域支援事業費の介護予防事業費は、二次予防事業費を109万5,000円増額するものであります。

4ページをお開きください。

歳出の予備費は、109万5,000円減額するものあります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第17、同意第2号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第17 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第17、同意第2号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第2号、監査委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成25年4月1日をもって退職した重留慧氏の後任として、嶋戸貞治氏を見識を有する者のうちから選任する監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

嶋戸貞治氏の略歴につきましては、別紙の説明資料47ページに掲載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

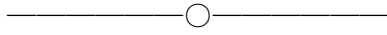
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第2号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から16日までは、休会とします。

17日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後1時52分 散会

平成25年第2回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成25年6月17日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

西江園 明

平 野 栄 作

東 宏 二

出席議員氏名（23名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	教 育 長 坪 田 勝 秀
総 務 課 長 溝 口 猛	情報管理課長 又 木 勝 義
企画政策課長 武 石 裕 二	財 務 課 長 野 村 不 二 生
港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎	市民環境課長 外 山 文 弘
税 務 課 長 上 原 登	福 祉 課 長 福 岡 勇 市
保 健 課 長 若 松 光 正	農 政 課 長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄	畜 産 課 長 山 田 勝 大
建 設 課 長 中 迫 哲 郎	松 山 支 所 長 溝 口 敏 久
志布志支所長 川 野 賢 二	水 道 課 長 木 佐 貫 一 也
会 計 管 理 者 中 崎 秀 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 保 孝
教育総務課長 津 曲 兼 隆	学 校 教 育 課 長 金 久 三 男
生涯学習課長 樺 山 弘 昭	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小園義行君と平野栄作君を指名いたします。

○
日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） それでは、皆さんおはようございます。

それでは、早速質問通告に従い、順次質問をまいります。

1点目は市長の政治姿勢について、質問をいたします。

本田市長は、平成18年2月、3か町の合併に伴う市長選で、激しい選挙戦を制して当選をされ、市長に就任をされました。それ以降、2度にわたる所信表明と、年度ごとの施政方針など、この本会議場で多岐にわたって御自身の政策や思いを語られました。早いもので合併後初の市長として本田市政が誕生して、既に2期目の最終年度を迎えております。市長同様、私たち議員の任期も同じでありますので、残すところあと7か月となりました。当然お互いにそれぞれの立場で任期期間の最後まで市政の運営に全力を傾注することが第一義であると思っておりますが、最近富に町中で次期市長選のことが話題として聞かれるようになってまいりました。そこでこれまでの市長の市政運営の総括、いわゆる公約等の達成状況と次期市長選挙に対する出馬の思いについて伺いたいと思っております。

次に、買い物弱者対策の観点から質問をいたします。

買い物弱者対策については、22年12月定例会において、移動手段がない高齢者を中心とする買い物弱者が増えている中で、生活支援が必要な方々の現状をどう把握し、対応しようとしているのか質問をしております。その際、市長は、今後情報収集をして、現状を把握し、公共交通対策も含め複数の関係機関による協議を進めたいと答弁をされております。

食料品や日用品の買い物に不自由をする買い物弱者の方たちは年々増えており、こうした状況は日本各地で起こっていますが、現在では創意と工夫で問題解決に取り組んでいる自治体も多くあります。ますます高齢化率が高くなる今、早めに何らかの有効な手立てを考えていかなければならないと思っておりますが、本市ではその後どのような検討、そして取り組みがなされたのか伺いたいと思っております。

次に、男性介護者支援の観点から質問をいたします。

今、家族介護の現場においては、少子化や核家族化、介護者の未婚や離婚によって、息子や夫

といった男性の介護者が増えています。介護実態についての国民生活基礎調査によると、男性介護者が3割を超えており、今後高齢化の進行とともに更に急増すると予測をされております。慣れない家事の問題や介護に専念することによっての離職、そして経済的な問題を抱え、孤立した介護生活を余儀なくされている方もいらっしゃると思います。要介護者への充実した介護ができるように早急に男性介護者特有の問題点を把握をし、その支援体制の構築が望まれるところでありますが、本市の支援体制はどうなっているのか伺いたいと思います。

次に、環境行政の観点から質問をいたします。

本市は環境省が例年実施する一般廃棄物処理実態調査によると、平成23年度のごみのリサイクル率が76.3%で、全国の市では7年連続の日本一を獲得しておりますが、これもひとえに市民と行政の協働の精神が功を奏した結果であると思っております。

さて、昨年8月に使用済小型電子機器等再資源化促進法が成立をいたしました。これにより、不要となった携帯電話、デジタルカメラなどからのレアメタルや貴金属の回収が大きく進む法整備が整いました。レアメタルの回収については、以前も質問をしており、さらなる推進につながるものと期待をしておりますが、本市でも4月から資源ごみ、小型家電の分別収集がスタートをしておりますが、今後さらなる循環型社会の構築に向けての取り組みとして、この新制度を本市では、どのように活用していくのか、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、子育て支援の観点から質問をいたします。

昨年の通常国会で、子ども・子育て関連三法が成立をいたしました。この法律は、保育所・幼稚園・認定こども園の拡充など、子育て環境の充実を図ることを目的といたしております。国におきましては、本年4月に子ども・子育て会議が設置をされました。会議の構成メンバーとしましては、有識者、地方公共団体、事業所代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成をされており、子育て支援の施策決定過程から、子育て家庭のニーズがしっかりと反映できるような仕組みとなっておりますが、具体的な制度の運用に当たりましては、それぞれの自治体、特に市町村が重要な役目を担うことになっております。

そこで、本市の取り組みについて、伺っておきたいと思います。

以上、あとは一問一答方式で行ってまいりますので、当局の誠意ある答弁を求めるものでございます。

○市長（本田修一君） おはようございます。今議会もどうぞよろしく申し上げます。

それでは、小野議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、2期目の市政運営の総括と次期市長選に対する考えでございます。

お答えいたします。

本年度は、市長就任後2期目の最終年度を迎えるわけでございますが、私は、これまで市民のための市民に開かれた市民の目線に立った行政という心情のもと、志のあふれるまちづくりを基本理念として、共生・協働・自立の社会づくりに取り組んでまいりました。

2期目の就任にあたり、市政に対する四つの項目について公約を掲げておりましたので、そのことを中心に振り返ってみたいと思います。

まずはじめに、「人とものがゆきあい豊かで生活重視のまちづくり」についてでございますが、志布志港の利活用促進を図るため、コンテナターミナルの利便性の向上や新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業の活用など、官民一体となってポートセールスに努めてまいりました。

平成23年5月には国際バルク戦略港湾の選定を受け、今後は特定貨物輸入拠点港湾の早期指定及び重点的な整備の推進が期待されるところであります。

また、様々な分野で日本一のあるまちづくりに取り組むために、新たにブランド推進室を設置しまして、志布志ブランドを確立させる取り組みを官民連携のもと積極的に行ってまいりました。

健康づくり、環境、ツーリズムなど、八つのグループを設置しまして、日本一早い志布志の夏そばや、志ツーリズム協議会の設置、ごみの資源化への取り組み、いわゆる志布志モデルでの国際貢献や全国ご当地どんぶり選手権への挑戦など、県内外へ志布志を広くPRするという一方で、志布志市の知名度、評価を高めることができたのではないかと考えております。

また、農林水産業の振興としましては、IT活用事業としまして、作物の生育事業などを情報発信する志布志アグリネットの開設、ハモや牛肉ブランド化へ向けた取り組みを強力に支援してまいりました。

地域の雇用創出と経済の活性化策としましては、ひまわり商品券の発行、住宅リフォーム助成や危険廃屋解体撤去事業の推進を図り、定住対策としましては、平成25年度より移住定住促進事業や空き家バンクの創設を行い、人口減少の歯止めをかける施策に取り組んでいるところであります。

2番目の「安心・安全なぬくもりと元気なまちづくり」についてでございますが、市民の生命と財産を守るための基盤整備としまして、ヘリポートを併設しました志布志消防署の開設や防災意識の啓発のために、標高表示板の設置、地域防災マップの作製や自主防災組織の育成強化を進めてまいりました。

また、市内のほとんどの世帯に行政告知端末の設置と、光ファイバー通信網「しぶし志ネット」の整備によりまして、高度情報化へ対応したまちづくりに取り組んでまいりました。

また、健康福祉の分野においては、高齢者が元気なまちを目指して、ふれあいサロン活動事業の充実や、市内で健康増進イベントを開設しながら、フロムしぶし元気アップ体操の普及による健康づくりへの推進を図り、また「子育て日本一のまち」を目指しまして、出産祝い金の第1子からの支給や中学生までの医療費助成の拡充を行って、子育てに対する経済的支援を行っております。

3番目に、「行財政改革の一層の推進について」でございますが、行財政基盤の強化を図るとともに、市民にとって分かりやすく透明性の高い行財政の実現を目指すために、市民参加型の外部評価制度の導入や志布志市集中改革プラン及び職員適正化計画に基づいた財政の健全化を進めてまいりました。

また、人事評価制度の導入や「あいさつ日本一の市役所」を目指して、接遇向上委員会の設置や各種研修を実施しまして、職員の資質向上に努めてまいりました。

4番目の「教育文化の咲きほこるまちづくりについて」でございますが、共生・協働・自立の社会づくりの推進としまして、市民・行政・民間団体などが連携してまちづくりを行う事業としまして、共生・協働・自立推進事業やふるさとづくり委員会事業の推進を図り、地域活性化や地域課題の解決に努めてまいりました。さらに自治会再編につきましても、自治会の在り方検討委員会や庁内検討委員会を設置して、自治会マニュアルの作成を行うなど、新たな自治会システムの構築についても協議を進めているところであります。

学校教育におきましては、志を高める教育推進委員会を設置し、日本語に関する指導について研究を行い、実践事例集の配布などの事業を実施しました。

また、子供から高齢者まで生涯スポーツに取り組める事業の展開や平成23年7月に完成しましたしおかぜ公園の活用により、市民の健康増進やレクリエーションの場としてでなく、県内外から多くの利用者が訪れたことにより、本市のスポーツ振興や競技力向上が図られたところであります。

生涯学習の場としての創年市民大学につきましては、講義内容の充実を図り、毎年80名前後の方々が卒業され、今後も大きな成果が期待できるところであります。

また、多くの市民の方々が文化をいつでも学び、感じることができる環境整備としまして、埋蔵文化財センターの整備及び図書館システム更新や閉館時間の1時間延長など、市民の利便性向上に努めるとともに、本年度は新たに市民の交流の場として人形劇や紙芝居、映画上映などのホールを兼ね備えた志ふれあい交流館の整備を行う予定となっております。

以上が四つの基本的な考え方に基づき取り組んだ内容でございますが、これらの取り組みが実現できましたことは、ひとえに市民の皆様様の多大な御協力により結実したものと深く感謝する次第でございます。

これまででも、市民の皆様や議員各位の期待に応えられるよう誠心誠意努力してまいりましたが、財政状況が一段と厳しくなる中で、全てにおいて応えることはできなかったところであります。

しかしながら、行政と市民が一体となって取り組んできた成果が着実に積み上がり、誰もがこの町に住んでよかったと思えるようなまちづくりが確実に実現しつつあるというのが、これまで市政運営に携わってきた私の率直な感想でございます。

ただいま2期目につきまして、大まかな総括を申し述べたところでございますが、次に御質問の後段の部分についてお答えしたいと思います。

私自身、議員がおっしゃられましたように残り期間がまだ6か月以上あるという現在でございますので、最大の私の仕事としましては、残り期間を全力を挙げて市政運営に取り組むということでございます。

ここで来期について出馬の意向を表明するというのは、いささか早すぎるきらいがありますが、お尋ねでございますので、あえてお答えしたいと思います。

1期目に続き、残りの期間に満点で達するのは至難の業かと改めて考えたところでございます。私は2期目に醸成しました市民の皆さんと共につくる日本一のまちづくりの機運が、今後必ずや大きなうねりとなるのではないかと期待するところであります。

また一方、まちづくりに関しましては、今後も様々な課題があろうかと思えます。最大の課題としましては、TPPの問題があるのではないかと考えるところでございます。この問題の解決について、市民と一体となって取り組まなければ農業を基幹産業としたまちづくりを推進している志布志市としましては、また日本有数の飼料供給基地を持つ志布志港としては、大きなダメージを受ける可能性があります。この問題について、注意深く情報を入手し、なるべく影響の少ない、できれば発展する農業の展開ができるよう更に市民の様々な事業が、市の様々な事業が更に進展できるよう、今年の後半から来年にかけて取り組む必要があろうかと思えます。

そのような意味合いから、絶え間のない政策の推進が今は特に必要ではないかなというふうに考えるところでございます。

先ほど申しましたように、共生・協働・自立のまちづくりに率先して取り組み、日本一の志布志市づくりにまい進していただいている市民の皆さんと共に、この大きな課題を一緒になって解決して、将来の輝ける志布志市を実現するために3期目の市政運営についても引き続き挑戦させていただければと考えるところであります。

続きまして、2番目にお尋ねの買い物弱者対策についてでございます。お答えいたします。

買い物弱者対策につきましては、先般の御質問におきまして、今後協議を進めていくとの答弁をいたしました。それ以降、現在に至るまで、これらを取り巻く環境につきましては、大型店舗やコンビニ店の出店が増える一方で、地域商店の衰退やタイヨーの撤退など、周辺地域の方々の日常生活に大きな影響を及ぼしております。

このような中、現在高齢者支援策としまして、移動手段のない70歳以上の方を対象に福祉タクシーを運行し、買い物や病院など日常生活に必要な移動手段として利用していただいている状況であります。

このような状況の中、これまで利用者の実態把握などをもとに、関係各課及び事業者を含めた協議を行い、宅配サービスや移動販売、公共交通など、総合的な買い物支援策について調査研究を進めてまいりました。市内の宅配サービスや移動販売については、状況調査を行ったところ、既に複数の民間事業者が参入して、各地域でサービスの提供を行っているようです。

公共交通については、本年度に福祉タクシーの旧町間乗り入れを予定しており、現在既存のバス路線と調整を図りながら準備を進めているところでございます。

今後は、買い物支援・公共交通対策の両面から、更に調査研究を重ね、他の自治体の状況も参考にしながら官民一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

次にお尋ねの男性介護者支援についてのことにつきましてお答えいたします。

厚生労働省の平成22年度国民生活基礎調査によりますと、介護者の性別割合は1990年代には女性による介護者が9割で、男性による介護者は1割に過ぎませんでした。平成22年度の調査では、

男性が3割、女性が7割となっており、特に50代から60代の壮年期の男性介護者の増向が顕著となっております。また、男性介護者の割合を見る指標としまして、要介護4と5の要介護者を在宅介護している家族等に支給している在宅寝たきり老人等手当の受給者がありますが、男性介護者の割合は市全体で見ますと、受給者123人中43人で35%となっております。

本市の平成2年度に実施した高齢者実態調査結果では、一人暮らし世帯は16%で配偶者が65歳以上である夫婦二人の世帯は58%となっており、介護者による家族介護も必然的に増えました。それに合わせて、男性介護者も今後増えるのではないかと予想しております。

家族介護では、特に介護者が辞職せざるを得ない状況となる場合もあります。男性は世帯の主たる生計者である場合が多く、いかに介護者が仕事と家族介護を両立させるかが課題であります。介護離職は職場から見ても人的投資の損失につながります。職場の介護休暇の活用等の促進や周辺環境の理解も必要であります。

日本では、男は外の社会、女は家庭を守るという考えが古くからあり、衣・食・住について学ぶ機会があまり男性にないということで、男性介護者にはケア能力が不足しているといわれております。男性は女性と比較して腕力等の強い方も多く、介護での虐待につながるケースも心配されております。男性介護者には、家事や介護に慣れていない介護等の悩み相談が苦手で、愚痴やストレスのはけ口を持っていないという共通のものがございませぬ。不慣れな介護に対する意識付けの支援や男性介護者がお互い集い、情報交換できる場も必要かと考えます。

市では現在、在宅介護の講習や介護者の交流、家族の基本的精神的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続と向上を目的としまして、要介護4と要介護5の家族介護者に対し、家族介護者交流事業を実施しております。

また、社会福祉協議会では、在宅介護支援事業として介護者の集いひまわりを2か月に1回開催しまして、家族介護者間の情報交換や介護技術の学びの場としております。要介護状態になられた方が尊厳を維持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう介護保険サービスを適切に利用していただき、介護負担が少しでも軽減されることと、男性介護者の中にはなかなか地域包括支援センターのような支援窓口にとどり着かない方もおられるかと思っておりますので、今後いろいろなネットワークを通しまして、男性介護者への現状把握や情報収集に努めて、相談支援を充実してまいりたいと考えております。

次に、使用済小型家電についてのお話でございませぬ。お答えいたします。

使用済小型家電の再資源化の本市の取り組みにつきましては、平成20年6月議会において小野議員からの一般質問もありまして、「希少金属が眠っていませんか」ということと題しまして、平成20年8月号の市広報で使用済み携帯電話などの販売店での回収を市民に呼び掛けたところあります。その後、平成22年度福岡県が環境省委託事業によりまして、小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業を実施するにあたり、これに賛同する九州管内の市町村に呼び掛けがあり、本市はいち早くこれに応募したところあります。

九州圏内では、14の市町村と2の一部事務組合が採択されまして、鹿児島県内では本市と屋久

島町が応募し採択されております。このモデル事業によりまして、平成23年4月からデジタルカメラや携帯電話など13品目について分別回収を行いました。分別回収に関わるコンテナかごの準備などの経費177万7,000円は、モデル事業ということで福岡県が負担しました。このコンテナは現在使用しております。

市民への周知につきましては、ホームページへの掲載、平成23年3月号及び4月号市報への掲載、ケーブルテレビの活用、行政告知放送、自治会への回覧板配布、さらには環境学習会での説明などを行ったところであります。平成24年度も国のモデル事業協力地域として引き続き同様の回収を行ってまいりました。

さらに平成24年10月からは13品目に加え、試行的にコンセント、または電池電源の電子電気機器で、資源回収用コンテナに入るサイズのもの、小型家電として分別収集を行っております。

議員御承知のとおり、今年4月からは本格的にこの使用済小型家電の分別収集を行っているところでございます。使用済小型家電の回収量は年々伸びてきておりますが、御指摘のとおり小型家電に含まれる貴金属や希少金属を再利用することは、資源の少ない我が国にとって、また日本が目指す循環型社会形成を促進するものとして重要なことと認識しております。

今後もさらに市民に分かりやすい方策を駆使しまして、使用済小型家電の分別収集について周知して回収に取り組みたいと思います。

それでは、最後にお尋ねの子ども・子育て関連法についての本市の取り組みでございませう。

子ども・子育て関連三法とは、急速な少子化の進行や出産や育児・子育てなどの子供に関わる支援が質、量ともに不足しているという問題から制定されまして、子ども・子育て支援新制度の創設に関する子ども・子育て支援法と認定こども園法の一部改正と、児童福祉法の改正などの関係法律の整備等に関する法律の三つの総称でございませう。その法律の中で明記されております「子ども・子育て新制度」とは、社会保障、税一体改革大綱の中で子どもを産み育てやすい社会を目指して創設されるもので、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的としているものでございませう。

本市の今後の取り組みとしましては、県から子ども・子育て関連三法の本格施行が最速で、平成27年4月になった場合を想定して、市町村の業務スケジュールを示されておりますので、そのスケジュールを踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。

まず、平成25年度の全般に条例により子ども・子育て会議を設置するようになっておりますので、9月の定例会で設置条例を提案させていただきたいと考えております。

また、市の子ども・子育て支援事業計画策定のための関連施設の把握、評価、区域設定をするようになっておりますので、平成25年度の後半に、子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査を実施していきたいと考えております。さらに平成26年度中に、そのニーズ調査を基に市の子ども・子育て支援事業計画の策定を行い、その計画の県への協議を行うようになっておりますので、26年度中に市の子ども・子育て支援事業計画を策定したいと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） 本、会議におきまして、教育委員長の委任がございましたので、答

弁をさせていただきたいと思います。お答えいたします。

昨年8月子ども・子育て関連法案が成立いたしましたして、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供を推進するとされたところでございますが、ただいま市長の答弁のあったとおりでございます。この子ども・子育て新システムの主要な目的の一つは、全国で潜在的待機も含め、85万人ともいわれる保育所の待機児童問題の解消と、働きながら子育てのできる環境づくりがその背景にあるというふうに認識をいたしております。

本市が設置しております教育委員会所管の公立の山重幼稚園におきましては、園児数が平成23年度が20名、平成24年度が19名、本年度は17名となっており、定員35名に対し、50%程度という状況でございます。

この山重幼稚園を認定こども園へ移行することにつきましては、現在のところ検討はいたしておりませんが、山重幼稚園では保護者から延長保育の要望があったときは、職員の勤務時間を工夫するなどして対応をいたしているところでございます。

教育委員会といたしましては、これまで保護者等から認定こども園へ移行してほしいとの要望等は聞いておりませんが、今後そういった要望等が出てきた場合には、先ほど市長の答弁にもございましたように、市長部局の条件整備等々とあわせて遅れることのないように検討することになるかなと、そういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○13番（小野広嗣君） 6分の質問に対して、約25分ぐらい答弁をいただいて、ちょっと時間が気になってしょうがないわけですが、市長の政治姿勢を問うということですので、7年5か月の総括と、その達成度ということで問うておりましたので仕方ないのかなという気もいたしております。市長がもろもろ4点にわたって、大項目四つにわたって総括をしていただいて達成度というかですね、市民と協働のまちづくりができた、志あふれる日本一のまちづくりということ言えば、大分前進してきたんじゃないのかなということであろうというふうに思います。いろんな場面で確かに先ほどの、後段また質問いたします環境問題に関しても本当に市民が協力をさせていただいて、本当に日本に誇れるまちになってきたのかなという気もしております。その一つ一つ市長が答弁をされました。全てにわたって再度ここで質問していくというのは難しいことになろうと思いますので、ちょっと私の方で特に気になる点に関して質問をしたいと思います。

市長、7年5か月経って、いわゆるこの7年余りの人口動態であるとか、本市のとりまく経済情勢、そして少子化対策にも取り組んでるんだというお話で実際取り組んでいらっしゃることはよく存じ上げております。日本一の子育てのまちをつくっていこうということで、中学生までも医療費の助成をしっかりとっていく、そして様々な子育て支援の施策を展開をしていただいています。それにもかかわらず、やはり人口は減少していくと、ここに歯止めをかけるための施策を今後も展開していくというふうに先ほど述べられましたので、そこらをあわせて答弁をしていただければと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

共生・協働・自立のまちづくりということで、市民の方々が本当に一緒になってまちづくりに取り組んでいただいているということを感じているところでございます。これは、環境についての取り組みが特に優れていたということで、そのことが基本となって、市民の方々が一緒になって、まちづくりに取り組んでいただいているんじゃないかなというふうに思っています。そういうことで、更にそのことについては、御協力を賜るような形の政策推進をしていかなきゃならない。そして、お話がありましたように、「にぎわいのあるまち」というものが、私どもまちの将来像というふうにもなっております。「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」というものが合併のときの将来像として定められたテーマでございました。その「にぎわいがある」ということを考えるならば、人口減というのは避けたいということは当然でございます。そのような意味から様々な人口が増える政策というものを取り組んできたつもりでございますが、なかなかそのようなことが現実的には、合併直後からすると人口は1,500人ほど減ってしまっているという現実になっているようでございます。

しかしながら、私はこの子育て世代の方々が、この志布志に魅力を持って住んでいただけるような環境をつくるということで、「子育て日本一」というのを掲げまして、様々な事業の取り組みをしてまいりまして、そのことにつきましては、そのような世代の方々がずいぶんと評価されているというふうに私は感じているところでございます。特に、医療費の中学生までの無料化、あるいは様々なワクチンの接種、そして議会の皆さん方から理解いただきながら進めております保育園の民間委託による民間業者の方々の積極的な事業展開、こういったものが理解されているんじゃないかなというふうに思っているところであります。このことは、さらに深めてまいりたいというふうに考えます。

そのようなことから、先ほども最後に様々な課題があるんだと、そして特にTPPについては、みんなでこのことについては、一緒になって取り組まなければ志布志は沈没しますよということをお話申し上げております。このことについて、皆さん方に更に理解を深めていただきながら、仮に、このTPPの交渉が済んだとしても、できるだけ影響の少ないまちづくりをしていかなきゃならないと強く思うところでございます。そのような事業の展開が今まで基礎的にされていたところでございますので、それらのことは本当に目的とされたような成果が出るような取り組みにしてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今市長が申されたことは、よく理解をするところでございますが、本市を取り巻く経済情勢というのをどのように捉えているのかということ。そして、それを捉えた上でのいわゆる企業誘致であるとか雇用対策、こういったものをしっかり成し遂げていって若者の流出を防いでいくという観点というのが、まだ述べられてませんので、そこは少し述べてくださいね。

子育てに関してもそうですけど、私も昨年の秋と、そしてつい最近2回にわたって、志布志市内で市政報告会を合わせて10回以上ぐらい行いました。そういった中で、本市の子育てはもう鹿児島県ではトップ級だと、市長の施策の紹介もいたしまして、今は本田市長が「子育て日本一」

ということで、大きな抱負を述べられているというところまできているんだという御報告は御報告としてですね、しっかりいたしているところでありますけれども、そちらの方でいわゆる人口減少に歯止めを掛けるということもありますよね、子育て支援に力を入れることによって、いわゆる推移を見ていくと出生率に関しても、全国平均から見た時に、鹿児島県で見た時に、志布志で見た時にどうなのかという時に、踏ん張っているということは言えると思いますし、けれども一方で若者の流出は防げないという問題がある。そこにどう手当てをするのかという視点が少し先ほどの壇上の答弁で見えてませんので、お答えをお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

繰り返してお話することになりますが、このことは、雇用対策につきましては、まさしくこのことはTPP問題だというふうに思うところがございます。志布志港は1,000人ほどの従業員がいるところでございますが、ほとんど飼料関係の企業でございます。

ということで、TPPが推進され、聖域がないという形の政策展開になれば、かなりの打撃を受ける可能性があるわけでございます。そのようなことがないように、一生懸命取り組みをしていきたいということでもあります。

そして、さらにこの志布志港自体というのは、仮に、そのようなTPPが進み、自由化がされたとしても業界の方々は志布志は日本の有数の食糧供給基地であると、とくに畜産においては日本の中でも残るのは北海道と南九州のこの志布志だというふうにおっしゃられます。そのことを業界の方々と一緒になって、民間の方々と一緒になりまして、先ほども申しました新しい港の整備、特定貨物輸入拠点港湾の指定に向けて全力をかけて、この指定に向けて取り組み、この指定を受け、志布志港の整備の推進を図りながら、ここに企業の誘致をしていくということを考えているところでございます。そのような流れの中で、私どもは志布志港の後背地に新しく工業団地を造成しようという取り組みをしております。このことにつきましては、様々な事業者から問い合わせが現在きているところでございますので、なるべく早い段階に提供できるような、供給ができるような事業展開を図ってまいりたいと考えております。

このような形で雇用の促進につきましては、鋭意取り組みを進めているというふうに考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 工業団地の話が出てこなかったなという思いがあって、聞いてやっと出てきましたので、理解をするところであります。やはり、今後の本市の雇用対策、若者の流出を防ぐという観点も含めていきますと、先ほどTPPとの絡みもありますけれども、あそこの工業団地の造成をして、そこにどれだけ入ってきてもらえるのか、これはやはり希望の光であろうというふうに思っていますね。そういう意味では、ぜひ問い合わせ等も増えてきてくるということで、情報発信をどんどんしていただいて、多く呼び込んでいけるようにですね、進めていただきたいと思います。

市長、市長が誕生されて以降ですよ、「移動市長室」を展開されて、1回僕ここで最近ずっと休んでるんじゃないかと、1年間ぐらいもたれてないがという質問もしたことがあって、またその

翌年から展開をされたりして続けていらっしゃるわけですが、こういった移動市長室、そして各種団体との懇談、そしていろんな方々との会合等で市長はいろんな思い、あるいは市民の声を生で聞かれるわけですね。そういった声、あるいは我々が議会でこうやってやり取りをする中で、それが市長の施政方針に取り入れられることもあります。我々は、今回度外視しまして、そういった移動市長室や各種団体、市民の生の声を聞いて、その声をもって市長がいわゆる自分の市政、あるいは所信表明の中にどう活用されてきたのか、そこをちょっとお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

移動市長室につきましては、市民の生の意見を聞くということで、私就任以来このことについては、議会のない月を中心に大体月2回ぐらいのペースで進めてまいったところでございます。正直いって、月2回というペースはきついなというふうに思うところがありますが、しかし、このことを定期的にやっていくということで、市民の皆様方が市政に対してどういった考えを持っているのか、またどういった要望があるのかということを生で聞いたということについては、本当に大変だったけど、やっていてよかったなというふうに思っているところでございます。

特に関係する課長さん方も出席していただきながら開催するところでございますので、私が答えられない分については、課長の方で直接すぐ答えられる、そういう生の良さというのがあったのではないかなというふうに思っています。そして、要望がございました内容につきまして、すぐできることにつきましては、特に道路関係等につきましては、翌日、現場をすぐさま確認にいきまして、すぐできることについては、すぐ取り組むようにしたということがよかったのではないかなと。また、長期的に取り組む内容につきましては、そのようなことをまた回答させていただきまして、長期的に取り組むということで、順次事業の実施に取り組みをさせていただきまして、市民の方々の要望に応えることができたのではないかなというふうに思っています。

また、各種団体の方々ともいつも懇談をするわけですが、その団体の方々からも要望があるところでございます。基本的には、団体の方々の要望につきましては、要望書としてまとめていただきながら、私どものほうに關係課と調整させていただきたいというような方向性をとらせていただいているところでございます。

懇談をした折に直接的に私に御要望があるわけですが、そのことについては要望書として提出をしていただきたいというような取り組みをさせていただきまして、その要望について、答えられるよう取り組みをしてきたところであります。

そのようなことで、私自身としましては、市民の皆様方といつもいつも接しながら、私どもの市政について、御要望を承る。また、私どもの市政の方向について説明をし、理解をしていただいで一緒になって取り組んでいただくということを重ねてきたところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市民の声、生の声というのはしっかり耳を傾けて反映できるところはしっかりやってきたと、できない部分はできない理由をつけてしっかり返したということと理解したいと思います。

市長が先ほど答弁された中で、人口減少に歯止めをかけるということでは空き家バンクの問題

もあつたりして、いろいろと今後手探りではありますけれども、一生懸命やっていくということはお互いここで議論をしてきた流れですので、理解をするわけです。

あともう1点ほど、先ほどの答弁に関して言えばですね、この先ほど3点目の中で、あいさつ日本一を目指すんだということで接遇改善にも努めて、そして研修等もしっかりいただいて、職員のそういう意識改革、接遇改善に努めたんだというふうにおっしゃっています。確かに、合併して以降、こういった観点の質問というのは、私、そして同僚議員の方からも出て、どうなってるんだと、そのたびに市長がそのことに関しては口酸っぱく言ってきましたということでありましたね。そして、その延長線上にこの日本一のあいさつ運動というのも出てきたんだらうと思うんですよね。しかし、いまだにそれがなかなか解消されない。もう毎回言うのが嫌になるぐらいいろんな苦情が届くんですよ。

そして、つい最近ここ一、二か月だけでも3件ほど御相談がございました。やはり、例えば本当に優しく相手に分かるように説明してほしいと何回も言ってきています。自分たちは分かっても高齢者の方々のやはり目線に立って、その視点に立って説明をしてほしいということもずっと言ってきましたね。

そして、例えば行政が様々なことでミスをする、ミスをした時に、例えば電話をしてこうこうでしたねって市民が言う、それに対して、確かにミスでありますので、そのことに関しては謝るだけけれども、謝り方というのがあるんですね、全然謝りになってないというか、すみませんと言いながらも何か怒ってるような感じ、自分でミスをしていてもですね、そういった対応というのは、やはり市長が目指す方向と全く逆だなというふうに思います。多くの職員の方々は、一生懸命仕事をされていますよ、確かに。だけれども、僕がぜひ届けたいのは、多くの職員の皆さんが頑張っている中に、一部のそういう人たちがいると、やはり市のイメージがダウンしてしまう。そこを再度ですね、市長の方からこういった総括の中でも言われるぐらいでしたらですね、徹底をしてもらいたいなと思いますけどどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのような事態があったということにつきましては、誠に申し訳なく思っております。多分今この時点で職員の皆さんは、小野議員の御質問を耳をそば立てて、また近くのモニターテレビを見ながら聞いているというふうに思います。

改めて身を律していくのではないかなと、私自身本当に度々このような御指摘があるということにつきましては、申し訳なく思うところでございますが、さらに皆様方からそういった御指摘、御指導を賜ればというふうに思います。そのようなことを重ねながら目指す日本一というものが出来上がっていくのではないかなというふうに思っています。今年度は、そのような職員につきまして、ステップアップ事業を導入してまいりたいというふうに考えているところでございます。

今、私どもが目指す市役所というものは、あいさつが日本一なんだよ、接遇日本一なんだよということは、口を酸っぱくして言うところでございますが、こんな言い方をすると悪いですが、たまたまそのように、悪い状態の時に悪くわすということがあったというふうに思うところでご

ざいます。基本的には私が申し上げている内容については、職員は全員理解して、そのことについては努めようと、また努めているというふうに思います。

しかしながら、今申しましたようにそのようなたまたまの状態があるんだということについては十分理解しておるところでございますので、今後ともその都度その都度御指摘、御指導を賜ればというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 市民に開かれた市役所ということで、市民に役にたつところというのが市役所です。そういった理解のもとで、市長も一生懸命努力されてきているというのは理解はしてるんですよ、前より悪くなったのかということ言えばそうではないと思っています。ただ、やはり、一部の不心得な方がいて、そういった努力を無に消してしまうようなことになっちゃう、イメージとしてですね。だから、そうであってはならないから申し上げますが、だからといって窮屈なですね、縛りかけるような、そういったことをやって欲しいと言っているんじゃないんですよ、やはり心と心が通い合うということが大事で、市長と市長の思いを職員が本当100%受け止めてくれるような在り方、人間関係になっていけばいいんだろうなというふうにいつも思ってます。そういう努力を今後この残された任期中ですね、しっかりやっていただければと思います。

あと、市長、大きく言いますと基本構想があって、基本計画がある。実施計画があったりと、また振興計画、過疎計画いっぱいありますけれども、基本的なこの基本構想のもとに動きますね、ここの流れ、いわゆる目標に向かって少しずつは前進しているんですけども、経済的情勢もあつたりと先ほど言われましたように、やはり行政を動かす上で、やはり経済的なものが左右しますのでね、やりたくてもやれないことというそういう事業というのはいっぱいあると思うんですが、この基本構想、いわゆる基本計画、実施計画の流れに沿ったときにどういう判断をこの7年憂慮されてますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併時に決めました「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」というものを基に、本市は基本構想が定まりまして、そしてまた、それに基づき基本計画がつけられているところがございます。そしてまた、それぞれ、市の振興計画を定めまして、その振興計画に基づき様々な事業の展開をしているところではありますが、先ほども申しましたように、私は四つの項目に分けてお話ししたのは、その振興計画に基づき定められました事業について展開がどういう状況だったかということの話を申し上げたところでございます。

今後、経済情勢が変わっていくとなれば、それを徐々に中身についても修正を加えながら展開をしていかなきゃならないということになるわけでございますが、その際には改めて議会の皆様方にお示ししながら、御相談しながら方向性の展開を変えていくということになるかと思えます。

現在の段階では、まだ急激な経済環境の変化というのはございませんので、従来の基本的な構想、また、基本計画、そしてまた実施計画に基づいた形での事業の展開をしていきたいというふ

うに考えるところでございます。

○13番（小野広嗣君） ぜひそのことは理解をいたしましたので前向きにですね、捉えながら前進させていただければと思いますけれども、先ほど市長の方で任期年度の最終年度ということで、3期目の選挙が来年早々にも近づいてくると、ちまたではそういった話がいっぱい我々にも聞かれたりするもんですから、その市長の思いというものを聞きしました。市長も語る述べられて、これまで市民と一緒に共生・協働でやってきた仲間だということも含めて、大分自分の思いというのを理解していただくような流れができたんじゃないかと、それはあくまでも市長の判断ですからね、という判断のもとに、とにかく3期目の意欲を示されました。出馬表明をされたと思います。であるならば、やはり当然3期目の出馬にあたって、現在やり残していること、3期目までつなげなければできないこととかあるわけですよ、当然、そういう思いがあられると思うから出馬されると思いますけど、やり残したこととか、そして今後3期目に向かって、こういう公約というか、マニフェストといいますか、ものをやはり示していかなければ、やはり市民に対しては市長の思いというのは当然伝わらないわけですね。

4年前を見ていきますと、やはりここで本田議員の方から同じように問われてます。6月の時点ですね、そこで議会にも市民の皆様にもということで市長の方から答弁がっております。そのことについて少しお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

前回2期目に挑戦する際にも、同じ時期に同じような形で御質問され、そしてまた2期目の挑戦についての表明をさせていただいたところでございます。その際にも、まだそれこそ任期が残っているということで、残りの任期に全力を傾注したいということのお話をさせていただいたところでございます。

2期目の政策については、具体的にはどのようなものと考えていると、新たな取り組みについてはこのようなのをやりたいということについては述べてなかったかと思いますが、現段階で私自身3期目について、新たなこのような取り組みをしたい、このような政策を掲げたい。そして、このようなまちにしていきたいということについては、基本的には2期目の政策の完全なる実現とまではいきませんが、成果がきっちり出るような形にもっていききたいというのが基本的な形ではないかなというふうに思っています。

今後、また更に関係者の皆さん方、様々な方面の方々に御意見等を賜りながら3期目についての政策のまとめは今後してまいりたいと考えております。

○13番（小野広嗣君） はい、分かりました。

4年前のここでの質疑の中で、やはり公約とマニフェスト等をしっかりまとめあげて、議会、市民の皆様にお知らせをしてまいりますという答弁をされておりますから、多分頭の中ではいろいろと考えていらっしゃるんだろうというふうには思いますけれども、それ以上問いません。とにかく、あと残された7か月間を市長ともども、私も議員もですね、私自身しっかり取り組んでいかなきゃいけないだろうというふうに思います。

そして、その8年を経て市長は市長として、市長としての自己評価はあるんでしょうけれども、最終的な判断というのは、市民の皆様がどう判断されるかでしょうから、やはりその推移というものをしっかり見守っていくことしかないかなというふうに思っております。そういった意味で、これ以上の質問はよしたいと思います。

次へ移ります。買い物弱者対策についてであります。

この買い物弱者対策については、先ほど壇上で市長からも答弁があったように、以前も質問を展開し、状況をしっかり把握し、ニーズを受け止めて手を打っていくというようなことでやり取りをしております。その時の会議録もここに持ってきておりますけれども、もうそれをここで出す必要もありませんので、ただあの時より前進していることというのも理解をしている部分がございます。あの時は、まだ買い物弱者という捉え方に対して、市としての認識は全然なかったというような状況でしたね、それ以降同僚議員の方からも、また公共交通機関等の問題に含めても質問等も出ておりました。当局の認識が大きく変わってきたんだろうなというふうに理解をするわけであります。

我がまちにおいても、ますますそういった状況は顕著になってきていますね。街部であってもそうなんですよね、過疎地域、もっと言えば農村部でうんぬんと言われていましたけど、そうじゃないんだと、都会でもそれは起こりうるんだということが、もう四、五年前に議論をされているわけですが、例えば志布志のまち部であったってそういうことが起こっている。タイヨーがありました。タイヨーが撤退をされて、店を閉められましたね。そうすると、あのお店というのはどちらかという高齢者の方々が本当に使いやすい、便利だということで、よく通っていらっしゃいました。歩いて買い物に行かれています方がいっぱいいらっしゃったんですね。それがなくなって、本当に不便になったと、アピアの方にもいろいろと入っていただけてますけれども、これは有り難い話でありますけれども、そこに行くのに大変な人たちがいっぱいいらっしゃるんですよ。タイヨーまでは行けたけど、あそこまでは行けないという方々、そういったことがますます顕著になっていくわけですが、だから高齢化がもっともって高くなっていく、何らかの手だてをしっかりと打っていかなくちゃいけない、そういった中で、市長も前のときの議論もあったんですけど、様々な各種団体と協議をしっかりと、対応策を練っていくというような答弁をされてるんですよ、いわゆる商売をされている方、商工会、そして農業従事者、様々ですよ、そして所管課がありますよ、様々な連携を当時しながら会議をしながら政策を練っていくと、そして先進自治体の事例もいっぱいありますよということで、僕は当時紹介もしてますね。

そういったことを含めて生まれた結果というのが、先ほどの市長の答弁なんですけれども、すごくもの足りないんです。前進はしてるんだけど、真剣に考えてきたのかなという気がしてならないんですけど、そこらはどうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、今回は買い物弱者というようなことについては認識は浅かったんじゃないかなというふうに思っております。

しかし、その後タイヨーの撤退ということがございまして、私どももそのことについていかにそのような方々が発生しないような対策というものをとるべきかということについては、関係課を通じまして調査をしまして、そして関係者と協議を重ねたところでございます。

その後、様々な大型店も増えてきました。また、コンビニ店も出店してきました。そしてまた、実は私どももこの内容につきましては、びっくりしたのですが、地域にある商店の方々、あるいは地域の専門店の方々もそのことにつきまして、買い物弱者に対しまして、取り組みを始めておられると、宅配等の取り組みを始めておられるということを知りまして、そのことについてびっくりしたところでございます。

ということで、私どもとしましては、地域の民間の方々の存続というものが一番ではないかなということでございますので、この方々を中心としたサービスというものが、どういったものがあるかということ地域の方々に弱者の方々にお知らせするというのが、一番の取り組みになるのではないかなというふうに思っています。そのようなことを更に調査研究を重ねまして、お知らせをしてみたいというふうに考えるところでございます。

○13番（小野広嗣君） お知らせをしていくと、そのために調査研究をしていくということでございますが、まさしくそのことが大事なんですよね。いわゆる調査研究する必要ももうないんですよ、いろんな自治体が、自治体の中で本市と同じように、本市はこれからますます必要があっていくでしょうけれども、民間の方々が宅配サービスをされる、移動販売に協力をしていただく、そういったことがどんどん生まれ始めてますね。そうしたらどうすれば、そのことを周知できるのかということ、そういう宅配業者とか移動販売をされている方々の情報を一覧にして行政が作り上げて、それを配布するだけでいいんですよ、それだけでも一歩前進するんですよ、どうですか。

○市長（本田修一君） まさしくそのとおりでございます。そのことにつきましては、すぐさま取り組みます。

○13番（小野広嗣君） 今後ますますそういったことに取り組んでいただくことによって、また横の広がりがあるですね、出てくるだろうと思いますし、やはり何ととっても欲しいのは情報ですので、そういった形で情報を提供していただければというふうに思います。

これ、もう1点、この買い物弱者対策ということで、平成20年度の補正予算、この中に地域自立型買い物弱者対策支援事業というのがありますね、今まさしくその事業の第3次募集がなされている最中でありまして。そのことを、これ実はですね、行政が実際申請をするのは商工会であるとか、NPO法人であるとか、様々ないわゆる法人格を持ったところでも結構なんですけれども、そういったところが手を挙げて国が手当てをすると、下限が100万円、上限が1億円ぐらいあったと思いますけど、そこまでの支援がされるという事業があるんですね。これ、行政がリーダーシップをとってやっていくことが望ましいとなってるんですよ。そして、その方々が申請をするにあたっては、いわゆる市町村の推薦が必要なんです。そのことについての認識はどうなってますかね。

○企画政策課長(武石裕二君) 今お尋ねの地域自立型買い物弱者対策支援事業につきましては、現在2次募集の採択の決定が国の方でなされているという状況はお聞きをしております。その中で、そお鹿児島農業協同組合におきましては、移動販売事業を行うということで指定を受けるような状況でございます。

まだこれにつきましては、今御指摘がございましたとおり、各種団体等の応募というのもございますので、これについては商店振興組合とか民間事業者等も対象ということでございますので、今後、商工会あるいは各団体等に問い合わせ等しまして、取り組みをするということがございましたら私どもも支援をしていきたいというふうに考えております。

○13番(小野広嗣君) 今、第3次募集をやっているというのは分かってますか。もう入ってるんですよ、もう締め切り近づいてるんですよ、2次じゃないですよ、3次、2次の採択はもう済んでるんです。

いいです。こちらからやりましょう。

5月31日から6月27日までが第3次募集ですよ、だからしっかり情報を取って、市内のですね、商工関係、様々な団体、こういったところに声を掛けて、行政がリーダーシップをとることが望ましいってあるんですよ。そして、そういったところが手を挙げた時には、いわゆる買い物弱者対策につながるということで、市の方が推薦しなきゃいけないんです。ここの認識がないと、そのままほっておけば終わりますよ、これ、この事業。そして、もっと言えば、各自治体の見ていくと、全部じゃないですよ、見ていくと、企画、港湾商工課ありますけれども、例えば商工課、自治体によっては、商工課の中でこれを大々的に扱ってですよ、PRしていますよ。そこはどうか、港湾商工課長。

○港湾商工課長(萩本昌一郎君) 買い物弱者対策等についての事業については、これまでも商工会と随時協議をもったところでございます。

特に御質問等のあった時期等から、商工会等と何度か話をしまして、したところでございますけれども、現在商工会の方からのそういう弱者対策の事業についての特に要望というのはなかったところでございます。

しかしながら、全国的なあるいはまた市内でもそういう傾向にございますので、今後実施する時にどうしたらいいかということで、買い物支援の方法であるとか、実施する場合の課題であるとか、そういった協議はしているところでございますけれども、先ほど市長等も答弁しましたように現在民間等でのいろんな取り組みがございますので、そういう状況を見極めながら行政としてどういうお手伝いができるのか今後検討していこうというような状況になっているところでございます。

今お尋ねの事業等につきましても、商工会の方と今現在確認しているわけではございませんけれども、そういったのをすぐに確認しながら必要であるならば、すぐそういう措置をとりたいというふうに考えているところでございます。

○13番(小野広嗣君) 市長が示されている市民との共生・協働というのはこういったことも含

まれるんですからね、あくまでも。いわゆるこの今もお話ありましたけれども、商工会であるとか、先ほどJAそお鹿児島、農業協同組合、漁業協同組合、NPO法人、だから商工会だけではないわけですよ、各民間の様々な機関とのつながりということが大事、そこにやはり情報をしっかりおつなぎしていくことが大事、だから行政がこういったことで買い物弱者対策という観点から見てもおつなぎをしていかないと、そこまで意識はないと思うんです。その役割をしっかりと果たしてほしいという趣旨で質問してるんですからね、市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

担当の方で、この関係団体とこのことについては、確認をし合いながら進めているということにつきまして、一応ほっとしてるところでございまして、その関係団体も限定されているということでございますので、もっと広い形での広報、そしてまた、相談受付等は必要かというふうに思ったところでございます。

今後、そのことについては取り組みを深めるよう指示をしてみたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 国も様々な課題に対して、座しているわけではなくて、積極的な取り組みをいろいろしますね。たまたま今日は港湾商工課とか企画政策課との絡みの中で出ますけど、様々な僕らも情報を得て、ここで質問をしていくと、取り組んでらっしゃらなかったり、情報がまだきてなかったりとかいうことがありますので、しっかりやはり市民のためを思ってアンテナを高くして、行政は仕事をしてほしいと、これは要望をしておきたいと思いますので。

あと最後ここ1点、これ4年ほど前に市長とここで議論したときに、いわゆる高度情報通信基盤整備事業、これを行っていくというまだ流れのときでした。これを行っていくからITを使って買い物弱者対策が図れないのかなと、こういうことを模索していきたいということを言われてました。その検討はどうだったのかお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域情報通信基盤整備事業の導入の際には、そのようなソフト事業の活用というものを当然考えながら、ハードの構築をしたところでございます。

しかし、予算というか、事業が別でございまして、別途有利な事業の導入というものを探してみましたが、なかなか有利な事業というのがなかったということでございまして、現段階でまだそのことの実現については至ってないところでございます。

○13番（小野広嗣君） この買い物弱者対策については、冒頭申し上げましたように、様々な知恵を絞って、様々な施策の展開をいろんな自治体が行っているわけですね。先進事例というのは、かなりの量に今増えています。そういうものを当局がしっかり見ていただいて、例えば今のICTに関して、今もうタブレットの時代に移行しつつあって、あともうパソコンの出荷台数をタブレットがもうじき上回っていくというぐらい浸透しますね、私も持っておりますけれども、それをいわゆる地域の方々にお渡しをして、それで買い物ができる連携というものがとれるような取り組みしているところもあるんですね。それを本市でそのまま取り入れなさいということではなくて、高齢者にとっても覚えやすい、大きな形でも見える、映像でも見れる、写真でも見れる、

そして注文が簡単にできる。そういった取り組みをやっているところが出始めていますよね、そういった情報もしっかり捉えながら、ICTとの絡みにせつかく情報通信基盤整備事業が推進してITの日本一のまちづくりということだって言えるわけですから、どうですか市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

いつもお話しするところですが、ハードは日本一だよと、しかしソフトはいまだ至らずということでごさいます、残念な思いをしているところでごさいます。様々なソフト事業があるわけでごさいますが、いざ実施するとなると、かなり予算的にきつい面があると、そしてまた、それをモデル的には取り組むことが可能なのですが、それを市全体に広げる事業というふうに展開するとなると高額の前算化が必要ということでごさいます、非常にもどかしい気がしているところでごさいます。

また一方、今おっしゃいましたように、ハードの機器が毎年毎年のように高度化しており、新しいものが取り入れられているということでごさいますので、その見極めも必要ということになるかと思ひます。

ただいま、モデル的に取り組んでいるソフト事業はあるわけでごさいますが、今お話がありますように、買い物弱者に対するソフト事業の導入につきましては、いまだ取り組みができていない状況でごさいます。

○13番（小野広嗣君） 市が単独で負担をして、取り組むべき方向と、やはり国・県の助成事業等を使ってですね、取り組む方向とか、今後いろいろと見えてくると思ひますね、そういった意味では経済的な問題等をにらみ合わせながら進めていかなきゃいけないと思ひますけれども、やはりこの買い物弱者の救済という観点をいつも持っていたきながら、行政課題というのはいっぱいあります。このことだけではないんですが、この観点というのも、もう以前質問したときとは全然違ってますからね、状況が。市長が当初認識されて答弁されたとおひだと思ひますので、前向きに取り組んでいっていただければと思ひます。

次に、移りたいと思ひます。

介護、男性介護者の観点、これは別段、特に男性女性という違いはないのかもしれない。だけれども、市長が言われたように1990年代当時1割の方が男性介護者であったと、それが今3割を超えるという状況、本市においても、それに並ぶような状況でですね、推移をしているということでもあります。本当に男性というのは、日常的に料理にも慣れてない人も多いし、排せつの問題等にも苦手であったりとか、女性の介護者とはもう比較にならないほど、いざ介護をするときになったら不便を生じると。まさしく市長が冒頭述べられたように、男性というのはあまりそのことを表にも出さないし、それがゆえに先ほどありました地域包括支援センターなんかもあるんだけど、そこに見えて相談するという体制もなかなかない。シグナルが発生されないから、ずっとずっと自分の中にこもっていつてしまうというような流れがあるんですね。ですから、やはり、多少は先ほど情報をつかんでいらっしやったので安心はするんですが、やはり男性介護者の実態、そしてどういったことを望まれているのか。そういったことをやはり詳細にですね、つ

かむときにきているんじゃないのかなというふうに思うんですけど、市長どうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

男性介護者の方々は、それこそ先ほども答弁しましたように不慣れである、そしてまた、自分一人で解決しようというような形で取り組まれる方々が多いのではないかなというように思っています。

そのような方々の情報交換の場をとにかく設けながら、その共通の悩み、そしてまた愚痴やストレスのはけ口を受ける機関というものを持ちながら、よりスムーズに介護ができるように、またストレスが少なくなるようにさせてあげたいという気持ちでございます。

そのようなことで、私どもとしましては、そのような方々の掘り起こしというか、そのような方々を更にたくさん情報を集めながら交流を深める場を設定していきたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） そういった男性介護者に限らず、介護に携わる方々に対する情報交換の場、そういった集いの場を設けていきたいということで、現在も2か月一遍それに似たような形で進めていらっしゃるんでしょうけれども、参加者というのはそんなに多くないんじゃないのかなと、以前データをお聞きしたことがあったんですけども、やはりそれも情報をしっかりと発信していくということが大事だろうと思うんですよね。特に僕が知る限り、この志布志市で、この男性介護に絞り込んで情報を発信したことがあったかなと思うと、ないような気がするんですね。そういった中で、いろんな自治体の情報を得たりするわけですが、広報でですよ、この男性による介護、「あなたは家族の介護ができますか」と、広報でこんな2ページにわたって詳しく分かりやすく出しているところもあるんですよ。見ていくと先ほど言われたようにデータのなものも含め、男性介護者の悩みも含め、そういった時どうすればいいのかということも含め、様々な事例、方策、体験談まで載せてやっっているんですね、非常に分かりやすい。

先ほど言われたように、今団塊の世代が65歳を迎え始めますと、高齢者がますます増え、いわゆる大介護時代に突入ということですね。そして、なんでそうなるのかということ、主に女性が担ってきたが共働き世帯や未婚者の増加、少子化等の要因から男性による介護が現実のものになってきたと、ますます増えていく傾向にあると、そして体験談が載っているんですね、実際の、御苦労話も載っています。男性介護者一般に見られる傾向ということで、入浴介助、排せつ介助、そして料理等の経験が薄いということで大変だと。そして支援要望のタイミングが比較的遅くなる。そして本音を語る機会が少ないと、こういったことから、ますます悩みが深まっていくという状況が載せられております。

そういった中で、例えば、介護者、いわゆる介護に当たる方、介護に当たる方のための介護者マークというのを配布している自治体が増えてまいりました。全国で、これ一覧がありましてね、介護マークに取り組んでいる全国の自治体の状況と、各県各市町村ごと出てるんです。今大体全国で350の市町村自治体が取り組んでいます。それで国の方も一昨年から厚生労働省が通達を出しまして、その周知、配布の方向付けを普及について文書を出してるんですね、そのことについての認識はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

介護マークにつきましては、男性の介護者が増えたということで、静岡県が先進的に取り組んだということについては認識しているところでございます。そのようなことで、この介護マークの導入についても本市でも検討するところでございますが、現在のこの状況について男性介護者の状況についてもまだ把握はできておりませんので、そのことについて調査を重ねながら介護マークの導入についても考えてまいりたいというふうに考えます。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、これ導入をしていただきたい。別段男性介護者に限ったことではありません。もともとの出発点は男性介護者に限ってこの介護マークができたわけじゃないんですよ。出来上がってから男性介護者にとっては役に立つなということになったわけで、いわゆる認知症の方々が増えていく、そういった方々の介護をしていくと、いわゆるはた目には認知症であるということがよく分からない。一緒に診察室に入っていくと、何で二人で入っていくのということで呼び止められたりもする。トイレの介護等も必要であるけれども、いろいろ問題が出てくる。様々な問題の中から声が挙がって、まさしく今市長が言われたように静岡県からスタートをして、全国350自治体までになった。これが出来上がって、もう市長は御覧になっているのか分かりませんが、情報として先ほど文書でいただかれたのかしれませんが、これですね、「介護中」という、この「介護中」というのが入ることが大事なんですね。そして、それをこういった名札にしっかり入れて、これをぶら下げると、はっきりと外へ向けて今介護中であるということが分かる。そうすると、男性介護者が例えば女性の下着を買いに行ってもとがめられることもないし、変な目で見られることもないし、トイレの問題等もいろいろと解決ができてくる。男性介護者に限らず介護に当たっている人、例えば認知症の方々を介護している方々にとっても有り難い施策だということで今広がってきていると、そういう認識ですからね。お分かりになりますよね。ぜひともですね、早めに検討していただいて導入の方向で進めていただきたいと思いますというふうに思います。

あとですね、この男性介護の問題だけではないんですが、まさしくですね、今日の朝早起きされた方は見られたかもしれません。NHKのニュースで栗山町が取り上げられていましたね。「心の健康手帳」これを配布してるんですね、いわゆるもっと言うと日本のケアラー連盟というのが、いわゆる「ケアラー手帳」というのを作成したんです。これをまた栗山町は、栗山町で独自にまた政策をいたしまして、それを配付をしています。それでですね、この手帳の表紙にはですね、こう書いてあるんですね。「大切な人を介護しているあなたも大切な人」という文字が入っているんです。分かりますよね。こういったことへの取り組みというのが今栗山町であるとか、東京都の一部であるとか、さいたま市であるとか、そういったところで出始めています。こういったこともいわゆる介護者の家族介護者の御苦労、そして介護している人自体が、うつ症状になっていく。そして、先ほど市長が言われたように、そういった背景のもとに虐待ということにつながっていく場合もある。そういった心のケアをするために、こういった心の健康手帳、ケア手帳を配布している自治体が出てきている。また、そういう時代に入ったということだろうと思

ます。そのことに対しての市長の答弁を求めておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員のお話になりました栗山町の「心の健康手帳」なるものについては、私どもの方ではまだ認識しておりませんでしたので、今後このことについて勉強させていただきまして、本市でも取り組める内容があれば取り組みを開始したいというふうに考えます。

○13番（小野広嗣君） 質問通告をして以降、いろいろとこちらも情報を集めますね。そうしている矢先に今日の朝、5時台のNHKのニュースでですね、このことがしっかり取り上げられていましたので、しっかり情報を入れて、取り組んでいっていただきたいというふうに思いますね。これは男性介護者に限ったことじゃないんですよ、いわゆる家族介護者の救済という意味がありますのでね。

あと1点、本当にこういうことを考える時代に入ったんだなというふうに思うんですが、実は男性介護者とその支援者の全国のネットワークという組織が立ち上がってるんですね。そのいわゆる立ち上げの責任者、立命館大学の津止教授っていらっしゃるわけですが、この方が九州看護大学で講演をされるんですね、今月されるんですよ、今月末に。その情報等をいわゆる市のホームページ等を出してる自治体もあるんですよ、九州管内でですね、ですからやはりアンテナを張るということは大事だなというふうに思うんです。6月22日に九州看護福祉大学で行われます。これ、入場無料なんです。それでファクスでですね、その講演に対する申し込みも受け付けているという状況であります。

だから、僕は何を言いたいのかというと、例えば、この男性介護者の介護の実態とその支援のために、どういう手だてがあるのかということにアンテナを張っていると、こういう情報が飛び込んでくるわけでしょう、そこをしっかりと行政は仕事としてやってほしいと思うわけです。市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもとしましては、行政の実務をするということで、常にアンテナは高くしながら自分の業務については情報収集に努めているというふうに思います。

しかしながら、情報は過多と言われるほどたくさん情報がありますので、漏れることも多々あるかと思いますが、またそのことがなるべくないように、そしてまた、もしあったら教えていただければというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 当然漏れはあるでしょう。ですから、こちら側もいろんな提案をしたり情報提供したりして、お互いにいい方向へですね、進めていきたいということでもあります。ですけども、漏れがたまにあるというふうに僕は理解してないんですよ、市長、もう少しアンテナを高くしてほしいなとやっぱり思いますよ、完璧にはできないと思っています。でもやはり完璧に近づきたい、近づけようという行政マンの努力が必要だと思ってますよ。日本一開かれた市役所を目指すのであればですね、そこは要請をしておきたいと思いますけれども。

あとやはり市長も言われたんですけど、介護に男性が入ることによって離職を余儀なくされる

という、そして経済的に大変という、自分の健康もだんだん危うくなるという、そういう状況、大変な状況が生まれてくるわけですね。だから、そこに対する手当ては、僕は本市だけでできることではないと思っています。当然国も動かなきゃいけない。そういうところを見計らったの情報収集も含めて、そういった時が近づいている。2025年にはいよいよ団塊の世代の方々が75歳以上になっていく、もう今突入していますからね、65歳以上は。だから、ここに対してすごい数で増えてくるぞという部分に対してしっかり注視しながら手だてを打っていく、そこをぜひお願いしたいという観点からですね、今回質問をしておりますので、よろしくお願ひしたいというのと、やはり男性介護者に対する認識度が今までは低かった。だけれども様々マスメディアでも扱うようになってきましたし、市長が冒頭言われたようにもう3割を超えていく、本市の状況でも同じだという状況の中ですから、ぜひともこの認知度も高めていくためにも周知徹底、これもやってほしいと思います。これは要望をいたしておきますので、次に移りたいと思います。

小型家電リサイクルの問題です。

これも冒頭市長がお話されたように、以前携帯電話、デジタルカメラのこのレアメタル、貴金属の問題ですね、これに関しては質問をして、市長もしっかり対応していくということで、いわゆる都市鉱山と言われているわけですね、このことに対しては市長もしっかりと耳を傾けていただいて、先ほど壇上で答弁いただいたように、本市は他市町村より先駆的に取り組んでいただいていると思っております。

そういった流れの中で、本年4月新たに法が成立をされて、それを受けてスタートをする。ここにどこの自治体よりもですよ、早く一部分は進んでいたわけですから、乗り遅れてはならないし、この法制度を活用してですね、本市ならではの取り組みというのがいろいろできるんじゃないかというふうに思うもんですからね、今回質問をさせていただいているんですが、そのことについては、あまりなかったんですね、例えばですよ、本市の市民環境課がホームページに出している流れの中でも、6月が環境月間ですよ、環境月間に合わせて特集を組むと、市報ではですね、6月号の市報では、こういったが中身もしっかり載せ込んでいってほしいんですよ。この問題、そしてSBS元気告知板でも環境政策室による分別ごみ出しや、夏の節電対策についてお知らせしますということですから、この中にもしっかり入れ込んでいってほしい。

そして、市役所本庁ロビーにてパネル展示を行いますと、志布志市のごみ分別の取り組みの紹介等々うんぬんと、パネルにしてありますね。それで、市民の皆様に環境に関する情報の提供や環境に対する意識啓発に努めますというふうにあるんですね、であれば今回質問をしているこの小型家電リサイクル法の創設に絡んで、これまでも一部分では試行的にやっていただいていますけど、全面的に進めていくということになりますので、これ市民の協力なくしては実現できませんので、そこらに対する取り組みを伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

使用済小型家電の回収につきましては、先ほどもお答えしましたように、本市は先駆的に先進的に取り組んでいるということをごさいます、その家電の回収の実績が上がってきているとこ

ろでございます。このことにつきましては、様々なパターンで、そしてまた、機会をなるべくたくさん持ちながら、このことについては広報をし、積極的に回収に努めようというふうで考えるところでございます。担当の方から、私、報告を聞きましてびっくりしたところでございますが、国の方で、この小型家電の回収については、平成27年度までに1人当たり1kg、国民1人当たり1kgを目指すんだということの目標が立てられているようでございます。その目標について、本市はもう既に達成してますよということの報告を受けまして、これもまた日本一かなというふうにまあ思ったところでございますが、さらにこのことについては、こういった内容を市民の皆様方にお知らせしながら回収率を高めていくという取り組みをしてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） まさしくですね、本市は一生懸命取り組んでいただいでて、本当に環境政策に対して真剣に市長自らが取り組んできた成果が出てきているんだろうなというふうには今思うんですが、これはすごくデリケートでありまして、努力義務なんですよ、今回の法律は、しなければいけないということではないのを本市は先駆けてやっていたいただいでいると、だけれどもなぜこういう法律が出来上がったのかといいますと、いろんな背景があります。例えば、携帯電話の回収が進まないというのは、やはり個人情報等に対する危惧がある。ぶち壊して出せば安心、業者がそれをやってくれれば安心とか、様々な問題あるんですよ。だから、なかなか進まないということもあるし、事を進めない自治体もあると、そういった中でしっかり法整備をしていく、そのことによってそういったものをなくしていくということなんですけど、例えば、この小型家電、例えば、うちはコンテナ方式ですからね、コンテナに入れますけど。例えばコンテナにこの小型ななにに市ということを貼って、付けててしっかり置いていくというだけでもいわゆる信用度が高まる。そして、業者の方ですが、小型家電認定事業者マークというのをしっかりうたって回収をしていくと、またそこに信用が増えていくということがあります。ここについての取り組みは、まだなされてないと思いますがどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま私どもの方で依頼しております柴田産業株式会社、大牟田市は、法律で認定する認定事業者の申請を今しているところでございます、6月から7月に認定がいただけるというふうなふうに聞いているところでございます。その認定をいただきましたら、そのような表示をしてまいりたいというふうな考えます。

○13番（小野広嗣君） 今回の法律の成立に伴って、いわゆる認定業者が決まると、その認定業者に出していくという流れですもんね。ですから、これまで国がそうしなさいと言っていないことに対して、市は先駆けてやってきてるんですけども、法律が変わったその境目において取り組むべきことというのは当然あるわけですね、そのことも今のことも含めても申し上げてるわけですね。そして、努力義務ですけども、よく誤解をされるのは、費用負担がかかるのかという問題がありますけれども、今回の分はかからないわけですね、そういったことも、たぶんもう御存知の市民もいらっしゃるけれども、知っていらっしゃる方もいる。そういった情報提供というのを改めてやっていかなきゃいけない。

そして、例としてホームページでは詳しく載ってました。僕はあいにく回覧版では目を通してないんですが、あと市報にも出されたんですね、だけれども市報は2ページ開きのほんの4段組のこの1段ですよ、載っていたのは。もうびっくりしますよ。一番大事な時期に出された市報ですよ、4月スタートに向けて、そこは市長は情報はどう入っていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今エコ通信という形で本市の担当の方で、平成25年4月から資源ごみ小型家電の分別収集が本格施行されましたということで、1ページの4段の中の1段だけで紹介しているということについて、改めて確認させてもらったところでございます。

ほかの記事との関連があって、このような取り扱いになったのかなというふう思うところでございますが、また改めてこのことにつきましては、大きく市民の方々にお知らせして、更に回収に取り組んでいただくようしてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） これまで本市が取り組んできてた流れの中で、軽く扱われたのかなという気がしないでもないんですが、ただですね、ホームページを見ていくと、ホームページにはもう事細やかに載ってるんですよ。でも考えてみればですよ、一番目にするのは、市民が全てホームページを目にするかといえばそういうわけでもないわけですので、本当に市民テレビを通じてとか、あるいは広報で大々的に1ページだてでやるとか、そういうふうにしていかないと分からない。回覧板で1枚1枚残るんであればいいけど、回していくんであればこれも残らないわけですから、そういったことも含めてしっかりとした取り組みをしていただきたい。そして、カテゴリーがありますね、捨てていいというか、回収していいカテゴリーがあるんですが、ホームページを見ていくと、20品目ぐらいがいま出されているところでありましてけれども、本市ではこれ30品目の捉え方でいいのか、そこをちょっと担当課でも結構です。お示しをください。

○市民環境課長（外山文弘君） その点についてお答えいたします。

今御指摘のとおり、本市の場合はコンテナ収集という形で行っております。品目につきましては、具体的に国のレベルでも90種類以上という品目等も出ていますが、本市の場合はこのコンテナの中に収まるものであれば特別品目を決めてないということで、おそらくそれ以上のものも、例えばおもちゃとかそういうものまで回収しておりますので、具体的な数は上げておりませんが、かなりの品目を集めているという実態ではございます。

○13番（小野広嗣君） 特定品目と一般的品目で30種類と90種類がありますね、品目がですね。これを立て分けてるところもありますし、それはもう自治体に任せるというふうになってるんですね、あくまでも努力義務の中でやっていくわけですから、だけれども整理をしていかないと、市民はやっぱり分からないんですよ。そして受け止める側も大変でしょう。実際その趣旨じゃないものが入ってくるわけですからね、仕分けの仕分けになってしまいますよ。だから、いわゆる写真付きで全品目ができるんであればそれでもいいですし、主なものを上げてあと文章でうたってもいいし、そういった情報の提供というのをぜひしていただきたいと思いますがどうですか。

○市民環境課長（外山文弘君） 御指摘のとおり、例えば鹿屋市のホームページ等を見ますと、

具体的に品目が全部書いてあります。そういう形で、目に見えるもの、写真とかそういうものを活用しながら、より具体的に出せる品物を表示していきたいと思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、そういう方向で進めていただきたいと、このことに関してはこちらは先進地ですから、さらさら勉強をこれ以上する必要があるのかどうかという問題もありますけれども、環境省がこういったことに対する勉強会、説明会等も行っているようですので、少しそういった部分にも目配せしながらですね、取り組んでいただければと思います。

次に移りたいと思います。

保育関係ですね、子育て支援。市長の方から先ほどスケジュールについてですね、9月議会において設置条例、これを提案するということでもあります。この市長が言われているのは、当然地方版の子ども・子育て会議を設置するということですよ。そういう理解でよろしいんですよね。参加者メンバーはもう検討されていると思いますがどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

委員の構成につきましては、民生委員、学校関係者、PTAの関係者、保育園運営者や子育て中の保護者などを考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 国の指針が示されておりますので、どこの自治体もそれに大体倣うような形ですね、本市はですね、以前からこういった問題に取り組む時というのは、現場の方々にも入ってきていただいていますね。ところが国の方が実際の子育て中の方々を入れてなかったりして、本当に国の政策なのに現場の声が少し届いてなかったりというのがあって、その反省点に立って今度国におけるこの子育ての会議が始まった。4月からスタートしたわけですね、それに倣って市町村もできればやってほしいと、これも、努力義務としてうたってますけれども、本市としてはもう先ほど市長が言われたように国に倣って本市でもしっかり取り組んでいくと、その後です、ニーズ調査、状況調査をやっていくということで、後半部分の話を先ほど市長されましたが、そういう調査をやっていく方法というのはどういう方法で進めていかれるんですかね。

○市長（本田修一君） 先ほど申しましたように、9月までにはその委員を集めまして、委員会を立ち上げ、始めるということでございます。

そしてまた、それには当然質の高いものを求めていかなきゃならないということでございますので、質の高い幼児期の学校教育、そして保育の総合的なものということにつきましては、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の改善の内容とか、そのほかの事業の内容等をよく見極めながら、そしてまた設置について手続き等につきまして、簡素化ができる方向を探りながら、今後の取り組みをしてまいりたいというふうに考えます。

○福祉課長（福岡勇市君） お答えいたします。

国から平成25年2月にニーズ調査票のたたき台が示されております。

そして、25年5月に開催された国の子ども・子育て会議におきまして検討・修正されております。それを基にして、市に合わせたニーズ調査、アンケート用紙を作成いたしまして、先ほど市

長が答弁いたしました調査対象者に対して、現在保育園に通園している保護者等を中心に行う予定でございます。

以上です。

○13番（小野広嗣君）　そういう状況は分かって質問をしているわけですが、今課長が答弁されて、ひな形はあるわけですね、あって、それを本市の実情に合わせてという答弁をされましたから良かったなというふうに思うんですが、それはただ言葉だけになるのではなくて、やはり様々なこれまでの本市の施策があるでしょう。そういったものも網羅しながらですよ、国のいわゆる方向付けと、また合わせながらも本市独自のアンケート調査票みたいなものを仕上げてください。

そして、子育て支援真っ最中の保育園関係に通ってらっしゃる保護者、こういった部分でもしょうけれども、もう少し裾野を広げて取り組んでいってほしいんですよ。よく調査をする時、これから子供を預けようとする親御さんたちの不安というのもまたいっぱいあるんですよ。そういった部分にまで裾野を広げてですね、調査をしていただきたい。できれば、この抽出するアンケートの量は多ければ多いほど、市の今後の子育て課題に対して多くの回答が寄せられるわけですので、そこへの取り組みをしっかりとお願いをしておきたいというふうに思います。これは答弁は結構ですので要請をしておきたいと思います。

市長、今回こういった法律が変わる、そして27年度スタートということになるんですけども、いわゆる新しい事業をスタートさせるに当たって取り組まなければいけない課題、条例の改定とかいっぱいあるんですよ。そうしていくと、やはり大変であるがゆえに移行期間ということで、国も27年度スタートということにしてるわけですが、いわゆるそうすると、この庁舎内でのいわゆる庁舎をまたいでの関係課とのですね、すり合わせとか、やらなきゃいけない量がいっぱいあるんですが、それを推進するやはり機関というものができなきゃいけないと思うんですが、そこに対する市長の認識はどうでしょうか。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

当然、今回の設置条例の中で子育て会議を設置させていただき取り組みをするわけですが、その中で関係する課の職員についても一緒になって、このことの改善について取り組むということになろうかと思えます。

○13番（小野広嗣君）　この新しい制度を一元的に管理できるシステムといいますかね、体制をつくっていかないと取り扱う事務事業が膨大な量になるんですよ、僕がつかんだ情報だけでも相当な量ですよ、やはりそれは子育て支援会議がその情報の一元化の場所ではないですよ。実際仕事を市民の中からも協力を得たり、学識経験者、そういった方々が入っていくのが会議ですからね、実際の実務を担うのは当局ですから、その当局で情報の一元化を図って取り組んでいくところ、そういったものをしっかりと明確にしながら、そこには少し人員を増やしてでも取り組んでいくということが求められますので、そういったことを今のうちにしっかりとやっとしてほしいという思いですから、ぜひそういったことに対してもしっかりと取り組んでいっていただきたいと思えます。

あとですね、こういったふうに法律が変わっていく、このことに対して、やはり早い話が保育料だ、幼稚園、そしてこども園とか出てきたときに、ここの今という保育単価みたいなもの、これの統一価格とか、いろんなものが出てくるんですね、そうしていった時に、いわゆる子育てをこれからすると、園に預けるといふ人たちの不安というものがマスコミを通じていろいろ出てくれば、上がってくるんですよ。それに対してしっかりと説明責任を行政は果たしていかなくちゃいけない、その不安に対して、それを担うのが当局であったり、子育て支援センターであったりとかいろいろ窓口はあると思うんです。それに対して、子育てのコーディネーターというのをしっかりこっちで言えば、旧志布志町に一人か二人とか、松山町に一人、有明町に一人と、そういった形で配置しているところとか、保育コンシェルジェという、すごいきれいな名前だなと思いますけど、都会ではそういった言葉を使いながらですね、そういった支援体制、説明責任を果たすという役割を担う職員をつくってたりもするんです。だから少しそういう、もう迫ってきていますので、そういったことに対する親切的な説明責任が果たせられる体制、これについては市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回新たな子ども・子育て支援が出されているということにつきましては、なかなか一体化が図れない保育園、幼稚園の問題ということ。そしてまた、依然として待機児童が全国的にたくさんいる地域があるということが最大の課題として、このような流れになってきているというふうに思います。

私どものまちについても、このことを受けてしっかりとその成果が出るような形の取り組みをしまいたいということで、今準備を進めているところでございます。

今お話になられました保育コンサルタント的なものについては、まだ私自身認識しておりませんでしたので、今後この議論が深まるにつれて、そのことについて必要性があるということになれば、関係課の方から要請がまたあろうかと思っておりますので、そのことについては前向きに考えてまいりたいと考えます。

○13番（小野広嗣君） 市長の方から今後の取り組みとして、やはり子育て日本一を目指す方向性もありますので、前向きに取り組むということで理解、僕のちょっと表現が間違っていたかもしれません。「コンサルタント」と言いましたっけ。

〔「コンシェルジェ」と呼ぶ者あり〕

○13番（小野広嗣君） はいそうですね、今コンサルタントと言われたから、言い間違ったかなと思って、それは了解です。

あと認定こども園のことに關しては、先ほど教育長の方から答弁をいただきました。大体理解をしたところですよ。当局としても、いわゆる幼稚園側、今回幼稚園の方から保育園の形態を使うという認定こども園の総合認定こども園という捉え方が過去にあったわけですね。うまくいっているのは、幼稚園の方からそちらを抱設すると、ところが保育園の方から幼稚園の抱設するというのはうまくいってません、これまでが。そういった課題を経て、今回また法律を変えたんです

ね、垣根を低くしています。そういった中で、やはり意向をですね、こちらがどんだんというわけにはいきませんが、事業者の意向をしっかりと調査する。そしてそのことに関してはしっかりお手伝いとか手助けができる、そういう体制というのも必要なと。だから教育長は幼稚園の管轄ですので、ですけれども、市長は市長部局は保育園の管轄を含めてますので、今後の流れについて、幼稚園の意向はそういう意向です。保育園の事業者に対しても意欲を持たれてる方もいらっしゃるかもしれませんがね。意欲を持たれている方がいらっしゃるお話も聞いていますので、そこを捉えて一言市長のお考えを述べていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） 私どものまちは、本当に民間の保育業者の方々が積極的でありまして、いろんな取り組みをしていただいているところでございます。そのような中で、新たなこの子育て支援について取り組みをしたいというような申し出がございましたら、一緒になって研究しながら取り組みができるような形の方向性を目指してまいりたいとは考えております。

○13番（小野広嗣君） 教育長も先ほど答弁されて、聞いておいていただきたいと思います。やはり今市長が言われたように、本市の子育て支援に関する取り組み状況というのは、大きく前進しておりますし、そういった中で子育て支援に関する事業に従事されている方々の中にも、そのほとんどが意欲を持って取り組んでいらっしゃいますね。そういった中に、新たに法律が変わって認定こども園の制度、ここに自分も加わりたいという声を直接お聞きした方もいらっしゃいますので、行政の方もそういったことに関してしっかり耳を傾けて、お手伝いができるところはしっかり取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

あと、今回法律が変わって、今まで保育業務というのは保育に欠けるという視点があったわけですね。今度は、いわゆる保育を必要とするというふうに変ったんです。このことによって、今後の要件というのは同じなのかどうなのか、どうこのことが違うのか、そこを当局はどうつかんでいらっしゃるのかお示しをください。

○福祉課長（福岡勇市君） 現在の制度は保育に欠ける判定と保育所への入所決定を同時に行う仕組みがありますが、子ども・子育てに関する新制度では、入所決定から独立した手続き、市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定することになるところであります。

これにより、潜在的要素を含めて地域の保育需要を従来よりも正確に把握し、計画的に保育の整備を進めることが可能になると考えておるところであります。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 少し事前に学習しておりましたので、今課長が言われたことはよく理解ができます。市長、理解されましたか、市長に理解をしていただかないと困るんですが、理解されましたね。

そういうことであれば、残された7か月間の任期、今日申しあげました大きくは5点でありませぬけれども、その5点のできる限りの達成度を上げていただきたい、そういう思いで質問を終わりたいと思います。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

○
午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、西江園明君の一般質問を許可します。

○3番（西江園 明君） 午後のトップということで、ちょっと眠たい時間でございますけれども、通告しておりましたので、順次質問をしまいいりたいと思います。

市長を含め執行部の明快な答弁を期待申し上げます。

まず、現在裁判中でございます、争われております情報通信基盤整備推進事業の業務委託に関わる裁判についてお尋ねいたします。

私は、一昨年からこの事業の執行の在り方について何回も一般質問をしまいいりました。私ども議員には、質問できる時間に制限があります。1回につき60分、そういう制限がありますから何回も質問をせざるを得ず、したがって議会だよりの中にもシリーズものみたいにしていまして、その関係から、続きものとして楽しみにしているよという市民もいらっしゃいました。

でも、御案内のとおり、裁判になってしまいましたことから一般質問はやめたところでした。でもやっぱり気にかけている市民もいらっしゃるようで、先日も「質問していたことはどうなったのか」と聞かれました。一応今の状況をその都度説明はするんですけども。

そこでまず冒頭にお伺いしますが、裁判中ではありますが、現在どのような状況なのか、まずお伺いします。

○市長（本田修一君） 西江園議員の御質問にお答えいたします。

地域情報通信基盤整備事業の裁判の状況についてでございますが、平成22年9月22日に訴状が提出されましてから、第1回口頭弁論が平成23年2月22日に開かれ、その後弁論準備が平成23年5月17日から平成25年6月3日までの間に16回開かれております。また、証人尋問も平成24年12月と平成25年2月に被告及び原告それぞれ1回ずつが開かれております。なお17回目の弁論準備につきましては、7月8日の予定になっております。

現在、被告、原告、双方から提出された弁論準備書面や陳述書等について証拠調べが行われている段階でございます。

具体的内容につきましては、係争中の案件でありまして、今後の裁判に影響を及ぼす恐れがありますので、答弁については差し控えさせていただきたいと思っております。結審となりましたら改めて御報告いたします。

○3番（西江園 明君） 裁判中を理由に明快な答弁はできないだろうと期待はしておりません

でした。やむを得ないというふうに思います。私も裁判の傍聴ができるようになりましてからは、裁判所まで傍聴に行ってきました。初めて聞くような生ぐさい話も出てきましたが、でも裁判の進め方を見ていると、市の方が私はうまいんじゃないかなと、有利に進んでるんじゃないかと感じました。

私が盛んに一般質問でただしてきました入札の執行の在り方、その後の経緯ということについては一切触れないで、あくまでも原告側が工期内の業務の履行が困難であるということに焦点をもっていくように進めており、非常に私は市の方がうまいんじゃないかというふうに思いました。これからどのくらい期間がかかるか分かりません。また、市長も今ありましたように、その時は報告するというのでございます。

そこでお尋ねしますけれども、今市長の話でも16回弁論準備とかいろいろ行われたと、裁判も行われております。今までに裁判に要した費用というのはどのぐらいか、職員の出張経費を含めてですね、昨年度はどのぐらい支出しているのか、また今年度はどのぐらいの予算を計上しているのかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

裁判に要した費用のうち、まず弁護士費用についてでございますが、これには着手金、報奨金、裁判にかかる実費等がございます。

現在までに弁護士に支払った額は、着手金52万5,000円を平成22年11月11日に支出しております。そのほか実費等としまして、裁判出廷謝金を23年度までに42万円、24年度に47万2,500円の合計17回分89万2,500円を支出しております。

次に、本市の証人として外部の情報通信技術に詳しい方に依頼しており、この証人の陳述に伴います書面作成手数料21万9,600円と打ち合わせや裁判出廷にかかる旅費、10万9,900円を24年度に支出しており、弁護士及び証人分を含めて24年度は80万2,000円支出しております。したがって、これまで裁判費用としましては、22年度から24年度までの合計174万7,000円を支出しております。

また、今年度25年度につきましては、6月3日までに2回の弁論準備に伴います弁護士の出廷がございましたが、今後は7月の弁論準備以降については、証人尋問が行われるかどうかも含めて裁判所がどのように進めるかについては分からないところですので、弁護士の出廷に伴う謝金以外は見通せないところでございます。

○3番（西江園 明君） 今まで約174万7,000円だったですかね、24年度だけで80万円、着手金とかそういったものを既に払ってますから24年度だけでですね、弁護士の分のについては。そして、証人、これには私がお聞きしました職員の出張経費とか、そういうのは入ってないですよ、も含んでですか。

○情報管理課長（又木勝義君） お答えいたします。

先ほど市長が申しました金額については、職員の旅費等については含まれておりません。

○3番（西江園 明君） 私は、出張経費を含めてどのぐらい実際かかったのかということをお

聞き、先ほどはしましたけど、通告でそのようには理解しなかったというふうにしましょう。

この経費というのも莫大なものだと思います。1回裁判に行きますと五、六人の職員が来いますから、そういうものを含めてですね、相当な経費、1年間をかけても100万円を超している。24年度、昨年度だけでもですよ、超してるというふうに思います。職員の出張経費をお聞きしましたけど、そういうことは入ってないということです。もう答弁は結構ですけども、これは純然たる市の単独のお金です。我々市民の税金が、国からのお金とか一切ありませんから、市民税が使われているということになりますけれども、財務課長にちょっとお伺いしますけれども、今例えば100万円あったとしたらですよ、市の単独のお金が100万円あったとしたら、補助事業にした場合、どのぐらいの事業ができますか。

○財務課長（野村不二生君） お答えいたします。

一般財源100万円の事業で、どれだけの補助事業ができるかということでございますけれども、補助事業にもいろんな補助事業がございます。補助金だけのもの、また補助裏に起債が付けられるもの等々いろいろございますので、そこらは御理解のうえお聞きいただいたと思いますが、今回の議会に提案をしております事業の中で、昨日出ましたけれども、林道の舗装がございましたけれども、あれについてはちょうど一般財源が100万円でございますけれども、補助事業が6割の補助事業ということで、起債等を入れまして2,500万円の事業が執行される予定でございます。

○3番（西江園 明君） 今一つの例として理解いたします。100万円あったら2,500万円の事業ができるというのが林道の場合はそれだけの事業ができるということです。当然、裏起債がありますから、それは残りますけれども、そういうふうですね、裁判が長引けば長引くほど、この費用はかさみます。今財務課長から答弁がありました。やらなければならない事業というのが、あと送りになっているかもしれません。時間がかかるほど犠牲になる事業というのも出てくると思います。ですから、市長もこれは裁判中ですので、やむを得ないと思いますけれども、早めの終結を期待いたしたいと思います。

これについてはお聞きしてもですね、もう答弁はできませんので、次に移ります。

志布志市の公園の現状についてということでお聞きします。

まず市内に幼児、小さな子供がですね、遊ぶ施設いわゆる遊具の整った設置された公園というのはどのぐらいありますか。分かれば、そしてまた分かりましたら、利用状況を含め答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公園につきましては、市民の憩いやレクリエーションの場として利用され、住環境の一つとして重要な役割を担っております。

現在、建設課で管理しております公園としましては23か所ありまして、そのうち遊具施設のある公園は15か所でございます。

また、地域の住民のレクリエーションはもとより、グラウンドゴルフ、保育園の遠足、散歩など様々な形で広く利用されている状況でございます。今後も安心して安全な利用できる維持管理に

努めてまいりたいと思います。

公園の利用の状況でございますが、申請がなされた人数が把握されております。大浜緑地公園、鉄道公園、町原公園、北大原公園、三角公園でございます。平成23年度申請で5,779人、平成24年度で申請で5,960人でございます。

○3番（西江園 明君） 今市長の答弁にもありましたけれども、志布志のアピア付近にある公園のことについてお伺いします。

志布志市の玄関と言っても過言ではないと思いますけど、志布志駅前にありますアピアの南側の方に警察署との間ですね、先ほど市長がありました大浜緑地公園、そしてアピアの西側の方には鉄道記念公園があります。ここには遊具が設置されております。先ほどの利用状況の数は申請があった団体だと思っておりますけれども、こういう公園を利用するのは日常の中で、休日の時などはびっくりするぐらい、にぎわっていることがあります。アピアの下、警察署との間にある大浜緑地公園の方は、年齢的にアピアの西側にある鉄道記念公園にいく前の子供さんというか、いわゆる幼児の方が利用しているようで、若いお母さんが子供と一緒に公園デビューをするところでもあるかもしれません。私も時々通りすがりのときに聞いたことがありました。「どちらからですか」というとですね、1回は有明、「私有明から来ました」と言って、その次の人は大崎からの親子でした。遠くから来て利用されている状況でした。しかし、残念なことに、この公園は今の時期からは利用できなくなります。遊具が暑さのために触れなくなるほど熱くなってしまいうんです。以前、ベンチもありますけれども、座れなくなるほど熱くなってしまいうということで、これは建設課の方で即対応していただき木陰に移動してもらいました。

そこで伺いますが、この大浜緑地にある小さな子供が遊ぶ公園ですね、もっと利用しやすい形にする考えはないかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまのお話にあります大浜緑地公園、そしてまた鉄道記念公園につきましては、市民の方々が本当に憩いを楽しんでおられるすばらしい公園になっているなど、特に大浜緑地公園の方は志布志港との関連でたくさんの樹木が植えられておりまして、それが生い茂ってきて大きな木陰をつくっているという状況でございます。

そのような中で、この遊具施設が設置されているところでございますが、この遊具施設につきましては残念ながら、その木立の中で日影になるという状況ではないということで、暑い中で利用していただくということになっております。

現在、夏場の時期に直射日光等によって熱いというような施設になっているということは十分認識しているところでございますが、その施設につきましては、日影等の覆いというものを設置して利用していただくということについては考えてないところでございます。

○3番（西江園 明君） 市長にちょっとお伺いしますけれども、このような小さな子供が公園で遊ぶことも、今日午前中の中でもいろいろありましたけれども、教育の一環としてお考えですか、幼児教育の一環として捉えるか、それとも遊びだから、これは教育とはいえないんじゃない

かと、どういふふうにお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

教育なのかどうかというふうにお尋ねでございますが、私自身としましては、こういった公園の遊具施設で遊ぶ幼児につきましては、決して教育という観点ではないのじゃないかなというふうに思います。むしろ、幼児の身体の健全発達のために、あるいは親子でのふれあいの場の醸成のためにというようなものの施設ではないかなというふうに考えるところでございます。

○3番（西江園 明君） 通告はしておりませんでしたけど、市長は教育の、こういう公園で遊ぶのは教育ではないという観点は持ってないという答弁ですけど、教育長は、何かそういうあれはありますか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育というのをどういふふうに捉えるかということの定義がですね、あるから、市長の今答弁されたような見方もできるだろうと思います。

しかしまた、視点を変えればですね、今大変少子化で子供たちは、兄ちゃん、お姉ちゃん、あるいは弟、妹に十分恵まれておりませんので、そういう場所で一緒に異年齢集団でですね、遊びながらいろいろな約束事や、してはならないことや、仲良くするということの大切さを学ぶとすれば、それはもうそれでまた教育的な価値は生じてくるのではないかと、私は個人的にはそう考えております。

○3番（西江園 明君） 市長がああいう答えでありましたからですね、教育長も、いや、そんなとは違うというわけにはいかないでしょう。

午前中の質問でもありましたけれども、志布志市はですね、医療費の免除を含めて子育てには力を注いでいると私は思います。

先般のPTAの連合会の総会の時ですかね、市長が「教育についても日本一を目指す」、「いくらでも予算は付ける」、「どんどん言ってください」という非常にうれしいあいさつをされたというふうに報告を受けました。ですから、教育部門については、いくらでも予算は付くんじじゃないかなと期待をしておりましたけれども、教育じゃないということですので、残念ながら、教育じゃないということですね、教育にはどひこでん付くって言ったじ、まあ仕方ないと思います。

先ほども言いました志布志市の玄関です。先ほど、市長は盛んに「日本一」を言われます。日本一である玄関にほかのまちにないような公園整備をすれば、さすが日本一言いやいひこあいがち褒められるんじゃないかなというふうに期待をしておりましたけれども、今この夏場使える公園として改良する予定はないということですので、次に移りたいと思いますけれども。

最近東北の大震災の影響もあるかもしれませんが、最近志布志地区では、国道海岸沿いですね、国道の通る市街地よりも上の大地にアパートを含め急速に住宅化が進んでおります。私の住んでいる自治会も、私も十数年前に引っ越しましたけれども、自治会もなかったところでした、私が引っ越したときはですね。しかし、ごみ問題とかいろいろ問題があって、自治会を発足したわけですけども、スタートは約50世帯ぐらいの世帯数での自治会でスタートしましたが、現在では

100世帯を超すぐらいになりまして、さらに自治会内に100世帯以上あるかな、その前後のアパートも建ちました。私の住んでいる自治会でさえ今言いましたような現状です。

しかし、残念ながら人は増えましたが、公園がありません。志布志中学校から山宮神社に通ずる市道をですね、基準に考えた場合に町原付近に先ほどもちよつと言われましたけれども、小さな公園があるだけです。そこで、この台地にですね、公園をつくる考えはないか伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その前に先ほど議員の方で教育については、どんどん予算を付けるというようなことを私が発言したというふうに申されましたが、少し違いますので、確認させていただきたいと思います。私は、様々な分野で様々な事業で、日本一づくりをしましょうよということを御提案しているところでございます。

そして、その提案をしていただく前に、そのものが本当に日本一になる可能性があるんだったら予算を付けましょうよというふうにお話しているところでございまして、教育の分野でもそのようなことで、PTA活動でも学校の教育の現場でも、何か一つの課題について日本一になるということを保証していただいて、極端に言えば保証していただいて取り組むということになれば予算を付けますよというお話をしたということでございますので、どうぞ御理解いただければというふうに思います。

高台の方に公園をとということでございますが、建設課で管理している公園のうち、高台にある公園は4か所で町原公園や北大原公園など、地域内の住民が利用されている公園となっております。災害時の避難のための公園としての新たな整備については、市の長期計画や地域防災計画に位置付けねばならないという事業であります。総合的に考えていきたい。

そして、東日本大震災以降、津波防災は重要課題でありますので、今後は市の長期計画の見直しなどに合わせていきたいというふうに思っております。

ということで、今のお話では、住民が増えたから、その住民の方々に対応する公園の整備というようなことで御質問があったところでございますが、現在のところ、まだその計画の段階にも至ってないということをお理解いただければというふうに思います。

○3番（西江園 明君） 先ほどあいさつ、そういうふうに私が聞いたときには、多分良い方に理解をされて、私に教育には予算をどひこでん付けやいげなというふうに受け取ってるんでしょう。でも、今市長の訂正では、相手が日本一になるんだったら予算は付けますよち、相手に負担をさせるのか、こっちが誘導するんじゃないかと相手が学校側が、あるいはその相手がそういうふうにした可能性があるんだったら予算は付けます。学校だってするでしょう、そのぐらいは。それはまあ、その質問とは関係ないですからここで終わりますけど、今答弁にありましたけれども、長期計画の中でうんぬんということでございます。

市長は日本一という、消防署もですね、この付近に移転新築されました。先ほども言いました東北大震災の時でも、避難者のための仮設住宅の建設が急務でしたが、安全な場所に広場がなく、また、あってもライフラインの施設がなく仮設住宅の建設が大幅に遅れたことが問題になりまし

た。志布志市は、太平洋に面しております。津波の災害は避けて通れる問題ではございません。特に最近では南海トラフのことが話題になりますけれども、先日の新聞でも「志布志市で消防団員500人、図上訓練」という見だしで大きく記事が掲載されていました。先週の新聞ですよ、ここにもありました。市街地の大部分が被害を受けると予想されている。市街地が被害を受けると、まず必要な施設は仮設住宅です。この高台一带に市長が長期的なということを言われましたけど、どこまで考えていらっしゃるのかわかりませんが、防災的な意義からと、最近先ほども言いました住宅のドーナツ化現象、それから町の形態が変わりつつあるのが現状で、そういう中で当然あるべき施設と私はこういう上の台地に広場があるというのはですね、施設だと思います。その広場の公園の端っこにもですね、子供が遊べる遊具を設置して、広場はグラウンドゴルフとかにでも利用できる形にしておけば、いつ使うかわからないというような、単なる仮設住宅を造るための、いつ使うかわからないための広場というふうに無駄な施設とはいえないと思いますよ。再度、ちょっとこの付近に、こういう子供たちを含めて、そういう仮設住宅を含めて、私はこの大地にですね、あれだけ人口が広がっていく中で、必要な施設だと思いますけれども、その辺のところ再度お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大地震が発生しまして、大津波がきまして被災を受ける市街地が、被害世帯でいきますと大体7,000世帯ぐらいあるというふうに想定されているところでございます。また、津波地震も7mのものがくると、その時には確かに今おっしゃったように、まず第一次避難所に避難していただいて、しばらく避難所で生活していただきまして、その後、帰ることができないということになれば被災者住宅という形の整備が必要かというふうに思っていますが、現在の地域防災計画の中では、その避難所につきましては、定めをしているところでございますが、仮設住宅等の設置については考えていないところでございます。

ということで、その設置をするための予備として、準備として、そのような仮設住宅用地のための公園というものについては、現在の段階では考えていないところでございます。

○3番（西江園 明君） 防災的な意味合いからもですね、私は必要な、志布志市にとっては必要な施設だと思います。

最近、国の予算配分も防災を含めて、防災にですね、予算の重点配分を国も掲げております。ぜひ調査をしてみてですね、そういう事業がないか、またあるいはですね、前も私は言いましたけれども、合併特例債にしてもですよ、目に見える形で、市民に見える形で使って残せば、ああ市が合併したとき合併特例債を使って整備した施設だというふうになると思うんですよ。ですから、その辺のところを含めて長期計画の中で検討していただければと思います。

では、最後の質問に入りたいと思います。

任意団体の在り方ということで、志布志市地域女性連絡協議会という団体の役員を選出の仕方についてであります。

補助団体とはいえ任意団体ですから、当然独立した団体で普通ですと、ここの議会で取り上げ

る案件ではございません。しかし、ここに行政が絡むと別です。どうして会員が疑惑を感じるような役員選出を行政がリードするのかということをお聞きしてみたいと思います。

この志布志市地域女性連絡協議会は、旧3町の女性連絡協議会の市全体の組織であります。この協議会の会長選出にあたり、事前に役所が人選をし、総会で突然新役員の書かれたペーパーが配布されました。それに出席していた人もびっくりしました。まあ当然ですね、そういうんだったら、そういうふうに決まっているんだろというふうに疑問を感じながら意見を言える雰囲気ではなかったからそのままというふうにおっしゃっていました。では、まず冒頭にお伺いします。今まで何十年そういうこともなかったのに、今回に限り行政が関与するようなことになったのか、まず伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

任意団体の在り方についてのお尋ねでございますが、市内にいろいろな団体が活動され、地域づくりに貢献していただいているところであります。このことにつきましては、改めて感謝申し上げます。

私ども行政としましては、活動のために必要な補助金の交付などをしまして、支援をしているところでございます。そしてまた、それぞれの団体につきましては、それぞれの団体を所管する部署がございますので、それぞれの内容につきましては、また必要な支援につきましては、それぞれの部署で担当をしております。

ただいまお尋ねの志布志市地域女性連絡協議会につきましては、教育委員会の所管でございますので教育長から答弁させます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育委員会といたしましても、かねてから各種団体の皆様に御協力いただきまして、それぞれの教育行政が推進されておりますことに対しまして、日々感謝を申し上げます。

社会教育の分野では子ども会、青年団、PTA、公民館、高齢者学級など、あらゆる年代の方々が生涯学習のまちづくりに積極的な活動をしていただいております。議員御質問の志布志市地域女性連絡協議会は、御案内のとおり合併いたしました年に、松山支部、志布志支部、有明支部が一体となり、市全体の地域女性連絡協議会が設立され、現在、活発に活動していただいております。

役員の選出についてのお尋ねであります。志布志地域女性連絡協議会も自立された任意団体でありますので、役員の選出につきましても規約などに基きまして、総会で決定されるものと認識いたしております。

今回は御案内のとおり、この会の育ての親ともいべき会長さんが勇退されるということで、会長改選ということになったようでございます。25年度の総会を控えまして、直前まで本年度の役員体制が決定していないということで、いかがいたしたものと相談がありましたので、担当課であります生涯学習課が相談に乗ったというような次第でございます。

教育委員会といたしましては、今後とも各種団体の組織運営につきまして、相談があれば、そ

の自主性を尊重しながら、誤解の生じないように適切に支援してまいりたいとかように考えております。

以上でございます。

○3番(西江園 明君) 先ほども今教育長からも答弁がございました。規約に基づき総会で決定されるものだというふうに。

先ほど、市長、PTA連合会のあいさつの時の話をしましたら、ちょっと市長が違っているということで指摘がありましたけれども、当然この会議にも市長、教育長は来賓としてあいさつされていますよね。市長は、この来賓のあいさつの中で、会長が今回やめられるということでうんぬんということであいさつをされたというふうに私は聞きました。

ですから、そこに出席した人は市長の来賓のあいさつを聞いてですね、辞めやっとなんかというふうに知った人もいたようです。市長は、ですから、もう辞められるということは事前に知っていたというふうに理解、確認ですけどお聞きします。

○市長(本田修一君) 私自身は、その会場に赴きまして、会長さんから今回で勇退するというようなお話は何ったところでございます。

○3番(西江園 明君) 今教育長の先ほどの答弁の中にありました。会長がうんぬんということで相談があったので、教育委員会の方で、それについていろいろ相談に乗った結果ということで理解してよろしいんですよね。

その中で2回ほど、この会議も教育委員会の主導で課長が主導で、事前に会議が行われているようでございますけれども、そこで担当課長にお聞きしますが、途中の総会の内容のことはもう言いませんけれども、総会終了後、出席していた人から、こんな決め方はおかしいんじゃないかというような苦言はありませんでしたか。

○生涯学習課長(樺山弘昭君) 総会終了後に、その日にそういった話は聞いておりませんでした。その日には会の終了後、何も聞いておりません。

○3番(西江園 明君) ああそうですか、その言った人からこの話は最初聞いたんですけどですね、総会終了後。

ですから、私は、この人がうんぬんということを言ってるんじゃないんです。もう決まったことですからね。そういうふうに出席した人も、あれあれと思うような議事の進行とか、そういうのが行われて、今課長が、その日は苦言はなかったと、苦情はなかったということですけども、私に言った人は、その時に課長に言ったということで、その人からお聞きして、私は執行部の人にもいろいろ聞きに行きましたら、その人たちは逆に、私が聞きに行くもんですから、議会で言いやったちごとかいちおもっせ、言わじおっくいやんなちっせ、逆にくぎを刺されたぐらいなんですけれども、いろいろ聞いてみますと、ちょっとおかしいんじゃないかということで聞きました。

では、所管でどこが分かってるか分かりませんが、この協議会にというのは、三つの町で組織されている会員数ちゅうのは、各町で違うと思いますが、どのぐらいの数ですか、分かっている

ますか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 正確な数は把握しておりませんが、全部で300名以上の会だと思っております。

それぞれの支部の有明支部、松山支部、志布志支部の会員がそのまま志布志市全体の会員ということで、全体数については現在把握はしていません。

○3番（西江園 明君） 把握をしていないということですので、私もお聞きしましたら志布志町だけでも700人、有明町が50人か60人、松山町が30人、これは負担金を納める関係上ですね、そういうふうな人数を計上しなければなりませんので、そういうふうには聞いたところから、数を聞いただけでは、ちょっと今すごい差ですよ。ですから、うがった見方をすれば人数じゃ対抗できんから、事前にこういうふうなあれがあったんじゃないかというふうに疑ってかかる人もいますということです。数だけ見れば不思議な結果です。ですから、そういうふうにするね、じゃっじ根回しをせざるを得なかったとやろかいとか。ですから、私は行政が関与して根回しをするのであればですね、関与するのであれば、もう少し上手に時間をかけて、苦情なんか出ないような形にですね、すれぱうまくいくんですけれども、いきなりだから疑念、疑惑を持ってしまうんですよ。総会で役員は決めると先ほど教育長は言われました。

もう一度課長にじゃあ確認しますけれども、事前の打ち合わせで課長がいろいろ黒板に書いて、会議を進行していきますよね。なぜ今年に限ってこのようなことになったのか、これは課長の判断なのか、それとも上からの指示か、その辺のところをちょっと確認を。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） それでは、経緯について説明をさせていただきます。

平成25年度の総会を控えて、新体制づくりをしたいということで、役員の皆様がそれぞれで協議はされておりました。これまで長い間、会長をされていた方が勇退されるということでございましたので、合併以後実質初めての役員改選ということでありまして、どのような考え方で役員体制を整理していくのかということで悩んでおられるところでありました。

生涯学習課にも役員の方が見えられて、相談がありましたので、組織のことや役員選出の方法について、市内のほかの団体の事例を参考にしながら、お話をしたところであります。そして、そのことを役員会でもお話ししました。役員会の中で、どういったことで話をしたのかということでしたけれども、松山支部、志布志支部、有明支部があります。この支部が連携して協力をしていただいて、市全体の地域女性委員会を盛り上げていただきたいということをお話ししました。

そして、先ほどありましたように、市内の役員選出のほかの団体の事例を分かりやすくということで黒板に書いて説明をしたところであります。具体的にどういった話をしたかということですが、役員を選出の方法につきましては、松山支部、志布志支部、有明支部の三つの支部がございますので、その支部の支部長さんがその中から選考して、例えば持ち前ですというような方法も一つはありますということ。それからそのほかに、全く支部長とは別に一般会員の中から抜てきというような形で役員でない方でも、その会長はできますよという、その大きく分けて二つ

の方法がありますよということで、そういった中から協議してくださいということをお話したところであります。

○3番（西江園 明君） 私はその会議に出てませんから、課長が言われるのがよしとしましょう。

総会の時にですよ、全員の人には配布されなかったようですけども、旧会長ももらわれてないということで、そこに出席した人から私は執行部の人からもらわれなくて、ということですけども、役員組織、平成25年志布志地域女性連絡協議会役員（案）ということで、こういうペーパーが総会のとき、配布されましたけれども、このペーパーは教育委員会が作成したものですかね、確認です。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 先ほどもありました総会には、市長、教育長も冒頭最初の方だけ出席されまして、あいさつの後退席されました。その後はですね、私の方がオブザーバーという形で参加しております。会次第の方で進めまして、議事の進行が全部終わった後、25年度の事業計画等が全部終了した後、役員改選という順番でございまして、役員改選になったときに、執行部の方から平成25年度の役員改選の案ということで配られたものであります。これは事前に役員の方が協議されて、申し合わせされた内容で、それをまとめたペーパーが配られたということでもあります。あとで確認しましたら、その手書きで役員の方が作られたものをうちの職員の方がワープロで打ってあげましたということの後で聞きました。

以上です。

○3番（西江園 明君） ですよ、先ほど1回課長からこの件で打ち合わせをした時には、いや作ってませんというふうに答弁をされたもんですから、このペーパーをですね、私もえーと思ってびっくりして、言う失礼ですけど、そんなパソコンまで作ってというふうな組織かなと思いつつ聞いていたところです。

ちょっと待って、事務局は課長に振りますから、教育委員会が作ったんでしょう。作ったという答弁ですけど。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 中身についてはですね、全て地域女性連絡協議会の方が作られたものです。

そして、手書きで書いてあったのが、もう前日だったものですから、ワープロ打ちだけはうちの職員がしたということとございます。内容については、うちの方では把握してないということとございます。

○3番（西江園 明君） はい、そうでしょう。それはもう浄書を手伝ったということですよ。はい、分かりました。

先ほども教育長の答弁でありましたこういう補助団体については、当然いろんな役所が所管をして、担当課のところで総会資料などは作成してくれるものです。この連絡協議会でもですね、以前から教育委員会がずっと手伝っていました。書記でもする人がいれば別ですけど、ですから、今回もそういう資料の作成については、お手伝いをしたということですけども。

じゃあお伺いしますけど、この作成をする原稿の内容については一切関与しなかったということですか、確認します。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） この案については、役員の方が前日、案として定められたものだというふうに認識しております。

○3番（西江園 明君） 一般質問もですね、逃げ道を考えてしてるつもりなんですけれども、その辺のところでも、そういう課長とちょっとズレがありますので、いろいろそういう案について手伝ったということなんですけれども、この中にですね、市の会長は、先ほども課長が交代とか、会員からとか、いろいろ方法はあるというアドバイスはしたというふうに書いてありますけれども、市の会長は各支部長より選出し、2年ごとの輪番制とします。というふうにもう決めつけてありますね。

しかし、規約を見てみますと、支部長から選出するというのも、また規約の第6条では「任期は1年」というふうに決められています。先ほど冒頭教育長は、「規約にのっとって」というふうに言われました。総会の議題にも規約の改正については提案されていません。ちょっと総務課長でいいですから、法令審査会を指導する所管としてですよ、このような手続きは有効というふうに思われますか、議題にも上がっておらず、審議もせずですね、総会資料にもなく、あとからこういうふうにペーパーが配布されて、この中に1行書いてあるだけなんですけど、こういうものが有効というふうに思われますかね、課長の判断で。

○総務課長（溝口 猛君） ただいまの御質問でございますが、市役所の中では、当然条例規則に基づいてすべて決定されるところでございます。しかし、今回、補助団体と申しますか、関係団体で決められたことということですので、関係団体で決められたそういうことに関しましては、ちょっと私は、それが間違いかどうかの回答は控えさせていただきます。

[西江園明君「はい、分かりました」と呼ぶ]

○3番（西江園 明君） でも補助団体ですからね、また後で述べますけれども、私もちょっと詳しい人に聞いてみました。今、総務課長は行政は条例ですよ、市は条例。でも、こういう団体の場合、規約というふうになっていますけれども、規約がある以上、規約にのっとってしなければならず、すべてに規約が優先します。すなわち無効です。というふうに言われました。

教育委員会が指導して、いろいろ資料もせっかくなつくってらんだったら、なぜこんなことをするのかということを私は言いたいんですよ。

すなわち、無効と言われるような会議を教育委員会がつくってるんですよ、この会議には先ほど言われましたけれども、課長もオブザーバーとして出席していますよね。もう1回ちょっとその確認、出席しているかということを確認。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 会には私の方も参加しております。

今議員がおっしゃってることなんですけれども、規約については、そのようになっております。ただ、役員改選について、今後2年間ぐらいで輪番制をしていきたいと思いますという申し合わせがですね、前日の執行部の会でも行われたということで、そのことについて付記されているということ

でございます。会員の皆さんが、そういったふうに申し合わせをされたということでございます。

○3番（西江園 明君） 課長、そこまで言い切っているんですか、皆さんが協議した結果、下書きを浄書しただけですよ、そう言いながら、今そうやって付記してうんぬんというのを、だからこういうので指導するだったら指導すればいいんですよ。

じゃあ教育委員会にお聞きしますけど、教育長でも課長でも結構ですが、地方自治法によりますと、こういう団体には、補助団体ですよ、先ほど、公共団体の長、すなわち市長が指揮監督できるんであります。教育委員会ではありません。このことは御存知ですよ、まず確認です。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 私の方から、社会教育法に基づくということでございますけれども、社会教育法によりまして、地方公共団体の任務が定められております。教育委員会は社会教育に必要な援助を行うこととなっています。

また、指導助言については、社会教育主事は専門的、技術的な助言と指導を行うことができるとされていますけれども、命令・監督はしてはならないということになっております。

また、社会教育団体にいかなる方法によっても不当に統制的支配を及ぼし、またその事業に干渉を与えてはならないというふうにされております。

○3番（西江園 明君） 先ほど私、規約に定めがある以上はどうなのかと、無効じゃないかというようなことを言いましたけれども、行政手続法の中に、「行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。」というふうに定められております。

すなわち、所掌事務の範囲を逸脱してはならないということは規約ということですか。では今お聞きしますけど、このことはこういうふうに配布されて、輪番制でうんぬんということは規約に違反してないというふうに理解しているということですか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） その総会の中で、その申し合わせ事項が承認されました。されましたので、私どもとしましては、この規約のことを逸脱しているものではないというふうに、その時は理解していたところでございます。

○3番（西江園 明君） 申し合わせ、ただ口頭で言った議題にも上がってない、審議もしてない、ただ言ったこのことが、そういうふうに規約には違反していないという課長の答弁です。

ここでうんぬんということは言いませんけれども、このことについては、また執行部の中でも、果たして今教育委員会の答弁が正解なのか、それだったそれでいいんですよ。ただ私は、議題にも上がってない、そういうことが果たして、規約の改正というのは議題にもないですよ。ですから、でも一方的にこっち、執行部がこういうふうに言ったというのが果たして有効なのかということについては、この場ではお互いに意見の合意はみないでしょうから、私はもうちょっと、先ほども言いました。念入りにですね、指導していけばいいのになあというふうに思ったところですよ。

私は、教育委員会の指導がちょっと中途半端で、私から判断すれば、法令違反をしているのを

指導したんじゃないかと、役所がさせてしたんじゃないかというふうに私は理解しております。

今課長の答弁では、いやこれはもうこういうふうに言ったんだから、それでいいんだ、規約違反じゃない、法令違反じゃないという答弁です。まあその辺のところはですね、執行部の中でも、また今後見ていただければいいと思います。ここでいまさらどうこうと言ってもですね、同じ答弁の繰り返しだと思います。

じゃあ最後に確認だけです。この進行については、規約にも違反してなくて間違っていないというふうに理解していいんですね。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 規約の方には役員の任期は1年とすると、ただし、再任は妨げないというふうに記載されております。今般の役員会議の話の中では、これまで長く会長をされていらっしやいましたので、みんなでお互い協力しながらやっていきたいと思いますというので、このような申し合わせを皆さんの方で決められたということでございます。2年ずつ交代しながら、みんな松山、志布志、有明地区の会員の方が全部で支えていこうというふうな形で協議されたところでございます。

私どもとしては、そういった自主的な考え方でございましたので、特に規約との整合性は問題ないんじゃないかというふうに認識しているところであります。少し法制の方についても勉強もしてみたいと思っています、今後。

○3番（西江園 明君） 規約の改正という議題はないけれども、こうやって言ったからそれが申し合わせでしているから、規約の改正というふうに、規約には違反していないというふうな答弁ですよ、そういうことです。

分かりました。果たしてそういうのがどこでも通るのかなというふうに思います。その辺のところはですね、いろいろ皆さん執行部の課長さんたちは、いろんな組織を担当していると思います。果たして、今の規約にのっとらない口頭で言えばそれが申し合わせで規約の改正も兼ねるんだというような言い分がですね、果たして通るのかというふうに私は疑問に思います。

でも、この件がですね、あとは市長が地方自治法にのっとって指揮監督できるのは市長ですからですね、社会教育法では、相手側から求められれば、それについて指導助言はできるというふうになっていますから、何回も言うように、行政が関与するんであればですね、普通だったら、もう少し議長の口述書から全部作ってやるべきだというふうに私は思うんですけど、そこまで中途半端になるからこういうふうなことになってしまったのかなというふうに思います。

では、もう最後です。繰り返しになってしまいますから、もうお聞きしませんけれども、この連絡協議会の役員選出については、今後はどういうふうにされるんですかね、関与についてお聞きします。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 生涯学習課の方にはたくさんの団体の方の活動を所管しております。それぞれの皆さんが、それこそボランティア活動で一生懸命活動してもらっております。私どもでできることにつきましては、自立も含めて支援をいたしてまいりたいと思っています。

今後も相談があった場合につきましては、誤解のないような対応をとっていきたいと思ってお

ります。

○教育長（坪田勝秀君） 大変ご迷惑をおかけいたしまして、誤解があったり、生じたりしたことに対して、私どもとしても今後いろいろな団体を抱えておりますので、教育委員会といたしましても、なれ合いになったり、つつい上手の手から水が漏れるというようなことがあってはなりませんので、規約がある会については、規約をしっかりと熟読して、そして規約に違反するかしらないかどうかということ等まで深く入り込んでいって、そして助言するなり、支援するなりということを慎重にやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

[西江園明君「終わります」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

ここで、2時15分まで休憩いたします。



午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○1番（平野栄作君） こんにちは、本日3番目です。

時間ももう押しておりますので、通告書に基づきまして質問に移りたいと思います。

今回は福祉行政、学校施設の環境整備、移住定住促進事業、この3点についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず福祉行政についてであります。昨年の6月議会においても人事という部門で質問しましたときに、この点で少し議論をさせていただいたところです。

平成12年5月制定された社会福祉法第107条に基づき、市町村は地域福祉計画の策定が義務付けられました。本市でも、昨年から今年にかけて計画策定に向けて取り組みが今なされているところです。ただ、今の流れを外から見ると、2年間という短い期間の中で、この大きな計画の策定というものを成し得るのか、非常に危惧されるところがありまして、今回質問をさせていただくこととしました。

厚生労働省のホームページの地域福祉計画の策定状況、その中で鹿児島県のところが出ておりますが、現在鹿児島市、薩摩川内市、垂水市、伊佐市、南さつま市、知名町、以上が掲載されているようでありまして、まだ全県、ほかの市町村については、策定の途中なのかなということを探るところです。この計画自体がですね、現に動いている個々の福祉施策の上の計画をつくっていくわけですので、様々な形で福祉という活動は通じております。その上の計画、市で言えば福祉計画、社協の行動計画、それをつくり上げていくということですので、2年間という短い期間の中で、本当にそういう計画、まとまりのある将来性を見通せるようなですね、計画が策定で

きるのかなと、非常に危惧しているところです。

昨年の6月議会で、行政職員が主として策定するのではなく、民間のノウハウを持った人を職員として計画立案の立場とするなら、現場目線で多角的な角度から市内の福祉の現状を分析しつつ、かつ行政としての見解も加味しながら、より充実した計画が策定できるのではないかという質問に対しまして、市長は、「研修という形で一緒になって計画を策定していただけると、現場の大きな課題というものが大きく反映され、市民の福祉の向上を最大限高めるために努めていく」と回答をされております。

また一方では、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画ではありますが、社会福祉法において、地域福祉を推進する団体として、明確に位置付けられております。また様々な事業を展開していることから計画策定にあたっては、市町村と社協が連携することが望ましい。そして、交流人事を行いながら、計画策定に共通する項目、それを共同で実施していこうというものであります。ただ、計画策定の期間が2年間という短期間であります。今1年が経過しまして、散らし等が配布され、今後地域の声を各ところでされていくと思いますが、当初計画をしていた作業工程、この中で今現在進捗状況というのはいかかなものなのか、まずはお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

地域福祉計画の進捗状況ということでございますが、地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の策定につきましては、市民や地域の関係機関・団体との共同により計画を推進していき、思いやりを持って、共に支え合うまちづくりを目指して社会福祉協議会と連携して取り組んでいるところであります。

現在の進捗状況は、平成24年度に計画策定の準備としまして、市民2,000名や各福祉団体に対するアンケート調査により、ニーズの把握等を行い、それを分析し、策定委員会を開催いたしました。平成25年度は、計画策定の段階として、6月中旬から9月中旬にかけて、市内11か所で各3回開催する住民座談会によりまして、地域の課題に対する方策案の地区活動計画を策定します。

また、地域福祉計画といたしまして、既に策定済みの福祉関連計画との目標や、施策を共有し、子育て、障がい者、高齢者に関して、計画に反映していくための団体ヒアリングなどや、行政施策の連携を図る上での地域福祉計画策定検討会を実施し、最終的に策定委員会で決定し、平成26年3月までに策定しようと計画しているところでございます。

○1番（平野栄作君） いろいろ今はインターネットがありますので、資料として引っ張れるんですが、鹿児島市、概要版がほとんどなんですけれども、130何ページというような形になりますので、薩摩川内、伊佐はですね、ちょっと見てみました。それぞれ中身としては、共通する部分のかなと思っておりますが、大まかに考えた時にですね、この薩摩川内市が出しているこの四つクローバー的なイメージ、これが一番ぱっと見た時にですね、イメージできる姿のかなと、事業者、市民、社会福祉協議会、市という形でですね、この4者が地域の連携を図りながら、地域福祉を推進していくんだよというような形で出していらっしゃるようです。ほかのところについてもですね、今市長が答弁をされたような形で計画が策定されております。これもですね、大

変だったんだろうなというような危惧をしているんです。

今市長の方でヒアリングをされたというようなことですが、そのヒアリングの状況について、少しお示しをいただきたいと思います。

○福祉課長（福岡勇市君） お答えいたします。

平成24年度に実施した市民意識調査を全体的にどのように分析したかという質問だと思うんですけども、項目ごとについては、冊子になって示しているんですけども、内容についてはですね、市民意識調査からですけども、いろいろなサービスについての満足度をしたところであります。それと、暮らしの中での不安や悩みごと、そして老後のこと、それと子育てにつきましても、一番の悩みはどんなものがあるか、それと社会福祉協議会についての周知度、いろんな団体等についての周知度もいたしたところでもあります。

以上です。

○議長（上村 環君） 結果は。

○福祉課長（福岡勇市君） その結果につきまして答弁いたします。

住民の方につきましては、地域に対して受けている様々なサービスについては、3割から4割については、「満足している」という回答でありました。それと、暮らしの中での不安や悩みごとについては、「老後のこと」が最も多く、「将来に対して不安」を上げている方は年代が上がるごとにつれて増加している状況でありました。

それと、子育てにつきましては、先ほど言いましたように、一番の悩みは「子供と十分な時間がない」こと、それと相手の相談先につきましては、「家族や親せき」が最も多く、子育てしやすい地域づくりのために、「小児科医療機関の充実」や「企業が職場の理解・支援」が高い回答となったところでもあります。

それと、社会福祉協議会につきましては、「名前も活動も知っている」と答えた方が3割程度しかなく、今後は啓発活動が必要と感じたところでもあります。

それを交えて6月から9月まで座談会をするんですけども、市民意識調査を地区ごとに分けて、それぞれ分析して地区で座談会を開く予定となっております。

○1番（平野栄作君） ちょっと期待していたのとちょっと違ったもんですから、ヒアリング、聞き取りをされたわけですね、今ののはアンケート調査なのかなというような、今、気持ちで聞いてたんですけど、ヒアリング、というのがですよ、今度6月から3回ですよ、1開場において、この何ですか、開催されますよ、座談会が。今ヒアリングということでしたので、前もってそういういえば20代の子育ての最初の方とかですよ、30代、40代とかいう形で何人か抜粋されて、そういう方々から今の福祉の現状とか、そういうことをいろいろな形で調査を求めて、直に聞いていて、そういうものが次はこういうところにも来てもらって、そして、この中でまたそういう意見を各地区としてですよ、意見を集約していく、そういう形につながっていているのかなと思うんですよ。ただ、私これを見たときに、これに3回ですよ、座談会、うちでいいますと、6月25日、8月1日、9月5日、これで7時から9時ということになってますけれども、こ

れを見たときに6月に1回行ったら7月は行かなくていいのかな、次は行かなくていいのかな、それで済む問題じゃないですよ。多分これ3回同じ人が行って、例えば同じメンバーの方々が行って、そこで1回目、2回目、3回目という形で議論をして、そしてこの計画について、いろいろな角度から検討を加えて、それを地区の声として上げていく、そういう形の私は会だと思えますよ。今のこの紙切れ1枚で我々にお示しをされて、我々も校区役員をしておりますが、あとはまた小組合に、これ1枚ですよ、3回、会をやります。すごく重要な会ですよ、この会は。今後の福祉を志布志市の福祉をどうやっていくかという形で進めていく、計画をつくっていくわけですから、それなのに、ただこの今紙切れ1枚だったんです。ただそこにヒアリングというのがあったもんですから、去年のうちから、やはりそういうこれに向けての下準備がしてあるんだというのを私、今、若干期待したんです。そしたら、今の回答自体はアンケート調査に基づくものが述べられたのかなというのを今感じたところなんですけど、そのヒアリングってどういう形でどのようにされたのか、もう1回お願いします。

○福祉課長（福岡勇市君） 誠にすいませんでした。アンケートについて、24年度に実施したところでありました。

それと団体ヒアリングにつきましては、現在、高齢者、障がい者、子育て支援の部分の各施設について団体ヒアリングを6月をお願いしているところであります。これを分析して計画に反映させていくつもりであります。

それとあと一点の、今、全戸散らし、それと各種団体、公民館長、それと行政事務連絡員等にも配布しております散らしでありますけれども、これについては3回、議員おっしゃるとおり3回出席しなければ、その地区がどういうふうにもっていかうかというのは、ちょっと分からないと思います。散らしのですね、後ろの方でちょっと見にくかったかもしれませんが、1回目が何を、2回目が何を、3回目が何をすることで、3回ほどお願いしますということに記載している状況であります。

○1番（平野栄作君） このヒアリングも6月ということですよ、もう2年のうちの1年はもう経過しているわけですよ、あと残りが少ない中で、今からまだこの地域での説明会、声を拾っていかなければいけないというようなことですよ。

そして、もう一つ危惧するのはですね、もうこの福祉については、我々も生まれたときから死ぬまでお世話になっていく。そして、途中我々はその福祉を支えていく側にもなります。支えられる側にもなりますし、支えていく側にもなります。いろいろ一生のうちで変化をしていかないといけないと思うんですが、今本当、地域の方々も受け身的なものになりつつあって、福祉がこっぴど充実されてくるとですよ、どこもやっているよと、それは志布志市もやっているよ、そういう形だと思うんですよ。ただ非常に厳しい財政の中で、各団体においても福祉といえども経済というんですか、そういう中では厳しい部分があると思っております。そういう団体の中でもですね、今度は福祉は聖域だと言われて、今政府がっておりますが、もうそろそろですね、そこらあたりもうまく整理をしていって、これをもうなくせということじゃなくて、やはりうまい具

合に予算を考えながら、統廃合もしていかないといけない時期になってくると思うんですよ。だから経費だけかかって効果のない事業も確かに見た時にあるんじゃないかなと思います。ですから、それなんかをいかに今度整理をしていくか、そういうこともですよ、この基本計画の中でうたっていくのか、それとも、それをつくる間にそういう調整をしていくのか、それがまた必要になるんじゃないのかなと思うんです。

地域福祉計画は、行政がつくる計画、総体的な計画です。そして活動計画は、民間で民間の代表という形で、社会福祉協議会が作ります。でも福祉の受け皿というのは、社会福祉協議会だけではありません。民間の団体もいろんな形で福祉というものを支えています。そういうものによって、この福祉というのは支えられているんです。そして、今回のこの計画策定にあたってはですよ、サービスを提供している事業としている民間団体の代表、それが社会福祉協議会。そして、官民の垣根を越えて市全体を網羅した計画を練り上げていくということになると、その社協よりもほかにもいろんな形で福祉サービスを提供している団体があるんです。だから、そういうところからの声も今までの間に聞くべきじゃなかったのかなと。そして、今まで市がいろんな形で補助を出しながら委託で福祉のサービスを提供してくださいという形でお願いしている。そういう部分についても見直しとか、それから今度この計画をつくるにあたって、今までこういう形でやってきたけれども、ちょっと検討しないといけないのかなというような補助事業、そういうものの分別というとおかしいかもしれませんが、そういうこともなされたのかどうなのか、そこあたりをお伺いしたいと思います。

○福祉課長(福岡勇市君) 議員おっしゃるとおり、6月に団体ヒアリングを実施いたしまして、今調査中です。そして、その分析をいたしまして、地域福祉計画については行政計画、そして活動計画については、社会福祉協議会が主になって作成するというところで、座談会等を開きながら、そして地区ヒアリングをしながら、策定、つくり上げるようになっていきますので、ヒアリングと座談会と同時に実施しているような状況であるところであります。

補助事業の分別については、いろいろ社会福祉協議会が持っている事業、それとシルバー関係の事業、いろいろありますけれども、それについても今分析中であります。そして、一体化できるもの、平野議員が一番おっしゃりたいことは、同じ事業を一つの事業にできないかということだと思いますけれども、それについても今検討しているところであります。

○1番(平野栄作君) 自分なんかも校区社協であったり、公民館であったり、そういう形でサロンにこの前も参加させていただきました。生き生きしていらっちゃってですね、高齢者の方々が、ああいいなと思ったんですけれども、委託をしている校区社協の側から見ると、こんな補助金でやってもらっているスタッフの方々に頭が下がる思いがしたところでした。

そういう形ですよ、末端ではいろんな方々が、そういう福祉というサービスを支えています。ただ、私も福祉畑が長いんですけども、我々が入った頃の福祉というのは、これはちょっと福祉計画からそれるかもしれませんが、福祉に対する考え方、各今も職員として張り付いていらっしゃる方々もだし、行政もだと思わなすけれども、その福祉がですよ、本当に対象者相手

の福祉を目指して、職員、そこの立場にいらっしゃるのか、どうもですね、そこがあやふやというといけないんですけれども、その何ですか、考え方がですね、若干違う方も目につくのかなというものがものすごく危惧しているんですよ。というのが、福祉については熱く語る方もたくさんいらっしゃいます。たくさん知ってます。ただ、同じ事業をやりながら、いろいろ苦情を聞いてもなかなかその改善をしない。そういう方もいます。

我々は何のために福祉をやっているのと、そういうのがですね、その構成員の各職員という、担当するそういう担当者とか、そういうところでですね、そういうような見えるような、見え隠れするような気がするんですよ。ですから、私は今回つくるこの福祉計画、こういうものの中に、そういう人的なマンパワーの要請とかですね、そういうものまでもが反映されていくようなシステム、そういうものをものすごく期待しているんです。でないと本当、いろいろな計画を市ではつくっていらっしゃいます。冊子になって我々ももらって、もう本棚はいっぱいになっています。我々もなかなかその全部を1から10まで目を通すことはできません。

ただ、一つ言えるのはマンパワーだと思うんです。結局、福祉であれば福祉を担当するその団体の職員、個々一人一人がいかにそこで対象者のために、どういう福祉を心がけていくのか。そしてまた、別に教育問題なら教育問題でしょう。その置かれているところで、その人が、その与えられたものに対してどのような形で取り組んでいくか。そこが今私はこの計画の中で一番問われている問題だと思っている。ただ、今この説明がありましたけれども、今のような形でいくと、それは計画としてできるでしょう。ただ、中身の無いものになっていく、そういうのにしてほしくないんです。だから、この計画をつくるにあたって、やはりそこまで踏み込んだ形の福祉計画であり、福祉行動計画であってほしいと、そういう思いがあるんですけれども、市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お話がありましたように、この福祉を支えていただいている方々は、本当にボランティア精神旺盛な方々でありまして、頭の下がる思いということでございます。

今日もたくさんの方が傍聴に来ておられますが、まさしくこれらの方々が私どもの市の福祉の行政の推進のために御尽力いただいているということにつきましては、改めて感謝申し上げたいと思います。

今回お話がありますように、地域福祉計画、そしてまた、地域福祉活動計画を策定するにあたりましては、これらの方々、関係機関の方々も含めて、これらの方々の十分意識が高まるような計画書づくりというものについては、担当の方も十分理解していると思いますので、そのような形で事業推進を図っていくということにつきましては、私も更に指導してまいりたいと思います。

○1番（平野栄作君） 今、我々もですけど、見ていくと、やっぱり一生懸命になってらっしゃるんですよ、だけど逆な方もいらっしゃるわけですよ。だから、言えば一生懸命になってらっしゃる方々に、全部、何かいろんなものが負担としていっている。今日もたくさんおいでですけども、一番仕事をされているんじゃないのかなと思っております。福祉だけではないですよ、全

ての面でお世話になっている。そういう気がしてならないんですよ。

ただ、我々もまたそれじゃいけないなと思ってはいるんですけども、やっぱりそこらあたりの改善もですね、今後、そこが私はこの計画の中の一番重要な部分になっていくんじゃないかな、これから先、少子化、高齢化と言われます。そして、サービスを必要とする方々がどんどん増えていくわけですよ。その中で、施設とかそういう問題じゃなくて、そこにサービスを提供する個々の人たちが精いっぱいサービスを提供している志布志市のそういう福祉の施策、そういうことを目指すことによって、それがまた逆に地域でもですよ、地域でもやはり今度は地域力で元気な人は、体の弱い人をちょっとサポートしていこうよと。そして、地域が一丸となって、そういうサービスをしていくことによって、その施設にいかなくても済む方もまた出てくるかもしれないし、ですから要は難しいとは思いますが、やはりそのマンパワーの養成をどうやって図っていくかということが一つの大きな鍵（かぎ）になってきているのかなと。

それと、先ほど事業の統廃合とか言いましたけれども、というのはですね、私も、福祉課は御存知だと思います。近隣ネットワーク事業で、私も今年から社協の会計という形でちょっと事業の方に、中をのぞかせてもらってるんですけども、なかなかこの事業自体をその担当者の方も把握をしきっていない。だから質問があっても答えられない。これは市の社協と校区社協という間ですから、だから担当者というのはいろいろな悩みがあるわけです。これでいいのかなと、それを相談しても回答がない。だから、そういうのがものすごく御存知だと思いますが、いろいろやり取りがあるようです。だから、そういうことじゃなくて、やはり、そういう委託とか受けているのであれば、そういうところも職員として、やはり事業としては全て分かっていると、分からなければ相談をしていって、そのところで共有をしていかなければいけないのじゃないのかなと思うんですよ。だから、そこらあたりがなおざりと言うんですかね、されていながら、福祉計画を一方では行動計画をつくるよと、そこに主体的に参画をしていくよという、ここのスタンスが私にはちょっと理解できないところなんです。市長はどう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員の方でそのようなふう感じとられていると、職員に対してそんなふう感じとられているということにつきましては、誠に残念に思うところでございますが、私が今回この地域福祉計画、また活動計画を策定するに際しまして、改めて社協から職員を派遣していただきまして、一緒になって実効性のあるものをつくっていかうということで、取り組みをさせていただいてるところでございます。

ということで、現場の声を一番よく知っている方が直接の担当としてされているということでございますので、決してそのようななおざりというような形ではないかというふうに考えているところでございます。

○1番（平野栄作君） 現場のことを十分理解していらっしゃる方だと思います。ですから、言いたいのは、結局そういうこともあるのであれば、やはり反省はするべきであって、結局そういう声を聞くわけですから、だったらそれを今のうちに、もう補正というんですか、しておく必要

があるんじゃないかなと。特に自分たちのものとして行動計画をつくるわけですよ、社会福祉協議会としては、そして、ほかの民間の方々は、そのできたものに対して、市と一緒にその福祉を進めていくわけですから、やはり悪いところ悪いで、素直に認めて、内部で協議して、なぜどこが悪かったのか、そういうところもですね、やっぱり小さいうちにそういう芽はつぶしておいてほしいなと思うんですよ。でないと、こちらから受ける感じがですよ、こういう計画、大きな計画をつくるのに、内部でそういうことがあるのかと、大丈夫なのかなというのをものすごく危惧するんですよ。ですから、小さいうちにですね、そういうものは取り払って前向きな形ですね、やっていただきたいというのが自分なんかの気持ちなんですよ。

事を荒立てるとか、そういうことじゃなくてですよ、やはりどこもですよ、円滑に事業は推進していきたい。ただそこで、もし回答につまるようであれば、後もって回答をしますとか、誠意ある対応をずっととっていきような形をしておかないと、やはり組織の流れ、連携が取れなくなっていくのかなと。前も言いましたように、こういうものというのは、私は縦よりは横だと思うんですよ。縦の流れよりは横の流れをいかにつくっていくか、横をいかに結び付けていくか、それが一番重要だと思うし、我々も地域に帰ったら、その縦よりは横のつながりをどうやってつくっていくのか、そこを今、日々やっているところですが、なかなか難しいのは現状です。だけど置いておくわけにはいきませんので、だから今申しましたように、こういう大きな計画をつくっていく、そして、この計画ができたときには、それは市が福祉計画としてつくって、社協は行動計画としてそれを実践していくわけですから、あと民間だろうが個人であろうが、やはりそれをまた計画を無視した事業というのはできなくなりますので、そこらあたりはですね、十分配慮していただきたいと思いますが、最後にもう1回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

それこそ再度なおざりにしてるんじゃないかというような御指摘がございましたので、十分そのことにつきましては、精査してきちっと対応してまいりたいと。また、そのようなふうに指導してまいりたいと思います。私どもは、様々な分野でこういった計画書づくりをするところがございますが、ややもすると、その計画書づくりが目的になってしまうくらいがあるわけがございます。しかし、この福祉計画につきましては、市民の方々がますます需要が高まってくる。そしてまた、多くの方々が関わり合いながら、このことを達成していかなきゃならない内容というふうになっています。そして、そのことを担っていただく方は、本当にボランティア精神でもって担っていただくということになりますので、その方々の心証を損なわない形で、また、もっとモチベーションが高まるような形で計画書をつくっていきたいというふうには思うところがございます。

○1番（平野栄作君） ぜひそうしてください。

それとあと、この各地で開催される説明会ですが、これなんかもですよ、もうちょっと市が本気度を出して、いいものをつくり上げたいんだと、地域も協力をしてくださいというのが見ればですね、また違うと思うんですけども、今の段階で、私も紙切れ1枚という語弊がありま

すけれども、これを出されて、これを読んだ限りで行こうかなという人がいるのかなというところを危惧するんですよ。だから、そこらあたりはやはり市の姿勢だと思うんですよ。やはり我々は、こういう形で将来の志布志市の福祉を築いていくんだと、それにはどうしても地域の皆さんの声が必要だということを前もって出しておかないと、なかなかこれ1枚で来てくださいというには厳しいところがあるのかなというのを感じるもんですから、せっかくつくるのであれば、やはりほかに負けてほしくないし、基本はもう一緒だと思います。ただ志布志市として、どういう形でこれを横の連携をとっていくのか、人と人をどう結び付けていくのかと、非常に大変だというのは分かっておりますけれども、非常にこちらとしては期待をしているものですから、今回質問をさせていただきました。

これについてはですね、答弁は要りませんけれども、今後もう残された時間はないと思います。市がどういう形でこういうメンバーを集めていくのか、精いっぱいですね、努力をして、県内で一番の福祉計画、そういうものをつくっていただければ有り難いなと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

学校施設の環境整備なんですけれども、これはもう以前にも質問をしたんですが、23年3月議会において同じような質問をしました。その時に教育長は、親子のふれあい自然保護、環境教育、勤労精神の育成、そういった面で大切なことだと考えていると、でも今後は無理が生じると認識しているというような答弁をいただきました。そして、関係部局と相談しながら保護者の負担がこれ以上大きくならないように努めていくと答弁されております。

ただですね、私はこの時まで慣れないものですから、言えばよかったんでしょうけれども、私が思うのは保護者だけではなくて、教職員の皆さんの負担が非常に大きいんじゃないのかなと思っております。というのが、保護者が加勢するのは年に数回です。教職員の方々は年間を通じて環境整備に携わっておられます。そういうことを考えた時に、このままでいいのかなというのはいつも考えているんです。

それと、我々もPTA活動はもう十何年来させていただきましたけれども、人がいる時にはそんなに、さっきもマンパワーと言いましたけれども、機械力があったり、人が多ければ、どうっていうことはないです。これぐらいの作業と思うかもしれませんが、人がいなくなって、機動力もなくなってきた今だからこそどうなのかなと、本当に今考えておかないと、このままで学校というのがどういう形で推移していくのかなと。我々も何十年と学校とは携わっておりますので、その変遷はずっと見ておりますが、何も変わってないですよ、乗用の芝刈り機が入ったですかね、それぐらいかな。

今後ですね、そういう状況を見ている時に、今後このままでずっと続くのかなと、それだと後の移住定住の問題にも関係してきますけれども、保護者の方々がですよ、環境はいいでしょう、けどそんなに出方が多いところに、それも移住定住の場合は集落に関与せないかんわけですからね。そして、そういう形でそういう地区に来るんだろうかというのが、また逆に疑問に感じるんですよ。ですから、その後ですね、関係部局と相談をされたのかどうなのか、まずは教育長の

方にお尋ねをいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学校施設の環境整備ということですが、地域やPTAから本当に多大な御協力をいただいておりますことは、私ども教育委員会といたしましても厚く感謝申し上げているところでございます。この場を借りまして、厚く御礼を申し上げます。

私は、先般の議会でも申しましたけれども、同じことになるかもしれませんが、やはり子供たちと一緒に愛校作業が行われるということは、今議員御指摘のとおりでございます。親子のふれあいであるとか、あるいは自然保護あるいは環境教育あるいは勤労推進の育成、さらにですね、最近特に、希薄になってまいりました地域と学校の連帯感というんですかね、こういうものの再構築ということにも、私は非常にあらゆる面から教育的な効果があるのではないかと、こういうふうを考えているところでございます。

しかし、とはいうものの学校においては、今後児童生徒の減少によりまして、施設を含めた管理面においてますます厳しい状況になるということは、もう前回は申しましたとおりでございます。いまさら私は再び言うことでもございませませんが、誠に懸念をするところでございます。

奉仕作業などをしてくださる方はもう固定して、そしていつも来ていただいているというようなことがあるのじゃないかなと思っておりますが、学校ではいろいろな工夫をしながら環境美化に取り組んでいるようでございます。

また、学校の職員も自分が勤める学校でございますので、やっぱり保護者、PTAの方々に、任せきりというんじゃないんですね、校長、教頭自ら草刈り機を背負って、そして草を刈るよというところは、管理職研修会等でも私言っております。皆さんそういうふうにやってくれているものと思っておりますが、教育委員会といたしましてもですよ、手をこまねいているわけではございませんで、営繕作業等に専念をする臨時職員を雇用いたしまして、総務課の施設係を中心に学校からの要望に対しまして、迅速かつ積極的に対応を心がけているところでございます。もちろん学校からいろいろな要望がございますので、特に多いのが高い木ですね、高木、これなどの伐採についてもお願いできないかということもございませぬ。最近、ああいうもう何十年という歴史のある学校に非常に高くなりましたヤシの木などが危ないということですね、これも伐採してくれということがありまして、ある小学校は全て伐採をいたしました。そういうようなことで、今後もまた関係課とも相談をいたしましてですね、環境整備事業の推進に理解を得ながら、保護者の負担が増えないよということを考えて努力して教育環境整備に努めてまいりたい。

ちなみに毎年ですね、約300万円の環境整備費を市長部局からいただいて執行をいたしているところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○市長（本田修一君） 学校の環境整備についてでございますが、ただいま教育長が答弁しましたように、本当にこのことについては愛校精神あふれる地域の方々、そして保護者の方々が一生

懸命努めておられることにつきましても、厚く感謝申し上げたいと思います。

教育長が言いましたように、教育的な観点からもこのことは大変素晴らしい内容ではないかと、そしてまた、親子のふれあい、自然保護、勤労精神の育成ということで、様々な面で大切な教育環境になっているというふうに考えております。とはいうものの学校においては、今後児童生徒の減少によりまして、施設を含めた管理面において、ますます厳しい状況になっていくことが懸念されるところです。学校によっては、保護者のみならず、地域住民の協力を得ながら愛校作業に環境整備に取り組まれている学校もあることは十分認識しております。

教育委員会としまして、営繕関係の臨時職員を雇用しまして、学校からの要望に対して積極的な対応に心がけているところであります。

そのほか、教育長からありましたように、学校の要望によりまして、高い木の伐採などについては、計画的に実施していると。そして、今後とも関係課と相談いたしまして、環境整備作業については、事業については学校の御理解を得ながら保護者の負担が大きくなるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○1番（平野栄作君） 予算的にも非常に厳しいし、これを本当公費で全部管理をするとすると相当な額になる。そういうのは分かるというかですね、十分分かるんですけども、やはり今、子供たちを取り巻く環境というのは、非常にものすごいスピードで変革をしているんですね、情報の多様化、携帯の問題、この前もありましたように、我々がP T Aにいる頃は考えもしなかったようなことが、今はもう目の前で起きているのが現状なんです。親もそのスピードについていけないような感じですよ。だから、そういう愛校作業と一緒に汗を流すことも本当重要だと思っております。ただ親子間、またP T Aとしてもだろうけれども、やっぱり教職員を交えて、今の現代の子供たちを本当にどうやって教育をしていくのか。親と学校と本当役割分担をしておかないと、大変なことになりはしないのかなというものがものすごく危惧されていく、先般も土曜日のサタデー広場を開催しましたけれども、たくさんの方々が児童が19名ぐらい参加をしてくれて、職員が校長はじめ4名ですね、それとあと保護者の方が1名でした。職員の方々もですよ、忙しい中をそういう形で参加を毎回していただいているんですよ。その上にまた愛校作業とか、学校の行事等に参加している。日々は遅くまで児童のために頑張っている。なんか田舎に来ると大変なのかなというのをつくづく感じてしまってますね、いいところなんですけど、ですから我々も校区としてもどんどん手伝いましょうと、どんどんまではいかんですね、年に体育祭と1回、地域も参加して愛校作業なんかに参加しております。ただ、いろいろP T Aの現役員の方々に聞くと、当地区ではですけども、やはりそういう機械力を今まで持った方が、そういう事業部なりの部長さんをしていらっしやると、ただ、今はそういう人がいなくなってきた。そして、今まで近くで重機等を持っていた工務店の方々がボランティアで作業をしていらっしやったんですけども、それもこの長引く景気低迷の中で、それもできなくなっている現状にある。そうした時に、今後ますます大変になるよなど。そして、我々地域としても参画をしていきたい。しかし、保護者の中には集落に未加入の方々が相当多くなっている。そういう状況の

中で、地域にお願いするのが非常にためられることも考えられます。今はまだ快く参加をしていただいておりますけれども、今後PTA会員が、会長とか役員の方々が集落に加入していない方々、そういう形になった時に、さっき言われましたように地域との連携というのがうまくいくのかどうか、そういうのも危惧されるんですよ。ですから、この奉仕作業ということだけではないですけれども、やはり地域、校区という中で地域もあるわけですので、やはり保護者は地域にも馴染んでいってほしい。そういう部分でもですね、PTAなり研修会なりで地域との連携というのは、もう何十年前から言われているんですよ。一番のものは何なのかと、我々は地域集落に入って、そして、それで校区というものを通じて学校、そういう形での連携というのがあったんですけど、今それが片一方でなくなってきつつある。だから、それをまた復活させていくのは誰なのか、そこをですね、やっぱり今考えないといけない時代にきてるんじゃないかなと、私は、こうして今全額を市でやりなさいとかということで一般質問をしているんじゃないんです。ただ、今後を見た時に、どこがほんなら、自分たちのためにですよ、今後小学校に入る保護者が楽をするためには、今の保護者は何をすべきなのか、教職員は何をすべきなのか、地域は何をすべきなのか、そこをもう一度考えることが今求められているんじゃないのかなということも切に思っているものですから、今回こういう形で、また2回目に質問をさせていただいているんですが、そういうところ、そういう方面について、教育委員会としては何かアプローチをされているんでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） そのことにつきましては、本当に今議員指摘のとおりでございます。今、危ない状況がまだまだですね、余力のある体力のあるうちに、もう体力はないのかもしれませんが、あるうちにですね、手をつけないと、例えば〇〇小学校を考える会みたいなものをですね、打ち立ててもらって、そして今後どうするかというようなこと、私は今度中学校の統廃合でもあちこち回りましたけれども、やっぱりお願いしたことは、一つには孫戻し、子戻しも運動をしていただきませんかというようなことも申しましたけれども、ただ学校を存続させるために、じゃあうちの孫をここに住めってかいと、こういうことになりますと、これはまた話が違うと。あるいはまた、別な視点から申しますと、先生方も校区に住んでくれよという意見もございしますが、校区内居住が絶対的な条件というのは今現在先生方の中にも教職員の中にもないわけですね。ですから、つつい校区の中にも住んでいるのは校長と教頭だけというようなことを私どももう実感で知っておりますが、あなたは住まないから駄目というようなことがですね、居住権の問題というようなことになりますと言えないんですよ。やっぱり放課後に子供たちが先生方と遊ぶ光景というのは、私どもも経験しましたし、大変すばらしいことなんですけど、やっぱり先生方にも家庭が、先生方も高齢のお父さんお母さん抱えておられるという介護もしなければならぬというような時代でございますので、それを一概にそれもまた無理が言えない。

ですから、こういうことというのは、やっぱり私いつも申し上げてるんですが、やっぱり一つの複合脱線みたいな状況にきているんじゃないかと。だから、やっぱりこれもあり、あれもあり、これもありと、いろいろなものが合わさって、こういう状況ができてる。

ですから、今度は逆にいいときは、どれか一つがいいからというのではなくて、あらゆるものが相互作用を起こしていい経過を表すということだろうと思いますので、今度は、今先ほど質問がありましたように、福祉の面からあるいは教育の面から、あるいはその他定住策の面から、いろいろな面から一緒にタイアップして進めていくという方策を考えていかないと、あるところだけが何とかすればそうなるという、そういう単純なものじゃないのかなと思っておりますので、我々教育委員会としても、今申しましたようなことを校長、教頭をはじめ、教職員にも常々申し上げておりますが、さらに学校あつてのあなた方だよと、学校がなければ、あなた方の仕事はないんだよということをですね、しっかりと認識してもらって、志布志に在る限り志布志の子供たちのために頑張ってくださいということをまた重ねて申し上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（平野栄作君） 今ちょっと職員の方にいったみたいですが、教育委員会として保護者の方々に、我々もでしたよ、学校地域との連携をという形でPTAが連携をしましょうと、そして、子供たちを健全に育成していきましょと、そういうののつながりが今私はこの環境整備という形で質問しているんですが、今PTAなり、そういう保護者の研修会の中において地域との連携ということがまだ言われているのか。そして、そういうことをまだ何ですか、教育委員会としたら、それを進められているのか、そこをちょっとお聞かせください。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） PTAのまず戸数につきましてですね、5年間の間でも減になっているところがございます。調べましたところ、5年間で1割程度減になっているような状況でございます。そういった中で、地域との連携ということも、私ども考えてるところでございます。

先日行われました青少年市民会議の中でも、学校の美化作業について地域でも連携していきましょとということが議題になったところがございます。

松山地区の小学校におきましては、小学校を卒業されたPTAの方が卒業後も学校ボランティアだけでは、その会員に残るといふようなことで、卒業された方も美化作業の会員には残るといふ、そういったような組織もございましたので、そういったことについても、広報しながら地域での取り組みについては進めていきたいというふうに考えているところであります。

○1番（平野栄作君） 市長部局の方でも自治会加入は進められていますよね。そういう中でそういう保護者、例えば子供が小学校・中学校に在る方々に対して、そういう案内とか、そういうことはされてるんですか。

○企画政策課長（武石裕二君） 非常に今現在指摘をされました自治会の未加入の問題につきましては、年々未加入者が増えてきているという状況でございます。

私どもも、今話が出ております子ども会、各自治会にございます子ども会の活動から自治会の方に加入していただくという手法もございまして、自治会あるいは校区公民館等の役員の会議の中では、そういった面からも積極的に加入の方をお願いをしたいということでは、お願いをし

ている状況でございます。

○1番（平野栄作君） 環境整備からですね、ちょっと別な方向になりましたけれども、要はその地域に住む人たちがどうやっていくのかということになるろうかと思えます、結論としてはですね。やはり、子供たちの健全育成は、地域にある校区民のお願いでもありますので、我々も協力はしていくと、その中にやはり保護者の方々も協力をできるところはしてもらおう。そういう昔の流れというのをですね、また取り戻したいなど、個人的には非常に思っているんです。

私がPTA時代に田舎の都会化という言葉を使いました。本当、これが今顕著になりつつあるのかなと、まだ我々がやっていた10数年前というのは、今までみたいではなかったですけども、地域で農業をされている方、地域にいらっしゃる方がほとんどでしたが、今はもう共稼ぎでほとんどもう全く都会と一緒にスタイルになりつつあるのかなと思ってます。その中で、この学校の環境整備だけじゃないですけども、やはり子供たちをいかに健全に育てていくかということ地域にもうたうんであれば、やはり保護者が率先してですね、地域にも協力をしていく、そういう相互作用によってますます学校の先生方も仕事が楽になっていく、そういう形でですね、進展していけばいいのかなと思っているところです。難しい問題だとは思いますが、今後地域とも連携を取りながらですね、これは進めていってもらって、なるべく保護者並びに教職員の負担がないような形ができればいいのかなと思っております。またこれも気づき次第ですね、質問をさせていただきたいと思っております。

○教育長（坪田勝秀君） それについてもう一言、もう一つ申し上げておきますが、11月にですね、もう御存知だと思いますが、学校解放授業が10日間ぐらいございますので、ぜひ保護者の方々も足を運んでいただきまして、子供たちがどんな活動しているのかと、どんな日々の教育活動が展開されてるかということ在地元の学校にぜひおいでいただきまして、議員さん方もそうでございますが、地域の学校を解放しておりますので、その時に御覧になりまして、どんな今教育、どんな課題があって、どんなことをしているのかということ、これは県の教育委員会が音頭を取りまして教育週間というのを設置しておりますので、遠慮なく学校にも足を運んでいただきまして、教育の実態を御覧になっていろいろと御意見お聞かせいただきたいとこういうふうに思います。

よろしく申し上げます。

○1番（平野栄作君） 私も学校評議員という立場で、あと校区役員ということで結構学校には足を運んでおります。複式になったりですね、ここ何年かの中に複式が解消をされたりと、目まぐるしく変わっておりますけれども、今は何とか複式も解消されて、明るくまたにぎやかな声が聞こえているなどと思っております。

それでは、最後の移住定住促進事業について質問をいたします。

本年の新規の移住定住促進事業ですが、この補助金が該当するのが、私の校区も該当しております。非常に気にしているところですが、4月1日から5月末までの間に、これに対する問い合わせ等があったのか。あったとしたら、どれぐらいの件数だったのかをお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在までの問い合わせの状況でございますが、移住定住促進事業につきましては、現在まで8件ほどお問い合わせがございました。

また、5月に東京で開催されました鹿児島暮らし交流セミナーでは、7件の問い合わせがありまして、うち2件が本市への移住意向を示されたところであります。

主な問い合わせ内容としましては、建築中やこれから家を新築予定の親族からの問い合わせとなっております。

現在、親族のUターンの検討や家の設計や施工中等、様々な要素が考えられ、今後申請書の提出があるのではないかなというふうに考えております。

○1番（平野栄作君） 結構あったんですね、ないのかなと思って、8件、7件あるというのはびっくりしました。ただ、予想どおりというか、地元出身の方が帰ってくる。そういうことのかなと思うんですけども、それでそういうふうに理解していいんですかね。

○市長（本田修一君） 基本的には、そういった方々が多いのではないかなというふうに考えます。

○1番（平野栄作君） この事業が提案されたときに、見たときにですね、多分そうだろうなと思ったんです。というのが、我々の校区を見た時に、もし東京在住の方が志布志市のうちの校区に家を建てたいと、その土地は誰が見つかるのか、空き家バンクはありますけれども、多分そこにも登録はされてないでしょう。今、補助対象となってる地区では、松山だけですか、定住促進の住宅があるのは、あそこがあるだけですね、ほかのところでは外部から定住を希望する人はどうやって、その土地とか建物を見つけるんだろうというのをまず気にしたんですよ。

それともう1点ですね、まずはこの広報の仕方なんですけれども、私もいろいろ見てみたんですが、このホームページですよ、今はもうホームページで多分検索をされます。検索機能で「移住定住促進事業」という形と、それから「志布志市」を入れるとすんなりと志布志市のこのサイトの方に入っていきます。ただですよ、ほかのところ、阿久根市なんかはホームから市政情報、それから定住促進に入れるんです。指宿は、ホームの左角の方に専用バナーがあります移住定住促進の。薩摩川内市は、やはり左側の方に「よかまちきやんせ倶楽部、移住定住促進」。霧島市、ホームから「くらしの窓」に飛ばないといけないんですけど、そこにバナーで「おじゃんせ霧島定住促進情報」というのが、もうポンと入ってくるんですよ。

うちののを見た時に、これはまともにいけばですよ、「ホーム」から「市民生活」にいて「住居」にいて「定住促進」という、多分これ探しつけないと思うんですよ。「ホーム」から「市民生活」や「空き家バンク」、「定住促進」もあるのかな。ただ、もうちょっと分かりやすくするんであれば、やはりそこあたりの改善もしないといけないのかなと思うんですよ。

鹿児島県内、これは去年の資料だったんですけども、結構同じような事業をされているところがあります。中身についてもですね、金額の差はあれ、ある程度理解できるのと、うちみたいに限定的じゃないということですね、どこの地区に住みなさいよ、自治会に入りなさいよ、そういう縛りはないですけども、やはり外から入ってこられれば、それに対しての補助があります

よということなんです。ただそれを見たときに、非常に分かりづらいなあというのがあったもんですから、そのあたりはどうでしょう。

○企画政策課長（武石裕二君） 今御指摘のホームページでございますが、正直申し上げまして、私も非常に見づらいというふうに感じておりました。

通告をいただきまして、ちょうどその以前から情報管理課の方とは調整をいたしておりまして、現在はトップページの中のすぐ開いていただきますと、「トピックス」という欄がございます。その中に、これはずっとそのまま情報としては載せていくわけでございますが、移住定住等については、そこをクリックしていただきますと、直接その中に入っていけるという状況では改善しております。

ただ、非常にまだ見づらい状況がございますので、情報管理課の方とは今度協議を詰めていきたいというふうに考えております。

○1番（平野栄作君） どこの市町村もですね、やはりこの事業は大分力を入れていらっしゃるようです。要は、やはりポッと目につくところに入っていくと思うんですよ、人間ってですね。中身についてはですね、志布志市とさほど要件としては変わりはないし、逆を言えばその縛りがない分だけほかの市町村の方がいいのかなという気もするところです。ですから、そこらあたりもですね、逐次改善をしていってもらって、外の方々になるべく目に触れるような形をとっていただきたいなど。

それともう1点ですね、一番これが私は気にしてるんですが、先ほども言いましたように、自分の地区から外に出て、地区に帰ってくる人であれば、土地とかいうものは多分確保できたりするんだと思いますが、もし全く志布志市に縁のない方が見て、この地区に住みたいということになったときに、果たしてその土地の世話、空き家バンクはあるけれども、登録がどれくらいあるかちょっと調べておりませんが、そういうものについては、サービスの提供はどういう形で進められるのか、そこをお示しいただきたいと思います。

○企画政策課長（武石裕二君） 今御指摘ございました、Uターン者に関しましては、地元の方に親族の方、それから知り合いの方がいらっしゃるということで、土地等については、情報が入るというふうには考えております。

直接もともと市外に住んでいらっしゃる方につきましては、今合わせまして空き家バンク、それから空き地等の情報について、併せて今創設をしてございます。この空き家バンクにつきましては、ようやく今日決裁をいたしまして、今情報管理課の方をお願いしておりますが、土地、まず土地に関しましては3筆の登録を明日あさってには、登録ができる状況になろうかと思いません。

私どもは、今空き家バンクと空き地につきましては、市内の宅建協会の方々と協力をいただくということもございましたので、それぞれその照会が、市外から照会がありましたら、まずその地域にどういう土地があるのかというのを併せて情報を共有してお知らせをします。私どもが市外の方と、それから宅建協会の方、それから空き家バンク、それから空き地のバンク等に登録

をされた分について引き合わせをして紹介をしていくというような情報の方に取り組みをしていきたいと思っております。

それから、非常にその地域の土地等につきましては、地域に住んでいらっしゃる自治会長さん、あるいは校区公民館の役員さん、それからふるさとづくり委員会でいろいろ活動をされている方々等、たくさんいらっしゃいますので、そういった方々からもいろんな情報をいただきながら土地等については紹介をして、今後になります、紹介をしていきたいというふうに考えております。

○1番(平野栄作君) ほかのところはですね、宅建協会とか、そこと契約をしながら、そこで情報提供をしていくという形をとっているようですが、うちというか、川西地区を見ますと、野神を除いて、蓬原、原田、山重ですか、が該当、補助金の対象となりますけれども、そうした時に、そこらあたりそういう土地がそんなあるのかなというのがものすごく危惧するんですよ。我々とすれば新しい方を入れたいけど、地元を見たときに、その建物を建てられるような、土地はあるんですよ、たくさん。もう高齢化で人がいない廃屋的なものもあるし、だからそういうのはあるんだけど、希望されて「どっか紹介してください」と言われても、なかなかないのが実情じゃないかなと、ということは結局そういう補助金というのは、さっき言ったように身内というか、いったん出ていった方が帰ってくる、そういう人たちに限定されてしまう補助金になってしまうのかなと。それがちょっと残念だなと思うものですから、それであれば、そういう地区の空き地とか、そういうところはですよ、いったん調査なりして、市の方でいったん購入じゃないけれども、購入でもいいですね、整理をしとってですよ、それを販売していく、そういう形での取り組みもできたら集落の活性化にもなっていくだろうし、地域の活性化にもなっていくし、また畑をつぶして家を造るとか、そういう形じゃないわけですので、従来あったところが山林化している。そういうところをちゃんとして宅地として整備していく、そして、格安で提供していく、そういう形での取り組み、そういうものができていくと、この補助金の効果というのがもうちょっと際立ってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○市長(本田修一君) 私どもとしましては、実質的にこの効果が上がるということで、移住定住等、そして空き家バンク情報について、一緒になって取り組みをしたということでございます。

そしてまた、この実施にあたっては、当然地元の宅建協会の方々の協力をいただきながら進めるということでございますので、ただいまお話になった件につきまして、そのような推進体制をもって進めていきたい、実効性が上がるものにしていきたいというふうに考えます。

○1番(平野栄作君) なるべくですね、たくさんの方々の目について、情報を発信してですよ、行ってみたい、住んでみたいというような形をいかに植え付けていくかというのが市の仕事でもあるし、そこに土地とかそういう情報を一元化して提供をしていくのも市の務めではないのかなと、そうすることによって、各地区の活性化が図られていくんじゃないかなと思うんです。

先ほど7件とか、2件が移住ということだったですか、地区としてはどこら辺りになるんですし

ようか。

○企画政策課長（武石裕二君） 5月に東京の方でございましたセミナーにつきましては、2件ほど、これは全く県外の方でしたけど、1件につきましては就農をしたいということがございましたので、農業公社等の制度等の説明はしたところでございました。

それから、あと1件につきましては、いろいろこちらでも仕事ができるような、もう1組の方はインターネット等の仕事、それから宅建等の資格を有しておられましたので、こちらの方に直接来られまして、いろんな仕事についてもですね、やっていきたいということで、場所につきましては、まだどこということ示されていないところでございます。

○1番（平野栄作君） 今は仕事もインターネットでできる時代で、情報基盤も整備されていて、もう相当便利だと思っておりますが、ただ、今補助金が該当する地区を見られたときに、果たして居住できるような、家を建てるような土地とか、そういうものがポンとすぐ上がってくるのかな、もしここに何人かが手を挙げられた時に補助金はあるけど、結局は活用できない地区に行かなければいけない。そうなってもまた困る気がするんですけども、そういうのを防ぐ意味でもですよ、やはり市が中心となって、そういう土地対策、家屋の空き家バンクの整備、それなんかを地区の公民館なり、自治会なりをば経由しながら、いろんな情報を集めとって整備をしていく、そして、すぐ対応できるような態勢をとっておく、そういうことができれば、まだ活用方法があるんじゃないかなと思っておりますが、その点もう1回、最後に見解をお願いします。

○市長（本田修一君） 今年度始めた事業としましては、問い合わせもあったりして、順調にスタートしてるんじゃないかなというふうに思っております。

これを更に情報発信を深めまして、このことがきちっと事業の目的に沿うような形で、本市に移住定住を図っていただくよう、特に業界の方々の協力をいただきながら、そしてまた、各種情報を入手したら、そのことについては、前向きに対応させていただきまして、本市に対して移住定住が進むように関係課を通じて積極的に推進してまいりたいというふうに考えます。

[平野栄作君「終わります」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

ここで、3時45分まで休憩いたします。

○
午後3時28分 休憩

午後3時43分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、東宏二君の一般質問を許可します。

○18番（東 宏二君） 一般質問を通告しておりましたので、最後ですが、時間のある傍聴者の方もおられますので、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

1番目に国際バルク港の指定を平成23年5月に受けてから2年が経過したわけですが、

いまだに港湾設備が進んでない状況でございます。

本市はもとより、鹿児島県も大変期待をしているわけですが、計画では10年後には供用開始と聞いていましたので、今の状況と今後の振興策等、また政府が進めているTPP交渉参加で港に与える影響はあるのかお示しいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） 東議員の御質問にお答えいたします。

志布志港においては、平成23年5月に九州唯一の国際バルク戦略港湾として選定されたことを受け、国、県、市と関連企業で構成される志布志港国際バルク戦略港湾検討会を県が設立し、関係者と連携して国際バルク戦略港湾の実現に向けた検討を進めているところです。

今年5月には、国土交通省港湾局関係の税制改正として、港湾法が一部改正され、特定貨物輸入拠点港湾に指定された港湾において、国の補助を受けて、取得した荷さばき施設等について、取得後10年までは固定資産税、都市計画税の課税標準を3分の2に減免する特例措置を創設し、環境整備が進められております。あわせて国土交通省では、経済波及効果等の調査や関係省庁との協議が整い次第、整備実現に向けて補助制度等の制度設計を検討するとのこととあります。

また、港湾管理者である鹿児島県では、国の検討状況を踏まえつつ関連企業であるサイロ会社との施策目標の具体化、整備実現に向けて調整を行っており、調整が整った後、関係者と一体となって取り組むこととしております。

また、本市におきましても、国・県関連企業との調整を円滑に進めるため、整備実現に向けて側面的な取り組みを行うということとしております。

次に、TPPの交渉がどのような影響を与えるかということにつきましてですが、志布志港で年間約150万t輸入している飼料用トウモロコシは無税であるということで、飼料原料の穀物の関税率は従来より低い状況ですが、関税撤廃の例外として、重要5品目である米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物が認められない場合は、海外から安価な牛肉、豚肉の輸入が進み、国内の中小規模の畜産農家は経営難となり、廃業に追い込まれるなど飼料の需要が半減することが国・県の試算からも懸念されております。このため、農業を基幹産業とする本市においては、TPPによる農業の衰退に合わせて飼料コンビナート抱える志布志港の衰退にもつながるものと危惧しております。

○18番（東 宏二君） 今の市長の答弁では、港湾の整備に向けて努力しつつあるということですが、本市が施工者ではございませんので、国がやるわけですが、やはり、この南九州、鹿児島・宮崎を含めて畜産基地でございます。今、円高、穀物の高値、高騰で飼料などが相当高くなっているわけでございます。畜産関係の方々はもちろん、肥料なども値上がりをしている状況でございます。このためには、やはりこのTPPを阻止まではできませんが、やはり市長、あなたが代表として、やはり行政からの代表として、国なりいろいろな関係機関にですね、反対だということで、やはり声を上げていただきたい。そうしないとですね、市内でもそういう穀物の飼料工場が志布志は占めているわけです。今、企業の方も投資を控えているような状況でございますので、その辺の市長の考え方はどう考えておられるのか、お示しをいただきたい

いと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

安倍政権の方でオバマ大統領と会談した折に、TPPの交渉については、聖域が認められるということが確認されたということで、交渉参加という流れになったところであるようでございます。私どもは、その聖域が確保されるということが前提となるならば、ほかの面でもいろいろ影響はあるわけでしょうが、この農業関連のものについて聖域が守られるなら、ある程度は仕方のないものかなというようなふうには考えておりますが、私自身としましては、他の交渉内容についても、極めて日本国にとって不利な内容でございますので、TPPの交渉参加自体もやめてほしいというような気持ちでございます。

しかしながら、流れによりまして、交渉に参加はやむを得ないということでございますので、そのことについては、参加の交渉を進める流れの中で、聖域が認められない時には、交渉の参加から脱退するというような決議文を鹿児島市の市長会、九州の市長会で決議文として提案していただきまして、全国の市長会でも国内の五つぐらいの地方からそのような内容の決議文が上がってきたようでございますので、全国の市長会でもそのことが国に対して、また国会議員に対して要望として出されているところでございます。

このことにつきましては、本市の地域産業の影響がかなり大きいと、極端に言えば壊滅的な影響が考えられるということでございますので、ただいま申しましたような条件の要求を重ねてまいりたいというふうに思うところでございます。

先ほど、この国際バルク戦略港湾につきましては、今年度取り扱いが少し変わってきておりまして、今後は特定貨物の輸入拠点港湾の指定というような流れになっているところでございます。全国で五つのバルク港、穀物のバルク港の指定が受けられたわけでございますが、3・11の関係、あるいはTPPの関係で少し見直しがされているということでございます。

そして、その見直しがされた最大の眼目、要点は民間企業との連携というものが提示されておられまして、この民間企業が全面的にこの港の整備について協力的ということの前提がなければ、この指定は受けられないというような内容になっているというふうに認識しておりますので、本市としても、また鹿児島県にもお願いするところでございますが、志布志港に要求している企業が、この港湾指定のためにどういった形であれば参加ができるかということを協議を進めさせていながら、私どももその要求に沿ったような事業の提示をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○18番（東 宏二君） 大変厳しい時代でございますが、やはりこのバルク港を指定されて、全国で5か所ということでございますが、やはりこの指定を受けた中では、やはり穀物の取り扱いがやはり畜産県でございますので多くなるのではないかと。

この港が整備されるめど、今2年経過を、指定を受けて2年経過をしているわけですが、あと8年、10年ぐらいで整備をするということで先に聞いていたわけでございますが、このことについては、整備はできるという確信があるんですか。その辺聞いておられませんか。

○市長（本田修一君） 先般、国土交通省の担当部長がお見えになられまして、このことについて、また改めて説明があったところでございます。

現在の状況では、極めて厳しいということございまして、先ほどもお話ししましたように、民間企業が参入しやすい、参加する意思が表明できる、できやすいような条件というのは何かということを含め、今後関係者と協議を進めながら、それを見極めて、そのことでもって国に提案していくというようなことになろうかと思っております。

現に小名浜港においては、民間企業の方々が、民間企業従事者の方々が、ここは穀物ではないわけではございますが、石炭を大型船で共同輸入するということを申し合わせをされまして、水深18mの岸壁を2018年までに整備するということが検討されているようでございます。このような、民間の方々も含めた形の港の整備推進の地域での取りまとめというものを国は考えているようでございます。そのような方向に志布志港もなるように努力したいと思っております。

○18番（東 宏二君） 市長は、この港の市長でございますので、やはり地元の企業を、やはりそういう共同体というか、協力していただくような動き、またいろんな形で自分でもセールスをしていく、出て行ってやはりそういうお願いをしていく、このことができたならば、やはりこのバルク港の整備が整ってくるのではないかと考えております。このことで、整備ができて供用開始になった場合ですよ、市としては積算をどのぐらい考えているのか、どのぐらいの貨物を考えておられるのか、その辺はまだ試算されたことはございませんか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 具体的な細かい試算は、今数値を持ち合わせておりませんが、現在パナマ運河が先ほど申されましたように、2020年にはですね、改修されまして、通行が可能になります。そうしますと、大型船舶のですね、通行等が可能になりますので、現在パナマックスということで7万t級のですね、船が今一番大きな貨物運搬船になっているわけなんですけれども、これがパナマ運河が全面改修されますと、10万t級のポストパナマックス船という形でのですね、運航が可能になりますので大量輸送、大量運航等が可能になりますので、もし志布志港がそういう形で今市長が申されましたような形で整備がされとなりますと、2020年以降そういう10万t級の船舶がですね、志布志港に入ってくるということが可能であるかというふうにご考えているところでございます。

[東宏二君「試算はどのぐらいの試算」と呼ぶ]

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 総取扱量の試算でございますか。

現在、トウモロコシ等でですね、150万t級等の輸入をしているわけなんですけれども、当然大きな船舶が入ってきますと、増えることも予想されますが、現在少子高齢化や、あるいはそういう畜産行政に携わる人々の高齢化等によりまして、畜産農家等の今後の推移もございまして、全体量はですね、そういう大きな船舶が来るから極端に増えるかというのですね、そういう見込みは少しできないのじゃないかなというふうに思っています。

ただ、大量一括輸送することによりまして、非常に志布志港はハブ港というような形になりますと、それだけコストが安くなりますので、下がりますので、安いそういう飼料原料等がですね、

農家の畜産農家等の方に行き渡って、最終的にはそういったところの市内の畜産農家の振興につながるというような見込みを立てているところでございます。

併せまして、志布志港が九州全域にですね、そういった飼料を運ぶ、九州で唯一でございますので、九州内でのそういった畜産農家への飼料運搬等が安くってコストが下がるんじゃないかというふうに考えるところでございます。

○18番（東 宏二君） ぜひですね、このバルク港が整備されるようにですね、この整備されるとですよ、やはり市税も増えてくるわけですね、今農家の方々も大変です。畜産の方も大変です。本当にお茶を聞いてみますと、値段が上がってこないということをお聞きしております。ぜひですね、市長頑張って、せっかく指定を受けたわけですので、この指定を逃がさないようにですね、もうどっかのほかの港にも持っていかれないようにですね、やはり市長自らですね、動きながら、やはり地元の国会議員やら、いろんな関係各位にですね、要望していただきたいと思っております。

この件については、これで終わります。

次に、先ほど港湾整備について、今ですが、お聞きしましたが、港湾整備には、港湾振興、港湾整備には道路網の整備が必要と考えるが、都城志布志高規格道路及び東九州自動車道の今後の見通しと、進捗状況をお示しをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

都城志布志道路は、九州縦貫自動車道都城インターチェンジと志布志港を連絡する自動車専用道路であります。

整備状況につきましては現在、末吉インターチェンジから有明北インターチェンジ間約8km、平塚インターチェンジから梅北インターチェンジ間約5kmが供用されており、志布志市内では有明北インターチェンジから志布志インターチェンジ間は整備工事が進み、国道220号までは詳細設計が進んでいる状況であります。

都城市内では、都城インターチェンジから平塚インターチェンジ間は、国土交通省において用地買収と橋梁などの工事が進められており、梅北インターチェンジから諏訪山インターチェンジ間は、宮崎県において整備工事が進められております。

県境区間につきましては、本年5月15日に新規事業化が発表されまして、鹿児島県側は末吉道路、宮崎県側は金御岳工区として整備区間に指定されたところであります。これによりまして、都城志布志道路につきましては、全線整備着手となりまして、早期完成に向けて大きく前進することができたところであります。

次に、東九州自動車ですが、これは北九州市から鹿児島市に至る高速自動車国道でございまして、志布志から末吉財部間、清武南から日南間は新直轄方式で整備が進んでおります。

整備状況は、曾於弥五郎インターチェンジから末吉財部インターチェンジ間11kmが供用しておりまして、鹿屋串良インターチェンジから曾於弥五郎インターチェンジ間18kmは、平成26年度供用開始の目標で整備が進んでおります。

志布志インターチェンジから鹿屋串良インターチェンジ間19kmは、用地買収が取得面積で83%、その中でも志布志市内が取得面積で78%進んでいるところであります。昨年から志布志市土地開発公社において、用地取得業務を受託していますので、さらに今年度用地買収が進むものと考えております。

供用開始につきましては、平成28年度以降ということでありまして、円滑な事業実施環境が整った段階で確定する予定となっております。

○18番（東 宏二君） 市内でもですね、都城志布志道路の工事が着々と進んでいる状況をみているわけでございます。

港の整備に向けてですね、やはり高速道路、また東九州、いろいろな形で道路網のアクセスは大事だと思っております。このことですよ、本年度に都城志布志高規格道路の予算額、それと東九州自動車道の志布志市内を通過するもちろん土地交渉分も用地分も含めてどのぐらいの予算が付いているのか、分けて都城志布志道路、東九州自動車道路の予算をちょっとお示しをいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

都城志布志道路の予算についてですが、鹿児島県分につきましては、平成24年度が29億9,000万円、25年度が29億3,000万円です。

そしてまた、宮崎県側でございますが、24年度が4,700万円、補正が4,600万円でございます。25年度が3億5,000万円。そしてまた、宮崎県側は国土交通省直轄分がございますので、この分につきましては、24年度当初が6億8,000万円、補正で16億7,000万円、平成25年度が5億円であるようでございます。

次に、東九州自動車道でございます。

志布志インターチェンジから末吉財部インターチェンジまでに、平成24年度当初が72億円、補正が51億3,500万円、平成25年度が72億円の予算がつきまして、合計で平成25年度は123億円付いたということになるようでございます。

○18番（東 宏二君） 予算としては十分付いているような状況でございます。

この予算である程度の予算確保はできていると思いますが、やはり、この供用開始が東九州が28年以降ということで、都城～志布志間がまだいつ開通するのか、この辺は分かってないでしょう。なぜかという、7年後の平成32年には国体が鹿児島県で開催されて、我々の地区でも何がしかの競技があるのではないかと思っているわけです。やはりそのときに合わせてですよ、やはりこの都城志布志道路もそういう形で、開通を目指して努力していただきたいんですが、その辺どうでしょうか、県ともそういう話はまだされていない状況ですかね。

○市長（本田修一君） 都城志布志道路におきましては、現在整備が、有明北から志布志インターチェンジ間が進んでおりまして、そしてまた、先ほども申しましたように、国道220号まで詳細設計が、地元の説明がありまして、この方向で進んでいるところでございます。ということで、この区間につきましては、わりかし早い段階で供用開始ができるんじゃないかなと、今おっしゃ

いましたように2020年の国体まで、あるいはバルク港の整備が2020年までというふうに当初予想されておりましたので、そのようなペースで整備が進んでいくんじゃないかなと、鹿児島県においては、伊藤知事においては、この道路の整備については、特に力を入れていただいているようでございますので、順調に予算が今後も付けられて、そのような形になるのではないかなというふうに思います。

ただ、県境区間が今回初めて整備区間というふうに指定がされ、調査が始まりまして、そして整備が進むわけでございますが、今までのペースでいきますと、おおむね整備区間の指定がなされてから10年ぐらい供用までかかるというふうに言われておりますので、10年はかからないかもしれませんが、かなりの期間がまだまだかかるんじゃないかなというふうに思っています。

そしてまた、東九州自動車道につきましては、鹿屋串良までが、平成26年度までということと、どんどん今その工事が進められております。そして、その先の鹿屋串良から志布志に至る区間につきましては、先般こちらの方も国土交通省から説明がありまして、今はまだいつまでということが示されないんですが、積極的にこの区間についても、整備を進めていくというようなお話があったところでございます。

さらに志布志インターチェンジから串間日南間につきましては、こちらも先般調査区間のレベルが4段階でございますが、2番目の段階まで今回調査が進むというようなことのお話も聞いたところでございますので、ひょっとすれば、来年か再来年ぐらいには、この区間も整備区間指定という朗報が得られるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○18番（東 宏二君） 金御岳の周辺、都城と末吉の県境が今度格上げになって整備区間ということでございますが、これで間違いありませんよね。このことで、やはり宮崎県と鹿児島県がやはり仲良く、やはりお互いに国なりいろいろな関係機関にですね、やはり出向いてお願いをしていくということ等、陳情ですね、我々も去年は国交省に行ったわけでございますが、大勢ございましたので、中にも入れずに外で待っていたような状況でございます。数が多いというだけではないと思いますので、東九州自動車道もですよ、今、鹿屋の方には進んでいますが、やはり志布志、串間、日南方面がですね、まだいろいろな状況があまり進んでないという状況でございますが、今市長の答弁では2年後ぐらいしたら、何とか用地交渉ぐらい入れるのかなというような状況になっているような感じでございますので、ぜひ宮崎県とタイアップしながらですね、頑張っていたいただければと思っております。

そういうことで、港が発展し、道路アクセスが整えば、やはり志布志は日本一の港になるんじゃないか、あなたの好きな日本一、私はそう思ってるんですが、その辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） 日本一につきましては、私だけでなく皆さん方も多分好きなんではないかなというふうに思っているところでございます。もちろんそういったふうになればうれしいなということでございますので、そのことにつきましては全面的に、また皆さん方の御協力を賜りたいと思います。

この都城志布志道路の建設促進につきましては、建設促進協議会を設置しまして、関係する宮

崎県側の関係する町、そしてまた、鹿児島県の関係する町で、毎年大会を開きながら関係機関に要望をしているところでございます。

そしてまた、東九州自動車道においても、特にこの鹿児島県部分については、建設促進協力を立ち上げて、重点的に要望しております。

そしてまた、志布志・串間・日南間につきましても、特に宮崎県側の方々が力を入れておられますので、あわせて私どもも一緒になって全線開通を目指して、早期の全線開通を目指して、要望を重ねているところでございますので、そのことにつきましては、議会の方にも御協力をいただいて、建設促進をしているということでございますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

○18番（東 宏二君） あのですね、やはり70代の方々が、おいどんが生きっちょい間、高速道路はでくっどかいと、もうけしんでからじゃねえどかいという方が多いんですよ。だから、そういう70代の方もやはりそういう一度は高速道路を運転してみたいというような方も多ございますので、ぜひですね、力を入れていただきたいと思っております。このことについては、頑張ってくださいということで終わりたいと思います。

次にいきます。

枇榔島の棧橋の整備のことで2回ほど質問をしましたが、いまだに棧橋は破損したままです。観光面での計画もあり、また教育面では山形県酒田市との共同事業もあると聞いています。枇榔島には神社もあり、漁業関係者の方々などから大切にされているわけですが、また伝説もある島でございます。棧橋の復旧も含め、今後の見通しをお示しいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

枇榔島は、市の観光マップや志布志市観光特産品協会などのホームページ等に志布志市の観光名所として掲載されております。

また、県外との交流事業にも使われた経緯もあり、本市を代表する特徴的な場所であるという認識を持っております。

枇榔島の活用方法の中で、昨年の6月議会で棧橋の修復につきまして、議員から一般質問を受け答弁させていただいたところです。このことを受け、棧橋の付近について、その後林野庁に問い合わせを行うなどして、補助事業活用の検討を行ってきております。その中で、最も可能性がある補助事業の概要は、地域資源を活用した過疎地域の自立活性化の推進を目指すとして、ソフト事業の実施を義務としてハード事業を組み合わせた内容でありまして、補助事業の採択には事業主体組織の形成や事業効果を問われるなどの制約がありました。

本市において、具体的にソフト事業を行うとすると、過疎地域で活動を展開し、施設を日常的に最大限生かした活性化対策及び密度の高い利用計画を講じないといけないということなど、現実的には高いハードルがあるようです。

今後、棧橋復旧の補助事業の導入を具現化するには、複合的な団体などからの合意形成により、

メニューを盛り込む必要があるかと思しますので、引き続き検討を重ねてまいりたいと思いません。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

枇榔島は御案内のとおり、志布志港から約4km沖のほぼ志布志湾の中央にございまして、周囲約4km、面積17.8ha、標高83mの南北に長い無人島でございます。北側の山腹には和銅年間創建と伝わる枇榔神社があり、天智天皇にまつわる伝説もあるようでございます。やや古い資料でございますが、昭和47年発行の志布志町史によりますと、全島に繁茂する植物群は、多くの亜熱帯性植物が環境に応じた生育の状態を示しており、南側斜面には樹齢300年から400年と推定される数千本の枇榔（びろう）が密生しているとあります。この枇榔島は、日南海岸国定公園に指定されておりますが、同等の亜熱帯性植物群落は、国の特別天然記念物の指定を受けておりますことから、これらに関しましては、教育委員会の所管となっているところでございます。

教育委員会での枇榔島を活用した事業といたしましては、先ほども議員からありましたように、山形県酒田市との青少年交流事業で、平成19年と平成21年に枇榔島へ渡航した実績がございますが、現在は砂浜がなくなり、岩場だらけで子供たちを遊ばせる場所も少なくなりまして、けがなどの危険性も高いことや、植物群落内にマムシ、ダニなどの人体に害を及ぼす生物も確認されておりまして、更に文化財保護の観点からも遊歩道を離れて亜熱帯性植物群落に立ち入ることは望ましくないことなどからも枇榔島に上陸することは断念せざるを得ませんので、周囲海域のクルージングを現在計画しているところでございます。

こういった要因を勘案いたしますと、現段階におきましては、枇榔島における児童生徒の教育活動は、安全確保や文化財保護などの面からも、今後は困難ではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○18番（東 宏二君） 2回ほど質問をして2年ぐらいになるんですが、検討していく検討していくという答弁でございまして、いろいろ市長も林野庁やら行かれたとは聞いておるんですが、やはりですね、枇榔島というのは、やはり漁業民の方々が豊漁と安全を祈願し、まつっておられる神社でございまして、やはりこの神社をです、やはりいろんなこの神社にも由来があるんですよ。先ほど教育長が言われました天智天皇の嫡女でありました乙姫、この乙姫をまつられていると聞いているわけですよ、ここにもインターネットで出すと出てくるんですが、こういう立派な由緒ある、いろいろな形で大事にされている神社でございまして、昔はですね、枇榔島とは言わなかったそうです。飛竜島という島だったそうです。飛竜島、霊が飛んで行き来する島、その乙姫のいろいろな霊がですね、その神社と志布志山宮神社ですかね、そういうところに行き来する神社ということで、それがにぎって、ヒロウ、イロウ、ピロウ、ピロウ、枇榔（びろう）島になったということを聞いております。その辺がですね、あるわけでございます、本当ですよ、笑ってる場合じゃないですよ。こういうことが全部書いてあるんですよ。そういうことで枇榔島という名前が付いているわけです。

漁民の方も今不漁ですね、魚が捕れなくなり、あそこをお願いをされる方がおられるそうです。船が小さい船であれば、ちょっと浅瀬にいて降りられて神社にお参りされる。大きな船であれば泳いでいくということを聞いております。そういうことで、今漁民の方々もですね、ぜひ栈橋をですよ、つくっていただきたい。今市長が言われるように、前も言われたように、市が管理すれば安全面も大事だということも言われました。であれば、やはり漁協なり、今指定管理、委託をされるような事業がいっぱいあると思うんですね、されていることも。例えば、浮き栈橋、小さいやつ、浮き栈橋をつくられて、はしごをつくられて、手すりをつくっていけば、そうお金もかからないと思うんですよ。台風であれば逃げられる。引っ張っていけば浮きですから、船と一っしょでエンジンがないわけですので、引っ張っていくと安全な所に避難もできる。そういうこともできるんですよ。だから、やはり観光面、いろいろな問題、教育的なものではいろいろな事情で安全性をもって外から見るとような形だということですので、教育委員会になんば言っても、教育長はそういうことを言われますので、それはもうちょっと無理ではないかと、ちょっと今砂浜もなくなりましたのでその辺があります。

だけど、聞いてみると、やはりソフトとハードの事業を取り組んでいけば2分の1の事業ができる。教育長、教育委員会としても逃げ場をつくるわけではなくして、やはりあそこに積極的に砂場がなければ、石ころだけちょっと整備すればですよ、いい砂浜も出てくるんですよ。だからその辺をですよ、やはり教育委員会、または市長部局とですね、やはり詰めていって、補助事業、先ほど言ったように、その補助事業が時間がかかるのであれば浮き栈橋、いろいろな形で整備する方法があるんですが、その辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） ただいま指定管理者うんぬんという話がございましたが、仮にそういった施設を設置して、指定管理者に管理をさせるということになったとしても、安全性がきちんと確保された形での施設になるかというふうに思います。

例えば、学校施設においても指定管理をさせるとなれば、きちんと耐震化を図った上で指定管理をさせるというような内容になっておりますので、安全性の確保がきちんとされた施設ということになれば、かなりの事業費になってくるかと思えます。そういった意味で、じゃあ補助事業はないのかということで探ってきたところでございますが、先ほども申しましたように、その補助事業につきましては、日常的にソフト事業として活用される事業でないと駄目ですよということをやられておりますので、この面からは前へ進めないのかなというふうに考えているところでございます。

議員がおっしゃられましたように、この枇榔島に乙姫神社があるということについては、十分承知しているところでございます。そして、その乙姫神社なるものが天智天皇の伝説に結び付いているということについても、十分認識しているところで、私自身としまして、貴重な志布志の文化財産だというふうには思っているところでございますが、そこに市の財産を投入して、整備をしてするということになるのかどうかということについては、いささかちゅうちょせざるを得ないということを御理解いただければというふうに思います。

○18番（東 宏二君） また今の答弁では無理だと、さっきの答弁では長期的に考えていくと、浮き栈橋の回答も出ない。私は浮き栈橋のことも聞きましたよね。だから、市長が長期的に考えてるということで、何回もそういう答弁をされてるんですよ、その辺でハードとソフトの事業については、ちょっと難しいのかなということと言われてるんですか、そこをはっきり言わないと間違えますがね。やはり、そうであれば浮き栈橋を整備するような形で、お金が要らないような形で、やはりそういう整備をしていくことしかないと思うんですが、ソフトとハードの事業ができなければ、何かをしないとですよ、もうしなくてあのままでいいというふうにお考えなんですか。

○市長（本田修一君） 私どもの志布志市には、様々な特色ある観光地があるところでございます。それらの観光地、景観が優れている地につきまして、全て何らかの形で整備しまして、そこが市民が親しんでいただける地にしていけたら、それは素晴らしいことだというふうには思っておりますが、財源的な問題がございますので、重点的にそのことについては取り組みをせざるを得ないということであろうかと思えます。その重点的に取り組む地域というのは、将来的に、そこがきちんと観光地として利用されると、活用されると、そしてまた多くの人を訪れるような中身になるんですよというようなことがあった上で、そのことについては整備が優先的に進んでいくというふうにと考えるとござります。

そのような意味合いからすると、枇榔島の今の栈橋の整備については、今のところ整備をするには、まだまだレベルが低いというようなことで補助事業の活用というふうになったところでございます。

浮き栈橋につきましては、私自身まだ考えておりませんでしたので、事業として取り組むとなれば、どれぐらいかかるのか、あるいは安全性についての関係機関の取り扱いはどういった形になっているのか、そしてまた、それを受けていただける団体はどこがあるのか、その団体がきちんと管理ができるのかということ等を調査しながら進めていかなければいけない内容かというふうに思いますので、そのような調査をさせていただければというふうに思います。

○18番（東 宏二君） 観光面で、港湾商工課長聞きますが、どういう計画をされてる、8年ぐらいのスパンでいろいろな計画をされていると思うんですが、その辺はどういう計画をされているのか、観光面で計画状況をちょっと教えてみてください。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 現在、観光の所管課としましては、枇榔島は先ほど市長が答弁しましたように、素晴らしい観光の名所の一つだというふうに理解をしているところでございます。

現在、市では23年度に策定しました観光振興計画に基づきまして、10年間をめどにいろいろな観光資源の整備を協議をしながら進めているところでございます。

その中で、枇榔島や国際の森を生かした観光ルートの開発、それから自然ルートや港を巡るルートの設定などを検討するという方針で、枇榔島を検討するというふうに行っているところでございます。

具体的には、そういうルートの設定なり、そういう検討を平成28年度をめぐりに協議会等で検討するというふうに予定をしているところでございます。

観光の所管課としましては、そういった議員が申されるような、そういった形での整備等がなされれば、やはり枇榔島につきましては、釣りや磯遊びのレジャー客、または先ほど申されましたそういう乙姫をまつた枇榔神社、そういった歴史スポットなど、新たな観光ルートの可能性はあるのではないかと考えているところでございます。

○18番（東 宏二君） 今課長が、計画的なことを今お示しいただきましたが、市長、担当課でもいろいろな形で計画があるような感じがするんですよね、だから市長もそんだけ市税を入れてやるべきなとこかなというようにことじゃなくて、先ほども一般質問の中で、向こうが日本一になれば、こっちから出しましょうというようなことと同じような答弁だと私は思っているんですよ。それじゃなくして、やはりこっちからでも攻めていって、そこにその価値観をつくっていくのも一つ大事ではないかと思うんですが、その辺どういう考え方を持っておられるのか、枇榔島というのは本当に鹿児島県、南九州大隅半島では一つしかない島でございますので、その辺をやっぱり考えてですよ、観光面にいろいろな形で活用できないかなとは思っているんですが、無理なところもあるかもしれませんが、やはりせっかくそういう観光面でのいろいろな計画もあるようでございますので、その辺のことも含めてですよ、答弁をしていただければと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回定めました観光振興計画では、市内を四つのゾーンに区切りまして、重点的に整備しようという計画をしているところでございます。その中で特にダグリ岬周辺を優先的に整備して、本市の観光振興の核にしようというふうなふうに考えまして、先ほど言いましたような形での整備を進めるための委員会等の設置が進められて協議が始まっているところでございます。

その中で、それでは枇榔島につきまして、どのような形を生かすかということについては、ダグリ岬観光ゾーンの整備に関わることになれば、その中身について整備の推進が始まるのではないかなというふうに思うところでございますが、現段階では今申しましたように、棧橋の設置については、様々な点から進んでないところでございます。

○18番（東 宏二君） 投資効果が出ないというような考え方だろうと思っております。先行投資ということもございますので、やはりその辺はもう1回ですよ、場内でも協議をしながらですね、やはり志布志市内の方、海に関係の方、いろいろな神社に関係の方、要望があると思うんですよ、その辺をですよ、今回は港湾商工課でも耕地林務水産課でも、聞いてですよ、そういう調査もしていただければ、どれだけの要望があるのか聞いてみてください。ここで私が言って、私が一人で言っているようなふうに受け止められていますので、その辺はやはりそういう声を聞いて、私にもこういう神社で乙姫がいるんだよということも資料をくださった方々もおられるんですよ、言ってくださいということでございますので、その辺はですよ、もうちょっと真剣にですね、市長、取り組んでいただければと思っております。これも本当に大事なことだと思っているんです。やはり、そういう漁業者の方々が不漁の時には、自分が神頼みをしないといけないとい

うふうなこともございますので、その辺もやはり考慮しながらですね、市長、取り組んで、もうちょっと前に進むような形でですね、考えていただければと思ってます。その辺どうですか、もう1回。

○市長（本田修一君） 私自身、この志布志の地名が天智天皇により、天智天皇がこの志布志地に來られた古事により、志布志の地が天智天皇より与えられたというお話につきまして、非常に感銘をしているところでございます。

ということで、今お話がありましたように乙姫伝説についても、本当に優れた伝説だなというふうに思っております、どうにかしてこれを活用しながら枇榔島のロマンあふれるストーリーが、物語をつくれればきっとこの枇榔島についても、観光地になっていくのではないかなというふうに、いつもいつも考えてはいるところでございます。

しかしながら、現実的にそのことを取り組むとなれば財源が必要ということでございますので、その財源はただいま申しましたように観光振興計画の中で決められた、協議されたものがまず優先的に取り組まれるべきかなというふうに考えているところでございます。

また今後、観光振興計画を推進する委員会の中で、そのことが協議とされまして、ぜひとも枇榔島の栈橋の整備について取り組んでほしいと、そしてまた、枇榔島の観光地としての整備について取り組んでほしいという方向性が示されたら、その時点では考える内容になるのではないかなというふうに思っていますが、現在の段階では、そのことになってないということで御理解いただければというふうに思います。

○18番（東 宏二君） 何回言っても堂々巡りのような感じがします。けどですね、浮き栈橋だけはちょっと調査してみてください。どのぐらいかかるのか試算だけでも出してお示しをいただきたいと思っています。

次に入ります。

本市は、環境政策では日本一を掲げていることから、ポイ捨て防止条例を平成21年10月1日から施行しているにもかかわらず、ポイ捨てが多く見かけられます。市民の方々は、この条例を知らない人が多いのではないかと思います。

今の現状と今後の取り組みについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市ポイ捨て防止条例につきましては、空き缶、吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等、ポイ捨ての防止について必要な事項を定め、市民と及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による共生・協働の美しいまちづくりを推進することを目的に平成21年10月1日から施行されたところでございます。

条例制定後の取り組みでございますが、条例第3条に市の責務として必要な施策の実施を規定しております。まず、条例制定前から実施しております市道等への不法投棄ごみを回収する環境パトロール事業を継続して実施しております。

また、不法投棄禁止を呼び掛ける看板や監視カメラの設置等を行い、不法投棄の未然防止に努

めるとともに、広報誌や行政告知放送などを活用し、適正な分別ごみ出しを周知しているところでございます。

一方で市民や事業者の皆様の御理解、御協力をいただきながら実施しておりますイベント前の「おじゃったもんせクリーン大作戦」やイベント後の「ありがとがしたクリーン大作戦」につきましても多くの方に参加いただいております。共生・協働の取り組みとして定着してきていると感じているところでございます。

今後も条例の趣旨を踏まえながら、必要に応じ看板・監視カメラの設置による不法投棄抑止に努めてまいりたいと考えております。

○18番(東 宏二君) ポイ捨てと不法投棄は違うんじゃないですか、ポイ捨て条例というのは、たばこの吸い殻、空き缶を道路にポンとか、いろいろ投げ捨てるのがポイ捨て、犬のふんとかを取らずにそのまま置いているのがポイ捨てだと思っんですが、その不法投棄は別だと思ってるんですよね。だから、市民の方々は今市長が言われたのは、これは目的とした第1条にこれが掲げられているのをそのまま読まれたわけですが、やはりですね、このことを制定して市民の方に周知、いろいろな形でやられたということでございますが、知っておられればですよ、ポイ捨てをされないと思うんですが、町の中でも、どこでもポイ捨てが、生ごみ、食べかす、いろいろなもんが捨ててあるんですよね。衛生自治会の監視員の方が拾って回るだけですよ。このことについて今監視カメラも設置をされて、どのぐらいの監視カメラを付けられて、どのぐらいの効果が出ているんですか。その辺どうですかね。私は出てないと思うんですよ、監視カメラをとってつくって、それは電源があるとしかできない、そうでしょう。やはりそういう形、今電池でもできるかもしれませんが、効果が出てないからポイ捨てが見かけられる。皆さん見たことございますでしょう。いっぱいありますがね、その辺の取り組みをこういうポイ捨て条例をつくっても、この条例に守っていない方が多いということは、やはり県外の方なんかは全然分かってないんですがね、このことについては、志布志市がポイ捨て防止条例を制定しているということすら知らないんですよ。このことについてどう思われるんですか、どういう形で市外の方々やら、いろんな方にですよ、ポイ捨て条例が志布志市は制定されているんですよということをどう伝えていけば浸透すると思っておられますか。

○市長(本田修一君) 現在、環境パトロールの方々が、ポイ捨て、あるいは不法投棄のごみの回収に努めておられるところでございますが、平成18年から24年度まで見てみますと、平成20年度から22年度にかけて11t台でございます。平成23年度が9.6t、平成24年度が7.3tということございまして、今年度またこの監視カメラの設置というものが、効果が出てきているというふうなふうには感じているところでございます。

不法投棄につきましては、その中身を確認しまして、投棄者が特定できたものについて本人に通知して出頭していただき、指導をしているということでございます。今お話がありますように、ポイ捨て防止条例の制定のまちということにつきましては、市内各所にごみの不法投棄が目立つところにつきまして、看板を設置しまして、その看板の中にこの条例制定のまちというものにつ

いては、表記しているところでございますが、ただいまお話のとおり、市外の方々につきましては、そのことについては十分認知はなされていないということについては、そういうことではないかなというふうには感じているところでございます。

○18番（東 宏二君） あのですね、やはり小さい看板がありますよ、「不法投棄は罰せられますよ」と、そんな小さいものじゃ駄目なんです。やはり県外から志布志に入って来られる、仕事に来られる、通過される方、いっぱいおられるんですよね。やはり、その県境か志布志市の市境か、そういうところへんにですよ、宣言を書いた看板等を市長が日本一を掲げてるまちなごみを捨てないでくださいということでしょう。だから、やはりポイ捨て条例制定のまち志布志市という形で、看板を掲げてですよ、いいのは要らないですよ、ただ目につくような看板を作られて、夏井の市境、末吉の高岡のところ辺、有明の大崎町の境、こういう形でされればですよ、ああここは志布志はごみを捨てたらいかんとやねという認識にもなると思うんですよ。こまなか看板をつけてですよ、地元の方が見るだけですがね、それでも多いわけですよ、本当に街中でも、だから今そういういろいろなごみゼログラウンドゴルフなどをして、協力をいただいて、自分で持ち帰って自分のところで処理される方が多いわけですので、今は環境パトロールの方々は量が減るのは当たり前ですよ。けどごみは増えてるんですよ。看板を設置してですよ、周知する考えはないですかね。

○市長（本田修一君） ただいまの御提案につきましては検討いたします。

○18番（東 宏二君） 検討がどう検討されるか分かりませんが、見当違いにならないようにしてくださいね。

やはりですよ、このことについてはあなたが掲げている日本一の環境政策をしているんだということで、もう即答で、「はい、やります」という答えが出るかなと思っていましたけれども、ごみを捨てないでくださいという周知をすることに対してですよ、検討していくということですが、このあなたが掲げている日本一の環境のまちづくりというのは、これはどうなのか、本気なんですか、このことについて、やはりそういうまちが汚れる、ごみを捨てるような方、捨てる人がいけないんですよ、本当は、これを止められない。

それとですよ、この中に過料処分をすると、5万円以下の罰金を取るということが条例でうたわれてるんですが、このことについては、その過料を取られて、そういう指導をされた経緯があるのか、その辺はどうでしょうか。

○市長（本田修一君） そういった看板設置についてですね、検討するとお話し申し上げましたのは、ポイ捨て防止条例制定のまち志布志市、あるいは志布志市はポイ捨てごみのないまちです御協力くださいとか、そういった表現になるかと思いますが、ちょっとその辺が思いつかなかったところでございますが、内容について十分検討しながら、それから場所とか、大きさとか、設置を考えながらしなければならぬことなので検討しますというふうにお答えさせていただいたところでございます。どうぞ御理解いただきたいと思います。

先ほど申しましたように、不法投棄されたごみにつきまして、中身が確認でき、そして投棄者

が特定できたものについて指導しました件数は、23年度が22人、24年度が19人というふうになっております。

○18番（東 宏二君） 過料処分をされた経緯はないということですか。

○市民環境課長（外山文弘君） 適用したものはないということでございます。

○18番（東 宏二君） なかなかこれはできないような条例でございますが、中身を見ると無理かなということも理解をできるわけですが、市民の皆様をはじめ、市内に入ってくる市外の方々にも市長、あなたの思いである環境日本一の看板を要は楽しく、おもしろく、分かりやすく、この前もサッカーがあったときに警察官が優しい口調で、女性の方と男性の警察官が誘導されましたよね、やはり人間は心なんです。心を持っていけばできますので、ユニークな用語でもいいと思います。その辺を考えてぜひ設置をしていただきたいと思っております。この件は終わります。

最後です。高齢化が進展する中、ごみ出し方法を考える時期にきていると思っております。本市では一般ごみ、生ごみ、粗大ごみ、リサイクルなど分かれています。高齢者にとっては大変だと思っております。本市でも、ごみ出し弱者が増えていると思われまます。このことについて、今後の考え方や方法をお示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市では、先ほどからお話がありますように、ポイ捨てごみ等もないまちを目指していくと、そしてそのような中で、特に市民の皆さん方に全面的な御協力をいただきながら、分別収集に取り組んでいただきまして、現在のところ76.3%の資源化率になっておりまして、市のレベルで7年連続日本一を達成しております。

ただいまお話がありましたように、年々高齢化が進んできておりまして、このことにつきまして取り組みが困難になっているという方々が増えてきているというふうには思うところでございます。そのような方々に対しまして、ごみ出しのお助け隊というものを結成しておりますので、そのことの御利用をしていただく、また、あるいは粗大ごみにつきましては、近隣の方とグループで出していただくような取り組みと制度というものがつくられておりますので、そのことを御利用いただきながら引き続いてごみの分別収集に取り組んでいただければというふうに考えるところでございます。

○18番（東 宏二君） この粗大ごみの収集でございますが、過去に2回同僚議員が一般質問をしております。志布志の方では月に1回指定場所を決めてですね、収集をしておったわけでございますが、今は収集業者に電話を入れて予定を聞いて、それから取りに来ていただくということになっております。このことについても、やはり昔の方がよかったなという方も多いわけですが、何年かこの収集法で進んできていますので、今市長が言われるように集団で収集して責任を持って、そこに集めて収集をしていただくということもあるわけでございますが、そのことも大事だと思うんですが、やはり実際高齢者、足の不自由な方、障がいをもっておられる方とか、いろいろ困難な方がおるんですよね、うちの自治会でも隣の方が持ってきていただく方法もしている。しかしですよ、このことがですね、今はまだこれで済むんですが、近い将来、高齢者の方々が増

えつつある見込みでございます。そのことについてはですね、私も6月1日結婚式がございまして、大阪の阪南市に結婚式に行ったわけですが、2日泊まりまして、ごみ出し方法を見てみました。その時にですね、二、三軒に1か所積んで、カラスが来ないように網をひいて、もうほんと次から次ですよ、という形で出してありました。

インターネットで調べてみますと6万人ぐらいの人口の町でございました。ずっと見てみると、その指定袋はちゃんとありました。指定袋に入れて、こうやってください、聞いてみますとリサイクルと空き瓶とペットは別だと、リサイクルだと、あとプラスチックとかそういうのは燃えるごみで、可燃ごみで処理をしているんだということでございました。

そのことについてですよ、やはり今は指定された集落のステーションまで持って行って収集していただく、一般ごみであれば週に1回、リサイクルであれば月に1回ということで決まっておるんですが、その辺の困難な方が出て、もう今でも出てきているというふうに思っているんですが、このことについてどういうふうに取り組んでいかれるのか、お聞かせしていただければと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の段階では、この粗大ごみの収集につきまして、皆さん方の様々な御意見を賜りながら、現在の収集方法にしたという経緯があるようでございます。

今後も、この収集方法については更に改良を加えなければならないというふうには思うところでございますが、一番いいのは今現在とっている戸別収集ということになると思うのですが、ただ高齢者の方々は、少し電話連絡等について御遠慮されているんじゃないかなというふうにも考えるところでございます。そのような意味から、その収集のやり方について、トラックで、2tトラックでまいますので、それにある程度載せる量が確保された時に、そのルートで回るというようなことになろうかというふうに思いますので、そのことについてもっと収集のやり方について、徹底してお知らせして、そして、できれば集落全体ということもしなくていいわけですので、御近所誘い合わせて、日程等を調整していただいているというふうなやり方を今後は進めていかなければならないのかなというふうには思っているところでございます。

○18番（東 宏二君） 今市長は粗大ごみのことばかり言って、私は一般ごみやら、そういうことも含めて、私は弱者、ごみを出す、ちょっと無理だということも伺ってるんですよ。東京の港区では、こういうインターネットから引き出しだんですが、「65歳以上、ひとり暮らし、65歳以上のみ世帯、障がい者の皆さんへ、ごみの訪問収集、玄関先まで収集にうかがうサービスです。無料です」と書いてあります。さいたま市もやっています。京都もやっています。やはり、そういう不法ごみ、いろいろなごみの不法投棄とかいろいろなものがあるんですが、この65歳以上、障がいをもっている方、本当に弱者の方にですよ、このぐらいのサービスはしていいんじゃないかと思っているんですが、その辺の考え方はどうですか、もう既に先進市があるんですよ、その辺あなたはやはりこういうことについては一番敏感な方だ思っていますので、その辺、今後の取り組みについてどう思われるのか、ちょっとお聞かせをお願いします。

○議長（上村 環君）　ここでお諮りします。

本日の会議は時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君）　異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

○市長（本田修一君）　先ほどもお答えしたつもりでございますが、この一般ごみの収集につきまして、ごみ出しが困難な方に対しましては、ごみ出し困難者対策事業というものを取り組みをしておりますので、そちらの方を利用していただければというふうに思います。

それがまだ更に増えたらどうするのかということになるのかというふうに思いますが、現段階では、まだそこまで対策事業が手いっぱいになっているというようなふうには聞いていないところでございますので、その事業をやっているということのお知らせをしまして、利用を深めていただくということをしてまいりたいと思います。

今議員がお示しになられた地域につきましては、多分焼却場がありまして、その焼却場でごみの処理をされている地域ではなかろうかというふうに思います。本市は、このごみの処理につきましては、焼却場を持たないという形で原則進めてきておりますので、それに基づいて、分別収集、たくさんの種類の分別収集に取り組んでいただきながら、そのコストの削減というものを市民の協力をいただきながら進めておりますので、そのことにつきまして、多くの方々が理解していただきながら取り組みをしていただいているというふうに思っております。

今後、更に高齢化が高まり、そのような方が増えていきましたら、そのことについては、対応は別途考えなければならないというふうに考えます。

○18番（東 宏二君）　本市でもやっているということで、そのことが周知されてるのかですよね、あなたが言われるのは連絡を受けたらいきますよとか、そういうことでしょうか。やはり、これはこういういろいろな中ですよ、出しておられるんですよ、電話番号まで書いて親切ですよ。だから、こういうことをして65歳以上の方々は、ごみ出しが困難な方は、このぐらいのことはしてあげないといけないということでございます。そういうことでございますので、取り組んでいるということで、これを周知方法をどうされる、どういうふうにして周知して利用される方に丁寧な、そういうことを周知されていかれるのか。その辺はどうでしょうか、その周知方法ですよ。

○市長（本田修一君）　現段階でも年に1回か2回ですね、そのような事業についての広報は特に市の広報誌等でお知らせしているというふうに思っております。

ただ、高齢者の方が集落のごみステーションに分別されたごみを持っていくというのは、ある意味で言えば健康増進とか、集落の皆さん方との融和というようなものにつながっていくというふうなふうにも考えられますので、ぜひともこれについては積極的に取り組みをお願いしたいと

いうものも内容に付記していったほうが、市全体としては、いい形になっていくのではないかなというふうに思っています。

そしてまた、広報につきましては、行政告知放送でも、また環境学習会の中でもこのことについては、お知らせをしておりますので、まだまだ足りないということであれば、更にこの広報について取り組みを深めたいというふうに考えてます。

○18番（東 宏二君） あのですね、ごみ出し弱者というのは、ステーションまで持っていけないから弱者というんですよ、そうでしょう。持って行かれる方は、今市長が言われるように健康のためにも歩いた方がいいですよと、歩ける人はいいですよ。私が言っているのは、歩けない人、認知症、いろんな方がおられると思うんです。その弱者をどうして助けていくかということですよ。だから、市の告知放送などが一番効果があるのではないかと考えてるんですよ。市報でしたって、弱者の人は目が不自由だったりとか、いろいろな方がおられるから、そういうのを見られない方も多いんですよ。環境学習会に行かれない人が弱者というんですよ。そのことを私は聞いてるんですよ。歩ける人は歩いて、自分でするのが当然だと思うんですよ。だけど、そのことができない方々の手助けをどうされるのかということ私は聞いてるんですよ。その辺のことが、私と市長のちょっと食い違いがあるような気がするんですが、私は弱者を言ってるんですが、そのへんどうでしょうか。

○市長（本田修一君） 今お話がありましたように、歩いてごみ出しができない方という方はどういった方かなというふうにちょっと考えたときに、例えば要介護の3から4から5というような方になるんじゃないかなというふうに思ってます。そのような方というのは、別途そのことについて対応がされる事業が組まれておりますので、そのことでもってこのごみの収集については、分別収集については御協力いただける内容になるのではないかなというふうに思ってます。

そしてまた、もしそのような事業を利用されてなくて、どうしても出せないという方につきましては、今申しましたようにごみ出し困難者の対策事業がございますので、それを活用していただくよう、今お話がありましたように告知放送等も重ねて周知をしまいたいというふうに考えます。

○18番（東 宏二君） そのごみ出しだけじゃないんですよ、やはりごみ出しの手伝いに行ったときに、おばさん元気な、おじさん元気なという、この安否確認もできるわけですがね、このことについてやはり今孤独死が報道されていますがね、その辺の防止もなると思うんですよ。おばさん具合は良かなおと、おじさん元気やったやというような声掛けも、私はそのごみを取りに行った時に、今いろいろな形で郵便局の方々もそういう声掛け運動とか、いろいろな業務の方がされているんですが、これも市が声掛けをするということだから、市の方々がやはりその収集に行って、委託でもいいですけども、そういう方にそういうことを義務付けるというか、声を掛けてくださいねとお願いをして安否確認、あるところではちゃんと名簿をつくって、どこを回って、どこを回って、コースをつくって、そこにはどういう方があって、何歳の方がおられるんだよということをその辺まで把握できると思うんですが、そういうやり方をしていって、やはり

共存共栄のまちができてくると、志のまちですよ、志がいくつあるんですか、市長、あなたはいつも言われますがね、やはりそういう志が必要だと思うんですが、その辺どう考えておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の事業を十分周知して、そしてまた、それを活用していただければ、ただいま御懸念されているような、ごみ出し困難者につきましては、対応ができるのではないかなというふうに考えます。さらに周知を深めて、利用を、活用をどんどんしてもらえるような形にしていきたいと思います。

○18番（東 宏二君） 市長が分かっておられるのか、分かれたのか分かりませんが、やはり庁舎内ですよ、もう1回このことについては、真剣にですよ、いろいろな箇所で協議をしながらですよ、絶対近い将来出てくるんですよ、本当に。そのことはですよ、今で基礎をつくっておかないと間に合いませんので、やはり市長が掲げている環境日本一の座も危うくなるのではないのでしょうか。ちまたに聞くとですよ、志布志は1位じゃなくなると、2位か3位になるんだというような話も聞いてるんですが、やはりあなたが日本一と掲げているのを破られると気持ちが悪いですよね、であればやはり、いろいろな形で前に進んでいくような検討会とか、いろいろな形、庁舎内ですよ、協議をして、やはりそういう弱者には熱い志でということ接していただければと思っております。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後5時05分 散会

平成25年第2回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成25年6月18日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

下 平 晴 行

日程第3 議案第43号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員氏名 (23名)

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	教 育 長 坪 田 勝 秀
総 務 課 長 溝 口 猛	情報管理課長 又 木 勝 義
企画政策課長 武 石 裕 二	財 務 課 長 野 村 不 二 生
港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎	市民環境課長 外 山 文 弘
税 務 課 長 上 原 登	福 祉 課 長 福 岡 勇 市
保 健 課 長 若 松 光 正	農 政 課 長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄	畜 産 課 長 山 田 勝 大
建 設 課 長 中 迫 哲 郎	松 山 支 所 長 溝 口 敏 久
志布志支所長 川 野 賢 二	水 道 課 長 木 佐 貫 一 也
会 計 管 理 者 中 崎 秀 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 保 孝
教育総務課長 津 曲 兼 隆	学 校 教 育 課 長 金 久 三 男
生涯学習課長 樺 山 弘 昭	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小園義行君と平野栄作君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

今、都議会議員選挙が告示されて、日本の首都東京でたくさんの政党が入り乱れて議席を争っているという状況があります。

また、7月になりますと国会も終わって、4日間から参議院選挙が始まるという状況であります。それぞれの政党がこの間たくさん分裂、そして生まれて、どの政党がもともとどこだったのかと分からないような状況もある、そういう中で選挙が行われている状況であります。

そうした中で、日本共産党は創立以来一貫して国民が主人公だと、そういう立場で憲法を暮らしに生かすと、そういう立場で国会でも地方の議会でも頑張ってきました。私自身も40数年、日本共産党員として、また一地方の議会の議員として住民の皆さんの立場に立って、これまでも全力を挙げてやってきたつもりであります。そういった立場で市長をはじめ、スタッフの皆さんといい志布志市、自治体をどうやってつくっていくのかという立場で、今回も4項目の質問通告をしておきました。そうした点で、通告に従って質問をしていきたいと思っております。

まず最初に、政治姿勢についてということで質問をしたいと思っております。

5月31日の南日本新聞に、それまで南日本新聞が県民、そして国会議員、そして今回それぞれの自治体の首長に対してアンケートを憲法問題についてやったんですね。その回答を見て少し驚いたところでございました。

本田市長は、第一次安倍内閣が誕生したときも、とても安倍内閣のいわゆる信奉者じゃないけど、「美しい日本」この本をぜひ読みなさいということで職員の皆さんにも朝礼等でお話をされて、結果、安倍内閣が大変失態ですよ、途中で投げ捨てるようなことになっちゃって、その後混乱を来して再度登板という状況で、彼が第一次内閣のときに、憲法調査会、そういったものを発足させまして、今、調査会が開かれていろいろ議論がされております。この間、選挙の中でも、いわゆる憲法を変えるというそういう政党がそれぞれどんどん主張しだしてですね、いわゆる安倍さんに迎合するというじゃないでしょうけれども、そういう立場でのもので、何か大変な時

代になっていくのではないかというそういう思いがしております。そういう時に、今回5月31日の、このアンケートを見て少しびっくりしたところであります。

まず、市長にお聞きをします。

日本国憲法に対する考え方ですね、これ、私は憲法を守り、憲法を生かした地域づくりをどう進めていくのかと、そういったことが首長には求められているのではないかというふうに思うわけですね。そういった点で、憲法の前文含めて103条からなります。そういった日本国憲法に対してどういった考え方、そして憲法を守り、憲法を生かした地域づくりをどうやっていこうというふうに考えておられるのか、まず基本的なことをお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

小園議員の御質問にお答えいたします。

憲法に対しての基本的な考えということでございますが、憲法は全ての法規の最高法規ということでございまして、私どもは特に公務員として、そしてまた、首長としてこの法規を守って、国民生活の福祉の向上を図っていかなければならないということは当然だということでございます。

しかし、時代は刻々と変わりますので、その時代に合わせて法律は変わっていくべきものというふうに考えるところでございます。

私、市長になりまして、特に思うのは、毎回毎回福祉の関係の法律が変わっていく、そしてまた、税の法律が変わっていくということを見るにつけて、ああやはり時代に合わせて変わっていかなくちゃならないものがあるんだということについては、つとに感じているところでございます。

そのような意味合いから、現在の日本国憲法においても、国際情勢の変化というものを鑑みたときに、やはりそれに対応した形できちんと対処できるような中身になっていくべきだということであろうかというふうに思います。

そういった意味合いから現在の段階での憲法の論議が全国的に行われているというふうに認識するところでございます。

○19番（小園義行君） 今、市長が、少し答弁に矛盾がありますね。憲法は国の最高法規であるというふうに述べられました。そして、次に時代に合わせて変えていく必要があると、そして諸内外のそういうのを見たときに、法律が毎年毎年変わると、だからやっぱり変わっていかなくちゃいけないんだということですね。

これは市長、今の日本国憲法を法律と勘違いをしてはいけませんよ。憲法と法律は違うんですよ。そのことがどういうふうに理解をされているのかなというふうに思って、今したところではありますが、日本の憲法は立憲主義です。そのことの意味はよく分かっておられますね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

法律は変わっていくものだと、変わっていくべきものだということは、前提として市民の国民の生活の向上、福祉の向上が図られるために、そのようなことがなされるべきだということでございます。

したがいまして、最高法規であるこの憲法についても改正の要件が条件付けられておりますので、当然改正が可能というような原点で憲法もつくられているというふうに思うところでございます。

○19番（小園義行君） 憲法は、今市長がおっしゃるように国の最高法規ですよ、「憲法」これをちゃんとどういうふうに理解をするかということ、決まりと決まり、どちらも決まりと決まりです。決まりの中の決まりで「憲法」で理解を私はするんですね。いろんな解釈はあるでしょう、憲法はね。その中で、法律と憲法は違うということ、そこを理解をしていただかないと、この議論はかみ合わないんですよ。だから、憲法というのは、国の決まりの中の決まり。そして、いわゆる法律はそれぞれ違いますよ、これ2分の1、過半数あれば通るんですよ。でも憲法はそうじゃないところを課してるんですね。そこで、一般の法律、毎年毎年法律が変わりますね、それとは違うということ、市長に理解をしていただきたいというふうに思うんです。

私は、今市長の立憲主義というそのことについては、もう1回どういうことなのか、どういうふうに理解されているのか、それをちょっとお示しをしてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

日本国憲法でいけば、日本国憲法は、国民主権、そして平和主義、そしてもう一つ、すみません、ちょっとあがってしまいまして間違えました。考えつきませんでした、すみません。

国民主権、基本的人権の尊重、そして平和主義を基本理念として制定してございまして、この基本理念を尊重する観点から様々な法律体系がつけられていること、でございます。

そしてまた、今申しましたように国民主権ということ、でございますので、当然立憲主義というような形になるかというふうに思います。

○19番（小園義行君） じゃあ具体的にですね、憲法と法律は違うということ、よく理解をしていただいて、そういうことだというふうに今答弁がありましたのでね、理解されてるというふうに思って次にいきますよ。

このアンケートの中でね、市長が今の憲法を変える必要があると思いますかということで、「必要がある」というふうに本田市長は答弁されております、回答にね。必要があると、どちらかと言えば必要があると答えた方に尋ねますと、「改正の必要があると思う理由は何ですか」というふうにしたときに、本田市長は「占領下に米国主導で制定された憲法だからそうです」と、そして、四つ目に全員にお尋ねします。「今後憲法見直しの動きが出てきた場合に何を議論の対象とすべきだと思いますか」ということで、市長はこういうふうに述べられている。「まず96条の改正について議論を深め、国民の共通認識の度合いを高めること」という答弁をされております。

そして、問5でですね、「戦争の放棄と戦力を持たないことを定めた憲法9条を変えることに賛成ですか、反対ですか」ということで、「賛成」というふうに答弁をされております。そして、その六つ目にこうですね、問5で「その主な理由を書いて」ということで、「昨今の国際情勢を鑑みると、既存の憲法のままでは国民の命と財産を守ることが難しくなっているため」というふう、書いてあります、答弁がね。そして、問6で「憲法改正するための手続きとして96条で衆参

両院議員とも3分の2以上の賛成が必要となっているが、これを緩和して衆参ともに過半数の賛成があればいいとすることについてどう思いますか」として、理由を付してということも併せてやると「賛成です」と、それで良いと。そして、「国民の手により憲法つくるためには必要です」というふうな、まさに改憲を必要としているというふうな、そういう立場ですね。

そこで、少し具体的にお聞きをします。

憲法9条、ここをいわゆるあなたは、こういうふうに言ったんですよ、「昨今の国際情勢を鑑みると既存の憲法のままでは国民の命と財産を守ることが難しくなっているため」ということですね。これはおそらく尖閣諸島や竹島問題を頭に入れての答弁だと思うんですが、これを憲法改正をするということ、その前に前段で民主党政権が国有化しましたね、その後に安倍さんもいろんなことをおっしゃってるんですけど、いろんなこの脅しにも屈しないと、力対力の立場ですよ。そういうことを背景にしてこういう答弁だったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、昨今、尖閣の問題そして竹島の問題、北方領土の問題ということで、日本の国土について、どのような形で対処すべきかということで、それぞれの地域で、大きな議論が起きているところでございます。その原因となるものは、日本国がかの国に対して、領土的に野心を持ってそのことを主張しているわけではなく、かの国が日本国の領土に対してそのような対応をしてくるから、そのような事態に至っているというふうには私は考えるところでございます。

そのような意味合いからしまして、特に尖閣においては多分今日も中国の艦船が、海監船が領海侵犯し、そして中国空軍が領空侵犯をしてるんじゃないかということであろうかと思えます。これが仮に逆の立場で日本国が犯すとなれば、ただちにこのことはかの国によって拿捕（だほ）され、抑留され、刑に処せられるという事態に陥るんじゃないかなというふうには思うところであります。

そのような意味合いから、現在の段階では、現在の憲法の中では、とても平和を守るというような観点からは、自衛隊の活動なるものも含めて、日本国の自主、独立と、そしてまた、平和を愛する日本国民の姿勢というものは貫けないというふうには感じるところでございます。

○19番（小園義行君） 今の市長の答弁はね、憲法を国の最高法規だと認識をされてるんでしょう。そして立憲主義ということも理解されているというふうな、今先ほどの答弁でした。この憲法9条、そして、96条に関してはおっしゃってないけれども、この憲法9条も、この憲法9条があったからこそ、日本は60数年間外国と戦争もしないで、1人もそのことで死なないという、国連、PKOとかこれはいろいろありますよ。そういう戦争で人が死ななかつたというのは、この憲法9条があったからこそでしょう。そして、立憲主義に立つという、この立場からしたらね、市長の今の答弁は非常に矛盾があります。立憲主義というのはですよ、憲法は、時の権力、国会、国のいわゆる政権を取っているね、そこがとんでもないことをしないように、きちんと縛りをかけている。それが立憲主義なんですよ。

昔、大日本帝国憲法というのは、いわゆる君主、天皇がいわゆる国民に与えた欽定（きんてい）憲法なのですが、この制定の過程でもですね、どういうことを言っているかということ、大日本帝国憲法の制定の過程ですよ、憲法の目的は、君主の権力を制限して臣民の権利を守ることだと、天皇の目の前で言っている。それだけの覚悟をもっていたんですよ。立憲主義を理解していただきたい側面が大日本帝国憲法でもあるんですね。今96条に関しては、じゃあこの立場からした時ですよ、立憲主義という立場からしたとき96条もやっぱり3分の2じゃなくて、2分の1でよいというふうに思っているのか。どういうふうに96条を思っておられるんですか。

○市長（本田修一君） 96条につきましては、現在の段階、私自身は2分の1でも可とすべきだというふうに考えます。

○19番（小園義行君） そこもね、市長は立憲主義というその立場は全く理解されてないですよ。先ほど憲法9条、ここについてはですね、今この東南アジアでですね、いろんな地域で紛争が起こるでしょう。でもその紛争を解決を武力でやらないと、いわゆる人間社会だから起こりますよね、紛争はいろんなことがね、いわゆる竹島だって、向こうだって、尖閣だっていろいろ起きてますよ、いろんなことが。だけど、このASEAN方式と言って、東南アジア諸国連合ですが、これは多国間の対話の枠組みをちゃんとつくっていくときに、その合言葉がですね、「紛争を戦争にしない」、このことに力を尽くすべきだというふうに、このASEANが提起してるんですね。そして、TAC（東南アジア友好協力条約）またARF（ASEAN地域フォーラム）ここが、そういった紛争を戦争にしないと、紛争の対話による解決、これを広げていこうという運動をしているわけですね。私はこれがとても大事だというふうに思うんですよ、憲法9条にしてもですよ。そして、この憲法9条、そして96条に対して、立憲主義の立場で答弁してるとは僕はあんまり思わないけれども、赤旗の日曜版にですね、6月2日、元自民党幹事長、古賀誠氏が「96条改憲に大反対」という、ここに載せました。びっくりして全国紙も朝日から毎日から、自民党元幹事長の古賀幹事長が、赤旗のインタビューに答えたということで載せたんですね。私も毎日新聞をとっていますけど、それにも書いてあります。この古賀さんがいわく、やっぱり憲法改正の立場ですよ、この人も。だけれども、実際議論はやっていいが、改正には慎重でなければならないというふうにおっしゃっております。特に現行憲法の平和主義、今先ほどおっしゃいましたね、主権在民、基本的人権、この崇高な精神は尊重しなければならないと、なかでも平和主義は世界遺産にも匹敵すると私は講演でいつも話しておりますと、こういうことですよ。改憲論者である立場をとっておられる古賀元自民党幹事長、この人は、この赤旗のインタビューの中でですね、「憲法9条第2項は共産党と違う立場ですよ」と、「ここは少し変えてもいいのではないかというふうに私は思っています」と、これインタビューの中で言ってます。日本国憲法の平和主義というのは、世界遺産にも匹敵するというふうに言っているんですね。改憲を主張されている方もそういうことですよ。慶応大学の小林さんて教授の方々も、私も改憲論者だが、この96条の改憲、こそくでとんでもないというふうにおっしゃってるんですよ。そういう意味でね、9条の改正についても、私は紛争を戦争にしないというその立場で努力をすることが大事だし、それは、

憲法を変える必要はなく、今の憲法9条をきちんと守ってやっていけばいいんです。

先ほど市長が、憲法が時代に合わなくなってきたとおっしゃいましたね。これは、憲法に時の政権、そういったものが近づけてこなかったわけなんですよ。そういう立場で、憲法の立場でやっていたら、憲法が時代に合わないなんていうことはないですよ。伊藤知事だって、何てあなたと同じそれに対してやっているか、伊藤知事、それはそれぞれですからね、いいでしょう。伊藤知事は、憲法改正はどちらかと言えば必要がないと。9条についても解釈次第で情勢の変化に対応できるから必要ない。96条、どちらかと言えば反対と、憲法の変遷で十分に対応可能だと。そして、憲法の安定性を保つためには、改憲には一定の制約が必要と言って、こういう立場で知事がインタビューに答えています。

そこで、あなたが本当に立憲主義という、そのことを理解しているのか、されてると先ほどのあれです。じゃあ憲法99条はなんと求めていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

憲法第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」というふうに書いてあります。

○19番（小園義行君） あなたは、その中のどれだと思いますか。

○市長（本田修一君） 99条によりますと、その他の公務員に該当いたします。

○19番（小園義行君） そのことが分かってたらですね、こういうことを軽々にやれないでしょう。

本当に99条、私は商工新聞というここの中の商工手帳で、これに憲法が全て載ってます。それをいつも持ち歩いて、相談があった時も憲法第13条でこうですよ、25条でこうですよと、この条文を話してから相談に乗るようにします。その中でね、99条、今書いてあったでしょう。いわゆる首長というのは、選挙で選ばれたそういうことで、国民と違う立場にあるんですよ、あなたはこの99条で、ちゃんと憲法を尊重、擁護していく義務があるんですよ。国民には義務が課せられてないんですよ。そのことを立場からしたときに、きちんと私は立憲主義というのはそういうことです。いわゆる時の権力、政府がとんでもないことをやったときに、国民がそれを縛るためにあるのが憲法です。それを立憲主義というふうにゆうわけですよ、是非その立場でね、これを私は市長としてこの地域を憲法を暮らしに生かして、守り発展させていくて、そういう立場が私はぜひ必要だと思うんですよ。時代に合わないとか、いろんな情勢を考えてこうだと、これは時のいわゆる権力者がその憲法により近づけて、それを守って、発展してきて行ったら何ら時代に合わなくなっていることじゃないし、時代と合わなくなると、それを合わせてこなかったのは、その時の人たちの責任でしょう。

憲法は僕はとてもすばらしいというふうに思うし、守り、発展させて、この地域、志布志市もきちんと憲法を暮らしに生かしたまちづくりをしていくというのが、私はあなたに課せられた99条がきちんと憲法でうたっているその立場だと思うんですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのつもりで職務に精励しているところでございます。

○19番（小園義行君） だから、憲法問題一つにしてもですね、やっぱりそこら辺の立憲主義という立場をよく理解したうえで職務にあたってもらわないと大変僕は問題があると、もちろん、そんな憲法に対していろんな考えを持つのはいいでしょう。でもあなたは、99条が縛っている。その立場の人ですよ、そのことだけは今後もきちんと分かった上で発言なり、いろいろやっていただきたいものだというふうに思います。

この憲法問題を長くやると時間がありませんのでね、終わりますけど、私たち、私は日本共産党もそうですけど、憲法を守り発展させていくと、そして憲法を暮らしに生かすと、その立場でこれからも一生懸命頑張ってやっていきたいというふうに思います。ぜひ市長もですね、そういう憲法を守り、発展をさせていくというその立場で、私はやっていく、そういう必要をもう1回ですね、考えを聞いてこの問題については終わりたいと思います。

○市長（本田修一君） 私は市長になりまして、地域の、市民の皆さん方の福利の向上と、そして所得の向上というものを果たすべき役割を担っているというふうに思うところでございます。

そして、私自身はこの地域に住んでおられる方々が、皆この志布志市を好きになってほしいと、そして、好きになってお互いに連携し合いながら、共に助け合って生きる社会をつくっていききたいというふうに思うところでございます。残念ながら、そのことについては少々難しい時代になってきているというふうに考えますが、その淵源となるものが、憲法なるもの、また憲法は制定された経緯に、経過にあるんじゃないかなというふうに考えるところでございます。

そのような意味合いから、私自身としましては、先ほどもお話ししましたように、職責としまして、きちりこの市民の皆さん方の福利の向上を目指していくということではございますが、今回改案についてのアンケートがございましたので、そのことにつきましては、私の常に考えていることに沿って回答したということでございます。

○19番（小園義行君） ぜひ自分の立場、そういったものを考えて、一国民とは違う立場ですよ、そこをよく考えて私はやっていただきたいものだというふうに思います。

憲法99条、これもう1回読みますかね、市長。ここがとても大事なんですよ、もう1回読みますね。9条や96条の改正について、諸手を挙げて賛成という立場ですが、99条は憲法尊重擁護の義務、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と、義務が課せられてるんです。国民に義務は課せられてないですよ、国民はちゃんとこの憲法によってそれを縛るという立憲主義の立場に立ってやっているわけですから、ぜひですね、これから先、この立場でやっていただきたいものだというふうに思います。

私は先ほども言いましたように、本当に憲法を暮らしに生かすと、そのことが、あるいは日本一の志布志市づくりはとていいものになっていくと思いますよ、市長。ぜひ思いは一緒なんですからね、その立場で頑張ってやっていただきたいと思います。

次に、政治姿勢の2点目ですが、市長の退職金問題について、これまで質問をして、市長が次の期ということは、任期2期目ですね、そこにきちんとした対応をするというふうにする

るかというのを含めて、答弁がありました。もうあと半年ちょっと残すという状況にきて、退職金の問題もきちんと質問しておいた方がいいのかなと思って、今回しましたが、この退職金問題、どんなふうに市長は検討されたんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員のおっしゃられたとおり、平成21年9月定例会で、退職手当の廃止問題について御質問いただき、「世論の動向や各自治体の動向を見る必要もあり、現在のところ退職手当の廃止については考えていないところです。しかし、退職手当の廃止、あるいは見直しということについては、次の任期中に考える内容かなというふうに考えております」と答弁したところでございます。

その後、担当の方で、退職手当に関する事務を共同処理してる鹿児島県市町村総合事務組合へ問い合わせ等を行ったところですが、市長の退職手当の支給に関することにつきましては、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び鹿児島県市町村総合事務組合の特別職の職員の退職手当に関する条例により、その支給率等が規定されております。したがって、退職金の廃止や率の改定等、退職手当の支給に関する事務を共同処理している市町村、一部事務組合及び広域連合の議決が必要となり、一自治体の判断だけでは廃止も率の改定もできないところであります。

しかしながら、このことにつきましては、今後も世論の動向や各自治体の動向等を踏まえながら考えてまいりたいと思います。

○19番（小園義行君） これ退職手当組合で、これは特別職のそういうことでしょうか。一般職とか、そこ別でしょうか。一緒ですか。

○市長（本田修一君） 特別職と一般職も一緒になっておりまして、同じ会計と思っております。

○19番（小園義行君） 強引なことを言うんですよ、その退職手当組合を脱退してもやるぐらいの気持ちを持ってないといかんやないですかね、これね。

市長が仮にですよ、条例で今減額されてますね、給料ね、条例でちゃんとやればですよ、問題ないわけでしょう、結果ね。この組合に加入されてるということですが、あなたに支給されるこの割合は非常にこれは都合がいいですよ、これね。4年間48か月で1,696万円ですよ。もちろん、これは副市長、教育長というのは、それぞれ任期が終わって簡単にいかない部分があつてあれですけど、これ1,696万円、4年間ですよ、一般職の方々ね、どう考えたって4年で1,600万なんてまず考えられないんですよ、これね。それはもちろん計算式違うからですよ、個々のね。でもこれは、あなたは財政が厳しいとか言って、いろんなことの中で10%カットしたり、いろんなことをされてるじゃないですか、もちろん私たち議会の議員もカットしてやっていますよ。そういったことを考えた時に、これね、いろんな手は、方法はあるんですよ、だってほかの自治体、名古屋市だって大阪のあなたの大好きな橋下さんだってですよ、退職金やそういうのはどんどんなくしていくという方向でやってるじゃないですか、実際に。やれるんですよ、やろうと思えば、それを私がこうしなさいというわけにはいかんでしょう。当局でそういうことはね、やらないという立場に立つと、いろんな言い訳はたくさんできるんです。やるというふうになったら、簡単なんですよ、こんなの。それを私からこうしなさいと言われてやりますか、そうじゃないじゃない

ですか。あなた自身がここの住民がそういうふうに変な状況がある、だから給与を10%カットしてるんでしょう、それぞれ。もちろん私たち議員もそうですよ、ここにいろんなことあるけれども、寄附行為に抵触をすとかね、そういうことは、条例できちんとそれをやったら問題ないじゃないですか、そういうことを含めて。これもう1回ね、これ、たぶん次の選挙が行われますけど、その時に対立候補の人も出るか出ないか、一人はもうおられましたね。また第3の人も出るかもしれませんよ、あなたが2番目ですから、そういったことでこういう問題をね、ちゃんと退職金廃止だって、そういうことも出てくる、そういう政策を掲げる人もいませんよ。本当に今の状況を考えた時ね、こういうとっても高い退職金ですよ、これ、1,696万円、約1,700万円、4年間ですからね。これ毎期毎期もらうんですよ。とてもじゃないけど、住民の理解得られませんよ。やるというふうに立つが立たないかで、これできるかできないかなんです。

さっきの答弁で一緒にいいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨日、次期の市長選についての出馬の表明をさせていただいたところですが、別の候補の方が退職金の返上とかいうことについて、マニフェストとして掲げられて選挙戦に立たれるということもあろうかと思えます。

しかしながら、私自身としましては、ただいま申しましたように、この本市においては、市町村総合事務組合の中で、このことについては、職員とともに対応していると。そして、本市が独自でやるとすれば、この総合事務組合を脱退してしなければならないことだと、そしてまた、この組合で対応しているということについては、一時的に負担が増になったときに対応できなくなる可能性があるということで、このような組織の中で処理しているということでございまして、現在の段階では、本市だけ独自にこの組合から脱退ということは難しいというふうに認識するところでございます。

ということで、先ほどそのような退職金返上をされる自治体の首長さんがいるということのお話があったところですが、そこはたぶん組合に加入しなくて独自の退職の関係の事務をされているものではないかなというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） やらないということですね、結果ね、この支給割合を見てごらんください。市長、100分の500ですよ。副市長も、今いないけどね、747万いただきます。教育長、大変ごめんなさいね、教育長のくだりもここでちょっと言わせてくださいよ。教育長は、100分の250ですね、支給割合がね。622万円です。大変もう御苦労されてるから了としますよ。

でも、ここをね、本当に支給割合を変えるだけで、これ簡単にいくわけですよ。ぜひね、そういったもの、住民感情からしてもこれ問題じゃないですか、ここ本当にね。そういうのはよく考えていただきたい。

あの小泉総理大臣の退職金だって、びっくりするぐらい安いですからね、5年間されたんですよ、それでもこの市長の半分ぐらいですよ、半分もいかないぐらいですよ。ぜひね、そういう立場で本当にこれをやる気があるかどうかというのは、これは簡単にいくと僕は思います。そのこ

とをやらないということですから、やらないというふうに理解をします。でも住民感情としてはね、この本当にこの4年間どう検討してきたのかと、やらないということで検討してきたんですよ。今の答弁を聞いてるとね。やっぱり僕は大変住民の方々のそれが厳しいんであれば考えてやるべきだというふうに僕は思いますよ。やらないということですから、それでいいでしょう。でもまあ、選挙までに変わればね、また考え方がですよ、市長のあるでしょう。ここについては今のままでそういう答弁でいいですね。もう1回。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども始めの答弁で申しましたように、今後も世論の動向や、各自治体の動向というふうにお話したところでございます。

改めてこのことにつきましては、各自治体の首長さん方と協議を重ねる場をつくっていただきたいというふうに考えたところでございます。

○19番（小園義行君） その件については、今後また議論したいと思います。

次に、住民サービスについてということで、3項目ほどしておきました。順番は1、2、3と書いてありますが、ちょっと質問の順序を変えたいと思います。

これ業務量を調査を一昨年9月から、去年の9月いっぱいまでされたんですね。この業務量調査の結果をどういうふうに分析されたんですかね。これはもう住人サービスという点で、合併して約7年過ぎて8年目に入ってるところですが、この業務量調査の分析をどういうふうに分析されたのかお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

定員適正化計画の中で、職員数は削減される中で、権限移譲等により業務は増大する傾向にございます。そのような中で、業務量調査の結果に基づき、業務の改革改善や職員のスキルアップ、業務量の平準化による業務量削減の検討を行いまして、また同時に新規事務事業、廃止・休止する事務事業による業務量の増減予測を立て、業務マネジメントに取り組みました。

平成25年度における各課の必要職員数の算定をその結果行ったところでございます。この結果をもとに、必要職員数と配置職員数の比較を行い、各課のヒアリングを実施しまして、職員の適正配置に努めているところでございます。平成25年度も業務量調査を実施しまして、前回の業務量調査との比較を行い、さらなる業務の平準化に取り組むものであります。

○19番（小園義行君） 業務量の平準化ということで、職員適正化計画で人は減らしていきますね。そして、ここに本当にコンパクトなやつですよ、市長、私たちがもらったのはですよ。これを見てね、大変いろいろ考えるわけですが、平成28年度で職員が322人まで減らしていくということで、約20名近く減らすんですよ。その中で、年間1人当たり115時間5分の増加が見込めると、仕事ですよ。それで、現在の職員1人当たり業務量水準を維持するためには、市役所全体で5.8%業務量の削減が必要であるということですね。人は減っていくけど業務量の削減といたらどうということになるのかなと、サービスの低下になっちゃいかんわけですよ、これはね。でも、私は普通に考えると人が減るとするのは、サービスの低下になるというふうに、これ思うものです。

から、そこをどういうふうに今後そのことでサービスの低下を招かないでやっていくのかということでした時に、今の分析がとても大事だったけれども、この1年間やってみて、下のここに出ていますけど、それぞれね、ほとんど8時半から5時15分までの業務量のことですから、そんなに大差ないですよ、これ出てるのはですよ。

例えば、年休を1日も消化しない場合の年間勤務時間は1,906時間、1,906時間以上の業務量の職員が全体の約4割、4割ですよ、年休を取らないでやった人が約4割、それ以外の人でもこうやって約50.8%と出ていますけど、それぞれ違うところがあるということですよ。その中で、今後28年度の職員適正化計画を減らしていく際に20名が減ると、1人当たり年間115時間5分の増加が認められる。業務量を維持するために、今のを維持するためには、約6%の業務量の削減が必要って、どういうふうにしてこの業務量を削減するんですかね。今を100とした時に、これだけ減らしていかなきゃいけない。そのための努力としてはどんな努力ができるんですか。

○総務課長（溝口 猛君） 今議員御指摘のとおり、職員適正化計画が平成28年度にですね、減になった場合に業務量が5.8%少なくなるということでございます。

今回、その業務量の増加に対応するためにどうすればいいかということでございますが、1回目の研修の中では、まず職員の業務量調査の結果で、まず無駄なところはないかと。あと係ごとで相当業務が増減しておりますので、その平準化ができないかということ研修したところでございます。

そして、さらには今業務量の今後の増える部分についての削減については、業務の見直し、それとアウトソーシング等々の見直しをいたしまして、何とかその増える分に対して少なくなる職員で対応するような形で考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 約6%の業務量を削減するということは、今やっている仕事をやらなくていいということじゃないですからね、要求は増えてくるわけですから、今課長の方から答弁がありましたように、そういう平準化をしていくんだという中では、非常に僕は難しい作業を強いられるんだなと思うんですね。

それで今回の1年間やった中での業務量調査で、いわゆる住民との関係のそれがどんなふうにして把握されてるのか、それを大事にしてください、これまでも何回も言ってきましたけど、そのことが今の課長の平準化という問題と、対住民との要求ではどういうふうに分析がされてるんですか。

○総務課長（溝口 猛君） 対住民との関係でございます。例えば、業務量と相談窓口の件数の関係でございますが、これについては業務量と窓口業務の処理件数、来庁者は必ず比例するものではないというふうに認識しているところでございます。したがって、この業務量の調査の中には、例えば、相談業務等は反映しておりません。

しかしながらですね、このような調査の結果を利用してマネジメントをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） それがあんまり把握されてないということですけど、実際にですよ、あ

なた方がこの結果ね、今後の予定についてということで、こういう業務マネジメントということで、まあすてきな言葉ですよ、事務事業の成果向上、また効率化のために業務の改革・改善、職員のスキルアップ及び業務と職員の最適な組み合わせ行うことということで、職員数の配置、そういったものが決められている、業務量削減の三つの視点ということで、業務の改革・改善による業務量削減の検討、職員のスキルアップによる業務量削減の検討、事務量平準化、時間当たり処理件数増による業務量削減の検討ということで、ここ三つありますけど、普通に人間がする仕事というのをですよ、非常にこれ簡単に、これはしなくていい、これはするという判断を瞬時にしながら減らしていくというのは非常に難しいと思います。何でかと言ったら、やかましいお客さんが来たらですよ、1時間でも2時間でもその人に対応しないといかんじゃないですか。そういったものが、今回の業務量の中にはあまり反映されてないのではないかという思いがして、そういったことも本当に把握された中での職員の配置だとかいうのがないと、私は本当の意味での業務量の把握というふうにならないというふうに心配するものですからね、今の総務課長の答弁で、その対住民との関係ではそれが無いんだということですが、一番身近な問題でいうと、例えばですよ、確定申告ありますね、あのときにどれぐらい松山支所、志布志支所、本庁と来たのか、そんなの把握されていますか。

○総務課長（溝口 猛君） 個々の件数等については、業務量の中では把握はしてないところでございます。ただ、先ほど議員が御指摘の相談窓口業務、これにつきましては、内容につきましては業務量の中では出てきておりませんが、ただ相談時間、これについては当然業務量の中に反映されているところでございます。

○19番（小園義行君） じゃあその相談時間というのは、今ここですぐ出ませんね、それぞれ支所ごと出るんですか。

○総務課長（溝口 猛君） 全体の相談の総時間については、ただいま集計はしてないところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひね、今回こういう質問しますよということで、僕たちで分からないことなもんだから当局しかですよ、そういったものは、きちんと支所ごとに本庁も含めてですよ、やっぱりちゃんとした上で全体のこういう問題を議論をしようとしてるわけですから出してほしかったなと、ないということです。それぞれの思いがあるでしょう。そこでね、それはそれとして把握してないということですから、もう次にいきますけど、職員を減らしていかなきゃいけない、そういう中で業務量も減らしていかなきゃいけない、だけどサービスの低下があっちゃいけないということの中で、私もこれまでもずっといろいろ疑問に思ってたんですが、それぞれ役所というのは課長がいて、課長補佐がいて、係長がいて、担当がいますね。その時に人が少なくなるという中で、課長補佐という仕事がありますね、この人は一生懸命されてると思うんですよ、それぞれね。単独の課長補佐というのが、言葉は悪いんだけど、私も旧志布志町時代に課長補佐という人にあなたの仕事は何ですかと聞いたときに、答弁がぱんと返ってこなくて、課長がですね、私の補佐をしていただくことだと、課長の補佐をするのが課長補佐の仕事なのかと思って、

ちょっとびっくりしたようなことがあったんですが、実際は人が少なくなる中で、単独の課長補佐の人たちというのも仕事をしてないというふうには私言ってないんですからね。この人たちにも、ちゃんと兼務で何とか係長というそういったものというのとはできないものなのかと、だって単独課長補佐だったら、そこの中のひとつの課長がいて、係が何個かあったらですよ、その中で、この仕事が忙しいから単独の課長補佐が、そのことは僕がちゃんとやったりするからさあって、そちらでやって、それで難しい事例、困難な事例というのは、それは私がやるからあなたがしてというふうのが確立されてくれば、いわゆるさっきから言う業務量の平準化ということになるんでしょうけど、だって役所というのは職制だからですね、課長、課長補佐、係長、主任主事とこうなると、やっぱり下からはなかなか言えないじゃないですか、だからここに資料をもらいましたけど、全課長補佐が42おられて、単独の課長補佐というのが16あります。こういう形で職員が少なくなっていく時には、この単独の課長補佐の人にも何とか係長とって仕事があったらですよ、職員が少なくなっていく中では、業務量の平準化ということも、何か解決していくのではないかと思うんですが、そこらについて当局はどんな議論をされてるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

単独補佐と兼務補佐との違いでございますが、原則的には組織も大きく、係や係員も多い課等及び特に重要な施策を推進していく必要がある課等には、単独補佐を配置しているところでございます。

また、兼務補佐につきましては、現在の組織体制の中で係長を兼務しても課長補佐の業務も対応できる課等に配置しているところであります。いずれにしても、市民サービスの低下を招くことのないよう、限られた職員数の中で、最大限の能力を発揮できるよう、人員配置に努めているところであります。

そのような形で、単独補佐、また兼務補佐を配置しているところでございますが、今後につきましては、今御議論がありますような形で単独補佐についても見直しをしていきながら、より住民サービスの低下がされないように、そしてまた、業務の分担が平準化されるような形の職員配置に努めてまいりたいと考えます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、職員が減っていくわけですよ、ポストはなくなるという状況でいったときに、本当に係長さんたち大変忙しいでしょう。

もちろん課長補佐、課長も忙しいと思いますよ、少なくなる中で住民サービスの低下を招かないためには、いる人材をどういうふうを活用していくのかということが大事でしょうから、ぜひ今市長あったように、ぜひそこらの業務量の平準化という観点からした時には、そういうこともぜひ必要なのではないかと、人を減らさないんだったらこのままでいいですよ、でも減らしていかんといかんのでしょう。ぜひそういうことも考えてやっていただきたいと、そうしないとですね、私はここに掲げている三つのここはね、達成できないというふうに思います。ぜひそういう立場でやっていただきたいと思います。

そして、先ほど言いました相談時間とか、ここ出てればいいんですけど、出てない中でね、私

は非常にこの間一貫して本庁の移転の問題も、こういう住民サービスの低下を招かないという点から質問をして本庁の位置をやっばりいわゆる業務量の多い所にやったらどうかと、それは対住民との関係でという意味ですよ、それはもう本庁が業務量が多いのは分かってますよ、それは人が多いんだから。そういう問題を考えた時、この分析に基づいて、やっばり7年経ちますけど、本庁の位置というのは今のままで良いというふうにいろんな業務、港湾から何から全部ひっくるめてですよ、今のままで良いというふうに現状を市長やっばり認識されていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市長就任2期目の締めくくりの年ではありますが、市長に就任以来、市民のための市民に開かれた市民の目線に立った行政というものを心がけて、そういう心情のもと、志のあふれるまちづくりを基本理念としまして、共生・協働・自立のまちづくりに全力を傾注してまいりました。

また、様々な分野で日本一のまちづくりに行政と市民が一体となって取り組み、その成果が一步ずつではありますが、確実に実現に向かっていっていると感じているところでございます。

そのような中で、ただいま議論がありますように、行財政改革に積極的に取り組み、効率的な行政運営に努めているところであります。特に職員適正化計画に基づく職員数の適正管理に努め、本庁・支所の組織体制の見直しを行い、住民サービスの向上に取り組んでいるところですが、本庁の位置や支所の在り方について議員の皆様から様々な角度で質問を受け、そのたびに合併協議の経緯や財政状況、市民ニーズを考慮した中で、現状を維持しながら効率的な行財政運営に努めてまいりたいというふうに答弁をしているところでございます。その考えについては、今も同じでございます。

ただ、将来庁舎建設の必要性が起きてくれば、本庁舎位置の見直しや、組織の在り方について議論が出てくるというふうには考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 市長は相変わらずそういう立場ですね、私たち議員にはいろんな声が寄せられて、ここで質問をして、そのことが住民の声として市長に届けていると、これまで私のところに直接届いてないということは、よく言われてましたけど、どういうふうな声できた時、直接届くというふうに思っておられるんですか。

○市長（本田修一君） 私自身は、昨日も答弁の中にありましたように、移動市長室というのを市長就任以来、地域の方々と様々な意見交換をしながら、要望を承ってきたところでございます。その中で、1回たりとも庁舎移転についての私の考えを求められたところはなかったところでございます。

また、庁舎移転について志布志、旧志布志庁舎についての考えについて求められたことはなかったところでございまして、そのような意味合いから、私のもとに直接的に庁舎移転についてのお話は、市民の方からはきてないというふうに答えているところでございます。

○19番（小園義行君） 私個人が言ってるんじゃないですよ、私は住民から選ばれてここにきて代わって伝えているんですよ。私が言ってると思ってるんですね、私は、私も一住民ではあるけれども、いろんな人と会って言われるから私はそれを伝えているんですよ。でも、あなたにはこの議

会というそのことがよく理解されてないんじゃないかというふうに思いますね。議員がここで何人も言ってるじゃないですか、本庁を志布志に返したらどうだと、もうお辞めになった議員さんたちも含めてですよ、そのことは住民の代表である議員が言ってるということは、直接あなたに住民が言っているというのと同じなんですよ。そのことをいまだにやっぱりそういう議論をしているということは、議会の議員は住民の代表でないと思ってるんですね。まあいいでしょう、このことは。あなた自身には直接届いてない、届いてないから私のところにこういうことはないというふうに思ってるんですね。議会に対して大変失礼じゃないですか。これまで何人の方がそういうことをそれぞれ立場が違っておっしゃっていますか。そのことはあなたのところに直接届いてないというふうに住民の声がと思ってるんですね。全て今回7人の方が一般質問されますけど、これはその人が個人でやってるんじゃないですよ、住民の代表がやってるんですよ、そのことを分かってないんですか、届けてるんですよ、あなたに直接。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

少し私も表現が間違ったのかもしれませんが。当然、議会の皆さん方は住民の代表でございますので、住民の方々の御意見を総体として、この議場に上げられ、議論をされているということについては認識しているところでございます。ただ私自身は、先ほども申しましたように直接市民の方々と接したときに、その方々から皆さん方はまた皆さん方の立場ではございますが、私自身がそのようなことで接したときにはなかったということではございまして、決して皆様方が住民の意見を反映してないということではございません。

○19番（小園義行君） ぜひですね、いろんな方からそういう意見をいただいて、庁舎の位置の問題、これは先ほどから業務量調査をし、対住民との関係でどういうことなのか。そして、住民サービスの低下を招かないために、どこが必要なのか、何が 필요한のかということを含めて一貫してずっと質問しているんです。今回のこれでも、本庁舎移転の問題でも、この合併してから7年間で約1,951人、合併したときと住民が人口が減っていますね、これ有明地区が648、そして志布志が799、そして松山地区が504ということで、合わせて1,951人、住民の皆さんがそれぞれ旧町で少なくなっているわけですね。そういった時に、全体の人口を旧町ごとでいうと、有明が今1万2,092人、志布志がですね、1万8,509人、松山が4,912人ということで、総体の3万3,500、ごめんなさいね、ちょっと目が見えない。今の足してください。そうです。そういう状況がありながら、やっぱり住民も減っていく、職員も減っていく中で、同じこの面積は変わらないわけで、そのことを踏まえて、住民サービスの低下を招かないということが、私はとても大事だというふうに思うんですね。そういった立場で、この本庁の位置の見直し、そういったことも職員の方々をはじめとして、やっぱり議論をしていかないといけないのではないかと、そういう思いがあって、今回もこの業務量調査を含めて、住民サービスについてという項目で、だから市長に質問通告したんですよ。だから本庁の位置の見直しについても、やっぱりそういうことを含めて考えていくべきだろうというふうに私は思います。そういう立場でこれまでずっとやってきました。もう1回答弁、さっきと同じでいいですよ。

○市長(本田修一君) 平成18年1月1日に志布志市が誕生して、今お話がありましたように2,000人近くの方が減少していると、人口が減少しているというようなことであります。

そして、その減少に伴いまして、私どもも市役所も、合併の効果をあらわすべく、人員の削減をし、適正化計画に基づく人員の削減をし、そして業務量調査を重ね、業務の平準化を図っていきながら、住民のサービスが低下しないような形の取り組みをしてきているところでございます。現段階で、そのことにつきまして、本所、支所の体制について、もう1回見直しをしてくれというような形で市民の方々の私自身に対するお話はなかったということでございますが、今お話がありますように、市民の代表である議員の皆さん方から様々な角度からこのことについての検討のお話がございますので、庁内でもこのことにつきましては、そろそろ合併しまして8年、もうすぐしますと10年経過いたしますので、そのことについては、そろそろ協議をしてもいい時期になってはきているというふうには思うところでございます。庁内でそのことについては検討をしてみたいと思います。

○19番(小園義行君) ぜひそういう立場で、職員の皆さんと一緒にですね、議論を含めて始めていただきたいというふうに思います。

次に財政についてということで、通告をしておきました。18年1月1日に合併をしまして、私たち3町で合併したわけですが、その時にもいろいろ資料をいただきました、当局からですね。交付税の特例措置がもうすぐ終わりを迎えるという状況になっているところであります。合併後10年間、ここは9年ですけど、間は、いわゆる合併してもしなくても同じ規定でやってきますよと、そして10年目からは9割、7割、5割、3割ということであとは算定替がくるわけですね、そういったものが、こっちは27年からですかね、そこから始まりますね。そのことで、どういった影響があるのか、合併を始めて15年、ここですね、ゼロになった時にどれぐらいの影響が交付税として減額になるのか、そういった試算をどうしてますか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

本市における普通交付税の合併特例措置、いわゆる合併算定替につきましては、旧合併特例法が適用されておりまして、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年間は、合併前の旧3町ごとに算定される交付税額の合計額を下回らないように算定することとされておりまして、その後5年間は、激変緩和措置が設けられており、段階的に減額されることとなっております。

最終的には、平成33年度から合併算定替の措置がなくなりまして、12億円から13億円の減額になるものと試算しております。

○19番(小園義行君) 約、多い時13億円というふうに市長おっしゃいましたね、大体今の70億円ぐらいの交付税がそんだけ少なくなっていくという状況があるときに、人口も当然少なくなっていくわけですから、この財政というのは、この間に大変厳しい状況をしながらもですよ、いろいろ公約との関係でやってこられたんですね、合併特例債を使った事業というのをこの間あと1年ちょっと2年ばかりあるわけですが、どれぐらいの事業を合併特例債でされてるんですか。

○財務課長(野村不二生君) 平成18年度から事業をやっておりますけれども、現在61億円ほど

の合併特例事業を実施しております。

○19番（小園義行君） 約61億円と言ったら3割は、いわゆる借金ですからね、 $3 \times 6 = 18$ 、18億円、今の地方債のそういった問題を含めてですよ、非常にこれ算定替が終わると同時に交付税が少なくなって、一方では特例債を使った事業で18億円の返還を、もちろん始まっているいろいろな部分もあるでしょうけど、これをやっていかなきゃいけないと、非常にダブルパンチですよ、そういった意味で私は地方分権一括法が出たときに、これは自治体がなくなる法律だということで反対をして、日本共産党やってきましたけど、こういう結果が10年後ということですね、合併して本当によかったのかと言われると、こういう状況を考えた時に、市長としては、もう過去には戻らなくていいですけど、やっぱりこれは合併してよかったんかいなて、隣の大崎とか東串良はしてないから、そのままの町でずっといきますよね、それはもう財政も粛々としてやりながらですよ。本当にこういうことを考えて、これからのまちづくりというのをやらないと、今市長が来年の選挙にも出るということを表明されましたね。4年間ありますよ、その間にこういった交付税が少なくなっていく、そして借金を返していかなければならないということを踏まえた財政運営、当選されればの話ですけどね、そのことを踏まえてこれやっていかなきゃいけないというふうに思うものですから、その認識を市長だけじゃないですよ、ここにおられる私たち議員も含めて、みんなでこのことは認識していかないといけない問題だというふうに思うものですから、合併がよかったか悪かったかというのを聞く気持ちはありませんけども、こういった問題を含めてこれからの財政運営をやっていくというそういった気持ちというのは当然共通理解に立ってやらないといけないというふうに僕は思うものですから、そこらについての、今はまだ現職ですよ、来年当選されるかどうか分かりませんが、当選するということを前提で、じゃなくて、行政は引き継がれますのでね、今その質問を受けたときの時の首長がどういうことを答弁したんだということも、当然議事録として残っていきますので、その考え方について少しお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の合併特例債活用によりまして、この償還のピークが平成27年度になるというふうに見込んでおったところでございますが、今後合併特例債の発行可能期間の延長と、そしてまた、合併特例債を原資としました基金造成事業に取り組むことによりまして、平成31年度に償還のピークが迎えるということになるというふうに試算しているところでございます。

当然、財政的にこういった状況が予測されますので、この予測に基づいて財政を立て、そして、そのことによりまして、市民サービスの低下を招かないような政策運営をしていかなければならないと考えております。

○19番（小園義行君） ぜひ大変厳しい中でのそういう状況です。これはもちろん税収というのは上がったり下がったりいろいろあるでしょう、景気の関係もありますのでね、今市長がおっしゃったように、そういう立場で、これきちんとやっていかないと大変なことになるという心配をするものですからお願いします。

次に、福祉行政についてということで、生活保護基準の引き下げに伴う影響をどう受け止めて

いますかということで通告をしておきました。

今回8月から、このいわゆる生活保護基準引き下げというのがあるんですが、当局として、そのことの影響をどういうふうを受け止めておられるのか、これはただ単に生活保護基準の引き下げだということじゃなくて、全ての方々に、ここにおられる人に影響するというふうに僕は思うものですから、当局としてそこら辺をどういうふうに議論がされているのかなと思って通告をしました。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国においては生活扶助基準の適正化の観点から、本年8月より生活扶助基準を見直すこととしており、これに伴い他の制度に影響が生じる可能性があることが指摘されております。

個人住民税の非課税限度額、就学援助、保育料の免除額等への影響が考えられますが、国はできる限り影響が及ばないようにするとの通知を出し、平成25年8月から3年間かけて段階的に実施するとしています。

また、住民税の非課税限度枠を参照しているものが、平成25年度は影響はないとされており、平成26年度以降は、税制改正の議論を踏まえて対応するとされています。

なお、生活保護の基準については、毎年度国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案し、今後物価の上昇に伴い、国民の消費動向が上昇する場合には、そのことも勘案しつつ改定を検討することとされております。

本市としましても、市民生活に大きな影響が及ばないよう、適切な対応ができるよう、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育委員会といたしましては、生活保護に準ずる世帯、いわゆる準要保護世帯の児童生徒の保護者に対しまして、小中学校への就学に要する経費の負担軽減を図り、安心して学校へ通学してもらうことを目的として、小中学校への就学費用の一部を支給していることは御案内のとおりでございます。

準要保護世帯の認定につきましては、各自治体が独自の基準を定めて認定しているところでありまして、他自治体におきましては、所得要件につきましては生活保護基準に一定の係数を掛けたものを基準に取り入れている自治体もあるようでございます。

しかしながら、本市における所得要件につきましては、児童扶養手当の認定基準に本市独自の認定基準を設けているところでございます。今年3月の市の広報誌でもお知らせしてありますこの就学援助制度につきましては、今回の生活保護基準の引き下げに伴う影響はないと考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、今回の生活保護基準の見直しによって、児童生徒を持つ世帯で生活保護を脱却される世帯が出てきた場合には、現行もそのように対応しておりますが、今後とも関係課と連携を図りながら、準要保護世帯として認定していく手続きを進めてまいりたいかように考えております。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 今、市長の方からもそれぞれ、これ国保や介護保険料の減免、そういったものにも影響していくということですね。教育委員会サイドでは、いわゆる就学援助、準要保護、そこに影響が及ぶということで、とても心配をしております。

生活保護法の改正というのは、参議院でいろいろ議論されて、その入り口のところの議論が今されてるんですが、この基準を引き下げるということについて、少し市長、教育長もそうですが、一番最初に憲法の議論しましたね、この生活保護の基準を下げるということは、憲法第25条生存権がうたってますね、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、第2項、国はその義務が課せられております。その一番のベースのところを下げるということについて、いろんな議論がありますよ、一般の低所得者の人たちが生活保護基準より低いんだから、この生活保護はおかしいじゃないかって、だから基準を引き下げる。これは本末転倒であって、憲法が保障している第25条の生存権をきちんと認める、これをきちんと守っていくということであつたら、生活保護基準を引き下げるのではなくて、そちらの方を上げていくという、これが国の姿勢だと思うんですよ。それを国が生活保護基準を今検討して、税の一体改革で社会保障の改革で引き下げるというのは、国民の憲法が保障している最低限度の営みを権利を有するという、ここを下げるということですから、別に国民の側に責任があるわけじゃないんですよ。ここが生活保護基準の人より低いから生活保護を下げるんだつたら、どんだけ下げていったらいいのかという、そういう議論になるものですから、生活保護基準を引き下げるということの影響がどれだけ大きいかということをお互いに理解をお互いにした上で、それはまずいじゃないので、憲法違反を国がやろうとしてるからですよ、だからそこを市長、今のこの私の発言を聞いていかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、生活保護の基準については、毎年度国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案し、そのことを反映しながら制定する、改定するということになっているわけでございます。御指摘のとおり国民の所得の水準が低くなってきてしまっているから、このような形の措置がされるというふうには十分考えるところでございます。そのような意味合いから、安倍政権におかれては、景気の刺激策を様々取られて、この勤労者の所得の増大が図られる政策をされていると、そして、そのことが果たされたら国民全体の所得の水準も上がっていくということになっていくのではないかなと、そしてまた、改めてその時には、この生活保護の基準についても見直しがされていくというふうには考えるところでございます。

○19番（小園義行君） 今5年に一度の動向でそれ変わっていくんですけど、実際にですね、そちらが低いから、この基準である生活保護の基準を下げていくんだと、これは本末転倒だよというのが少しあるものですからね、だって憲法を守っていかないといけないじゃないですか、生存権第25条から発生して生活保護法としてできてきてるわけで、ぜひそこら辺は、今市長、共通認識に立っていますよね、そういう立場だと、教育長もそういうことで今回影響がないということでもあります。

一つだけ教育長にお聞きします。

引き下げの影響はないということで、準要保護のところ、我が町は基準値の1ということでやってるんですか、独自でやってることなので、一般いわゆる準要保護については、一般財源化されましたからね、その基準がどこにあるかで下がったり上がったりするわけで、普通は1から1.3ですよ、準要保護、そんな自治体が大体だと思んですけど、その基準をですよ、生活保護を1とした時ですよ、我が町はその基準というのはどこに置いてるんですか。

○教育総務課長（津曲兼隆君） 先ほど教育長の方が答弁しましたとおり、生活保護基準の係数を志布志市としては設けてないというところでございます。

県内の市の中でも係数で1.3倍から1.5倍というところもありますけれども、またそれを取っていないところもございます。

志布志市の場合は、広報でもお知らせしましたけれども、生活保護が廃止または停止になった、世帯全員の市民税が非課税または減免された、固定資産税が減免された、国民年金保険料が免除された、児童扶養手当を受けている。上記にはないが世帯全員の所得額が市の定める基準額以下である等の要件で認定をしているところでございます。

○19番（小園義行君） ということは、今回のこの基準が下がったりいろいろしてもですね、そういう独自のそれでちゃんとやっていくよということで、悲しい現実にならないというね、そういうことで理解をします。ぜひですね、そういう立場でやってもらいたいものだと思います。

この生活保護の基準が引き下げられるとどういった状況が出てくるかという、先ほど市長もありましたように、国保や国民年金、介護保険料等の減免の制度、ここにも影響がありますね、それから生活福祉資金貸付制度、前、鶴迫さん質問されましたね。こういったところにも影響がありますね。福祉施設の措置費、こういったものは、本当にここ福祉サイドも含めて大変なことになっていくのではないかというふうに思います。これも生活保護基準が大体目安になって決められていきますので、これやっぱりね、簡単にセーフティーネットのところを下げっていくというのは、国民全体を大変貧困に落としていくということがあって、あんまりやっちゃいかんことだと思います。

私も過去に相談を受けたことがあってですね、大変厳しい状況があって、お父様が倒れて入院されました。この人が入院費が払えないもんですからね、介護保険のところでは払えないもんだから、サラ金に手を出しちゃったんですね、2回目までやったらちょっとアウトになっちゃって、小園さんといって来て、福祉事務所の方と一緒に来て、その人のお父さんが安定して介護が受けられる状況にということで、福祉事務所の方、一生懸命やっていただいて解決した例がありますが、そういうことでサラ金に手を出して更に大変なことになっていくという、そういうケースも今回外れるということになると、起こり得ることがありますので、これはよく考えていただきたいものだというふうに思います。

それで、今回この福祉行政についてということでいくと、生活保護基準が下がってうちの場合は、あまり影響がないように就学援助もそうだし、その他のことも国の段階的なそれもあって、

ちゃんとやりますよということであります。そこで、それは今後もずっと見守っていきたいと思います。

その次にですね、子ども手当の導入、そういったことで、年少扶養控除、特別控除の廃止、見直しというのが行われて、非常に市民の中には税の負担というのが増えてこられてる方々があるわけですが、この年少扶養控除廃止に伴う、また特定扶養控除の額の見直し、そういったものに対しての影響、市の増収分というのはどれぐらいになっているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

年少扶養控除は、納税者に16歳未満の扶養家族がいる場合に適用される所得控除でありまして、所得税38万円、住民税33万円でありましたが、子ども手当の導入に伴い、平成22年度税制改正により廃止されました。併せて公立高校無償化も導入されたことによりまして、高校生に当たる16歳から19歳未満の人の特定扶養親族に対する加算分、所得税25万円、住民税12万円も廃止になったところであります。年少扶養控除等の廃止に伴う税収の増加分につきましては、5,100万円程度であります。

○19番（小園義行君） これは年少扶養控除対象者の控除廃止に伴う税収の増額と、特定扶養控除対象者の控除廃止に伴う税収の増額ということで、合わせて5,100万円ということでもいいんですか、ちょっとその内訳を教えてください。

○税務課長（上原 登君） ただいまの件につきましてですけれども、年少扶養控除、それから特定扶養控除、合わせて5,100万円の減額と、年少扶養控除の廃止に伴う税収の増加分が約4,500万円ほど、それから特定扶養控除対象者の控除廃止に伴う税収の増加分が約600万円ほど、合わせまして5,100万円ほどが増収ということでございます。

○19番（小園義行君） 合わせて5,100万円増収になったということですね、それは当然住民の負担ということが増えたということですが、これをいきおい、何でも使っていいわけですけど、ぜひこういったものは、そういう福祉の部分に回してもらいたいものだというふうに考えるところですよ、そういった立場からした時に、本市は今、中学校卒業までということ子ども医療費を引き上げたんですね、市長の公約もあって、一般質問をしまして、そういうことで市長も答弁があって、23年度から、22年からですかね、そういう形で引き上がっておりますが、これをあと高校3年、本当に子ども支援日本一の自治体を目指すという立場で、市長が公約を掲げておられまして、今年度の子どもの医療費の当初予算の部分でも、ここに出てるんですが、これを更に高校卒業まで引き上げる考えはないかということで実績もここに出てますけど、それぞれこの5,100万円、これが今回24年度実績ということが出ていますが、この一部を使ってですね、高校生18歳まで全国でやっているとところもありますけど、鹿児島県内でも、ここら辺を含めて市長があと何億も出せということじゃないでしょう、この増収分、増えた分のそこを少し入れて、一部ですね、18歳まで医療費の引き上げというのを無料の引き上げを図る考えというか、そういうものをお持ち合わせではありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

子ども医療費の助成につきましては、平成22年度の10月診療分から対象年齢を中学校終了前までに引き上げて、平成23年度から全額助成を行ってるところでございます。

現在、市独自の子育て支援としまして、中学生までの医療費全額助成のほか、出産祝金の支給や保育料を国が定めた基準の約6割に設定するなど、子育て日本一のまちづくりを目指して、子育て支援を行っております。

そのような中で、ただいま御提案ございました分につきまして、私どもの方としてもまだ中身について、この扶養控除等の廃止に伴いまして税収分につきましては、現在のところ一般財源化しておりますので、こちらの措置との兼ね合いもありますので、少し勉強させてもらえればというふうに思うところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） 通告がありましたので、お答えしておきます。

生徒を預かる教育委員会といたしましては、今市長が答弁いたしましたように、義務教育期間であります中学生までが、その助成対象となっております。そのような中で、市内の中学生の高等学校への進学につきましては、平成25年3月卒業生が303人中286人、平成24年3月卒業生が324人中310人、そして平成23年3月卒業生が357人中347人と、このようになっておまして、3か年を平均いたしますと96%の生徒が高等学校へ進学しているという実情でございます。この数字が示しますとおり、ほとんどの生徒が高等学校へ進学しているという現状でありますことから、今や高等学校教育も義務教育化していると言っても過言ではないと感じております。

子供は成長するにつれて病気をすることは少なくなっちはいきますが、通院にかかる経費を気にすることなく、子供の疾病の早期発見と早期治療ということを促進することにより、子供の健康の保持増進を図ることは、子供が勉強やスポーツに励むための環境づくりにおける重要な部分であるとは教育委員会としては認識しております。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 今教育長にお聞きをしようと思って、先に答弁をいただきまして有り難いことです。そういう完全に義務教育化しているということですよ。私も高校時代3年間通いましたけど、昭和40年代ですが、病院にいった記憶というのは、ほとんどまああんまりなかったんですね。そういった意味でいくと、どれぐらい伸びるのかというのは、これは予測もいろいろでしょうけれども、そこに5,000万円もというのは、僕はおそらく要らないというふうに思うんですが、その当時からしても非常に少なくなってるという状況で、今教育長の方からもありましたように、この県内でまだ18歳までというところまでないわけですが、ぜひね、これ、本当に市長の来年も選挙ですよ、選挙のためにしなさいという意味じゃないですよ、今教育長がおっしゃったように義務教育と同じような状況になって、高校授業料も無償になっているという、そのことから考えた時に、ぜひこの医療費もそこまで同列に考えてね、安心して学校にいった勉強してちょうだいという、そういう考え方に、この子育て支援という立場で考えた時に、市長いかがですかということ、ここ実績もですね、ちょっと福祉課の方でもらいましたけれども、それぞれ年によって違いますよ、当然それは上がっていくのは仕方ない部分だなと思いますが、約24年度実

績で8,900万円、9,000万円ぐらいですね。この中に来年度として市長が引き続き市長をされるかどうか分かりませんが、仮にこの一般財源化になっている5,100万円、こういった状況、これは前後しますよ、そのことで、そこに1,000万円ぐらい足したって約1億円ですよ、全部でね。そうして志布志市は、いろんなところから小園さんよかやいなあて、隣の曾於市今度選挙ありますけど、あそこの立候補を予定している候補者からですね、保育料のちょっとそういうの状況を教えてと言って、僕は全部やりました。曾於市、ちょっと大変志布志から比べたら高いもんですからね、やっぱり志布志と同じようにやろうという、その候補者がですよ、そういったことなんかもあって、このいわゆる医療費のこういったもの、曾於市と同じような立場になってますが、いろんなものでここ本当に本田市長になって進んでるんですよ。

ぜひね、この高校卒業まで18歳、そこまで18歳までという医療費の無料化というのをこれ何千万もだったらね、僕もあまり言いたくないけれども、この年少扶養控除、これはあくまでも子供たちを難儀をしているから控除をしてあげてたものの、それがなくなって負担になるというのは、そこを抱えている御家族としたら当然、ぜひそういうものに使ってという思いがこれはあると思うんですが、そういう立場に市長立てませんかね。

教育長は、今この3か年のことで、もうほとんど義務教育と一緒にだと、そういう立場で教育委員会としては、それは言えないでしょう、そういうことを市長がちゃんとやるということでない限りね、でも教育長の立場も、そのとおりしてほしいということが答弁のニュアンスの中にありました。市長の答弁、いかがですか。

○市長（本田修一君） 先ほども答弁いたしましたように、子育て日本一のまちづくりを積極的に取り組んでいる本市としましては、今お話があるような形で対応できれば本当にすごいなというふうに思うところでございますが、現在の段階で、国の方で年少扶養控除廃止による追加増収分については、例えば子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用しました国庫補助事業及び妊婦健康診査支援基金を活用した国庫補助事業のこれらのものが一般財源化されているということでございますので、そのような影響というものを少し考慮しながら、このことについては勉強させていただければというふうに考えます。

○19番（小園義行君） 勉強するということですので、ぜひ勉強していただいてね、これ本当に子供が安心して学校に行けると、病院に行けると、そういう状況を高校までつくってあげたら、とてもこれはすばらしいことだというふうに思います。

今日は憲法の議論とか、いろんなことをやりましたけれども、本当に憲法を暮らしに生かして、いいまちづくりをすると、そういう立場で、これからも市長としても努力をしていただきたいというふうに思います。もちろん私たちもそうであります。

今回、四つの項目に基づいて質問をしました。ぜひいいまちづくりをするために、これからも残されてる任期、全力でやりたいと思います。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

次に、7番、鶴迫京子君の一般質問を許可します。

○7番（鶴迫京子君） 皆さんこんにちは、通告書に従い一問一答式で質問してまいります。

まず、消防行政についてであります。

平成20年9月議会において、元同僚議員が地域でもし何かがあった場合は、女性消防団員としての活動ができるような態勢を取り組む考えはないかとただしたところ、市長は「国からは事業所などの特性を生かした機能別団員等の入団促進など示されているので、市内の各事業所への協力要請をし、地域住民や市職員の消防団加入促進とあわせて女性消防団への入団についても市の消防団幹部会などの意見を聞きながら、先進地の事例も参考にしながら検討させていただきたい」との答弁でありました。あれから5年近くになろうとしています、その後どのように取り組み、また検討がなされたのか進捗状況をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

女性消防団の状況でございますが、平成24年4月1日現在で、全国の消防団員87万4,193人中2万109人が女性消防団員で、全体の約2.3%であります。また、鹿児島県でも全団員1万5,612人中242人が女性消防団員となっておりまして、全体の1.6%という状況でございます。

平成20年9月定例会の一般質問で、女性の消防団への入団についても、市の消防団幹部会等に意見を聞きながら、また先進地の事例も参考にしながら検討させていただきたいと答弁したところでございます。

後日開かれました市消防幹部会におきまして、議題に出して協議したところでございますが、先進事例も示しながら協議していただきましたところ、現在のところ活動に支障を来していないので、女性消防団の必要性が出されてなかったということから、創設には至っていないところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 5年前の消防団幹部会においては、現実といたしまして、現状として、そういう消防団不足で困っていることがないので設置の必要はないというか、考えはないということで、そのまま全然検討されずに5年が経ったということでもあります。その5年間の中で、いろいろな社会状況、災害状況、いろいろ日本国中で変わりました。

それを受けまして、次の質問に入りたいと思いますが、鹿児島県では市長もさっき述べられましたが、鹿児島県では消防ということで、19の消防本部、常備消防本部と43市町村消防団を合わせまして、約1万7,800人余りの消防職員、消防団員が活躍されています。消防団とは、もう言うまでもなく、消防本部や消防署と同時に消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関であります。地域における消防防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、昼夜を問わず住民の安全と安心を守り、命を守るという重要な役割を担っています。

全国では、2,474団、常備消防が約15万人なので、約6倍の90万人消防団員がいるということでもあります。そのうちの先ほど市長の調べたところによりますと、私はちょっと年が古いので1万5,002人というインターネット上の調べでありましたが、もう2万人を超えている女性消防団員であるということでありました。鹿児島県下では、平成24年10月現在、女性消防団員を設置してい

るところは、鹿児島市、鹿屋市、西之表市、姶良市、薩摩川内市、霧島市、出水市、いちき串木野市、奄美市、湧水町、与論町、西之表などなど、18消防団で、枕崎市などもありますが、団員数は244人ということで、市長の答弁では242人ということでありました。

平成20年9月議会におきまして、市長の答弁でしたが、平成19年4月1日現在では、11市町で84名でした。それから今もう5年が経過しておりますので、今は7消防団増えて166名の団員が増えているということになります。全国でも女性消防団員は、毎年増加しているとのことであります。

もう1週間か10日ぐらい前になると思いますが、テレビで報道していました。そこで全国の先進地、松山市の女性消防団の報道がありました。その事例をちょっと紹介してみますと、松山市の女性消防団は、平成14年に62名で発足し、年齢18歳以上40歳程度までの健康な方というのが入団資格であります。

主な活動内容としまして、平常時は地域住民や企業等に対する応急手当てなどの普及啓発活動、火災予防や地域活動における防火広報、寝たきり高齢者宅などへの防災訪問、消防団PR活動、各種研修や訓練への参加。そして、災害が発生した時には、避難所運営活動、避難誘導、災害情報収集活動、住民への広報活動ということであります。

それで松山市の女性消防団は、消火活動には、活動はいたしません、行いません、そういうことあります。

今この活動を今は本市では男性消防団といいますか、消防団の方がこのこともやられた上での消火活動とか、いろんなことがあろうかと思っておりますので、大変役割的に多忙をして、大変苦勞が多いのではないかと思います。

本市でも地域防災の要である消防団員が定年制廃止など導入していますので、それにもかかわらず、国民意識や就業形態などが変わってきていますので、減少傾向にあるということが言われてます。そして、地域防災力が低下しているということが大変懸念されている状況ではなかろうかと思っております。

東北大震災の教訓として、災害はいつでもどこでも誰にでも突然にして起こります。昔は「災害は忘れた頃にやってくる」と言われていましたが、今は私個人的には、もうすぐにでもいつでもどこにでもやってくると思えますし、そう学識経験者など、そういう方はおっしゃいます。それなので、常にそのことを意識しなさいとよく言われます。大切な命、地域の貴重な財産を守ってくれる人を増やさなければなりません。しかし、どんなに女性が活躍したくても、体制が整っていなければ女性パワーを発揮できないのであります。

そこで、松山市などの先進地に倣い、本市でも早急に女性消防団の設置に取り組むべきであると考えますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、松山市の事例をお話しされましたが、県内でも各地で女性消防団が活躍されているという事例については、私どもも調査をしております。その中を見たときに、議員お話がありましたよ

うに、前回御質問いただいたときからすると、子どもが災害に対する備えという面から、随分と環境が変わってきているというふうには認識しているところでございます。そのようなことで、女性の持つソフトの面を生かしまして、例えば住宅用火災警報器の普及促進、ひとり暮らしの高齢者宅の防火訪問、住民に対する防災教育及び応急手当ての普及、指導等、そしてまた災害時においては、避難誘導や避難所運営活動、そしてまた、女性消防団員ならではの活躍が期待されるところで、そのようなことをしていただけるんじゃないかなというふうに思っております。

今後、本市としましても、女性消防団の設立に向けて、市の消防団幹部会の方々と協議を重ねて前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。



午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（鶴迫京子君） 午前中の市長答弁に対しまして、市長が前向きに検討するということがありましたが、前向きに検討するという検討には二通りあると思うんですね、消極的検討と積極的な検討、そのどちらでしょうかね、望むのは積極的な検討ということではありますが、やはり前向きに検討というのは、もう議場で何遍も聞いておりますので、具体的にどういう方向性をもって検討していくのかということお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、前回御質問いただいたときと、現在の状況につきましては、防災に対する取り組みの仕方というものにつきまして、大分様変わりしてきたということがございます。そのような環境の中で、女性消防団員の設置につきましては、市の消防団幹部会の皆さん方と協議をしまして、設置の方向で検討を加えていきたいということがございます。

○7番（鶴迫京子君） はい、私も女性議員といたしまして、5年間何も追求してこなかったという反省も踏まえまして、今回「今でしょう」ということで、質問をさせていただきました。

災害は、いつどこで起きるか分かりません。本当に真剣に考えなければいけない時ではなからうかと思っておりますので、今市長の答弁では積極的な検討ということで、大変うれしく思います。

そして、その消防団というのがありますので、消極的検討となりますと、今ある消防団の中に希望される女性がいらしたら、そこに入っていかれるという、条例で男女は問わないとなつておりますので、そういうことにならうかと思っておりますが、設置という言葉をお聞きしましたので、大変前向きな検討で積極的検討ということで女性消防団の活躍ができるということでありませぬ。

まず、そのことは積極的なポジティブアクション、積極的改善措置ということで、そちらの方

が策定されました4年間の第二次志布志市、ともに人が輝くまちづくりプランの中にもうたわれてますね、このページ33ページにも基本目標2ということで、2ということで、あらゆる分野への男女共同参画を促進しますということでもあります。「推進」ではなくて「促進」という言葉が使っておりますので、今遅れた分を取り戻すという形でも、ぜひこの積極的改善措置ポジティブアクションになろうかと思っておりますので、ぜひこの女性のエンパワーメント、女性にいろいろなエンパワーメントといいますと、ここにも書いてありますが、男女共同参画社会の実現のためには、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し行動していくことを言います。つまり、力を女性が付けるということでもあります。まさしくこのことは、その力を付けてどうこうというわけではありませんが、この女性消防団ということで、市民の皆様、そして大切な人の命を守る。そしてまた人の命を守るということは、自分の命も守るということでもありますので、ぜひ順次検討して、先進事例にもありますので、近隣でいいますと、鹿屋市は3名の消防団だそうです。そして、鹿児島市は24名、薩摩川内市が一番多くて58名とか、そういうことで始良は16名ということでもありますので、鹿児島県内にもいろいろ規模は大きい小さいにかかわらずありますので、ぜひ応募者が少ないからといって設置しないということではなくて、何名までなるまで待つとかではなくて、3名でも鹿屋市はありますので、そういうところを調査研究されまして、ぜひ本当に積極的に改善していただきたいなと思っております。

では、次に移ります。次に、旧3町の連携について質問いたしますが、まず通告書の1番に入る前に市長にお伺いいたします。

旧3町の連携という視点から、現在行政ですね、役所内の仕事の関係、そしてまた行事、イベント、祭りなどそういうもろもろのこと、そしてまた市民のいろいろな心のふれあい交流と申しますか、そういうもろもろを通して、市長の認識は、この旧3町の連携がどのように取られているのか、また、どの程度まで達成して連携が図られていると思うのか、その感じられたことも含め、市長の認識をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併いたしまして8年になるということですのでございます。合併当初からすると随分と一体感が図られてきたんじゃないかなというふうには思うところでございますが、前回か前々回かちょっと覚えておりませんが、議員の方で、例えば有明のふるさとまつりについて、ほかの地区の方々の来場が少ないと、そのことについて改善を取り組めというような御指摘もあったところでございまして、イベント自体を捉えてみますと、特に有明のふるさとまつりにつきましては、依然としてそのような傾向があるんじゃないかなというふうには感じているところでございます。

また、松山のやっちく秋の陣祭りについても、若干同じような傾向にあるというふうには思うところでございます。

そういう意味合いからしまして、まだまだ3町の中で、市民の方々が自分の地域の祭りだというような認識には至っていないというふうには思うところでございます。ただ志布志市のお釈迦祭

り、そしてみなとまつりにつきましては、にぎわいが随分と増してきておりますので、松山地区の方々、有明地区の方々も大勢来ていただいているものというふうに思っているところでございます。

そのような意味から、だんだんだんだんそのような一体感が図られてきて、交流が進んできているというふうには思っておるところでございます。

○7番（鶴迫京子君） はい、私祭りのことだけお聞きしてませんので、行政の市役所の仕事の職員間とか、また市民のふれあい交流とか、そういう市民間の旧3町の連携、そういうことが漏れてますので、答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） 市役所の職員間ということにつきましては、当然毎年毎年人事の異動をしておりますので、原則として3年から4年、長い者で5年で他の部署に移るということをしているところでございます。その中で、本所、支所間については、なるべく交流が図られるような形での人事異動というものを基本的には考えながらしているところでございますので、職員においては、3町の垣根というのは取れた形になっているのではないかなというふうに思っています。

また、市民におかれても、市民の各種団体におかれては、ほとんどの組織において、市の単位の組織に格上げしていただいているというような状況でございますので、それぞれの団体において、その交流と、そしてまた一緒になって活動をするということは図られつつあるんじゃないかなというふうに思っております。

○7番（鶴迫京子君） 市長の旧3町間の連携ということで認識を伺いましたが、市長の中では10のうちにどれぐらい図られていると、今のお聞きしたところによりますと、10のうち8か9か、それぐらいの認識をされているのかなと受け取ったのですが、まずそこからどれぐらいの連携が図られると思われませんか。

○市長（本田修一君） 職員間の異動と、そして交流ということを考えれば、もう100だというふうに思います。

それから、市内の各種団体の皆さん方の統一した組織づくり、そしてまた、その組織に基づいた事業展開というものについても、ほぼ組織づくりについては100まできているのではないかと、また、事業展開については、それぞれの組織の御事情があります。また、こういった形で展開するのかということについては、それぞれ性格がございますので様々だと思いますが、それぞれなりに、それなりに組織としては運営がされているのではないかなというふうに思います。

そしてまた、にぎわいの交流、人と人の移動の交流ということでございますが、これは例えば経済的な観点からいけば、旧志布志町の方が商店街、市街地がございますので、そちらを中心に人の交流はあるんじゃないかなと、また働く場も旧志布志町の方が多いわけですので、有明町から志布志町へ、そして松山町から志布志町へというような形の流れが大きいのではないかなというふうに思っております。

そういう意味合いからすると、有明から松山へ、松山から有明へというような流れというのは少ないというふうに思うところでございます。

そういった意味からして、その交流というものは、市民の皆さん方の生活の必要な手段としての移動と交流ということになりますので、そのことについては、おおむね市民の皆様方は満足していらっしゃるんじゃないかなというふうに思っています。

そしてまた、はじめに申しましたイベント等につきましては、まだまだ全部のお祭りを自分たちの町のお祭りだというような意識の醸成までは至ってないということについては思っているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） はい、今市長の認識を伺いましたので、祭りについて、職員間の交流、市民の交流を通しまして、祭りに対しては少しどうかなという意見ではありますが、ほかは大体満足度があらわれている市長の認識ではなかったかと思えます。この認識を踏まえまして、また今から質問してまいりますので、4項目ほどしてまいりますので、このこともその中で順次触れさせていただきたいと思えます。

それでは、通告書に従って1番に入ります。

まず、平成24年12月議会において、「買い物などの交通弱者対策について、早い段階で安心できるような体制を構築していきたい」との市長の答弁でした。

デマンド方式とは、定時の定まった時間、また定まった路線のバス運行に対して電話予約など、利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う交通形態であります。旧3町間を乗り入れ可能なデマンド方式の乗り合いタクシーなどの運行形態を協議検討されたのかどうか、その後の進捗状況はどうなっているのか、現状をあわせてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

デマンド方式での乗り合いタクシーというような運行の形態についての検討でございますが、現在福祉タクシーにつきましては、高齢者等の移動の利便性の向上を図るため、70歳以上の高齢者と身体の障がい等により、自動車の運転が困難な方を対象に旧町内の範囲で運航しているところであります。

しかし、このことにつきまして様々な御提案がございますので、平成25年度において旧町間の乗り入れを試行運転する予定で現在準備を進めているところでございます。

これまでの取り組みとしましては、平成24年12月に福祉タクシー利用者へのアンケート調査の実施、25年2月に事業所との協議、同じく2月から3月にかけてアンケート調査を補完するための高齢者ふれあいサロンにおいて、買い物の頻度や買い物の場所等を聞き取り調査を実施し、福祉タクシーの利用の現状や利用希望場所など的高齢者の方々のニーズの把握に努めたところでございます。

乗り入れに当たりまして、これらの意見を参考に現在運行ルートを選定等を行っているところであります。

今後、既存のバス路線との調整や高齢者の方々のニーズを勘案しながら、ルートや運行回数などを調整し、秋頃の実施に向けて取り組んでまいります。

○7番（鶴迫京子君） はい、昨日同僚議員の買い物弱者対策についての質問に対しまして、福

祉バスといいますが、70歳以上の福祉バスが今運行していて、そして旧3町間の乗り入れを検討しているということで、今市長答弁がありましたようなことをお聞きしたわけではありますが、私の言います交通弱者と申しますと、もちろん買い物弱者対策というか、買い物弱者対策によっては福祉バスということで70歳以上と、そういう障がい者、運転の手段を持たない、その交通弱者と言いますと、70歳以上だけではないんですね、もうもちろん運転免許を持ってない方もいますので、そこいら辺の検討はされなかったのでしょうか。

○企画政策課長（武石裕二君） 今御指摘のありました当然高齢者以外の方についても、交通不便を来しているという状況は承知をいたしております。

現在、福祉課と企画政策課の方で交通政策につきましては、今ある福祉タクシーをまず旧町間乗り入れをまずできる範囲で行うということを今進めております。

そして、市内の方には公共交通バスがございます。このバス路線につきましても、現在非常に事業者の方とも協議をいたしておりますが、利用者が少ないということで、事業者の方も利用促進について努力をいたしておりますし、私どももなるべく利用客が多くなりますようにということで働き掛けはしておりますが、なかなか実績が伴ってないと、その中で赤字につきましては、補助を今市の方でも出しているという状況でございます。

私ども、バスの路線のマップが市民の方へ直接配布をいたしておりませんでしたので、今市内の方に走っておりますバスにつきましては、まだこれは案の状態ですけど、こういうマップについて三州交通の方と常時協議を重ねまして、早い段階でバス路線、そして今市内を走っております福祉タクシー、この連携を取るような形で交通弱者と申しますか、不便を来してらっしゃる方については、そういう組み合わせの中で利用をしていただくと、まずはそれを先にお願いをしていくというようなことで今協議を進めております。

当然、将来的にはこの福祉タクシーにつきましては、70歳以上そして障がいをお持ちの方等条件がございますので、これを更に充実をした形で市内を走らせることができれば、条件にかなった方は無償、あるいはそれ以外の方は有償ということも考えられます。

それから、スクールバス、学校の方の統廃合に伴いまして、他自治体を見てもスクールバスの活用というのも十分考えられますので、そこら辺も含めて今後は更に協議を重ねていきたいというふうに取り組んでいる状況でございます。

○7番（鶴迫京子君） 担当課の方が庁舎内でいろんな福祉課、それから企画、いろいろ連絡をとられまして協議を何回も重ねられて、今のような途中経過ではありますが、大変前の議会よりも前進していくのかなという気配が、方向性が大変見えてきましたので形としまして、有り難く思うところでありますが、その交通弱者の視点というのは、しっかり企画担当課長が捉えられていらっしゃるということで、このことはやはり70歳以上ということではなくて、そのそちらの方向で進んでいていただきたいなと思います。この前の議会で申間の「よかバス」を、あるんですよということで言いましたところ、調査研究してみますということでしたが、いかがでしたでしょうか。

○企画政策課長（武石裕二君） 前回指摘をいただきました他自治体の取り組み等につきましては、串間市の今指摘がございました「よかバス」、それから鹿屋市、曾於市、各近い自治体の中でも取り組みをしておりますので、これについては、今担当の方で取りまとめをして、私どもも今先ほど答弁いたしましたことに少しでも反映ができるような形で、今後進めるということで取りまとめをして調査研究をしているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 質問があと先になったかもしれませんが、先ほど住民の意識調査をなされたということでありましたが、その住民のニーズ調査、意識調査の結果で今のようなことになっていると思いますが、そう捉えてよろしいのでしょうか、どういう結果が出たのでしょうか。

○福祉課長（福岡勇市君） 福祉タクシーのアンケートの結果を報告いたします。

平成24年12月3日から12月7日の間に福祉タクシー利用者の91名に御協力をいただきました。

内容については、福祉タクシーの利用目的、利用希望場所、公共交通機関の利用の有無などをお聞きしたところであります。

利用目的といたしましては、病院、温泉、買い物の順になっており、利用者の6割が病院と回答されたところであります。また、福祉タクシーでの利用希望場所では、志布志市地区の量販店を希望する声が多く聞かれたところであります。

それとふれあいサロンでの調査の結果を報告いたします。日常では、本人や家族の運転により外出手段があることや、商店の少ない地域においては、移動販売車の利用をされていることなど、高齢者の交通手段や通院、買い物等における外出頻度等の現状をお聞きしたところであります。

現在、自分で運転をされている方がほとんどでしたが、今後免許証の返納等で交通手段がなくなった場合を勘案して、福祉タクシーの広報や買い物弱者などがいた場合の市役所への相談案内や福祉タクシーの情報案内についてお願いしたところであります。

以上です。

○7番（鶴迫京子君） 住民のアンケート調査に表れていますね、6割が病院に利用目的ということであります。温泉、買い物などありますが、今現在病院もNPO法人とかいろいろな形で送迎を行っておりますが、その時間がみんなが一緒にということでもありますので、そこに待ち時間が帰る時間まで相当待たないといけないということで、皆さん病院で治療を受けた後、2時間も3時間も帰るときに待たないといけないということでありまして、買い物をしながらも遠い志布志の病院にかかって、松山と志布志の町境に帰るとなりましたら、2,000円、3,000円近く、2,000円ちょっとかかるというようなことをお聞きしたりします。いろいろ市民の方は年金も下がる一方、そういう情勢の中で大変困っていらっしゃいます。ですので、やはりこのことを踏まえまして、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、今の答弁の中に市役所などの相談ということもありますし、ここではちょうどふれあいサロンの結果で、結果とかそういう高齢者で、そういう方のニーズ調査ということが主であります。先ほど私が質問いたしました交通弱者の方でいろいろ市役所とか、そういうところに行く用事があったりとか、またそういう方は運転は持ってないけれど、普通は外に出かけられるという状況である方などのために次の質問をしたい

と思います。

高齢者や交通手段を持たない交通弱者の方々の日常生活の交通手段として、本庁と志布志支所と松山支所の三つの庁舎間を結ぶ循環バスか、タクシーといますか、そういうのを考えられないかということでもあります。3町間をこういうところがあるわけですね、始良などもこういうことを行ってます。支所と本庁を結んで旧3町間をバスが2往復、1日2往復するということで市役所に用事がある。そして、その3町間ですので、循環バスですので、そこだけに用事があるのではなくて、志布志で言えば志布志、有明の方が志布志の市街地に何か用事があるとした場合に、そのバスを利用して、志布志支所行きのバスに乗って、そこで降りて支所の近くの所に歩いて行く、その定時の時間になったらそのバスでまた有明に帰っていく、そういうことも可能になるわけでありまして。だから、いろんなことで、それは金融機関、銀行とかそういう金融機関だけでなく、そしてまた、ショッピングモール、ショッピングのそういうお店だけでなく、いろんな出かけてみたい公園とか、いろんな史跡名勝、そういう所にもこのバスなどを利用したら行けるのではないかなという思いがいたします。

そういうことも、この先ほどの前の質問のルートをいろいろ考えているということでもあります。その業者間とのルート関係の協議の中で、こういうその中に入れ込んでもいいですし、またそういうことも少しは出てきてないでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御提案がありました本庁と、そして各支所を結ぶ循環バスというようなことにつきましては、検討をしたところでございます。その検討の中で、先ほどのサロン等のアンケートを見ますと、この本庁から例えば松山支所から本庁、そして志布志支所に至るルートを循環するルートについてお話を申し上げましたところ、松山支所から本庁への流れというものはほとんどないということでした。

そういうことで、改めてどのようなルートがふさわしいかということを検討しましたところ、有明本庁から志布志支所、そしてまた、松山支所から志布志支所というようなルートがあれば、利用者があるのではないかなというようなことが検討されているようでございます。そのルートの中で、じゃあどういったところを巡るルートがふさわしいのかということにつきましても、今後検討させていただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） 今検討したということでもありますので、その検討した結果、先ほどのようなことに今なって協議中であるということでもありますね、協議中でもありますので、有明本庁から志布志に行く、松山支所から志布志に行く、やはり市街地ですので志布志に商業店舗いろいろな機関が集中してますので、そういうことになるのは当然ではなかろうかと思っておりますので、ぜひこのルートですね、ルートをどういう形で、どこに停まる所ですね、停留するその所をどこにもっていくかということも、すごく重要なことになろうかと思っておりますが、バス路線ですので、場所をここと、ここと、こことという、そこを巡回していくということでもあります。先ほどのデマンドとは少し違ってきますよね。もういっぺん確認の意味でお願いします。

○市長（本田修一君） 要望というか、希望というものにつきましては、様々なものがあるわけでございます。そのような中で、私どもが行政として対応できる範囲というのもまた限られていく、財源的に限られてくるということでございますので、そしてまた、その路線を設置することによって、民業の方々が影響は受けないような形というものも考慮しなければならないということであろうかというふうに思います。

そういったことも踏まえて、そのルートの中で立ち寄ることができる場所、あるいはデマンドにするのか、しないのかということも含めて、検討させていただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） 市長の答弁にありましたように、このことは大変重要なことであるということは、もう百も承知ですが、やはり民業圧迫ということが最大の懸念事項になって、なかなか進まなかったのではないかと思います。協議の机についたということでもありますので、大変前向きに進んできたのかなと、今までの何年かは何だったんだろうかではなくて、そこがあったから今からが充実して協議ができていくのではないかと期待していますので、ぜひ担当課の方も知恵をいっぱい出して民業圧迫にならないように、そしてまた、そういう民間業者の方も中に入れ込んでしっかり進めていってほしいと思います。

交通弱者、買い物弱者、もう待たないです。今日、今が困っていますので、ぜひこのことは早急に取り組んでほしいと思います。

それでは、次に移ります。やはりこのことも、今、先ほどの質問と関連するわけですが、高齢者の免許返納者への特典についてであります。今日この質問をするということは、もう大分前に通告していますので、質問するわけですが、今朝あるテレビで朝、この自主免許返納者のことを報道されました。ちょうど見ていましたので、ああそうだよね、ということで、去年の自主返納者が11万7,613人であった。このことは急激に増えているということで放送がありました。これは神奈川県のことを放送していましたが、神奈川県のある特典、サービス、そういうことで放送しておりました。御覧になられた方もあると思いますが、市長は御覧になられたか。

○市長（本田修一君） そのことについては見ておりませんでした。

○7番（鶴迫京子君） 執行部の方はどなたか御覧になった方もいらっしゃると思います。

神奈川県で、ちょっと紹介させていただきますと、御覧になってないということでもありますので、ちょうど妻へのプレゼントでお花か何か買いに来たということでありまして、免許証を自主的に返納した方は、運転経歴証明書ということをいただきまして、それがあるといろんなお店で提示すると5%の割引があるそうです。そして、それは身分証明書代わりにもなるんですが、協賛企業ステッカーというのをつくりまして、その市内の神奈川の市内のステッカーの貼ってあるお店にいきますと、受けられるサービスとしまして、横浜市内では一つの店で5%優待券ということで一つの店で10枚くださるそうです。10回5%優待で商品を買える。

そしてまた、レンタルバイク店におきましては、経歴書を提示すると電動自転車が1か月レンタル、無料で借りられる。免許証がないわけですので、このレンタルの電動自動車を利用して買

い物、いろんなことに使われるということでもあります。そして、それは1か月後は3%借り賃ですね、それを3%優遇するというものであります。

横須賀市のホテルでは、その運転経歴証明書というのを提示すれば、宿泊客は宿泊が半額になる、誰でも半額になるということで同伴3人まで半額、テレビに出ている方はホテル代が1万5,500円で済んだということでもありました。

そして、この神奈川県内では40社このステッカー協賛企業として登録がしてあるということでもありました。

そのように、いろいろなことをやっているところがあるわけです、先進事例ですね、テレビでちょうどたまたま今日、朝報道してましたので、ちょっと前に紹介してしまいましたが、平成22年12月議会で、このことを一般質問をしました。加齢とともに運転に必要な判断能力や記憶力など、また身体能力が衰えて車の運転が危険になってきます。運転に自信がなくなり、家族から心配されたら、運転免許証を自主的に返納する。そのような高齢者が増えたなら、自分の命を守るだけでなく、人の命も守るので安心・安全なまちになるということでもあります。多発する高齢者の交通事故防止のためにも、本当返したくないという方が意識調査によりますと9割近くいらっしゃいます。そういう返したくない免許証を勇気をもって返す、自主的に返納を決断できるということには、やはりこういうふうに神奈川県みたいにはいかないかもしれません財源の問題がありますので、しかし何らかの手を打つべき時にきているのではないのでしょうか。交通事故を起こして、そして病院に通ったり、治療をしたりとなったら、国保会計とか、いろんなそういう意味でそちらからのマイナスが増えていくわけでもありますので、前もって予防的にこちらの方でそういうことで予防していくという在り方が、全国的にもそういう考え方になっているので、こういうふう自主返納者が増えてきているということにつながっているということではないかと思えますので、市長はその時も先進事例を勉強し、今後調査研究しながら取り組みますという答弁でありましたので、また24年、去年の12月議会でも質問をしたところ担当課長が「交通事故対策の一環として、総務課の方で協議をしているところである。25年度の予算化になるかどうかは、今後担当課あるいは市長との協議の中で進めていきたい」との答弁でありました。最初の質問からは2年半経過しましたが、どのような取り組みがなされたのか、現在の状況も重ねてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

高齢者の免許返納につきましては、特に高齢者において、交通事故が多いということでもございまして、平成24年の県内の状況で死者数87名のうち高齢者が61名ということで、全体の70%が高齢者ということでもありました。さらに県内の平成15年以降の推移を見ましても、10年連続で全交通事故死者数の過半数を高齢者が占めるということでもございます。

本市においても、平成24年中の交通死亡事故において4名のうち3名が高齢者でございます。今年に入っても死者数2名のうち1人が高齢者ということで、高齢者が交通死亡事故に占める割合で依然として高いということで、今後とも同じような傾向が続くということが考えられるとこ

るでございます。

ということで、高齢者の方々におかれては、免許証の自主返納がとられれば、この交通死亡事故の減少につながってくるというような観点から様々な取り組みがされているというふうに認識するところでございます。

国全体で11万7,600人という数字についてはびっくりしたところでございますが、高齢化率が高まれば、これが例えば100万人単位になってくるのかなというふうには思ったところでございます。

ということで、鹿児島県においては、県下統一しまして、県のホテル、旅館、生活衛生同業組合など、旅館3団体に加盟している県下ホテル、旅館370施設の宿泊料金を割引している。割引率1割、割引料金は、宿泊ホテル、旅館利用者負担で割引率になっているということでございます。これは鹿児島県での取り組み、その他、県内でも様々な取り組みを各警察署単位で行っているようでございます。

本市におきましては、高齢者の免許証自主返納制度について、交通死亡事故防止を図るため、運転免許証の自主返納者に対しまして、タクシー利用券1万円分を1回限り交付する事業を今年度予算化したところでございます。対象者は志布志市内に居住する65歳以上の方で、平成25年4月1日以降に運転免許証を自主返納された方としたところでございます。

この内容につきましては、曾於支部のタクシー協会、志布志警察署、大崎町とで協議を行いまして、事業の内容説明をしまして御理解をいただいたところでございます。

現在、要綱等作成の準備を進めており、条件が整った後、市民の皆様にお知らせして実施してまいりたいと考えております。

○7番（鶴迫京子君） 積極的な検討がされまして、今年度25年4月1日以降に自主返納された方は、65歳以上からの方々の返納された方々に対して1万円特典があるということでもありますので、今それを要綱などを整理されて、今、途中であるということではありますが、要綱が整ったら大体どれぐらいから施行されることになるわけですか。

○市長（本田修一君） 予算化がされておりましたが、要綱が整わなかったということにつきましては、先ほどもお話ししましたように曾於支部のタクシー協会、志布志警察署、そして大崎町との協議が3月に開催されまして、調整がされて、4月1日から実施できなかったところがございます。

この団体とただいま協議中でございますので、その内容が整いましたらということでございます。市報の7月号にお知らせできるような形で要綱整備をしてまいりたいと思います。

○7番（鶴迫京子君） 確認の意味でお聞きしますが、65歳以上の25年4月1日以降の自主返納者に対してでありますので、遡ってできるということに理解してよろしいわけですね。要綱が整い次第、そしてそれが決まった場合、スタート的に遡ってできるわけですか。

○市長（本田修一君） 今年度から実施ということでございますので、4月1日に遡って実施してまいりますので、よろしく申し上げます。

○7番（鶴迫京子君） これで自主返納者が今まで平成20年、21年、22年と本当に少なかったん

ですね、9割の方が返納したくないと、交通手段がない、いろいろタクシーとかしたらお金がかかる、いろんな理由があろうかと思えますし、その自主返納者がこのことによりまして、少しでも増えて交通事故が防止され、本当にお互いに加害者になることもなく、被害者になることもなく、そういうつらい思いをしないで済むようなまちになっていけばと思いますので、大変予算化されるということでもありますので、うれしく思って、市民の代表としまして感謝申し上げます。

それでは、大変いい回答が出ましたので、最後の質問に入らせていただきます。

最後4番目の質問に移ります。

これも旧3町との連携ということで質問をいたしますが、原野を、原野というか、荒れた畑、荒野を美田に変えた郷土の恩人でもある開田の父と呼ばれる野井倉甚兵衛氏や馬場藤吉氏の歴史を学び、功績をたたえるために有明本庁のすぐ近くの町民の憩いの場となっている水の広場有明開田の里公園内に農業歴史資料館や開拓精神の碑があります。また、ほかに併設されている体験館伝習館もあります。

これは、私個人が思うことではありますが、本当にもったいないことだなと思っています。何回も訪れるたびに大変すばらしいところだなと思っています。特に、このことは志布志、松山の市民の方々への周知、意識啓発が不足しているのではないかと考えます。合併して7年半になりますが、このことは志布志の山城のことを有明や松山の方があまり詳しく承知されていないということもあるかもしれません。それとまた同じなのかもしれませんが、私たち市民の方も知る努力を怠っていると思いますが、せわしい日常の中では、なかなかそこまで学習といいますか、なかなかです。旧3町の連携ということからして、このことをどのようにお考えですか。教育長にも併せて通告してましたのでお伺いたしたいと思います。

そしてまた、このことは大人や子供に限らず、環境、道徳などの教育面、芸術、祭り、イベントなどの観光面などほかにも多種多様に市内外に向けての幅広い利活用が今以上に促進できるものと考えますが、見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

有明開田の里公園につきましては、多目的ステージや水の広場、噴水などのある創造の広場などが整備されておりまして、遠足や憩いの場として、子どもたちから高齢者まで広く市民の皆様に利用されているところであります。同じ敷地内の農業歴史資料館につきましては、農業歴史資料館と体験館を配置し、農業歴史資料館条例に基づいて、農業の歴史を広く紹介するとともに豊かな田舎暮らしを体験することにより、先人の技術や知恵を継承し、郷土への理解及び開拓精神を次代へつなぐという目的に向けた取り組みを行っているところであります。

運営につきましては、開田の村管理組合が行っており、子ども農園わくわく隊や、通学学舎等の自主事業を行っております。全体の農業歴史資料館の利用者の数につきましては、年間約1万人程度の利用があり、特に体験館を使った宿泊体験につきましては、人気が高く、夏場の時期は市内外からの利用客で予約がいっぱいの状態であります。

体験活動やイベントへの参加の呼び掛けにつきましては、市内の場合は各学校を通じて散らし

を配布し、市外へは新聞やケーブルテレビ等も利用しまして、広報告知を行ってるところであります。

現在ホームページ開設の準備を進めており、これが稼働しますと、市外へ向けても情報発信を行うことにより、より周知が図られるものと考えております。

また、有明地域に限らず、広く松山地域、志布志地域にも大いに利用してもらえよう散らしや広報誌を活用したり、各学校を通じて周知啓発を図り、今後とも市民に親しまれる施設として利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） それではお答えいたします。

有明開田の里公園につきましては、ただいま市長の答弁にもありましたけれども、本市の児童生徒にも遠足やあるいはまた友人との交流の場として大変人気のあるスポットでございます。

また、農業歴史資料館の中の展示等につきましては、野井倉開田、それから蓬原開田の歴史が写真や年表、そして映像でも分かりやすく説明されておりますので、学習の場としても大いに活用されているものと認識しております。

我々教育委員会といたしましてもですね、管理職研修会をここで行ったこともありますし、学校助手研修会もここを会場にして使って啓発を図ったこともございます。

有明地区の特にこの開田の歴史につきましては、鹿児島県の小学校4年生の社会科の副読本、「私たちの鹿児島」に野井倉開田の歩みと、野井倉甚兵衛翁が7ページにわたって紹介されております。そういうこともありまして、24年度も県内から25の小学校、1,015名の児童が野井倉開田の隧道（ずいどう）の見学などを含めまして、本施設を利用しておるところでございます。

また、本市のある小学校では渇水期に隧道（ずいどう）の中を踏破いたしまして、先人の遺徳をしのぶという行事を行っている小学校もございます。さらに、ただいま市長も触れましたけれども、年に2回実施しております7泊8日の田舎暮らしの通学学舎におきましては、毎年市内の小学校から定員の48名を超える応募がございまして、この体験館での宿泊体験では五右衛門風呂（ごえもんぶろ）や、かまどを使った田舎暮らしの体験を通じて、たくましい心と体の育成のために施設の有効活用が図られているところであります。

ちょうど昨年の7月18日付けの地元新聞にある小学校の児童がこれに参加した感想を感動的に述べておりますし、私もここにこの前行いました通学学舎の感想文を持ってきておりますが、子供たちも大変喜んでいるようでございます。

教育委員会といたしまして、郷土教育や伝統文化の継承としても市内の各学校へ歴史資料館の紹介を行いまして、利用促進を図っているところでありますが、今後はさらに開田の歴史も紹介しながら市内外へ向けて情報を発信して、幅広い活用促進に努めてまいりたいと考えております。

今年度もこの前行いました通学学舎の報道も、近々もし、ひょっとしたら地元新聞に掲載されるかもしれませんので、その時はぜひお読みいただいて御理解を賜りたいとこういうふう考えております。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子君） 今回この野井倉開田の野井倉甚兵衛氏のこと、開田の里公園について質問しようと、ここの開田の里公園は私個人的にも、あそこの伝習館でそば打ちを、そばをつくったり生活研究グループに属していますので、つくったりとか、6月23日もうすぐですが、今度志布志市内の計画といたしまして、毎年1回郷土料理学習ということで、一般にどうぞということで応募しまして、一緒に市内の方からそういうことに興味のある方と一緒に研究グループが指導しながら一緒に料理をつくるという体験も何回かいたしておりますので、大変すばらしいところだというのは、もう重々分かってますし、かまどもある。昔の昭和30年頃の体験ができるということで、自在鉤とか、何かそうのとか、いろりとか、縁があつたりとか、五右衛門風呂があつたりとか体験館にあります。

先ほど教育長もおっしゃいましたように、大変利用されています。そういう鹿児島市から来られた親子とか、そういう方たちとも交流を図っていろいろお聞きしますと、本当にすばらしい所があるんですねということで、本当にもったいないということで、私自身も大変あそこ一帯に行けば感動するんですね、水の広場はあるし、常時噴水がしていますし、いろんな活用法があるし、ですが何遍も言いますが、志布志、松山の方はこういう所を御存知なのかなという思いで、私自身も知らなかったわけでありまして、ぜひそのことをどうにかならないものかなということであります。インターネットを調べていますと、インターネットで小さいのですが、水の広場とかありまして、大変こういう公園は志布志も松山もありませんよね、そして野井倉甚兵衛さんの水の広場と甚兵衛橋とって橋もあるし、導水路も通ってるし、そしてそういう農業歴史資料館、ここに行けば全ての開田の歴史が分かるということであります。

そして、この質問をするにあたりまして、ちょうど昨日も質問がありましたが、市長とふれあい市長移動室の中で、香月の校区公民館で市長と語る会がありましたですね。その時にある方、その方は私の集落の方ですが、本当に体調が悪かったり健康的に階段を上ったりというのはきつかったんですが、夫婦、その方に連れられて二人でいらして、今日は何か言いたいことがあると、市長に語りたいことがあるということで、私は何も分からんだけどというパートナーの方がおっしゃって来られて、私も何を質問されるのかなと思って聞いていましたところ、この野井倉甚兵衛さんのことを質問されたんですね、市長、覚えてらっしゃいますか。その時の質問の内容と、そのことに対して検討されたのかどうか、まずお聞きします。そのことで私もその方の思いを引き継いで、今回は一般質問をしているわけでありまして。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

確かその時、甚兵衛さんの野井倉開田の歴史が100周年ということだったと思います。50周年ですね、ということの節目になっているので、そういった何らかの記念事業はできなかったのかと、してほしいというようなお話だったというふうに記憶しているところでございます。調べましたところ、土地改良区の方にお尋ねしましたところ、特別そういったことはしなかったということでございまして、私自身は事前にそういったことを私も知っていれば、それなりの示威ができたんだなというふうには残念に思ったというふうに記憶しているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 確か私も聞き違いではなかったかなと思ったんですが、私も市長と同じ100周年の記念事業というか、何かそういうことに当たるので、何かする考えはないかとかいうようなことをおっしゃって、そしていろいろ調べましたところもう100周年は過ぎてまして、昭和24年に導水路、通水が開始されたのが昭和24年で、野井倉甚兵衛さんが亡くなるほんの前だったんですね、もう今通水して来年で65周年ぐらいになるかと思います。通水からですね、昭和24年からなると思いますが、その時点ではですが、それまでに今度はいろんな通水、50周年とか100年、そういうこともあろうかと思いますが、野井倉甚兵衛さんの開田の歴史ということで、いろいろ調べますと大変御苦労されまして、本当にすぐ近くにこういう偉大な方がいらっしゃったんだなと思ひまして、もうこれはどうしてこういうことをもっと志布志市民全員で共有できないものだろうかという思いがありまして、その方もそうだったからこそされたと思うんですね。

そして、いろいろ詳しく聞きますと、ちょっと個人的なことでありますが、先生をされてまして、教育長の答弁にもありましたが、その方が有明の小学校に赴任されていましてときに、曾於郡内で、その野井倉甚兵衛さんのことを研究授業というか、曾於郡内の先生たちを全部集めて、社会教育の4年生のところの副読本までであるということでもありますので、そういうことを題材というか、そのことをいろいろその方がいろいろ調べられたりして、小学校の中でそれを一生懸命研究授業というか、公開授業か分かりませんが、そういうことに尽力した経緯がありまして、そういう思いが人一倍に強かったのではないかなという気がしましたが、そういうことが教育長、あったのでしょうかね。

○学校教育課長（金久三男君） 野井倉甚兵衛につきましては、以前道德の本にも取り上げられたことがあり、現在本市の小学校3、4年生が使う社会科副読本においても野井倉甚兵衛、馬場藤吉のことについても記載し、私たちが住んでいる志布志について、小学生が学んでいるところであります。そして、なお道德の時間につきましては、不撓（ふとう）不屈の心を養う郷土の先人に学ぶということで、以前それぞれの学校で事業を通した道徳的実践力を身に付けさせるために取り組んできた経緯はあります。

○7番（鶴迫京子君） 菱田川にかかる左右に蓬原原野ですかね、以前野井倉原野がありまして、そこをシラス台地でありますので、不毛の地をやせ地を二十歳の頃に、野井倉甚兵衛さんが二十歳の頃に、そこに水を引くということを決意されて、それからいろいろ尽力されまして、農林省の方にも何度も陳情をされまして、そして、その陳情をして、そして今度はまた戦争も迎えるわけですね。戦時大戦下の中では、GHQのすごくそういうことを予算、国の予算をいただいて、そういう事業するということでもありますので難色を示されたが、結果的には国からそういう補助金というか、そういういただかれて、そして自分の財産も投げ打って、そしてそれをずっと継続して、最終的に通水したのが昭和24年でありまして、亡くなられたのが昭和35年ですので、もうその全部が完了したときは81歳だったということが書いてあるんですね。そういうのを見たり聞いたりしてしますと、本当にこのことは、それを捉えて社会教育の方でも副読本にされているということでもあります、それが合併する以前で、有明町ではそのことに関して探検、トンネル探

検も平成16年にされています。子供たちをトンネルを渡ってみませんかということでされたかもしれませんが、節目節目でそういうことを全市民、全町民というか、そういうことに知らしめたことはないわけでありませよ。そして、そのことを今合併しましたので、そういうことをまず市内外に示す前には、町民が志布志市民がそれを共有しなければ、また広がっていきませんので、そのことに関してどう思われますか。

○市長（本田修一君） ただいま教育長からの方も答弁がありましたように、現在小学生の社会科の副読本に取り上げられている人物だということでございますので、志布志市内の小学生においては、全てそういった郷土の偉人がいるんだということについては認識しているものと思いません。

そしてまた、そのことからかもしれませんが、先ほど言いました子ども農園わくわく隊や通学学舎等につきましては、応募者が多いと、市内全域からの応募者が多いということでございまして、子供たちについては、そのようなことで認識していただいている内容だというふうに思います。

ただ、一般の市民の方々につきましては、特に志布志地区、松山地区の方々につきましては、なかなかなじみがない郷土の偉人ということではなかろうかなと思えますが、ただ訪れる方がほかの地域からは少ないとはいえ、例えばふるさとまつり in 有明におきましては、農業歴史資料館、体験館の前でイベント等もやっておりますので、その際に目に触れられて、その施設の意味というものについて感じられているのではないかなというふうに思うところでございます。節目節目のときをまた研究しまして、調査しまして、何らかの形でこの検証するようなイベントというのはやってみたいなというふうに考えたところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 市長が何らかの形で検討を、節目節目の検討で、来年で65周年になるのではないかと思います。また、そこいら辺はしっかり1年違っててもまた何か違いますので、よく調査されて、そういう事業を組んでいってほしいなと思えますが、市長の方で祭りということで出ましたので、ふるさとまつり、ここに私が質問しているのは、今以上に幅広い利活用ということで、そしてまた周知広報というか、そういうのをどうするかということでありますので、今は現在手いっぱいいろいろされてます。県内のまた薩摩半島とか向こうの方々はこのことはすごく勉強されて知っていると思っておりますので、いろいろ観光客なり、学習面でも利用されているということではありますが、そういうことで、まず教育長にこの教育面でここにも「きらり輝く三つのおしえ」の中にもいろいろここに文化財の保存活用とか、地域文化の継承とか、いろいろうたわわれているわけでありませよ。そういうのを中に入れ込んでいく、以前されてたように副読本は今あるということではありますが、それはあくまでも副読本でありまして、学校によってそのことを勉強は一応はとりあえずさせるけど、そのことをまた利活用というか進めて、それを学習に応用してまた見学に行こうとかいうのは学校サイドに任せられているんじゃないかと思えますが、現状はそういうことでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 今御指摘のとおりです。学校に任せられている部分もありますし、

学校では道徳の時間とか、あるいは総合学習の時間とかいろいろありますので、そういう時に今御指摘のこの野井倉開田ですね、野井倉甚兵衛の功績とか、あるいは馬場さんのこの功績とか、いろいろなものについて総合的にやはり郷土を知るという面から、今御指摘のことは非常に大事なことだと思いますので、せつかく地元がいい施設があるんですから、利活用を図るということ、私ども教育委員会でできる分野についてはやりたいと思いますが、今御指摘のようにもっとやっぱり広く市民を巻き込んだそういう啓発ということは必要ではないのかなというような質問の趣旨と私理解いたしますので、私どもは私どもの分野で精いっぱい子供たちには啓発してまいりたいとこういうふう考えております。

○7番（鶴迫京子君） 教育長の答弁のとおり、学校教育では限界があるところもあると感じますので、やはり願わくば有明町の子供たちは、保護者の方たちが今までの野井倉甚兵衛さんはこんな人だよとか、そういうのを普通の日常生活の中で伝えられて分かっている部分もあるやもしれませんが、志布志町、松山町、そういう所の子供はどうかなと思いますので、そこいら辺も、やはりできる範囲でされて、そして、それを総合的に利活用となりました時には、やはり幅広くとなりますと、先ほどしっかりあるわけですので、施設も何もかも、もうそこに行けば学べるということですので、ふるさとを個人的な提案になりますが、ふるさとまつり in 有明というので、あそこを全部利用しますね。そして有明町、合併しないときには有明町の方たちがふるさとをどうやって表現するかということで、いろんなお店が出たり、いろんなことをされています。合併したらまた志布志の方たちもお店とかテナントに入られていろいろされていますが、市民の方、志布志の市民、松山の市民の方が来ているかなと思いますと、市長の答弁もありましたように、私はあまり見かけないというか、もったいないなという思いで、あのまつりのことを思っています。

松山藩、やっちく松山藩、お釈迦まつり、県内では3大祭りがありますが、私は志布志の3大祭りとして、お釈迦まつりとやっちく松山藩の祭りはわりと浸透してるんですが、ふるさとまつりが、ちょっとネーミングが長いんですね、そういうのはどこであるのって聞かれた時に、ふるさとまつり in 有明っていう祭りだよって、そこまで長く言わないと、と言ってもピンとなんかこないんですね。だから、何かそれプラスキャッチフレーズをつけてですよ、私やっぱり、この甚兵衛さんが本当に申し訳ないかもしれませんが、曾於市も伝説の里で弥五郎どん祭りって、「弥五郎さあ」っていうのがありますので、志布志も甚兵衛どん祭りというか、甚兵衛さあとか、そうって甚兵衛祭りとかいうのに、ネーミングを何かつけて、そして志布志市内の3大祭りとして、もっとふるさとまつり、有明のあそこで行われるそのことをもっと周知、広報をやらせまして、そして、まず志布志の町民、松山の町民にもいっぱい来ていただく、それから口コミというか、そのことをまたBTVとかいろんなので放送したりして、市内外ひいては全国に放送していくということで、ネーミングってすごく大事だと思いますので、甚兵衛祭り、甚兵衛さあ祭りとか、そのようなことに、これは個人の意見ですが、志布志市内の志あふれるおやじの3大祭りってしたらどうかな、お釈迦まつり、やっちく松山藩まつり、甚兵衛さあ祭り、甚兵衛どん祭り

もいいですけど、そうやっておやじ、「お」と「や」と「じ」ですので、祭りとかいうような感じでポンとPRする。そういうようなことも考えて、もっとそうすると広く活用していただきたいという思いがありますがいかがですか。

○議長（上村 環君） 答弁は簡潔にお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） 今、大変子供たちが知らないんじゃないかと御懸念のようでございますが、今ちょっと課長に、このふるさと学舎の参加、志布志どうなのか、松山どうなのか、ちょっと発表させますので、御参考までによろしくをお願いします。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） それでは、利用の状況等について、少し補足して説明させていただきます。

まず市内の子供たちの通学学舎の申し込み状況ですけれども、今回3か年の22年、23年、24年度の申し込みの状況を確認しましたところ、松山地区から25名、志布志地域から128名、有明地区から78名ということで、志布志地区の方から全体の55.4%ということで参加申し込みが多いということでございまして、浸透しているのかなと考えているところでございます。

それから、農業歴史資料館の体験館での学習ということでございますけれども、教育長の方から先ほどありましたけれども、市内の25校の学校から見学に来ているということで、語らいの場でアニメ等の学習をしてもらった後、展示等の見学、そして野井倉土地改良区に協力してもらいながら隧道（ずいどう）等の見学をしているところであります。

また、現在隧道等のトンネル探検等については、有明校区等のわくわく広場の中で毎年ですね、ここもう10年以上前から実施しているということで、毎年50名ぐらいの参加があるということでございます。

○7番（鶴迫京子君） すみません、市長答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ネーミングにつきましては、かなり重要なことだというふうに思います。

そしてまた、来ていただくために私も昨年度から四つのお祭りを全て行かれた方に対して、スタンプラリーというのを実施しております、よりたくさんの方々が四つの祭りを楽しんでいただくような企画をしているところでございます。今年度におきましても、お釈迦まつりから開始をしたところでございます。

そしてまた、ふるさとまつり in 有明においては、松山からも志布志からもシャトルバスを出しているということでございますので、よりたくさんの方々に来てもらう取り組みはしているということを御理解いただければというふうに思います。

ネーミングにつきましては、また実行委員会等で協議していただいて、そのふるさとまつり in 有明というもので今後もいいのかということについては、提案をしてみたいというふうには思ったところでございます。

私といたしましては、甚兵衛どん祭りというふうに銘打ってくだされば、本当にうれしいところですが、いわゆる我田引水になるんじゃないかなというふうに思いまして、ちょっとその辺は

遠慮しているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 私は、競争するわけではありませんが、弥五郎どん、西郷どんでありますので、甚兵衛どんって呼びたいんですね、だから甚兵衛どん祭りというのが最高じゃないかなと思ってます。鹿児島と言ったら西郷どん、弥五郎どんも全国にもうPRされていられましたよね、あれをされて、だからそれぐらいになってます。あれも伝説の弥五郎どんということで四つの説があるということでもありますので、うちは実際、実在の人物でありますので、ぜひこのことは、実現していただきたいなと思います。その市長と語る会で、いろいろ市長に思いがあって質問された方がうちの隣で、個人的なことで大変こういうところで申し訳ないんですが、隣の方で急に病気になられまして、亡くなられましたので、そのことを受けまして、本当にそういうことになっていなかったら、まだ今からどンドンおっしゃることがあったんですが、もう提案できませんので、私は市民の代表としまして、私、そのことが実現できたら大変うれしいかなと思って、ですのでぜひ市長このことは節目で何かそのことの思いを、皆さん課長も来られてましたので聞かれたと思いますので、そのことを実現する日があることを祈っています。甚兵衛どん祭りのふるさとinまつりをそういう名前をつけていただいて、市内外に発信していただければなと強く要望しておきますので、そういう思いで今回は野井倉甚兵衛さんのこと、そして、そういう子供たちのことを質問いたしました。残り少なくなりましたが、市長と同様に私も議員の責務をあと7か月間全うしていきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。今日は有り難ございました。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、鶴迫京子君の一般質問を終わります。

ここで、2時40分まで休憩いたします。

○
午後2時19分 休憩

午後2時40分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、下平晴行君の一般質問を許可します。

○2番（下平晴行君） 通告に基づいて質問いたします。

自主財源確保及び次世代エネルギーパークなどの取り組みについてであります。

はじめに自主財源確保であります。市の25年度の一般会計予算187億7,000万円です。そのうち自主財源は約52億5,000万円です。28.2%です。その内訳ですが、税収約30億1,000万円、その他の収入として使用料手数料等など22億4,000万円です。

志布志市の予算と仕事に掲載してあるとおり、家計に例えてみると我々がいただいている人件費は税収30億円をはるかにオーバーした34億4,000万円です。大変な生活状況であります。そのことから自主財源確保は早急に取り組むべき課題であります。

24年7月から太陽光発電やメガソーラーの電力を国が買い取る固定価格買い取り制度が設けられました。買い取り価格と買い取り期間は設置した太陽光発電システムの規模によって異なりますが、最大出力が10kw以上の場合は1kw当たり、25年度は37円80銭で20年間保証することになっております。

そこで、公用地の遊休地になっている大迫食品関連団地などにメガソーラーを設置して自主財源を確保する考えはないかお伺いします。

○市長（本田修一君） 下平議員の御質問にお答えいたします。

公有財産の利活用につきましては、現在、公用又は公共用として使われておらず、また貸し付け等による活用が行われてない土地や遊休地に限らず、公有財産全体を見直すこととし、平成24年度に市公有財産利活用基本方針を定め、利活用や今後の計画の可能性などを仕分け項目として区分を行った上で、貸し付けや売却を積極的に行い、管理経費の抑制や財源確保を図ろうとしているところであります。

メガソーラーにつきましては、平成23年3月の東日本大震災の原発事故により、安全なエネルギー代替として、平成24年度に再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が始まり、各地で設置が加速しているところであります。

市といたしましても、平成24年度はじめに関係課と協議を進め、市有地について面積や地形条件などを検討してまいりましたが、何分にも1メガ以上の大規模な太陽光発電所建設には、広大な用地が必要となるため市有地への設置は断念したところであります。

現在、民間の方々が候補地を選定されまして、設置もしくは検討されているようでございますので、民間の方々に御協力を申し上げながら、このことにつきましては積極的に対応してまいりたいと思います。

○2番（下平晴行君） 市長が協議したと、これは1メガの設備設置面積、これは1.3haで足りるわけでありまして。先ほど大迫食品関連団地、これは約1.8haあるわけでありまして、どのような協議でその土地がないと、例えば市長、それから陣岳の公有地は150ha、多分です、約です、調べていません。それからゴルフ場建設のための公用地もあるはずであります。この1メガの経費であります、約3億円、年間売電費が約5,000万円、約ですからね、これを20年間保証ですのでざっと10億円になるわけです。そういうことで、民間に委ねるとじゃなくて、志布志市としての財源確保、自主財源確保、そこをもう1回市長お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身もこの国の再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度につきましては、非常に魅力を感じまして、先ほど申しましたように市でこの事業に即応できるような土地の選定を進めさせたところでございます。

しかしながら、先ほども申しましたように市有地に適地がなかったということでございます。ただいまお話をいただきました安楽工業団地につきましては1.8haございます。平成23年3月の震災以降、製造業や飲料水関係企業からの照会が増えて、迅速丁寧な企業誘致活動を進めてきたと

ころでございます。このうち平成23年に相談のありました飼料関係企業は物流面を勘案されて、志布志港の若浜地区に進出されました。平成24年には飲料水関連企業の進出計画が最終段階で資金調達面から保留となったため、他の製造業に現在では情報提供しているということでございます。

今年5月には、都城志布志道路が全線整備区間に格上げされましたので、都城インターチェンジ予定地まで約2kmということに近いということから、当面は市内に数少ない工業団地として企業誘致活動を進めることとしておりまして、現段階ではメガソーラー設置については最終手段になるというふうに考えるところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長、自主財源確保、私も今まで一般質問をいろんな形で確保の在り方について問うてきたわけでありますが、この30%に満たない自主財源であります。大きな都市では50、60%で自主財源を賄っている市においては、それなりの大きな事業も、あるいは市民の生活の安心・安全、福祉そういうのを取り入れられるわけでありますよね。ところが、ほとんどが依存財源で運営している志布志市の場合、やはりもうちょっと自主財源をどうしたら確保できるのかというのをもうちょっと真剣に取り組みをしてやってもらいたい。今市長が3件のうち5月の前の2件については、もう利用はしないわけであります。

それから、先ほど市のいわゆる遊休地がないと答弁がありましたけれども、先ほど言いましたように陣岳の土地、あるいはそのゴルフ場の計画跡地、そういう他の土地の実態を調べたのかどうかですね、市長お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、この再生可能エネルギーの固定買い取り制度については、私自身も本当に魅力を感じまして、ぜひこのことを本市でも取り組みたいということで適地につきましては、積極的に選定をしたところでございます。

ただいまお話になられました陣岳の土地につきましては、原野でございまして、そしてまた、こういったまとめた土地にするとなると、造成事業をしなければならないということになるかと思っております。また、その造成事業をするにしても様々な法律関係の手続きを経なければならないということになるかと思っておりますので、そういった観点からも、この採算性というものについて取り組むことはできないというようなことで、現在平地であって、そのような広大な面積があるということの中での選定作業があったところでございますが、残念ながら適地がなかったということでございます。

○2番（下平晴行君） 市長、適地がないんじゃないですよ、今はですね、いろんな工法があります。例えば鉄柱、柱になるやつドリルで入れてですね、そして、杉は伐採してそのままのかして、造成しないでいいんですよ。実際都城はそれを1.5haですかね、私この前見に行きました。もうちょっと調べてくださいよ、できないんじゃないんです。やる気がないだけです。どういう関係課と協議したんですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その都城の事例については担当の方も、確認してなかったと、また、事前にそのことについては情報として入手してなかったということであるようでございます。

その工事自体が、実際どういったものかということについては、また勉強させていただければと思います。

○2番（下平晴行君） 市長ですからね、いろんな角度でやはり調査して、単純に造成しなければできないというものじゃないんだということも含めてですね、いろんな手法が、工法はあるんだということなんです。そこは、杉山で伐採してですね、その杉はある状況の中で、いわゆるドリル状になった鉄パイプを打ち込んで、そこに、そこも場所は西側向きなんです。本来は南側向きでないと、いわゆる発電力ですか、少ないといわれてるんですけども、そういう工法で南に向けて西側でありながら角度を南に向けて対応している。やり方をしているんですよ、実際。ですから、場所がないんじゃないんですね、やろうと、本当に自主財源をせつかくのこういう事業があるのを取り組みをしようと思えばできるわけですよ。市長どこの課とどういう関係で協議したんですか。

○市長（本田修一君） ただいま都城の事例についてお話がされましたので、早速このことについては調査をさせていただきまして、この陣岳でそのような方式で取り組むこととすれば、事業費等の採算性というものを考えなければなりませんので、そのことの調査をさせていただきます。この再生可能エネルギーにつきましては、担当は企画政策課の方でしております。

○2番（下平晴行君） 担当課だけの協議じゃなくてですね、やはり庁議というのがあるわけがありますので、そういう中でそれぞれの課長の皆さん方は、それぞれの知識を持っておられると、あるいは関心を持っておられる課長もいらっしゃると思うんですよ。そういうやっぱり、これはこのことだけじゃないんです。あらゆる事業について、私はそうしてほしいと、そういうやっていくことによっていろんな事業が、いろんなやり方が、ましていろんな形の研究ができるんじゃないかなというふうに思うわけですね、市長ね。ぜひそういう取り組みをしていくということでもありますので、ぜひ調査をしてやってください。いいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、担当は企画政策課で行っておりますが、このことにつきましては課長会で全課に指示しまして、それぞれの担当の方で、この太陽光発電だけでなく、バイオマスとか水力とかございますので、それぞれの課でその再生可能エネルギーに対応できるようなエネルギー源というものはないのか調査をさせたところでございます。そのことにつきましては、今後も続けてさせます。

そしてまた、今申しましたように、議員御指摘の事案につきましては、すぐさま調査をさせたいと思います。

○2番（下平晴行君） このいわゆる事故のリスクが、あるいは被害が少ないということであります。例えば、どのような発電方法でも事業用とした大規模なものについては、事故のリスクが存在するわけでありますよね。原子力発電、火力発電、あるいは今おっしゃったバイオマス発電、

これは燃料を燃やしているため燃料や炎に起因した事故リスクがあるわけです。風力発電は台風や落雷による事故です。水力発電は、ダムの事故リスクであります。

しかし、事故のリスクという点において最も優れているのはメガソーラーであります。事故が起きたとしても太陽電池パネルが破損する程度のもので、ほとんどメガソーラーのある地域に住んでいる人々の生活を脅かすような被害は全然ないわけでありますよね、そういう観点からもぜひ取り組みをしてほしいというふうに思います。取り組むということでございますので、次に移りたいと思います。

次世代エネルギーパークであります。再生可能エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーに、実際国民が見て触れる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した従来のエネルギーの在り方に関する理解の増進を図る計画を経済産業省が認定するものであります。

認定されますと、ホームページをはじめとした様々な媒体による情報発信などを通じて、積極的に支援をしていくということであります。

これまで19年度から23年度の間全国で41件が認定されております。24年度新たに7件が認定されて鹿児島県では、いちき串木野市がいちき串木野次世代エネルギーパーク計画で認定されております。全体で48件が認定されたということであります。

そこで、蓬の郷公園の広場にメガソーラーや太陽光発電を整備して、志布志市の豊かな水と太陽の恵みを体験できるエネルギーパークゾーンを設け、再生エネルギーを通じて志布志の自然・環境を広く知ってもらう機会を広げる次世代エネルギーパークの取り組みは考えられないかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

蓬の郷民宿村公園でのメガソーラーの設置についてでございますが、この公園は平成14年に国土交通省の地域間交流支援事業費補助金を活用して整備したものでございまして、その事業趣旨からして緑地部分へのメガソーラーの置及びエネパークゾーンとしての整備は、現段階では困難であると考えております。

なお、蓬の郷につきましては、市民のふれあい交流の促進、地域間交流の促進、健康ライフの促進、青少年の自然観察の促進及び地域の活性化という設置目的のもと、ふれあい交流センター及びそれ以外の施設ごとに、それぞれ指定管理者が順調に運営されておりますので、今後もさらに工夫・努力をしていただき、市民及び観光客により一層親しまれる施設としての期待をしてるところでございます。

○2番（下平晴行君） これは市長、補助金の関係でほかのものは設置できない、これは何年度までにできないということですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 市長がただいま答弁いたしましたように、平成14年に国土交通省の補助事業で整備をしたものでございまして、補助金の適化法の関係20年というような形での年限がきられているようでございます。

○2番（下平晴行君） 20年まではできないと、ひとつこれは参考例で聞いてほしいと思うんで

すが、群馬県の太田市、次世代エネルギーパークというのを認定されているわけであります。ここがですね、この蓬の郷のふれあい交流センター以外の施設、公園ですね、ここと似ているんですね。ですから、できないのであれば、できないということでもいいんですけども、こういう太田市がやっている20年までに、これをひとつの先進地としてですね、調査研究を重ねていけば、その時点までに取り組みができれば、と申しますのは、この太田市の新エネルギーを利用した施設整備がですね、ソーラーカーとかあずま屋、それから街灯、庭園灯、それからレンガ、イルミネーション、ハイブリッド水質浄化システム等々ですね。

それから、これは市全体が取り組んでいるわけですが、太陽光発電のシステム導入施設が市役所30kw、それから中央小学校が10kw、保健センターが10kw、リサイクルプラザが6kw、スーパーエコハウス4.5kw、行政センター10kw、綿打中学校でしょうか、40kw、老人福祉センターが10kw、総合支所が10kw、こういうことで町ぐるみで太陽光発電のシステムを導入しているわけですね。それと併せて太陽光発電システム導入奨励金の支給までしているわけですね。18年度の支給件数が384件、現在までに665件が支給対象、奨励金対象になっていると、そういうことありますので、あそこが補助金ができないのであれば、そういう太田市の取り組みもひとつの参考事例として、調査研究をしてほしいというふうに思います。

では、次にいきます。企業推進支援についてでございます。

薩摩川内市が経済の浮揚および雇用の増大を図るため、最大10億円を交付する地域成長戦略促進補助金を創設して公募を始めております。補助対象は食品ビジネス、次世代エネルギービジネス、医療、介護周辺ビジネス、観光ビジネスの成長戦略4分野であります。

補助内容であります。用地取得費補助50%、限度額2億円、施設設備補助10%、限度額2億円、賃貸費補助50%で限度額1億8,000万円、それから新規雇用補助1人当たり50万円、次世代エネルギー関連施設については100万円、新規雇用補助の対象として、創業1年後に6か月以上連続雇用される市民、基本的には6か月以上本市に居住と。

そして、補助の要件であります。地域成長戦略に掲げる分野の施設の新設、増設または移転をしようとする業者、創業1年以内において新設の場合は、新規雇用者の数が10人以上、増設または移転の場合は5人以上、このように薩摩川内市は企業誘致を積極的に進めているが本市は企業誘致推進支援策をどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

薩摩川内市の地域成長戦略促進補助金につきましては、ちょうど今日のお昼NHKのニュースの中で流れておりまして、私、ああこれかと思って改めて見たところでございます。

私どももこのことにつきましては、御質問があり改めて調査をさせていただきまして、すばらしい取り組みだなというふうには思ったところでございます。まず10億円という数字がすばらしいということございまして、これが世間的に耳目を引く内容であるということで、こういった取り組みが私どものまちも改めて必要なんだなというふうには思ったところでございます。

本市の志布志市企業立地促進補助金につきましては、県内で43市町村のうち27の市町村が制定

している企業立地促進補助金の中では、上位から7番目の最高7,000万円であります。そして、80名規模の新規地元雇用が必要となっております。

現在、本市におきましては、志布志港や都城志布志道路などをはじめとした社会基盤の充実を図るとともに、新たな開発を行う臨海工業団地や規制緩和などの産業振興策を中心に、企業誘致支援策として取り組んでいるところでございます。

本市の企業誘致推進支援策につきましては、薩摩川内市を参考にしまして、企業誘致の呼び水になるようにですね、改めてこのことについては見直しをしながら、今後志布志港の新若浜港の後背地に開設されます工業団地の企業誘致について取り組みをしてまいりたいと考えます。

○2番（下平晴行君） 市長がおっしゃいましたように、いわゆる最大10億円を交付すると、これが目玉なんですね。私すぐその日に担当者に電話をしました。そしたらですね、その出た日ですから、明るく日でしたね、もう23社、応募、問い合わせがきているということなんですよ。だから、市長がおっしゃったように呼び水と申しますか、やはりどんと打ち出すことによって企業は、これは経営していかなきゃいけないわけですから、そういうなんかメリットがあれば、やはり飛びつくわけですよ。そこに5,000万円とか7,000万円て金はともじゃないですけど、ここは特に道路網の関係からしても、立地的には港湾はありますけれども、大変そんなにいい場所とっていいのか、悪いのか分かりませんが、飛びつくようなところじゃない気がするわけです。

しかし、このように最大10億円を交付と、そういう打ち出すことによって企業は、先ほど言いましたように、何かの援助が支援策があれば、そこにあるいは開設、新設、移設してみようかという気持ちになるわけですよ。一つ、その担当者が10億円と出したことに対して笑って言いましたけれども、これも雇用を100人、1人当たり100万円ですから、100人あるいは1,000人、そういうことはあり得んですけれども、そうなる10億円ですよ。だから、ないですけどこれを打ち出すことによって、やはり効果があるんですねって、打ち出している方が言っているんですよ。これをまねをすとかどうこうじゃなくてですね、やはり市長、そういうふうに企業が求めているものは何なのかというのを察知して、取り組みをぜひしてほしいと思うんですよ。

そして、いわゆる大迫食品関連団地、あるいは今、港の方もお話がありました。それと併せてこのことをどうPRと申しますか、打ち出すか、ここだと思うんですよ、そこら辺はどうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、私どもの町では7,000万円のそのような促進の誘致促進の補助金を用意しているということでございますが、80名規模の新規の地元雇用ということを考えております。

薩摩川内市の場合でいきますと、800人の雇用で8億円、そのほかに2億円があるということで10億円ということになりますので、規模的には、内容的にはですね、ひよっとするとそんな変わりのないのかもしれませんが、ただ規模が大きいために、このように10億円という数字になったのかなというふうに思いますが、それにしてもうまいと、やり方がうまいというふうに感じたところ

でございました。このことは大いに参考にさせていただきたいと思います。

○2番(下平晴行君) ぜひ参考にして企業の誘致を推進を図ってほしいというふうに思います。それでは、次に堆肥場設置の助成についてであります。

有機農業の取り組みを拡大させるために畜産農家のふん尿処理、堆肥とあわせて完熟堆肥化を図る堆肥場設置の支援はできないかということでお伺いいたします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

市におきましては、基幹産業である農業において、有機質資源の循環機能を増進し、農業生産活動における環境の負荷を低減するとともに、安全かつ良質な農産物の供給に資するため、農業者が有機資源を大幅に活用した農業への取り組みを推進しているところであります。

そして、農産物の生産において作物に合った堆肥を製造し、特色のある農産物を生産して販売するということが重要であると考えますし、また市内には多くの畜産農家から排出される有用な資源があり、さらには地下水をはじめとする環境保全の観点からも耕種農家と畜産農家の連携により有効利用を推進すべきであると考えております。有機農業の取り組みを拡大させるために、堆肥舎の設置に対する支援につきましては、現在では私どもが把握している耕種農家の希望者は少ないところですが、そのほかにどれくらい設置希望があるのか、また自家製造あるいは購入などの費用対効果や有機農業への取り組みの拡大につながるのか、そして、それがひいては本市の農業振興へ寄与するかなど、調査させていただきたいというふうに思います。

○2番(下平晴行君) 市長がそういう実態を調査して取り組むということではありますが、これは私は3月の一般質問の中でも、いわゆる水保全シンポジウムにおいて、いわゆる畜産し尿等の垂れ流しを防ぐ手段として、バイオマスや完熟堆肥としての利活用する提言があったが、どう取り組むのかということに対して、市長が「完熟堆肥は化学肥料の低減や環境負荷低減に有効な手段である。補助事業や単独事業を活用して、また畜産農家の研修等の機会を捉えて、完熟堆肥生産と適正量施用の研修機会等を設けるよう関係機関と協議する」というふうに答弁されているわけですね、今先ほどおっしゃいましたように、いわゆる完熟堆肥そのものが、どういうものを完熟堆肥といっているのか、ここから始まるわけではありますが、いわゆる最低でも2年以上、そして、においがなくて、土状になったものが完熟堆肥になるのではないかという。これは専門の方の意見も聞いて、そういうことではないだろうかというふうに理解をしているところであります。

それと併せて畜産農家が、シンポジウムでもありましたように、垂れ流しをするということ自体はもう堆肥の処理に困っていると、いわゆる畜産、特に養豚業者の方々については、肥料、堆肥を持ち出してくれんかというようなお願いも、私も実際されてしております。

それと併せて堆肥を使っている有機農家の方ではありますが、いわゆる堆肥が100%完熟堆肥になっていないということから、いわゆる業者から購入して割高になっていると、少しでも助成があればそちらの方で対応できるのにとというようなこともお聞きをしております。この堆肥小屋、いわゆる畜産農家については補助事業で対応してくれているわけではありますが、いわゆる畜産農家でない方で農業を営んで、いわゆる有機農業に取り組むという方については、いわゆる堆肥小屋

の大きさなんですね、これも市長ちょっと考えてみてください、おそらくですね、奥行きが5mで4スパンぐらいありますと、約100万円程度でできるんじゃないかなということでもあります。これは構造の内容によって全然違ってくると、価格が全然違ってくるというふうに思うわけですが、そういう100万円程度でももちろん事業者、設置する方ももちろん負担しながら、これが50%なのか40%なのか、支援策がどういう形で考え、これからですから、考えられるのかですね、そこら辺もしっかりと調査をしてからでいいというふうに思います。

また、この堆肥小屋がいわゆるつくってから有効活用されないと、これもまた意味がないわけですね。私が言いたいのはですね、本当に真剣にそういう堆肥を使った農業をやっている方々が、こういうふうに100%の完熟じゃないから、いわゆるその完熟堆肥を買うと割高になる。こういう真剣に考えている人は、そういう形での割高になっても導入しているということなんです。それを市が少しでも支援してやることによって、またやる気も出てくるわけですよ。ですから、そこら辺は実態調査をしてやるのか、それともいいですよと、例えば事業費に対して上限が例えば30万円で、あとは自己負担ですよ、みたいなのをしっかり打ち出して、市が意欲を持ってやるのか、どちらか、市長は調査してから、本当それは難しいと思います。どういう聞き取りをされるのかちょっと分かりませんが、例えば有機農業をしている人だけ、例えば有機部会の方々に聞いてされるのか。それとも広報等を出して、そして全市民の取り組みを聞いてされるのか、今まで私がこの通告をして、その取り組みの体制、それはどういう考え方ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市の有機部会の方々は12名と、そしてまた、この方々で堆肥舎が必要と、欲しいということの確認は取れてないところがございますが、認定農家においての設置希望の調査はできております。

堆肥舎の設置について、認定農家の農業経営改善計画申請書の中で確認しましたところ、6戸の方が堆肥舎を新設・増設したいというような希望でございました。

ということで、まだまだ対象農家としては少ないようでございますが、もっと広い形でこのことについては調査をしてまいりたいというふうに思います。

そしてまた、今お話がありますように、それでは、その設置について取り組むとすれば、どのような要綱を定めるのかというようなお尋ねでございますが、現在の畜産農家での堆肥舎の建設につきましては、平米当たり2万2,000円ということで、50平米以上の施設をつくっていただいているということで、110万円以上のものになっているようでございます。そのうち3分の1の助成になっているということで、現在の畜産農家に対する補助金の限度額は36万円ということでなっておりますので、このことが参考になろうかというふうに思います。

○2番（下平晴行君） はい、大体分かりました。私が考えている補助の在り方と大体一緒であります。ぜひ前向きに取り組んでほしいというふうに思います。

それでは次に移ります。地域情報通信基盤推進事業の利活用についてでございます。

地域情報通信基盤整備基本構想計画の策定に、いつでもどこでも何でも誰でも、利活用できる

情報通信基盤を整備し、福祉・農業・教育・産業・防災・行政など様々な分野において活用を進め、住民の誰もが情報通信技術の便利さを実感できる地域づくりを目指すこととする。となっております。情報通信基盤が整備された今日、それぞれの分野において、利活用の取り組みはできないかお伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市は、平成22年度事業で地域情報通信基盤整備事業を行いまして、ケーブルテレビによる難視聴地区解消や鉄塔建設による携帯電話不感地帯の解消、市内全域での光インターネットサービスの実現、行政情報を伝達のための行政放送告知端末の設置など、全ての市民がICTの恩恵を受けられる基盤が整備されたところであります。この整備後の利活用についてでございますが、どのような利活用ができるかについて若手職員を中心とした利活用プロジェクトチームを設置し、検討を重ねてきたところでございます。その中で様々な分野ごとに利活用できる事例を示しながら、各課で取り組めるものがないか協議検討を重ねてきたところでございますが、システム構築に至っていないのが現状でございます。

24年度には、緊急通報システムや高齢者の買い物支援システムの検討を行ったところですが、現在電話で行っている緊急通報サービスをインターネット回線を利用したサービスに変えることも検討したところでございます。これにつきましては、民間警備会社が展開しているサービスでございまして、人が感じる人感センサーを利用し、本人が通報しなくても人の動きで異常を感知し、警備会社が駆けつけるといった警備会社ならではの機動性を生かしたサービスで、保健課とも協議をしておりましたが、一番ネックとなったものが、初期費用と保守料、そしてインターネットプロバイダー料や光回線使用料の受益者負担でありました。初期費用につきましては、補助事業対応としましても、保守料と通信費で月額7,000円かかるということで、これまで電話使用料だけで月額1,000円程度で済んでいたことを考慮すると、とても難しいと判断したところでございます。

そのようなことで、様々な事業の推進について研究しているところでございますが、現在の段階では、まだそのような形で実質的な展開ができないところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

本市におきましては、地域情報通信基盤整備事業によりまして、市内の各世帯、事業所、学校に行政告知端末、それから光ファイバーケーブルが整備されましたことは御案内のとおりでございますが、学校には行政告知端末と、それから一般の方々が行政情報等を見ることのできる公開用端末のみが設置されております。

御質問の内容は、この情報システムが学校でも利活用できないかとのことだろうと思いますが、現在の設置状況ではただいま申し上げましたように、各学校間をつないで事業等の交流を行うための整備はなされておられません。今後の利活用についても、今市長の答弁にありましたように、利活用プロジェクトチームで協議されておるようですが、まだ具体策は出てないようでございます。

なお、本県での市町村の学校では、様々な形でテレビ会議による交流が実施され、特に離島を抱えた小規模校における表現力の育成やコミュニケーション能力の育成等に利用されている例があるようでございます。

以上でございます。

○2番（下平晴行君） 確かに市長がおっしゃいますとおり、その事業を開設するとなりますと、もちろん受益者負担というのも発生するという事は重々分かっておりますが、ただ市長、受益者負担が要らない、必要としないいわゆるサービス、これも十分できるわけですね。

すみません、眼鏡がですね、ちょっと遠くが見えなくて、外したりはめたりして申し訳ないんですが、市長もぼやけて見えるもんですから、しっかり答弁してもらおうと、しっかり見えるんですけど。

そういうことで、実際に今取り組みをされているのが農業のアグリ・コミュニティ事業、これは実際ありますね、牛の発情発見、それから分娩（ぶんべん）監視システム、これはされているというようなことであります。

私は、このいわゆる、その推進事業の概要の中で、今後の利活用、検討中、そういうものを具体的に掲載しているわけでありまして。先ほど市長が、教育長も申されましたとおり、いわゆるインターネットを通じたそういう遠隔地の他校との生徒間の双方の映像通信によるテレビ会議方式の授業、それは学校間の映像とか音声の相互交換、そういうものを交流を実現すると、これもされてないというようなことであります。それから社会教育においても、動画の伝送やテレビ電話等を用いて英会話や資格講座等の専門的なプログラムを受講する、このことができるんだと。

それから市長、やはり例えば医療関係、医療健康、福祉、分野での利活用、これも実際言って、先ほどおっしゃいましたように、このことについては受益者負担がかかるわけですね。しかし、情報提供する側については、これは受益者は経費は要らないわけでありまして。ですから、この医療、健康、福祉分野の利活用ということでは、例えばひとり暮らしの高齢者に対する介護や健康管理、これは一方的なんですね。それから、そういうセンサーによる見守り、あるいはテレビや電話等を通じた健康相談。こういうものは、いわゆる市民に情報提供をすることであるわけですから、直接受益者が経費がかかるのかどうか、どっちにしても受益者の経費はかからないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういう、かかるのかはそれはちょっとまたお答えください。そういうものをいわゆる行政サービスとして、この地域情報通信基盤整備、いわゆる基盤ですからね、基盤の整備がしっかりできたわけですから、これをうまく活用せん手はないわけですね。これも43億円もかけてできたわけでありまして、これは本当にすごいことだと、本当に評価しております。これをどう生かすかということになるわけですね、ですから行政が一方的に情報提供することについては経費はかからないと思うんですが、そこら辺はどうなんですか。

○市長（本田修一君） 先ほどの有機農業の農家、認定農業農家の堆肥施設につきましての発言につきまして、担当の方から訂正のメモがきましたので訂正させていただきます。

先ほどの堆肥舎の希望等についての発言につきましては、畜産の事業を参考として耕種におい

て想定されるものとしての発言であったということでございますので、よろしく願いいたします。

情報通信基盤整備事業につきましては、今お話がありましたように、本市は本当に市民の皆様方の御協力をいただきながら、また議会の御理解をいただきながら設置できました。このシステムについては、本当にすばらしい内容であるというふうに思っているところでございます。ただいまお話がありますように、そのシステムを活用して、様々なソフト事業に取り組みたいということにつきましては、いつもいつもお話をしながら、なかなか実現に至ってないということございまして、本当に申し訳なく思っておりますが、私としましては、このハードの設置ができたときと同じように、市民の方々の負担がない、あるいは極めて軽い形でのソフト事業提供はないものかということ在必死になって探っておる結果、今のような状況になっているということでございます。

今後とも、基本的にはその方向でソフト事業の導入は図ってまいりたいというふうに思っているところでございますが、今お話がありますように、行政区からの情報提供というものにつきましては、多分極めて安価で、利用者にとりましては安価で提供できるというふうに考えますので、更に研究を深めまして、その情報提供については、取り組みを深めてまいりたいと思います。

○2番（下平晴行君） はい、分かりました。

それと、先ほどの利活用プロジェクトの取り組みを今から質問するところでしたけれども、市長が答えてしまいました。これは実際に上がってきてないようでありますよね。これはどういう各課から1人ずつなのか、それとプロジェクトの人数は何人なのかですね、そこをちょっとお願いいたします。

○情報管理課長（又木勝義君） お答えいたします。

メンバーにつきましては本庁、支所合わせて約各課から1名ということで、24年度につきましては22名で構成をしております。それを4班に分けて、それぞれの福祉、教育等について分けて協議をいただいているということでございます。

○2番（下平晴行君） 4班に分けて福祉、教育ということで、農業も含めてだろうと思うんですが、これはいわゆるプロジェクトの中からはどういうものに活用したい、利活用したいというのは上がってきてないということですよ、市長。であるとすれば、やはり今度は視点を変えて、視点を変えるというのは、人を変えるということもそうですけれども、何か対策をしないと設置だけでは意味がないんじゃないですか。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このチームの検討によりまして、アイデア募集につきましては2回、そしてまた先進地の研修1回、会議を5回ということで、開催されているようでございます。

この結果、買い物困難者支援サービス、フリースポットサービスのことを集中的に討議しているようでございまして、このことにつきましては、利用者がまだまだ少ないと、そしてまた、民間が既に先行しているということで、継続して検討するという事になっているようでござい

す。

また、災害、観光用に利用できるソフト事業についても検討しているようでございますが、このことにつきましても、継続して検討というようなことにしているようでございます。

ただいまお話がありましたように、この協議の結果、具体的に進められるような内容に至っていないというようなことございますので、改めてこのプロジェクトチームにつきましてもメンバーの構成等も含めて検討はしてまいりたいと思います。

○2番（下平晴行君） 市長、ぜひですね、職員の中には本当に自分の考え方として、こうあるべきだという考え方を持っている職員もいらっしゃると思うんですね、そういうものも公募なのか、どういう形でされるのか分かりませんが、今のような考え方で取り組みをぜひしてほしいというふうに思います。これは、せっかく先ほども言いましたように、その基盤整備がしっかりできているわけですから、これをうまく使わん手はないわけでありますので、お願いしたいと思います。

それから、議会中継を支所の庁舎内放送はできないかということではありますが、先ほど担当課長が、志布志も松山も14日から放送していると、こういうふうに早めにはできるわけですので、これはもうよろしいというふうに思います。

これはなぜかと申しますと、やはり職員はパソコンで見れるわけですがけれども、しかし、職員であっても忙しい時は、見れないわけですよ。それと合わせて嘱託職員、臨時職員、パートの方は全く見れないわけですよ。情報を流して、この放送で聞く、仕事をしながら聞くことはできるわけでありますので、取り組みをされたということによってよかったなというふうに思います。

次に、委員会中継についての考え方はどうかということでもあります。これは議会基本条例の今調査、特別委員会でもあるわけではありますが、その条例の中に6章に委員会活動を提起して常任委員会、特別委員会においても公正、透明性を心がけ市民に分かりやすい審査に努めることになっております。

委員会中継については、本来議員から提案するものだと思いますが、市長から見て委員会中継をどのように考えておられるのかですね、伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

支所についての議会中継につきましては、ロビーに設置しておりますテレビで視聴できます。また、公開端末を使ってインターネットでの経由での視聴も可能になっております。

そしてまた、音声につきましては、先ほど議員がお話がありましたように、現在運用が14日から始まったということでございます。

よろしく願いいたします。

そして、委員会の中継についてでございますが、本市と同様に議場で行われる本会議を中継する自治体が大半でございますが、委員会を中継する自治体は多くはないようでございます。本会議を中継する自治体が大半ということでございます。

その中で、委員会の中継を行っている自治体は、委員会開催場所にも議会と同様の中継機器を

導入しております。本市でも導入するとなりますと、委員会が行われる三つの会場に中継機器の設置が必要となります。また、中継を放送する手段ですが、本会議と同様にケーブルテレビを使った放送をするには、現在放送チャンネルを一つしか持ってないため、「1」でございしますが、これしか持ってないため、全ての委員会を同時に中継することは不可能というふうになります。このことから、委員会中継を実施するとした場合、本会議についても行ってありますが、市のホームページから、視聴したい委員会を選択して視聴する。インターネットを使った中継が適切ではないかと考えます。この場合においても、1委員会あたり機器設備に約650万円が必要となります。

また、人的配置として、発言者へのカメラ切り換え操作や、協議会などで委員会が中断した場合などの機器操作を行う職員が記録係とは別に1名必要になると考えられます。このように技術的には対応可能かと思いますが、このことにつきましては議会の判断により対応したいというふうに考えます。

○2番（下平晴行君） はい、よく分かりました。

委員会、そういういろんな制約があるわけでありましてね、私個人的には委員会を中継する必要があると、これはいろんな案件について、いわゆる賛否の具体的なところまで入り込むわけですね、委員会は。議会とまた違って、そういう議論をするところをやはり市民が見れる、そして評価する。これはすごく私は大事なところで、大事なことであるというふうに思います。

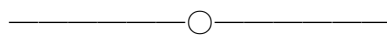
市長がインターネットでも650万円ぐらいは必要であろうと、そして、それを管理するいわゆる人件費、人事ですね、人の問題。そういうものもあるわけですが、広い意味で見ますと、そういうものも考え方によっては、どっちかという安いのじゃないのかなという気がするわけです。それは市長がおっしゃいましたように、私ども議会が最終的には判断することであるわけですが、市長の考え方を聞いたところでありまして。

いろんな今、議員定数の問題、あるいは政務活動費の問題、いろんなことがあるわけでありまして、そういうことも含めて、市民に情報提供をしていくという私ども議員の責務、そして執行側である市長の考え方、そういうものが市民にいろいろな形で情報提供して、市民がその判断をする。やはりそれが開かれたまちになるかというふうに思っております。

そういうことで市長の答弁、それぞれ聞いて前向きに取り組みをするということでありまして。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

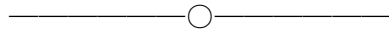


○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第3、議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第3 議案第43号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第43号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、一般職の職員の給与の減額措置を講じるため、その期間、率等を定める必要があるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（溝口 猛君） それでは、議案第43号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足して御説明申し上げます。

本案につきましては、国家公務員の給与削減支給措置を踏まえ、一般職の職員の給与の減額措置を講じるため、改正しようとするものでございます。

それでは、議案書の志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をお開きください。

附則でございますが、附則第9項は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、職務の級が2級以下の職員を100分の3、3級から5級までの職員を100分の5、6級以上の職員を100分7、給料月額を支給額をそれぞれ減ずる規定でございます。

附則第10項は、給与条例第29条に規定される休職者の給与についても、附則第9項により減じた額を基礎として、それぞれの割合を乗じて支給する規定でございます。

附則第11項は、職員が勤務しない場合の給与の減額の基礎となる勤務時間、勤務1時間当たりの給与額を減額後の給与額を用いて算定する規定であります。

附則第12項は、55歳に達しました職務の級、6級以上の職員に対する給与の減額支給措置についてでございますが、これまでの減額支給措置による減額後の給与額をこの条例による減額支給措置の基礎となる給与額とするための読み替え規定でございます。具体的には、55歳以上の職員につきましては、今まで1.5%の減額をしておりますが、1.5%削減後の額を適用するというところでございます。

附則第13項は、この条例の規定により、給与額から減ずる額を算定するにあたっては、端数が

生じることが想定されるため、その算定にあたっては1円未満を切り捨てる規定でございます。

次に、附則でございますが、まず附則第1条は、施行期日について規定したものでございます。この条例は、平成25年7月1日から施行するものでございます。

附則第2条は、勤務時間条例の介護休暇の規定において、附則第3条は、育児休業条例の部分休業の規定において、勤務しない1時間当たりの給与額の算出につきましては、附則第11項の規定により、減額後の給与に引き下げることの規定でございます。

附則第4条は、派遣職員の給与につきましては、附則第9項及び第10項の規定により減額後の給与に引き下げる読み替え規定でございます。

以上が、議案第43号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の主な内容でございます。

これによりまして、現在、国の給与削減後の本市のラスパイレス指数は105.1、削減前は97.1でありました。この105.1を100以下に削減するようにと国からの要請でございます。

今回の改正による削減対象職員は全職員339人、平均で5.1%、職員1人当たり約14万8,000円、全体で約5,000万円の減額となります。このことによりまして、減額後、本市のラスパイレス指数は、99.9になる見込みでございます。

また、管理職手当につきましても、10%削減します。これによる削減が120万円の削減となります。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（西江園 明君） 国の消費を拡大しなさいといいながら、一方じゃこういう政策を打つという中央集権、日本独特のですね、中央集権的なことでというふうに思いますけれども、ちょっと2点ほどお伺いしますけれども、附則の第4条の職員派遣の規定がございまして、読み替えのですね。これは、該当者がどういう団体があるのか、何人ぐらいいるのかということと。

もう1点、公務員と同じ給料表を採用している似たような類似した補助団体ですね、というのは、このもちろん職員は別ですけれども、ほかに補助団体として、どういうところがあって、そういうところはどういう取り扱いを考えているのか、その2点をお伺いします。

○総務課長（溝口 猛君） 今回の派遣職員でございますが、観光特産品協会に1名派遣している職員が該当することになります。

それから、今回の職員の給与に関しまして、関連する団体等についての取り扱いでございますが、当然職員が一部事務組合に出向しておりますが、この職務につきましては、本市の取り扱いで引き下げということになります。

それと社会福祉協議会等に人件費の補助をしているところでございますが、社協の方からは本市の引き下げの例により、その取り組みをしたいという旨の話がきているところでございます。

あと農業公社、土地改良区等がございまして、これにつきましては、今後、どういう対応をされるか、まだその対応がこちらにはきてないところでございます。

○3番（西江園 明君）　そういう一部事務組合は当然だと思いますけど、ほかのところもろもろ今総務課長がおっしゃいましたところについては、一部は準じてやるというふうな回答もある。そのほかについては、まだ回答もないというような、私以前も言いましたけど、母屋はおかゆを食って、離れがすき焼きを食べてるんじゃないかと、そういうような実態になるんじゃないかというようなことでですよ。

昨日も私、一般質問の中で地方自治法の中で154条でしたか、ちょっと手元にありませんけれども、市長が権限、そういう公共団体についてはですよ、指揮監督というのはできるようになっているわけですから、私はやっぱし、国の補助団体であるところがそういうこれを適用して、ほかのところが適用しないというのは、おかしいと私は思うんですけど、市長の見解をお伺いします。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

私どもとしましては、今回の国の措置、そしてまた、地方に求めるものというものについては、誠に残念の極みというようなことでございます。

しかしながら、今回改めて県の市長会等においても、このことについては対応せざるを得ないということがありまして、今回の給与削減について、本市でも取り組むということで御提案するところでございます。

関連する団体につきましても、このような内容については、十分お話を申し上げまして、最大の配慮を払ってもらおうということについては、お話を申し上げたいというふうに思います。

○3番（西江園 明君）　市は7月1日から適用するんですからですね、その辺のところを踏まえて、悠長に構えないでですね。今市長は、そういうふうな取り計らいというか、相手に言うということですので、皆さんは7月1日から適用を受けるわけですから、その辺のところを考慮してですね、行動というか、対応をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（上村 環君）　ほかに質疑はありませんか。

○4番（丸山 一君）　今回の給与削減によりまして、平均で5.1%、5,000万円の減額になるわけですね。その5,000万円の金額はどのような方向にもっていくんですか、一般財源に組み入れられるんですかね。

○財務課長（野村不二生君）　5,000万円について御説明申し上げます。

今回の対応につきましては、地方交付税が減額をされているところでございます。

現在、これにつきましては、大体影響額が1億円程度ということで考えておりますけれども、これに伴いまして、地方公共団体の方には交付税の中で新たに地域の元気づくり事業ということで、措置されることとなっております。その金額が大体6,000万円ぐらいということで、見込んでおりますけれども、総体的な影響額といたしましては、交付税の方が5,000万円近く減額になるということでございます。

○議長（上村 環君）　ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君）　何点かお願いします。

まずですね、今回の国のこの特例ですね、何のために、今回のこの特例措置に関する法律が制定されたのかひとつお願いします。

次に、地方交付税法に照らして、今回のこの地方に負担を押し付けるというか、こういうやり方が地方交付税法に照らしてどうなのかというのが2点目です。

三つ目に人事院勧告、こういったものに基づいて決められるいわゆる地方公務員のそういう給与の在り方ですね、条例でも当然決められるからこういうことで、今回提案になってるんですが、その人事院勧告との関係はどうかと、お願いします。

ラスパイレス指数については、引き下げた後が99.9%ということでありました。ここはどれぐらいになるのかとお聞きしたかったですけど、そういうことでよく分かります。

四つ目に、特別職や先ほども出ていましたが、農業委員会をはじめとして、農業委員、その他委員がそれぞれおられるわけですね。そして、本市で300数十名働いておられる嘱託職員、こういった人たちに対してのいわゆる賃金の引き下げと、そういったものが考えられているのかですね。特別職やそういったところがどういうことなのかというふうにお願いします。

先ほども出ておりましたが、派遣、公益法人等に対する職員の派遣ということで、今観光特産品協会に一人ということであります。これ環境省や都城市、そういったところにも職員が派遣されてますね、うちも受けてますけど、職員をですよ。そういったものがね、過去に阿久根市に県の職員が派遣されて、あそこ20%とか30%、バタンと切られたことがあるんですね、引き下げる。当然そこにいった人は不利益を被るわけですよ、そういったものが仮に都城市、そういったところで、いやこういう措置とらないよってなった時に、非常に不公平感というのが出てくるわけですけど、ほかに、特産品協会が一人だというふうに言われるが、都城市や環境省にも派遣されてるんじゃないんですか、うちは、職員を、今いないのね、都城市もいないのね。

[何事か呼ぶ者あり]

いるじゃないですか、これね。

だから人事課長としてですよ、総務課長でそれでいいんですか。都城市は派遣してないんですかね、派遣してるじゃないですか。だから、答弁は明確にしてもらわないと、僕たちが惑うわけですよ、だから、そういった派遣先がそういう対応をとらない場合に、本市としてはどうするのかと、そこらについてお願いします。

○総務課長（溝口 猛君） まず、今回の国家公務員の給与改定の特例に関する部分でございしますが、この部分につきましては、国家公務員につきましては、復興財源に充てるということで国家公務員は給与のカットが2年間という話になっております。

また、これに伴いまして、地方公務員においても、日本再生のため防災・減災事業に積極的に取り組むようにと、消費税についての国民の理解を得て進めていくために、公務員が先頭に立って取り組みを進めていく姿勢を示すことが必要であることから、地方公務員についても国家公務員に準じて給与を削減するよう国からの要請があったところでございます。

それと派遣の問題でございしますが、都城市とは人事交流という取り扱いになっておりまして、

給与はそれぞれの自治体で負担するという形になっているところでございます。

あと誠にすみません。先ほどのところで、派遣条例に基づく職員ではないですが、出向という形で実質的には派遣何ですけれども、後期高齢者に一人、今派遣しているところでございます。給与につきましては、派遣に関する部分ではなくて、一般職の給与に関する条例ということで、志布志市が支払っているところでございます。

あと県の方におきましても、東京事務所に一人派遣しておりますが、その部分につきましても、本市の給与を適用するという形になっているところでございます。

今回、通常であれば公務員の引き下げにつきましても、人事院勧告が国家公務員に対してされるわけでございますが、その部分を順守して地方自治体も人事院勧告の措置をするということになっております。

今回の流れにつきましては、国のそういった一時的な特例措置ということで、閣議決定された部分を地方への要請という形で、この要請がきたところでございます。

地方6団体もこの件につきましては、一方的に交付税を引き下げて、地方公務員の給与を下げることに対しては、反対という意見が地方6団体の方からも国に対して申し出があったところでございます。その分につきましては、今までの通常の間接費の考え方ではなくて、今回異質と申しますか、そういった形で一方的に国から交付税を削減するということがございましたので、県内自治体、特に市レベルでございまして、協議した中で歳入が減らせる中ではやむを得ない部分があると、市民にも説明がつかないということで、今回職員組合とも4回ほど協議をしましたが、最終的には組合の方も合意と申しますか、していただいて、今回の議案の提出という形になったところでございます。

あと、特別職の削減ということでございます。

この件につきましては、特別職につきましては、平成21年度から既に10%の削減に取り組んでいるということで、今回特別職については、減額しないと、しなかったところでございます。

それから、臨時、非常勤職員につきましては、今回の削減の対象にはなっていないところでございます。

あと、行政委員会関連につきましても、それぞれの報酬等につきましては、今回削減の対象としないところでございます。

○財務課長（野村不二生君） 地方交付税法との関係でございまして、本来先ほど総務課長が申しましたように、地方交付税の考え方からしますと、今回の措置というのは、おかしいのかなという判断をしております。そういう関係から先ほど申しましたように、人件費削減努力等をですね、参考にした地域の元気づくり事業費というような項目を設けましてですね、補填をするというような状況を形をですね、とったところではないかというふうに、こちらとしては判断をしているところでございます。

○19番（小園義行君） 今、それぞれ質疑に対して答弁がありましたけど、これ復興財源に充てるということで、今回国家公務員の7.6%の引き下げ、それに準じてですね、地方にもそういうこ

とを求めたわけですが、そしてもう一つ、消費税を上げるために、私たちが努力してるから理解してくれて、こういうことでね、地方交付税法にも違反している。

そして、人事院勧告に基づいて決められるそういった公務員の給与の決定の在り方、そこを抜いて国の段階で勝手にそういうのがやれるといういわゆる法律違反、だから、先ほど答弁がありましたように、地方6団体はこんなやり方は許せないよということになったわけでしょう。なら、それを踏襲して、きちんとやっぱり駄目だこんなのというのが当たり前じゃないですか。復興財源に充てるとして、今ワイドショーをにぎわしていますよ、何をやってるんですかねっていうことをいっぱいワイドショーが朝やっていますよ、本当に復興財源に充てるということで向こうに、東北にやってる。それが実際に進んでればですよ、こういうことに私は実際ならないと思うんですけど、とんでもないところを使われているということが事実じゃないですか、これ。

そういうことを考えたときに、先ほど答弁にちょっとなってないなと思ってましたから、もう1回聞きますよ。1番目のやつはよく理解ができました。復興財源に充てると、消費税を上げるために、理解を求めるためにこうなんだということですね。地方交付税法に照らして今回のやり方はどうかという点では、今これ少し問題があるという答弁を含めて出ましたのでね、この人事院勧告に基づいて決められる給与の在り方、こういったことがない中で、国が国会です、決めて独立した委員会のそれを勧告も経ない中で決めていくというそのことについて、当局としてどういうふうにするのかという疑問をしました。それについては、まだ答弁が出ていませんのでお願いしたい。

そして、嘱託職員の人たちの賃金を引き下げるなんていうのはとてもこれ考えられないことですよ、でも1回こういうことをやる際に、特別職、私たちの議員も含めてですが、農業委員会の委員の方々とか、いろんな方がおりますね。全体として、そういうものもこういうことを引き下げをやる時には考えないといけないと。先ほど西江園議員の方からもありましたように、そこらについては、きちんと当局が考えを精査した上で提案がされないといけないというふうに僕は思うわけでありませう。

そして、派遣先のこの関係についてはね、広域連合だとか、県の方にあると、それはそういうことだということで理解をしました。

人事院勧告に基づいて本来決められる地方公務員の給与の決まり方、そういったものに対して、それを飛び越えて国がそのことをやるということがどういうふうに受け止めているのかと、これであつたらもう人事院なんか要らないじゃないですか。そこらについてはどういうふうにか精査されて、今回のこの提案というふうになったのかお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国においては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律により、平成24年4月から平成26年3月までの間、平均で7.8%の給与削減を実施しているところであります。

また、日本再生のため、防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、消費税について国民の理解を得て進めていくために、公務員が先頭に立って取り組みを進めていく姿勢を示すことが重

要であるとのことから、地方公務員についても国家公務員に準じて給与を削減するよう国から要請があったところであります。

本来、地方公務員の給与は、個々の自治体が地方公務員法の趣旨を踏まえ条例に基づき自主的に決定されるべきものであり、ましてや地方固有の財源である地方交付税を地方公務員の給与水準引き下げを前提に削減することは、地方分権の流れに反し、地方の財政自主権を侵すものであります。

しかしながら、鹿児島県市長会において知事が述べたように極めて異例の措置ですが、国の要請に基づき、何らかの対応を取らざるを得ないと私自身も苦渋の決断、判断をしまして、4月17日に職員組合へ給与削減の案を提案し、その後、県の状況、県内各地の状況等を踏まえながら、職員組合と3回の協議を経て、先日職員組合との最終合意に至りましたので、本日の提案となったところでございます。

○19番（小園義行君） 今回、我が町は約5,000万円ということでありましたね、これ地方交付税が全国どれぐらい今回のこの国のいわゆる無理難題を受けてですよ、全国でどれぐらいの地方交付税が削減されてるんですか。

○財務課長（野村不二生君） 全国では地方公務員給与削減の削減額が8,504億円程度になるというふうに想定されております。

それに対しましてですね、緊急の課題対応ということで、全国的には全国防災事業地方負担分に対しまして、973億円、それから緊急防災・減災事業費といたしまして4,550億円、先ほど申し上げました地域の元気づくり事業費といたしまして3,000億円というのが対応分ということで考えられております。合計いたしますと8,523億円になるということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回、一般職の方々の給与を5.1%、平均でこれだけ引き下げるといふことの提案であります。今回のやり方は、地方交付税法、その法律があります。その法律に基づいて本来地方に先に削減して、それを聞かないとやらないよというようなやり方で交付税を最初から引き下げをしてやるこういうやり方は、まさに全国どこに住んでいても大丈夫というような地方交付税法の在り方からしてですね、サービスを受けられるという、その点からしてもまず問題があります。だから、地方6団体が当然こういうやり方には反対だということを証明したのは、まさに的を得ているというふうに僕も思います。

そして、国が本来はきちんとその町の条例で決められていくわけですね。人事院勧告に基づいて、一般職の給与、そういったものはですね、その地方分権といいながら、一方でこういう地方を国の下請け機関にするようなやり方についても問題が私はあると思います。

そして、今自民党安倍政権がやっているのは、アベノミクスこういうのをやりながらですね、

2%の物価上昇で成長させていくんだと言っとして、一方でいわゆる国家公務員や地方公務員の給与を引き下げていく、まさに真逆のことをやっている、民間には給与は上げてと、いろんなお願いをするということをやっていますが、一方ではこういうふうには削減をしていく。これでは、まさに消費者であるべき国民の懐が豊かにならないということでもあります。平均で14万8,000円だということでありましたが、1人当たりですね、これでは我が町の住民の懐がさらに少なくなっていくわけでありまして、国が目指しているそういった物価上昇によって、景気をよくするというやり方は、とんでもないことになっていくのではないかとこのように思います。

また、今回のこういう職員の引き下げということで、それぞれ嘱託職員やそういう方々に対しては配慮がされているというふうに、これは当然のことでありまして、一緒になってそれを引き下げていくと、そういうことには僕はならないというふうに思います。

こうした国のやり方が復興財源に充てると言いながら、また一方では、消費税を上げるために私たちが頑張ってるから国民も理解をしてもらうために、自らが身を切ってるんだと、こうやってますけど、実際は消費税を引き上げるということにするための前段をつくっているというふうに私は思います。この秋にその消費税を来年引き上げるかどうかを決めるわけですが、その条件づくりとしか思えない。こういうことをされたら消費税は上がる、そして一方では、そういう働く人たちの懐が豊かにならないと、これでは景気は絶対によくないというのは、過去消費税を3%から5%に引き上げたときに証明済みであります。

そういった意味から、今回のこの地方交付税法を、法律を踏みにじるような法律違反を求めるようなこういったやり方、またその地方自治、自治体に認められているいわゆる条例、人事院勧告、そして条例に基づいてちゃんと決めていく、こういったことを抜きにして頭ごなしにやるようなこういうことではいかんと、私は国がとんでもないことやる時は地方自治体が、その防波堤にならなきゃいけないと、そういう立場に立って本来はやられるべきだろうというふうに思いますが、市長は提案をされました。まさに地方6団体が駄目だといってやってるにもかかわらず、末端ではこういうことがされると。これでは何のためにそういう決議をあげたり反対を表明しているのか意味がないじゃないですか。そういった立場から、今回のこの一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については反対という立場であります。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第43号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決することに決定しました。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から27日までは休会とします。

28日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時17分 散会

平成25年第2回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成25年6月28日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第36号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第39号 土地改良事業の施行について
- 日程第4 議案第40号 土地改良事業の施行について
- 日程第5 議案第41号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第42号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 同意第3号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 陳情第2号 政府の地方財政対策に関する意見書の提出について
- 日程第9 発議第4号 政府の平成25年度地方財政対策に関する意見書の提出について
- 日程第10 議員派遣の決定
- 日程第11 閉会中の継続審査申し出について
（総務常任委員長・議会運営委員長）
- 日程第12 閉会中の継続調査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名 (23名)

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	教 育 長 坪 田 勝 秀
総 務 課 長 溝 口 猛	情 報 管 理 課 長 又 木 勝 義
企 画 政 策 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 野 村 不 二 生
港 湾 商 工 課 長 萩 本 昌 一 郎	市 民 環 境 課 長 外 山 文 弘
税 務 課 長 上 原 登	福 祉 課 長 福 岡 勇 市
保 健 課 長 若 松 光 正	農 政 課 長 今 井 善 文
耕 地 林 務 水 産 課 長 井 手 佐 喜 雄	畜 産 課 長 山 田 勝 大
建 設 課 長 中 迫 哲 郎	松 山 支 所 長 溝 口 敏 久
志 布 志 支 所 長 川 野 賢 二	水 道 課 長 木 佐 貫 一 也
会 計 管 理 者 中 崎 秀 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 保 孝
教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆	学 校 教 育 課 長 金 久 三 男
生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小園義行君と平野栄作君を指名いたします。

日程第2 議案第36号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第36号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第36号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

まず、補足説明として、今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、寄附金税額控除の特別控除の措置、延滞金の割合の見直し、市民税の住宅借入金等特別税額控除の延長及び拡大などの改正が行われたため改正するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、延滞金については平成25年12月31日までは現状で、その後引き下げになるのかとただしたところ、延滞金については平成26年1月1日から改正後の税率が適用されるとの答弁でありました。

この条例改正によって税収がどのように増減するのか試算はされているのかとただしたところ、本市に対する直接的な影響として、延滞金の利率が14.6%から9.3%に引き下げられるため延滞金収入が少なくなるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第36号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第36号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第3 議案第39号 土地改良事業の施行について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第39号、土地改良事業の施行についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第39号、土地改良事業の施行について、審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員7名出席の下、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、受益面積1.1haで対象者が24人ということで、受益面積に対して人数が多いが、どのような区画になっているのかとただしたところ、対象者24人とは、現段階で相続関連の権利者を含んでおり実質的な地権者は少数である。基本的には1区画3反が基本だが、1反のところもあるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第39号、土地改良事業の施行については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

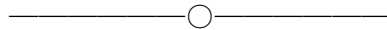
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第39号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第4 議案第40号 土地改良事業の施行について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第40号、土地改良事業の施行についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第40号、土地改良事業の施行について、審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員7名出席の下、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、受益地の中には区画整理の対象になっていない所があるが、同意をもらえなかったのかとただしたところ、農業振興地域農用地区域内の土地で、地目は田だが、現況が耕作放棄地であったり、また本人の事業同意を得られなかった土地であるとの答弁でありました。

受益地の近隣の状況はどうなっているのか。また、どういう作物を作付けして、将来的にどういう活用が見込まれるのかとただしたところ、近隣はほとんど山林である。作付けについては裏作はほとんどなく、圃場整備をすることによって農業機械の大型化が図られる。現在、米をつくるのに大変苦勞をされている。そのことが解消されることが利点であると思うとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第40号、土地改良事業の施行については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第40号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第5 議案第41号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第41号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、17番、岩根賢二総務常任委員長。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第41号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、審査に資するため、泰野分団詰所、尾野見分団詰所及び旧八野小学校の現地調査を実施した後、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。なお、企画政策課の審査時には、生涯学習課の職員にも出席を求めました。

それでは、審査日程順に従い報告申し上げます。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正予算は、既定の予算に3億846万9,000円を追加し、予算の総額を190億7,846万9,000円とするものである。

歳入の主なものとして、国の緊急経済対策実施に伴う地域の元気臨時交付金の追加内示分を計上、基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金繰入金、施設整備事業基金繰入金をそれぞれ増額した。市債は、1億2,680万円増額し、総額で21億8,190万円としている。

歳出の主なものとして、旧八野小学校校舎及び屋内運動場の耐震補強工事分を計上している。平成25年度末の地方債の現在高見込額は、239億9,523万9,000円を見込んでいる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、耐震補強後、使用できる年数等をどのように想定しているのかとただしたところ、校舎は昭和48年、屋内運動場は昭和54年に竣工している。今回、廊下側、教室内側、はり部分の教室、調理室の壁側の4か所を耐震補強する。屋内運動場については、外側の4か所について腐食部分を交換、接合部分の改善を図る。これにより、耐震補強部の工事が終わるが、今後も若草会と協議をしながら維持補修の管理をしていきたいとの答弁でありました。

校舎と屋内運動場の構造耐震指標が、補強設計で0.76と1.16とある。なぜ、差があるのかとただしたところ、0.7以上を基準値として設定してある。構造耐震指標が0.7未満の建物は、0.7以上

になるように補強が必要となる。今回、0.42から0.76になるため基準値をクリアできるとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、消防団員弔慰救済負担金は消防団の退職慰労金で、今回、21名の消防団退職者の市の負担分である。尾野見分団拠点施設建設事業は、尾野見分団詰所を新築するため工事請負費等を補正するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、尾野見分団の施設については泰野分団と同じような施設になるのか。泰野分団で、ここは改善したほうが良いというような要望は上がっていないのかとただしたところ、基本的な規模については泰野分団と同じである。尾野見分団については、その後の反省点も踏まえ、柵の設置等、予算の範囲内で新たに設けるとの答弁でありました。

今後、災害が起こる可能性が高いことや、避難所的な役割を担っていくような施設を考えたときに役に立たない可能性がある。大きな施設をつくれということではないが、備蓄等ができるようなものも今後は考えていかなければならないのではないかとただしたところ、尾野見分団前の尾野見小学校が避難所に指定をされている。また、尾野見地区の条例公民館も避難所として十分機能を果たすと考えているとの答弁でありました。

各方面隊によって後援会費そのものが違う。強制ではないので、支払わないということもあるが、市として内部での協議はないのかとただしたところ、基本的には、後援会でそれぞれ会費を納めてもらっている。合併後、協議をしてもらったが統一されなかったと聞いている。後援会費の未納者については、集落未加入者が多いのではないかと考えている。この件について、市で取り組みはしていない。未納者が多くなれば後援会の運営も難しくなると思うので、今後は後援会費の納入について、市民に納めていただくよう広報等でPRし、未納者が出ないようにしたいとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、県の補助事業である地域振興推進事業を活用し、昨年、国の天然記念物に指定された夏井海岸の火砕流堆積物の案内看板と見学地までの道路案内標識を設置するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国の天然記念物に指定され、市内にも広報等はされているが、市民に伝わっているのか。また、指定を受けてから、市内外からの問い合わせや団体等の見学申し入れの状況はどうかとただしたところ、指定されてから電話等で問い合わせが数件あった。その際には案内もしているが、団体等での研修申し入れはない。周知については、埋蔵文化財センター等で地図の配布、ケーブルテレビでの告知放送をしている。また、平成24年度には、まちあるきウォーキングを開催し、宝満寺から火砕流の現地までの見学会を実施した。今回、看板を設置することで、これまで以上に周知が図れるとの答弁でありました。

道路案内標識5基の設置とあるが、国道沿いには何基設置されるのかとただしたところ、国道沿いに3か所、市道の中に入ってから2か所、設置を予定しているとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものとして、地方消費者行政活性化基金事業として、消費生活相談業務の機能強化に取り組むための県補助金128万8,000円である。オラレまちづくり基金繰入金800万円は、志布志まちづくり公社振興対策事業に充当するものである。

歳出の主なものとして、消費生活相談業務関連経費のほか、商工業振興対策事業800万円は志布志まちづくり公社施設管理に関わる補助金で、財源としてオラレまちづくり基金からの全額充当を予定している。JR志布志駅乗務員宿舎施設等移転補償事業2,129万5,000円の増額補正である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、商工業振興対策事業費の800万円については、今回の補正で対応しなければならぬのかとただしたところ、まちづくり公社の償還金については行政が補填するのではなく、まちづくり公社が努力し返済してもらうのが基本である。可能な限り償還金の全額確保に努力をしてくれとお願いをしていたが、不足額が生じる見込みでやむを得ず、今回、補正でお願いすることになったとの答弁でありました。

JRは日南線を路線廃止する計画はないのかとただしたところ、志布志駅から一日の乗降客は主に通学生で、30人から50人である。採算ベースでいくとどうかと思うが、JRとしても公共交通として認識されており、日南志布志線は今後も更に充実させていきたいということをいろいろな打ち合わせの際に聞いている。路線廃止の話は聞いたことはないとの答弁でありました。

○議長（上村 環君） 緊急地震速報に伴う訓練のため、暫時休憩いたします。

○
午前10時22分 休憩

午前10時24分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） 休憩前に続きまして、報告を続けたいと思います。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、本庁では担当職員が1名減、志布志支所では税務課が市民税務課となり、機構改革に伴い税務課長が1名減で、本庁23名、志布志支所6名、松山支所2名、合計31名の人件費に関わるものであるとの説明でした。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、議会事務局分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、報酬では議員の死去による1名分及び議員報酬の特例に関する条例の一部改正に伴う3%減額、旅費では議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う減額、総額で875万1,000円の減額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、特に質疑はなく、質疑を終結いたしました。

以上ですべての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第41号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、11番、本田孝志文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となっています議案第41号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員7名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、御報告いたします。

はじめに、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なもの、嘱託職員の学校助手及び司書補のうち、学校助手1名、司書補2名を臨時職員として配置したための報酬の減額と、これに伴う賃金の増額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、現在の司書補の配置状況及び募集人員に達しなかった要因に、5年雇用という制限が影響していないかとただしたところ、田之浦中学校・出水中学校の閉校も考慮し、現状で配置は足りている。学校助手や司書補については専門性もあり、継続雇用の必要性もあるので、今後、総務課とも協議していきたいとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なもの、昨年、国の天然記念物として指定を受けた夏井海岸の火砕流堆積物の案内看板と道路案内標識設置に要する経費の増額である。

歳入については、当初予算で志布志市温水プールの改修に伴う工事請負費を計上していた。この財源について、スポーツ振興くじ助成金を充当していたが、審査の結果、採択されなかった。今回、市債による財源措置をお願いするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、夏井海岸は国の天然記念物に指定されたが、知識や興味のある方々だけでなく市の観光資源としての観点から周知が必要と考えるが、どう考えているかとただしたところ、新たに生涯学習課が所管する各種ホームページに掲載したり、文化財パンフレット等を活用し周知する。また、歴史ウォーキングで現地の散策も企画しており、今後は港湾商工課等とも連携を取りながら進めていきたいとの答弁であった。

温水プールの財源については、スポーツ振興くじ助成金が採択とならず、合併特例債を充当し

たいとのことだが、当初予算計上の時点で採択されるかどうか分からないものを計上すべきか、また不採択となった時点で改修の緊急性も含めて協議されたのかとただしたところ、スポーツ振興くじ助成金の配分額が減少し、申請件数は増加してきたことにより採択が厳しい状況になってきた。また、採択されるためには当初予算計上も必要であった。不採択の結果を受け、財務課及び市長と協議し緊急を要する旨を伝えたところ、合併特例債の対象事業ということで今回の財源組み替えとなったとの答弁であった。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものは、人事異動による人件費の補正額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、業務量調査の結果を受け、4月以降の職員の増減についてただしたところ、本庁14名、志布志支所8名、松山支所は保健・福祉の職員も含め11名、それぞれ増減なしであるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものは、安心こども基金を活用した志布志保育園の移転、建て替え及び保育士等処遇改善臨時特例事業による増額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保育士の月額基本給において園ごとにばらつきがある。このような状況でどういった支給方法とするのか、また上乗せ分が確実に保育士に支払われたか確認はできるのかとただしたところ、全職員に同様の上乗せをするため、必要はないとなっている。一部の職員にならないように、保育園側の裁量に任されている。県も基準額の設定はしていないので、一人月額8,500円程度上乗せする。また、実績報告の中で積算根拠を提出してもらうので、支出状況をそれで確認するとの答弁でありました。

民間保育園に比較すると、公立の月額報酬が低い。公立の保育所も同じく処遇改善をすべきではないか。今回の事業提案に伴って、そういった議論はされたのかとただしたところ、ほかの嘱託職員との関係もあるので、今回の資料をもとに総務課とも協議していきたいとの答弁であった。

志布志保育園の移転・建て替えだが、移転の理由及び6か所の要望から志布志保育園に決定した理由は何かとただしたところ、東北の震災以降、保護者から移転の要望があった。防災面を考慮し高台に土地を求め、移転することにした。また、志布志保育園に決定した理由だが、築34年経過していること、防災上の安全確保等の理由により、財政課や市長と協議し決定をしたとの答弁であった。

建物撤去及び跡地利用について、どうなるのかとただしたところ、解体及び更地にするための費用は法人が負担する。跡地の利活用については未定だが、香月地区公民館に隣接しているので、今後、企画政策課等と協議しながら土地利用に対する計画を考えていきたいとの答弁であった。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえ、市長への総括質疑が必要であるとの結論に至りました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

今回、保育士等処遇改善特例事業を提案するにあたって、民間と公立の報酬の差額についてどのような議論があったのか、また、市長として嘱託職員の報酬についてどのような考えを持っているかとただしたところ、今回の提案にあたり関係課と協議した。一般職は一律5.1%の減額をお願いした。嘱託職員については該当しないこととした。また、現状で公立の保育士については、確保できているので特例措置に基づく対応は見送ることと判断した。

保育士だけでなく、市の嘱託・臨時職員について、全体の底上げはできないかとただしたところ、長期的には勤労者の賃金が上がる方向を目指さなければならない。市全体の振興を図り、市民の所得が上がるように努力したい。その後、市の嘱託職員、臨時職員の最低賃金についても考えていきたいとの答弁であった。

次に、保健課分について報告いたします。

歳出の主なものは、曾於地域医療確保対策協議会負担金及びNHK夏期巡回ラジオ体操の志布志開催に伴う経費の増額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、曾於地域全体が医師不足という現状にあり、曾於医師会立病院の充実や医師確保及び病院の位置等も含めて協議をされたのかとただしたところ、医師会立病院の診療科目の充実、医師確保、また病院の位置については、都城医師会立病院の移転や道路網の整備、有明病院の防災上の問題等を考慮しながら、本協議会で議論されることになると思うとの答弁であった。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上ですべての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第41号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、15番、金子光博産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第41号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、6月20日、委員7名出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

まず、建設課分について御報告申し上げます。

補足説明として、土木総務費、報償費は、六月坂安良線の用地買収に関わる裁判で、被告者が高等裁判所へ控訴したことに伴う弁護士費用としての着手金や旅費等の謝礼金である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県単急傾斜崩壊対策事業の山ノ神地区は大変危険な箇所であるが、

早期完成は望めないのか。また、危険廃屋解体撤去事業は予算がなく、待機者がいると聞いているが、補正予算の予定はあるのかとただしたところ、県単急傾斜崩壊対策事業は、採択要件の中に単年度事業費の限度額が1,500万円という要件があり、その1,500万円を全体の事業費で割ると3年はかかる。また、危険廃屋解体撤去事業は1,200万円を当初予算で計上しているが、事業を実施しているところが37件、現在申請を受けている箇所が5件、相談を受けている箇所が3件という状況で、1,180万円ぐらいの予算が執行される予定である。当初は現予算で対応できると考えていたが、広報活動や周知が徹底されたと思われる。補正予算については、今年度補助事業を入れており、追加する分は補助事業の採択が厳しいため、有利な方向で残りの要望件数の動きを見ながら、必要であれば考えていきたいとの答弁でありました。

次に、農政課分について御報告申し上げます。

補足説明として、農業振興費の農家緊急対策特別資金は、本年4月の強風により農産物に被害が生じたため、営農継続に必要な資金に対する利子補給で、対象はお茶である。農家の負担する金利は、今のレートでいくと0%となるが、信用保証に関する費用は農家負担となる。資金額は2億円を見込んでいる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、降灰地域野菜安定対策事業は受益者戸数が1戸だが、採択要件はどのようになっているのかとただしたところ、従来の補助事業では受益農家3戸以上が採択要件であるが、法人については別途要件があり農業生産法人を取得しているという条件と、3名以上の常勤の雇用があれば採択要件に入る。

農家緊急対策特別資金の説明では、強風により農産物に被害が生じたということだが、仮に被害がなかったとして例年どおりだったとした場合、今年の相場はどうだったのか、また来年度からの見通しをどのように予測しているかとただしたところ、今年産のお茶の実績は量が減り、単価が安かったため一番茶だけの比較になるが、対前年比でいくと総体の生産金額で75%程度の見込みを立てている。地域別でいくと、対前年比で松山地区が約68%、志布志・有明地区については約75%を見込んでいる。

最近5年間で、平成21年産が一番悪く、24億4,000万円程度の生産実績であったが、それも下回っているというのが本年産の実績である。来年に向けての見通しは、ここ3年ばかり市況的には下降気味にきており、いろいろな要因があると思うが、お茶の業界においても原発の影響を受けている。そういった部分で、来年以降、どう持ち直すのか、我々も持ち直してほしいという希望は持っているが、今のところは苦慮しているという状況であるとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について御報告申し上げます。

主な質疑といたしまして、農業農村活性化推進施設等整備事業の委託料410万円と、市単独土地改良事業の委託料60万円の金額の差は何かとただしたところ、農業農村活性化推進施設等整備事業は水路の路線測量分である。市単独土地改良事業はC B R試験であるとの答弁でありました。

林道舗装事業は6年間の継続事業ということだが、委託料は6年間で1,000万円なのかとただし

たところ、未舗装である約4,000mの全区間を測量設計するための委託料1,000万円である。来年度の予算要求をするときに、国庫補助事業のために図面等も必要であり、事前に全路線分を測量設計する必要があるとの答弁でありました。

以上ですべての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第41号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

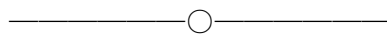
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第41号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第6 議案第42号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第42号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第42号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員7名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明の主なものは、介護二次予防の対象者把握に係る嘱託職員の産休代替に伴う介護士の賃金8か月分の増額である。なお、財源については予備費にて調整するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、日額6,600円での予算計上だが、この基準で有資格者の応募があるのかとただしたところ、介護士について確保が厳しい状況で、知人・縁故を頼りお願いしてる状況だ。産休代替で期限付きということも応募のハードルを高くしている要因だとの答弁であった。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第42号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第42号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここで、11時まで休憩いたします。

—————○—————

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第7、同意第3号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第7 同意第3号 副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第7、同意第3号、副市長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第3号、副市長の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、副市長に外山文弘氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

外山文弘氏の略歴につきましては、別紙の説明資料に記載してございます。なお、既に外山文弘氏から退職願が提出され、受理しているところでございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 副市長を置くということの必要性はよく分かるところですが、3月に提案があった案件では、大変、不同意という残念な結果であったところであります。それを受けて、短い期間での提案というのは、前回、提案された方に対しても十分な配慮がなされるべきであろうというふうに私は思うところであります。

今回、数か月の間にですね、副市長不在ということの影響が、そのことによってどういうふう
に当局としてあるのかですね。そして、前回、不同意となったことに対するの教訓と申しますか、提案の仕方等を含めてですね、短い期間での提案と、これを最良というふうに市長が思っておられるのかお願いします。

そして、三つ目に、前井手副市長のときも、大変激務です副市長というのは、その中で、体調を崩されて入院とか、そういうことが起きてくるわけですが、今回の提案されている外山氏に対しても、そういう本人の健康上の問題等々、当然クリアされていると思えますけれども、本人の健康上の問題、そういったものも大丈夫だというふうに私たち理解してよろしいのかという、その3点についてお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

前回、3月議会で清藤氏が退職されるということで新しい副市長の選任をお願いしたところでございますが、残念ながら同意を得られず、現在の段階まで不在という形になっているところでございます。

この間、副市長の担うべき任務につきましては、他の課長が直接職務する分については担うと、そしてまた、特に総務課長においては様々な委員会での委員長を兼務しながら執行していただいたということでございまして、そのような意味合いから、少し現場の課長という立場からは無理なところもあるなというふうに改めて感じたところでございます。

そのような意味合いから、間を置かずに、副市長の選任が必要ということで新たな人選をしたところでございます。ということで、短期間ではございますが、引き続いて、私は残りの任期を

最大限の仕事を全うするために、副市長という私のペアとなる職員の必要性を感じていましたので、改めて提案しようというふう考えたところでございます。

そして、3番目にお尋ねの健康上の問題についてでございますが、このことにつきましては、十分本人の健康状態を確認いたしまして、十分激務にも耐えられるということでございますので、今回、提案するところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） 2点ほどお聞きいたしたいと思います。

まず、1点目は、外山課長を選任した大きな理由は何なのか。2点目に、職員が副市長ということになりますと、職員の延長線上での職務になるかというふうに思います。そうなりますと、副市長としての役割、そういう立場が全うできるのかどうかということで心配されるわけですが、そこ辺のことはどう考えておられるのかですね、お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、外山氏を副市長に選任したいというふうに考えましたことにつきましては、先ほど提案理由を述べましたとおり、本市においても、また旧志布志町の時代においても様々な分野で経験を重ねられ、そして、その経験の中でしっかりと業務をこなしていただけてきた経歴があるということでありまして、また人柄についても、申し分のない人柄かというふうにお見受けしたところでございます。

ということで、そのような方であるなら、なおさら職員として、今後副市長となった時にどうかという懸念が生じるところでございますが、このことにつきましては、この副市長の選任をお願いをする際に、副市長という立場は特別職であるということをごくお話し申し上げたところでございます。と申し上げますのは、やはり、職員を監督する、指揮するという立場が私には課せられておるところでございますので、その私を補佐する立場の職員とは一線を画した存在であるということのお話を申し上げているところでございます。

今後、同意をいただきましたら、更にそのことの認識を深めていただきまして、私の職務の遂行の上にとって欠かすべきことのない存在になっていただきたいということを、指導を重ねながらそのような存在にしていきたいというふうに思うところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(上村 環君) ただいまの議長を除く出席議員は22人です。

念のため申し上げます。

本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載してください。

重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第75条第2項の規定により、否とみなします。

次に、立会人を指名をします。会議規則第32条の規定によって、立会人に小野広嗣君及び長岡耕二君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(上村 環君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(上村 環君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長(仮重良一君) それでは、順をお願いいたします。

1番、平野栄作議員。2番、下平晴行議員。3番、西江園明議員。4番、丸山一議員。5番、玉垣大二郎議員。6番、坂元修一郎議員。7番、鶴迫京子議員。8番、藤後昇一。9番、毛野了議員。10番、立平利男議員。11番、本田孝志議員。12番、立山静幸議員。13番、小野広嗣議員。14番、長岡耕二議員。15番、金子光博議員。16番、林勇作議員。17番、岩根賢二議員。18番、東宏二議員。19番、小園義行議員。21番、鬼塚弘文議員。22番、丸崎幹男議員。23番、福重彰史議員。

○議長(上村 環君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。小野広嗣君、長岡耕二君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(上村 環君) 投票の結果を報告します。

投票総数22票、賛成19票、反対3票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

したがって、同意第3号は、同意することに決定されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

日程第8 陳情第2号 政府の地方財政対策に関する意見書の提出について

○議長(上村 環君) 日程第8、陳情第2号、政府の地方財政対策に関する意見書の提出についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○総務常任委員長(岩根賢二君) ただいま議題となりました陳情第2号、政府の地方財政対策に関する意見書の提出について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、執行部から、総務課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対する執行部の意見を求め、質疑に入りました。

執行部によりますと、今回の給与の削減等に対して政府は国の政策目的実現のため、地方交付税を一方向的に削減して給与を下げるという形がとられた。市においても、地方自治体の給与の在り方、地方交付税の在り方等、国の方針については非常に疑問を持っているところである。したがって、今回の陳情については、市の考えとしても、方向性としては陳情書と同一の考え方を持っている。このような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、給与は地方自治体が自主的に定めるものである。一括交付金の中でのやりくりであれば問題はないと思うが、市長と議論をされたのかとただしたところ、国の要請に対しては、地方の自主権を侵害しているのではないかと考えている。現実的に、地方交付税の中から職員人件費相当分がカットされ、新たな事業が交付金に盛り込まれ、差し引き5,000万円程度が減額されるとのことである。地方交付税が減るとなれば市民に迷惑が掛かるため、今回、やむなく減額に踏み切ったところであるとの答弁でありました。

県のように一般財源化をし、基金等への積み立てはできないのかとただしたところ、削減された市職員の人件費を特定の基金に積み立てることについては多少違和感があるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、陳情第2号、政府の地方財政対策に関する意見書の提出についての採択については、全会一致をもって、採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第2号に対する所管委員長の報告は採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



○議長（上村 環君） 日程第9、発議第4号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。



日程第9 発議第4号 政府の平成25年度地方財政対策に関する意見書の提出について

○議長（上村 環君） 日程第9、発議第4号、政府の平成25年度地方財政対策に関する意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました発議第4号、政府の平成25年度地方財政対策に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第2号、政府の地方財政対策に関する意見書の採択については、総務常任委員会に付託となっておりましたが、審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、総務常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、平成25年度の地方財政計画において、政府は国の政策目的実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額を推し進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治体の本旨からみて容認できるものではありません。

よって、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長 伊吹文明、参議院議長 平田健二、内閣総理大臣 安倍晋三、総務大臣 新藤義孝、財務大臣 麻生太郎でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第4号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

日程第10 議員派遣の決定

○議長（上村 環君） 日程第10、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

日程第11 閉会中の継続審査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第11、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査

とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第12 閉会中の継続調査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第12、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成25年志布志市議会第2回定例会を閉会します。

午前11時29分 閉会

—————○—————